元離宮二条城編年史料 近

近世編

例言

査は、以下の調査メンバーにより行った。室は、以下の調査メンバーにより行った。産は、以下の調査の結果のうち、近世部分を再構成したものである。歴史調 (温泉期~文久期)に位置付けられるものである。本章は、「史跡旧二条編(慶長期~文久期)に位置付けられるものである。本章は、「史跡旧二条編(慶長期~文久期)に位置付けられるものである。本章は、「史跡旧二条編(慶長期~文久期)に位置付けられるものである。本章は、「史跡旧二条編(として刊行するもののうち、近世献史料を選び、「元離宮二条城編年史料」近世編」は、二条城の理解に欠かせない重要な文 「元離宮二条城編年史料」近世編」は、二条城の理解に欠かせない重要な文 「元離宮二条城編年史料」近世編」は、二条城の理解に欠かせない重要な文 「元離宮二条城編年史料」近世編」は、二条城の理解に欠かせない重要な文 「元離宮二条城編年史料」近世編」は、二条城の理解に欠かせない重要な文 「元離宮二条城編年史料」が表示している。

今和泉 大 (元京都大学大学院生、名古屋市蓬左文庫学芸員)

岩﨑 奈緒子 (京都大学総合博物館教授)

柴田 純 (元京都女子大学教授)

藤井 讓治 (京都大学名誉教授)

横田 冬彦 (京都大学名誉教授)

などから採録し、人物の比定・年代の比定などは、そのままとした。なお、史料は、主として、『大日本史料』・『編年史料稿本』・『京都町触集成』

5.

- 収集し、編年により取りまとめたものである。1. 第一章 編年史料は、慶長期から文久期にかかる二条城に関係する史料を
- 3. 利用の便宜を図るため、細目次を付した。細目次の通し番号は、本文綱文

上部の番号と対応している。

4.

(2) (1)

- 本文の表記については次のような原則で標記を統一した。
- 字体は原則常用漢字としたが、以下の文字は原文通りとした。
- 「者」「茂」「江」「与」などの漢字で表記されている助詞はそのままと変体仮名や合字の「ゟ」・「ゞ」は仮名に改めた。ただし「而」「仁」「乎」
- 本文中は、適宜、読点「、」と並列点「・」を加えた。

(3)

した。

- で示した。 字数分の口、文字数が不明な場合は、[](大まかな字数分の長さ) 虫損・破損などにより判読できない文字は、文字数がわかる場合は文
- 本文以外の部分は「 」で括り、(表紙)・(ウワ書) などで示した。(5) 朱書・別筆などは「 」で括り、(朱書)・(別筆) などと表記した。また、
- た。まれているが、歴史的事実を正確に理解するために原文をそのまま掲載しまれているが、歴史的事実を正確に理解するために原文をそのまま掲載し本文中、現時点において人権を侵害する恐れがあるかと思われる史料も含

一編年史料

細目次

る。	慶長九年六月一〇日 家康が伏見より二条城に入り、公家衆が参上す	慶長八年幕府、二条城を修理する。	慶長八年七月一五日 家康、二条城から伏見城に帰る。	慶長八年七月七日 家康、二条城で二日にわたって能楽を行う。	慶長八年七月三日 家康、伏見より二条城に入る。	慶長八年四月一六日 家康、伏見に帰る。	名を饗応する。	慶長八年四月四日 将軍家康、二条城で能楽を行い、公家衆・諸大	慶長八年四月一日 公家衆、二条城に行き、将軍家康に拝謁する。	衆・門跡など、二条城に参る。	慶長八年三月二七日 家康の将軍宣下及び歳首を賀して、親王・公家	する。	慶長八年三月二五日家康、将軍宣下の御礼のため、二条城より参内	慶長八年三月二一日 家康、伏見より上洛し、初めて二条城に入る。	慶長八年三月七日 山科言経等、二条城を見学する。	を与える。	家康、二条城建設にあたり、早崎平兵衛に礼状	慶長七(六ヵ)年一一月三〇日	月一日に成就する。	慶長七年五月一日 家康、諸大名に命じて、二条城を経営させ、五	する。	慶長六年五月一三日 家康、二条城(京都屋敷)建設の予定地を見学	せる。	慶長六年五月九日 徳川家康が二条城新造に際し、町家を立ち退か
34 慶長一一年七月二七日		33 慶長一一年六月一〇日	32 慶長一〇年八月二二日		31 慶長一〇年八月一七日	30 慶長一○年八月一日	29 慶長一〇年七月二一日	28 慶長一〇年七月二一日		27 慶長一〇年四月二七日	26 慶長一〇年四月一七日	25 慶長一〇年四月一五日		24 慶長一〇年四月一二日	23 慶長一〇年四月一〇日	22 慶長一〇年四月八日		21 慶長一〇年三月二九日	20 慶長九年七月一日		19 慶長九年六月二四日		18 慶長九年六月二三日	17 慶長九年六月二二日
家康、伏見より二条城に入る。	の家康の意向を伝える後藤光次書状。	江戸御殿の金物値段は二条城を参考にせよ、と	家康、二条城より伏見に帰る。	事を諮問する。	二条城で乱舞がある。家康、神龍院梵舜に諸社	家康、二条城で八朔の賀を行う。	家康、林信勝を二条城で引見する。	家康、伏見より上洛し、二条城に入る。	門跡等、二条城に参上する。	秀忠の将軍宣下を賀するため、親王・公家衆・	秀忠、伏見より上洛し、二条城に入る。	家康、二条城から伏見城に帰る。	等、二条城へ参上する。	家康へ年頭の御礼のため、親王・公家衆・門跡	家康、参内する。	家康、二条城に入る。	を謝する。	徳川秀忠、参内し、去々年右近衛大将任官の恩	家康、二条城を発して、伏見城に帰る。	能楽を行う。	家康、北政所殿および公家衆を二条城に招き、	が二条城に参上する。	家康へ当年の御礼のため、親王・門跡・公家衆	家康、参内する。

36 35

慶長一一年八月二日 慶長一一年八月一日

家康、二条城で能楽を行い、公家衆や北政所等

52

慶長一九年一〇月一一日 二条城に弓鉄砲の者を送った旨を伝える中井利

の相談を求めた板倉勝重書状。

家康、二条城で八朔を賀する。

68 慶長一九年一一月一一日 堺の今井宗薫・宗呑父子、大坂城を遁れ、二条	二条城破損個所修復について、重ねて年寄衆と	51 慶長一九年四月二二日
67 慶長一九年一一月一一日 伊達政宗、二条城で家康に拝謁し、宇治に赴く。	求めた板倉勝重書状。	
その後伏見に帰る。	二条城破損個所修復について年寄衆に伺うよう	50 慶長一九年四月一二日
66 慶長一九年一一月一一日 秀忠、伏見から二条城に至り、家康に対面する。	遣される。	
65 慶長一九年一一月七日 蜂須賀至鎮、二条城で家康に拝謁する。	家康、明日下向のため、禁裏の勅使が二条城に	49 慶長一六年四月一七日
64 慶長一九年一一月六日 高野山大徳院宥雅、二条城で家康に拝謁する。	家康、二条城で能楽を行う。	48 慶長一六年四月一四日
瑞(輝元)の使者、二条城で家康に拝謁する。	衆を饗する。	
63 慶長一九年一一月六日 伊予松山城主加藤嘉明の嫡子明成および毛利宗	家康、二条城で能楽を行い、親王・門跡・公家	47 慶長一六年四月一四日
康に御礼を申す。	衆・門跡および諸大名が見物する。	
62 慶長一九年一一月四日 右大臣近衛信尋以下公家衆百余人、二条城で家	徳川頼将(頼宣)が二条城で能楽を演じ、公家	46 慶長一六年四月一一日
実など、二条城で家康に御礼を申す。	の論義を聴く。	
61 慶長一九年一一月一日 八条宮智仁親王・関白鷹司信尚・前関白二条昭	家康、高野山大徳院宥雅等を二条城に召し、そ	45 慶長一六年四月八日
条城で家康に拝謁する。	న్ <u>ల</u>	
60 慶長一九年一○月二八日 三宝院義演・大乗院信尊・本願寺光昭など、二	家康、伏見に戻り、滞留二日にして二条城に帰	44 慶長一六年四月三日
隆など、二条城で家康に拝謁する。	を争い、家康が親王を先とする。	
59 慶長一九年一○月二七日 一乗院尊勢・喜多院空慶・宝性院深覚・片桐貞	二条城で諸礼がある。親王と摂関家が礼の先後	43 慶長一六年四月二日
58 慶長一九年一○月二六日 京極高知の子高政、二条城で家康に拝謁する。	に帰る。	
礼を述べる。	相伴する。その後秀頼は豊国社に社参し、大坂	
57 慶長一九年一〇月二六日 織田信雄および五山の僧徒、二条城で家康に御	家康、豊臣秀頼に二条城で会見する。北政所も	42 慶長一六年三月二八日
56 慶長一九年一○月二四日 家康、二条城で公家衆および諸大名と対面する。	及び松平忠直を従え、参内する。	
を問う。	家康、息徳川義利(義直)・徳川頼将(頼宣)	41 慶長一六年三月二三日
55 慶長一九年一〇月二三日 家康、藤堂高虎を二条城に召し、大坂城の形勢	二条城数寄屋垣を修復する。	
に拝謁し、秀忠の使者も到着する。	家康、駿河から上洛し、二条城に入る。上洛前、	40 慶長一六年三月一七日
54 慶長一九年一〇月二三日 家康が二条城に入る。片桐且元の子元包が家康	慶長年間創建の二条城の作事の様子を記す。	39 年月日未詳
露見との報告書が届く。	幕府、二条城を修理する。	38 慶長一一年
53 慶長一九年一○月二○日 家康の柏原到着時、大坂方の二条城放火の陰謀	家康、二条城より伏見城に帰る。	37 慶長一一年八月一二日
次書状。	を饗応する。	

87	86	85	84	83		82		81		80	79		78	77	76		75	74		73		72	71		70	69	
元	元 和	元和	元和	元				元和元.		慶長	慶長		慶長	慶長	慶長		慶長	慶長		慶長		慶長	慶長		慶長	慶長	
和元年一月二八日	元年	和元年一	和元年一	和元年一		元和元年一		元年一		二 九 年	九年		九年	二九年	九九年		九九年	二九年		九年		九九年	二 九 年		二九年	二 九 年	
月二	月二七	月二五	月二四	月三日		月二日		月一		_			_	_	_		_	_		_		_	_		一一月	一一月	
月	日	日	日	口		P		日		二月二九日	二月二七日		二月二七日	月二六日	二月二六日		二月二五日	月一五		月一四日		月一三日	月一三日		月一二日	月二日	
秀忠、江戸に帰るため、二条城を出発する。の成立を秀忠に賀する	対 王	五山の僧、二条城に至り、秀忠に歳首を賀する。	秀忠、伏見より二条城に入る。	家康、駿府へ帰るため、二条城を出発する。	する。	勅使及び院使、二条城に至り、家康に歳首を賀	賀する。	豊臣秀頼、二条城に使者を遣し、家康に歳首を	など七か条を家康に示す。	日 伝奏広橋兼勝・三条西実条、二条城で禁中儀式	日 神龍院梵舜、二条城で抄を家康に献じる。	どの破壊を言上する。	ロ 秀忠、土井利勝を二条城に遣し、大坂城堀櫓な	片桐且元·板倉勝重、二条城で家康に拝謁する。	日 公家衆、二条城で家康に拝謁する。	に留め、二条城に凱旋する。	日 家康、本多正純・成瀬正成・安藤直次を茶臼山	日 家康、二条城を発し、大坂に向かう。	に拝謁する。	日 本多正信、江戸から京都に着き、二条城で家康	興元など、二条城で家康に拝謁する。	常陸の新庄直定・陸奥の土方雄重・下野の細川	丙忠の使者土井利勝、二条城で家康と密談する。	止宿する。	p 徳川義利 (義直)、二条城を発して、木津川に	上杉景勝・佐竹義宣、二条城で家康に拝謁する。	城で家康に拝謁する。
111 11	10 109		108	107	106	105	104	103	102		101		100		99	98	97	96	95	94	93	92		91	90	89	88
元和元年六月一六日	和元年		元和元年六月二日	元和元年六月一日	元和元年五月二六日	元和元年五月二四日	元和元年五月二三日	元和元年五月二一日	元和元年五月一九日		元和元年五月一八日		元和元年五月一五日		元和元年五月一四日	元和元年五月一二日	元和元年五月一一日	元和元年五月八日	元和元年五月八日	元和元年五月五日	元和元年四月二九日	元和元年四月二六日		元和元年四月二五日	元和元年四月二三日	元和元年四月二二日	元和元年四月一八日
二条城で嘉定の儀がある。	家康、二条成で国月り侖義。家康、高野衆の論議を聞く。	議がある。	秀忠、二条城に至る。また二条城で天台宗の論	公家衆、二条城に至り、家康に拝謁する。	神龍院梵舜、	神龍院梵舜、	秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。	家康、二条城で真言の論議を聞く。	秀忠、二条城に至り、家康と対談する。	家康に拝謁する。	秀忠及び公家衆・門跡・大名等、二条城に至り、	る。	公家衆・門跡等、	前に曝す。	幕府、大坂の残党水原石見守の首を二条城西門	神龍院梵舜、	秀忠、二条城に至り、家康と密談する。	家康、鍋島勝茂を二条城で引見する。	家康、二条城に凱旋する。	家康、二条城を出発する。	秀忠、二条城に至り、	秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。	康と密談させる。	秀忠、土井利勝・安藤重信を二条城に遣し、	公家衆、二条城に至り、家康に拝謁する。	秀忠、二条城に至り、	家康、京都に到着し、

															-	元離	宮二	二条块	成編年	手史	料	近世	±編
132 131 130	129 128	127	126 1	25	124	123	122		121		120	119		118	117	7	116	6	115	114	ł	113	3 112
元和元年七月三日元和元年七月二日	元和元年閏六月二六日元和元年閏六月二五日	元和元年閏六月二三日		元和元丰閏六月一六日	元和元年閏六月一五日	元和元年閏六月一五日	元和元年閏六月一五日		元和元年閏六月九日		元和元年閏六月六日	元和元年閏六月四日		元和元年閏六月三日	元和元年閏六月一日		元和元年六月三〇日		元和元年六月二九日	元和元年六月二八日		元和元年六月二〇日	元和元年六月一七日
家康、二条城で真言宗の論議を聞く。秀忠、二条城に至る。家康、二条城で能楽を張る。秀忠、二条城に至り、舞楽を見る。	二条城で真言宗の論議がある。家康、二条城で天台の論議を聞く。	二条城で真言宗の論議がある。	・門跡及び諸大	秀忠、二条成こ至り、家康と親談する。二条城に帰る。	徳川頼将(頼宣)、伏見城に行き、秀忠に謁し、	家康、二条城南殿に出御し、公家衆に会う。	秀忠、安藤重信を使者として二条城に遣す。	ී	家康、織田有楽に大坂城中の茶器のことを尋ね	条城で真言宗の論議がある。	秀忠、二条城に至り、家康と閑談する。また二	細川忠興、二条城に至り、家康に拝謁する。	拝謁する。	伊予板島城主伊達秀宗、二条城に至り、家康に	公家衆・僧侶、二条城に至り、家康に拝謁する。	献上の書籍を点検させる。	家康、片山宗哲等に命じ、二条城御殿で僧雲叔	家康に献上する。	本阿弥又三郎、二条城に至り、秀頼の骨喰刀を	秀忠、二条城に至る。	α	秀忠、二条城に至る。また二条城で天台宗の論	二条城で天台宗の論議がある。
151 150	149	148	147	146		145	144 1	143	142	141	140		139			138	137	136	135		134		133
元和九年六月八日	元和六年六月一八日	元和六年六月一二日	元和六年五月二八日	元和五年九月一八日		元和五年八月二五	和	元和元年八月一	元和元年八月一	元和元年七	元和元年七		元和元年七			元和元年-	元和元年七月一	元和元年七	元和元年七月五		元和元年七月五		元和元年七月四日
	日	<u>二</u> 目	二八日	八月		7二五日	月四日	月一日	月一日	元年七月二九日	元年七月二八日		元年七月二一日			元年七月一七日	七月一一日	元年七月一〇日	月五日		月五日		Ħ

一 編年史料

一編年	三史料																								
172 寛永二年六月二六日	171 寛永二年四月二日	170 1 (年未詳) 五月一〇日	69 寛永元年一〇月二九日	168 寛永元年一○月四日		167] 寛永元年九月三日	66 寛永元年五月二八日		寛永元年是	164 元和九年閏八月二一日	163 元和九年閏八月一日	162 元和九年八月一四日		元和九	_	元和九年八	和九年八	157 元和九年七月二三日	156 元和九年七月一五日		年七月一	元和九年七月一	153 元和九年六月二五日		152 元和九年六月一五日
伝える板倉重宗書状。二条城の作事を奇麗にせよ、との秀忠の意向を	幕府、駿府城番渡辺茂を二条城の定番とする。との土井利勝書状。	・大坂城の作事について油	二条城の作事は広大なりと記される。西メネ中通署奉書	頃 孔岩中車署 巻書。 二条城の差図を受け取った旨を記した江戸幕府	正俊連署書状。	+1	二条城修築にあたり、石引を叡覧する。	V	幕府、二条城の修築を徳川義直以下譜代大名十	秀忠、二条城を発し、江戸に下向する。	秀忠、暹羅国使を二条城で引見する。	家光、二条城で猿楽を張る。	襲職の慶を奏する。	ムする	大坂城及び二条城の普請についての覚書。		水、二条	家光、参内後、二条城に移る。	家光、二条城で秀忠に対顔する。		秀忠、二条城に入る。家光、入京し、伏見城に	坝	秀忠、参内する。		親王・公卿・門跡以下、二条城で秀忠の入洛を
192 191	190 18	9 188	187	186	18	5 184		183	182	2	18	1	180	179)	178	}	177	7	176	i	175	174		173
寛永三年八月二日	寛永三年七月一三日	寛永三年七月一一日	寛永三年七月三日	寛永三年六月三〇日	寛永三年六月二八日	寛永三年六月二三日		寛永三年六月二〇日	寛永三年六月二〇日		寛永三年五月一六日		寛永二~三年	(年未詳) 七月二四日		寛永二年八月一八日		寛永二年七月二五日		寛永二年七月二四日		寛永二年七月二二日	寛永二年七月九日		寛永二年六月二九日
家光、京都に至り、二条城に入る。秀忠、大坂城より二条城に帰る。		車	親王・公卿等、二条城で秀忠に入京を賀する。	土御門泰重、二条城で茅輪を秀忠に進む。する。	公卿及び諸大名、二条城に参上し、秀忠に拝謁		との江戸幕府本丸老中連署奉書。	二之丸行幸御殿の建設が順調との旨を了解した、	秀忠、京都に至り、二条城に入る。	人に装束料を給う。	幕府、二条城への行幸のため、堂上及び地下官	れる。	寛永の行幸を前に二条城の城域が拡大・造替さ	二条城作事手伝人足に関する松平正綱書状。	綱・伊丹康勝連署書状。	二条城作事の材木入札や薄之儀に関する松平正	井利勝書状。	二之丸行幸の差図と大工を送った旨を述べた土	府西丸老中連署奉書。	二之丸行幸の差図に秀忠の上意を付した江戸幕	重宗書状。	二之丸作事や将軍御座所について指示した板倉	二之丸奥の御座間建設に関する鈴木遠江書状。	板倉重宗書状。	二之丸北に将軍の御座間御殿を建設する、との

																					元離	宮二	<u>.</u> 条5	成編	年史	料	近t	世編
	209		208		207		206		205		204	203	202			201		200	199	198	197	196		195		194		193
	寛永八年一二月二三日		寛永七年七月一三日		寛永五年カ		年月日未詳		寛永四年八月六日		寛永三年	寛永三年一〇月六日	寛永三年九月二五日			寛永三年九月一二日		寛永三年九月一六日	年月日未詳	寛永三年九月一〇日	寛永三年九月九日	寛永三年九月八日		寛永三年九月七日		寛永三年九月六日		寛永三年八月一八日
に伝馬役が賦課される。	二条城への鉄炮等輸送に際し、下鳥羽車持惣中	められる。	二条城の法度は大坂城の法度に准じることが定	先例を問合わせた中井大和守書状。	院御所と中宮様両作事に当たり二条城行幸時の	築され、縮小される。	二条城行幸後、城内の建築物が次第に各地へ移	寺に移させる。	幕府、二条城の唐門を金地院崇伝に賜い、南禅	書。	本丸御殿・二之丸御殿の御絵間数についての覚	秀忠、二条城を発して、帰途に就く。	家光、二条城を発して、江戸に帰る。	公家衆の御礼・祝儀がある。	秀忠・家光父子、参内し、後日二条城において	秀忠が太政大臣に、家光が左大臣に昇進する。	に帰る。	家光、大坂に赴き、普請を上覧し、翌日二条城	二之丸行幸之間に関する覚書。	天皇、二条城より還幸する。	二条城で能楽御覧がある。	二条城で和歌管弦の御遊がある。	న <u>ి</u>	二条城で舞楽御覧がある。公家衆は御番伺公す	්	後水尾天皇、女院などを伴い、二条城に行幸す	太政大臣を勧められるも、固辞する。	家光、参内し、従一位右大臣に叙任する。秀忠、
	227 2	226	225	224	223		222	221		220		219	218		217		216	215		214	213		212				211	210
	寛永	寛永	寛永	寛永	寛永		寛永	寛永		寛永		寛永	寛永		寛永		寛永	寛永		寛永	寛永		寛永				寛永	寛永
	<u> </u>	<u> </u>	_	_	_		<u> </u>	_		<u> </u>		_	_		_		_	_		_	<u> </u>		_				_	
	年閏七	年閏七	年七月	年七月	年七月		年七月	年七月		年七月		年七月	年七月		年七月		年七月	年七月		年七月	年七月		年七月				年七月	年七月
	年閏七月一日	年閏七月一日	年七月二八日	年七月二八日	年七月廿二七日		年七月二六日	年七月二六日		年七月二五日		年七月二三日	年七月二三日		年七月二二日		年七月二一日	年七月二〇日		年七月一九日	年七月一八日		一年七月一六日				年七月一二日	年七月一一日
家						う。			礼		銀			受		及			諸			伝		米	DI.	_		
家光に賜う。	上皇、参議勧修寺経広を二条城に遣し、白蘭を	家光、左大臣二条康道の男光平を猶子とする。	幕府、浪士の姓名居所改めを命じる。	家光、二之丸小広間へ出御する。	家光、御書院に出御し、九条関白と対顔する。	<i>2</i> °	家光、禁中能楽の故事を武家伝奏日野資勝に問	家光、二之丸御広間へ出御する。	礼を受ける。	家光、二之丸御広間に出御し、西本願寺門跡の	銀子を与えられる。	京中町人の代表が二条城へ集められ、家光から	家光、京中の民に銀五千貫目を下賜する。	受ける。	家光、二之丸に出御し、医師・連歌師等の礼を	及び諸大名を饗応する。	家光、二条城で能楽を張り、親王・公家・	家光、二之丸に出御する。	諸大名が拝謁する。	家光、二之丸へ出御する。参内を賀する御三家・	家光、参内する。	伝えるも、家光、固辞する。	後水尾上皇、家光に太政大臣推任の内旨を再三	光に拝謁する。	以降、公家・門跡・僧侶・諸職人・商人等、	一三日、勅使・院使等、歳首を賀する。一三日	勅使・院使等、二条城で家光に上洛を賀する。	家光、二条城に入る。

_	編生	 手史	料																									
248	247	246	245	244	243			242	241	240		239	238		237	236	235	234	233		232	231				230	229	228
寛永一	年月日	寛永一	寛永一	寛永一	寛永一			寛永一	寛永一	寛永一		寛永一	寛永一		寛永一	寛永一	寛永一	寛永一	寛永一		寛永一	寛永一				寛永一	寛永一	寛永一
二年五月二三日	未詳	一年八月五日	一年八月三日	一年八月二日	一年八月一日			一年閏七月二九日	一年閏七月二八日	一年閏七月二五日		一年閏七月二三日	一年閏七月二二日		一年閏七月一六日	一年閏七月一五日	一年閏七月一四日	一年閏七月一三日	一年閏七月一〇日		一年閏七月九日	一年閏七月七日				一年閏七月六日	一年閏七月四日	一年閏七月三日
幕府、大番の百名で二条城を守り、在番交替期	福井作左衛門が二条城破損方棟梁を勤める。	家光、二条城を発し、江戸に向かう。	家光、一条昭良と対顔する。	上皇、院使を二条城に遣し、家光に屛風を贈る。	家光、御暇乞いのため参内・院参する。	に就封の暇を下す。	を従四位下に叙す。また、北陸・山陽の諸大名	家光、奏して、松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛	家光、大坂より京都に帰る。	家光、大坂に行く。	家法度のことを諮る。	家光、摂政一条兼遐を二条城に招き、朝政や公	家光、諸大名と、二条城で蹴鞠を見物する。	大名に代替わりの領知朱印状を与える。	幕府、二条城にて五万石以上及び城主以上の諸	家光、御小書院で御三家と会う。	家光、本丸御書院で大番頭・書院番頭に会う。	家光、二之丸御書院上壇に出御する。	家光、御小広間において二条光平の礼を受ける。	武の二人、家光に謁し方物を献じる。	琉球中山王尚豊の使者、佐敷王子及び王城・金	家光、御座間において、南光坊天海に会う。	忠昭を豊後亀川に移封する。	膳所城主菅沼定芳を丹後亀山に、亀山城主松平	井忠勝を小浜に、佐倉城主石川忠総を膳所に、	幕府、小浜城主京極忠高を松江に、川越城主酒	上皇、家光を召して宴を催す。蹴鞠がある。	家光、勅使・院使に御書院で対顔する。
	264		263		262		261		260	259		258	}	257		256		255	254	253	252		251			250	249	J
	元禄六年一一月一日		元禄四年二月		天和三年五月一〇日		寛文九年四月二一日		寛文八年一二月五日	寛文五年五月一二日		寛文三年九月一四日		寛文二年七月一六日		寛文二年五月二八日		万治三年九月八日	万治三年七月六日	明曆二年四月一日	承応二年四月一一日		正保元年二月二〇日			年未詳 (寛永年間ヵ)	寛永一七年三月七日 幕府、	
්	二条城入用縄藁幷蔵詰米日用·	食す。	ケンペルが京都で、二条城の日	きの事があり、罰せられる。	大番士山木忠右衛門は、二条は	の由緒を述べて、高瀬舟に対	下鳥羽等七村車方が二条城普	の宿割案内を勤める。	町代は役として、御上洛幷御-	京都地震のため、二条城が破り	に監督させる。	幕府、石清水八幡宮の修繕に	搬出が計画される。	二条城石垣石材のため、一乗	信に役を命じる。	幕府、二条城の修理にあたり、	本多俊次に役を命じる。	幕府、二条城の石垣を修繕する	京都大風のため、二条城が損害	幕府、二条城の番士に令条を立	二条城中で火災がある。	する。	幕府、大番頭本多正貫・中根	寄中に指示する。	二条城への鉄炮の丸薬等輸送	三月一一日	幕府、二条城・大坂城の在番	を一年と定める。

一条城・大坂城の在番衆に条令を下す。

指示する。 への鉄炮の丸薬等輸送を、下鳥羽車持年

大番頭本多正貫・中根正成を二条城番と

中で火災がある。

風のため、二条城が損壊する。 一条城の石垣を修繕するため、膳所城主 一条城の番士に令条を定める。

次に役を命じる。 一条城の修理にあたり、大垣城主戸田氏

計画される。 一乗寺山からの切出し

こさせる。 石清水八幡宮の修繕にあたり、二条番士

役として、御上洛幷御上使、二条城番衆 震のため、二条城が破損する。 案内を勤める。

山木忠右衛門は、二条城在番の節、不届 を述べて、高瀬舟に対して訴訟する。 等七村車方が二条城普請御用や鉄砲運送

ルが京都で、二条城の堀の美味しい鯉を

入用縄藁幷蔵詰米日用人足の入札触が出

		元离	雅宮二条城編年史料 近世編
286 285 284 283 282	281 280 279 278 277 276 275	274 273 272 271 27	0 269 268 267 266 265
享保五年四月一四日享保六年六月一六日享保六年六月一六日	年月日未詳 正徳五年一月二二日 正徳五年二月 字保三年四月二二日 字保五年二月二五日 字保五年二月二五日	年月日未詳 宝永七年四月一八日 宝永七年閏八月	禄八年三月 禄八年一〇月三日 禄八年一一月一一 禄一二年九月一〇 禄一三年九月一〇
二条蔵米売払の入札触が出る。二条蔵米売払の入札触が出る。二条蔵米売払の入札触が出る。二条蔵米売払の入札触が出る。	条 議 条 議 米 売 払 条 議 米 売 払 長 長 高 米 売 払 長 長 高 ま き の 節 も も も も も も も も も も も も も	落雷により、二条城の天守・権・しゃちほこない城国村々から二条竹蔵への竹上納についての山城国村々から二条竹蔵への竹上納についての覚書。 天部村・蓮台野村など、二条城掃除人足を出す。 「条城の注連飾の松などが稲荷村から取り寄せられる。	車仲間が、大坂城から二条 輸送に従事した旨の御用留 入用縄藁人足の入札触が出 大豆内拵日用人足の入札 城内普請の節、中井主水を 城内普請の節、中井主水を が大豆内拵日雇人足の入札
310 309 308 307 306 309	5 304 303 302 301 300 299	298 297 296 295 294 293 29	2 291 290 289 288 287
享保八年七月二三日享保八年一一月一八日享保八年一一月一八日享保八年一一月一八日	享保七年八月二四日享保七年一一月三日享保七年一一月一九日享保八年二月一〇日享保八年四月五日	享保七年三月八日享保七年六月一三日享保七年六月一三日享保七年六月一三日	六年一○月二九 六年一一月二日 六年一一月二日 六年一一月二日 六年一二月一九
二条蔵米売払の入札触が出る。二条蔵米売払の入札触が出る。二条蔵米売払の入札触が出る。二条蔵米売払の入札触が出る。二条蔵米売払の入札触が出る。	平座を命じる。 二条城中破損入用縄藁の入札触が出る。 二条蔵米売払の入札触が出る。 二条蔵米売払の入札触が出る。 二条蔵大豆売払の入札触が出る。 二条蔵大豆売払の入札触が出る。 二条蔵大豆売払の入札触が出る。	二条蔵米売払の入札触が出る。 二条蔵米大豆売払の入札触が出る。 二条蔵米大豆売払の入札触が出る。 二条蔵米売払の入札触が出る。 二条城中修復の入札触が出る。 二条城中修復の入札触が出る。	二条蔵米売払の入札触が出る。 二条蔵米売払の入札触が出る。 二条蔵奉行役屋敷修復の入札触が出る。 二条蔵奉行役屋敷修復の入札触が出る。 二条城内大鼓御櫓用上種灯油請負の入札触が出る。

337 享保一一年六月三日 二条蔵大豆売払の入札触が出る。 336 享保一一年五月九日 二条城中破損所修復の入札触が出る。	享保一○年一二月 二条蔵米売払の入札触が出	享呆一〇年一一月 二条蔵米売払の入札触が出る	享保一〇年一一月二七日	が出る。	33 享保一○年一一月 二条城内四方太鼓塀の扣柱扣貫等修復の入札触	331 享保一○年一○月二三日 二条蔵米売払の入札触が出る。	330 享保一○年九月一日 二条蔵米売払の入札触が出る。	329 享保一○年七月一七日 二条蔵米売払の入札触が出る。	32 享保一〇年六月一五日 二条蔵米売払の入札触が出る。	32 享保一○年五月一二日 二条城内御破損所修復の入札触が出る。	32 享保九年一一月二七日 二条蔵大豆売払の入札触が出る。	触が出る。	32 享保九年一一月一一日 二条城内四方太鼓塀の扣柱扣貫板等修復の入札	324 享保九年一一月三日 二条蔵米売払の入札触が出る。	323 享保九年一〇月二七日 二条蔵米売払の入札触が出る。	32 享保九年一〇月一九日 二条蔵米売払の入札触が出る。	32 享保九年九月八日 二条城内二之丸西構塀修復の入札触が出る。	32 享保九年八月 二条蔵米売払の入札触が出る。	319 享保九年七月二六日 二条蔵米売払の入札触が出る。	31 享保九年六月二九日 二条蔵米売払の入札触が出る。	31 享保九年六月四日 二条城内所々の井戸修復の入札触が出る。	316 享保九年五月二三日 二条城内入用灯油の入札触が出る。	31 享保九年五月二三日 二条蔵米売払の入札触が出る。	31 享保九年閏四月一八日 二条蔵米売払の入札触が出る。	31 享保九年閏四月六日 二条城中御破損所修復の入札触が出る。	31 享保九年四月二四日 二条城中御用灯油の入札触が出る。	31 享保八年一二月一二日 二条蔵米売払の入札触が出る。
359 宝暦五年五月二六日 二条城内諸小屋修復に付入用の筆紙墨等の入札358 宝暦四年二月 吉田村が二条御蔵詰米の人足を出す。	写文 三年 ノナニフト	57 寛延三年八月二六日 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――		年一一月一三日	35 元文四年三月八日 二条城内廊下橋掛直の入札触が出る。	వ ం	35 元文三年一一月 天部村では二条城内の御時太鼓の皮張りが行わ	先例に関しての町口美濃守書状。	353 元文二年一二月四日 二条城の番衆が御所への御使に際し問合わせた	頭の問合せに対する中井主水(ヵ)書状案。	352 元文二年一二月三日 女院御産に当たり御使役となった二条城在番組	頭の問合せに対する返答書。	351 元文二年一二月一日 女御御産に当たり御使役となった二条城在番組	払や御飾松などを勤める。	350 元文元年一〇月 お土居内十二ヵ村が、京宿役として二条城御煤	349 享保二〇年五月二二日 二条城内入用栗角木運送賃銀の入札触が出る。	34 享保一四年 田中村が二条城に竹を献上する。	347 享保一一年一二月二〇日 二条蔵米売払の入札触が出る。	34 享保一一年一二月七日 二条蔵米売払の入札触が出る。	345 享保一一年一一月二三日 二条蔵米売払の入札触が出る	34 享保一一年一一月一二日 二条蔵米売払の入札触が出る。	343 享保一一年一〇月二二日 二条蔵米売払の入札触が出る。	34 享保一一年九月二〇日 二条蔵米売払の入札触が出る。	341 享保一一年九月一二日 二条蔵米売払の入札触が出る。	34 享保一一年八月二九日 二条蔵米売払の入札触が出る。	33 享保一一年八月一三日 二条蔵米売払の入札触が出る。	33 享保一一年七月四日 二条蔵米売払の入札触が出る。

378 ∓	377 ==	7					372			370			368 #:		367 ≠		366 #:			364			362			360 =	
天明八年五月二二日	天明八年五月二二日		天明八年四月六日	天明八年三月二五日	天明八年三月一二日	天明八年三月四日	天明八年二月二三日		天明八年二月一日	天明八年二月	天明八年一月三〇日		安永九年三月四日		安永六年一一月一六日		安永二年五月一一日		安永元年三月一三日	明和八年一一月		明和二年七月一日	明和元年四月一二日	宝曆七年七月二九日		宝曆六年一二月一二日	
松平定信が京都に至り、二条城の城内を巡見す	での不法等を禁じる。 松平定信、所司代同道にて二条城入城に付道筋	(a)	二条城西御門・外御櫓太鼓塀等の新建修復の入	二条城上使屋敷等の普請請負の入札触が出る。	二条城炎上灰燼人足の差し出しを命じる。	救助米銭を二条城蔵下で渡す。	二条城仮番所取建に付その刻限を報じる。	る。	禁裏御所方・二条城炎上に付人足の供出を命じ	天明の大火に関して、幕府内の対応を収録する。	天明の大火で二条城が延焼する。	が出る。	二条城西御門外橋・城中廊下橋掛直しの入札触	と淀過書座が相論に及ぶ。	二条御城米などの輸送に関して、下鳥羽村問屋	不行状で遠流となる。	大番士井上正豊(富次郎)は、二条城在番中に	が倒れる。	二条城のあたりで、夜に怪しき光が見え、小屋	堀内村は二条城修復のため、縄藁代を負担する。	న <u>ి</u>	二条城内本丸高麗門外の橋懸直しの入札触が出	下板鉛買上の入札触が出る。	二条城西門外橋掛直しの再入札の触が出る。	ි	二条城内廊下橋牛梁より上掛直しの入札触が出	触が出る。
401 4	400	399	398	397	396		395	394	393	392	391	390		389	388	387		386	385	384	383	382		381	380	379	
天保一三年一二月	天保九年五月	天保九年一月	天保三年七月	天保三年七月四日	天保二年一二月		文政一三年七月	文政一○年一二月	文政七年六月	文政四年九月	文化元年一一月一五日	文化元年一一月一五日		享和三年五月一五日	享和三年三月二八日	寛政一一年一月一九日		寛政九年一〇月二九日	寛政六年五月一四日	寛政二年四月一日	寛政二年二月一七日	寛政元年一二月二五日		天明八年八月八日	天明八年七月二八日	天明八年五月	
二条在番の面々借財に付触が出る。	二条城松飾り・煤払い人足に付触が出る。	飢饉に際し、二条御蔵御囲米を町単位で借用す	二条城内外地震破損所の修復に付触が出る。	二条城内外地震破損所の修復に付触が出る。	二条城内外・外米蔵とも修復に付入札触が出る。	を幕府に届け出る。	大坂目付が、文政地震直後、二条城の被害状況	二条城松・煤払いに付触が出る。	二条城米売払の入札触が出る。	二条城西門外橋掛け直しの入札触が出る。	二条城破損方桶方勤方に付触が出る。	二条城蔵痛米の入札触が出る。	入札触が出る。	二条城外米蔵内廻り床下共掃除幷取繕共請切の	二条城西門外橋懸直しの入札触が出る。	二条城蔵米売払の入札触が出る。	師と判明する。	二条城の金蔵が破られ、	二条城中廊下橋掛直の入札触が出る。	二条城外米蔵破損等修復の入札触が出る。	二条城内小屋普請等の取繕請負の入札触が出る。	二条在番衆に洛中洛外の見廻りを命じる。	勘定奉行根岸鎮衛らに物を給う。	幕府、仮御所及び二条城などの仮造営を賞し、	二条城外米蔵修復の入札触が出る。	二条城西門等の破損修復の入札触が出る。	る。

一 編年史料

420 年月日未詳	419 明治四年六月二九日	418 明治四年六月	417 明治三年八月二五日	416 明治三年八月		415 慶応四年閏四月二二日	414 慶応四年一月		413 慶応元年九月一四日		412 慶応元年閏五月二二日	411 慶応元年三月		410 元治元年九月	409 文久三年二月	408 文久二年一〇月	407 文久二年一〇月		406 文久二年閏八月		405 安政六年一一月	404 安政二年六月	403 嘉永三年		402 天保一四年一二月
条城御殿番の役屋	中日本丸跡に移される。 大蔵省各司出張所・弾正台巡察出張所が二条城	京都府庁が二条城に移される。	二条城の御時太鼓が廃止される。	二条城の古瓦を拾った者は届けるように命じる。	が出される。	京師還幸の節は、二条城に玉座を移すとの布令	二条城を太政官代とする。	み格式を要望する。	三十三町組が、二条城替地の由緒により洛中並	城に入る。	将軍、上洛し参内の後、夜七つ時に出て、二条	二条城中での鉄砲火入調練に付触が出る。	付触が出る。	御所・二条御城近辺八丁四方出火の節の対応に	将軍徳川家茂の上洛に付、洛中洛外に触が出る。	二条城修復に付火の用心触が出る。	二条城修復材木運送に付触が出る。	で一札を取り交わす。	二条御城米問屋について、下鳥羽村と横大路村	歎願する。	二条城御番衆の寄宿町が、再度寄宿町の増加を	大津蔵納米の二条蔵へ移替に付触が出る。	二条御城入御順路書。	送が行われる。	二条城米運送の車が減少し、人力大八車での運

慶長六年五月九日

徳川家康が二条城新造に際し、 町家を立ち退かせる。

養演准后日記 同日条

伝聞、 京都ニ内府屋形立云々、 町屋四・五千間モノクト云々、

慶長六年五月十三日

家康、

二条城(京都屋敷)

建設の予定地を見学する。

一内府京都屋敷三条柳ノ水辺三町四方云々、(徳川家康) 〔言経卿記〕同日条 御 出了、 御覧也云々、

慶長七年五月一日

家康、 諸大名に命じて、二条城を経営させ、 五月一日に成就する。

〔慶長見聞書〕 五月朔日条

被成、 二条御城屋敷御取立被成候、 奉行ハ村越茂助也 上京正親町 o, 長者町 Ö 御屋 敷の御殿を御 引

二条の御所出来候て、 板倉伊賀守家来罷在候て、 長者町 の御屋敷ニ罷有候三 御上洛の時分ハ明候て町屋江罷出候、 一輪を被為置候也、 方の

時慶卿記

ルニ足ル、故ニ此ニ収ム、築ノ本年ノ事タルヲ徴ス 初而知人ニ成、 為見舞也、 八月五日、 折箱一持セ、 加藤主計正礼二出、二条ノ内府屋敷右普請 天野周防等其席二在之、 棒庵小屋迄出、 加藤常由馳走候、 惟二棒庵被添礼ヲ申伸候、 二此中小屋 ○此条同月日ニアラ 青山

下川又左衛門殿

以上

要候、 候間、 然者普請之様子、 態申遣候、 随而其地いつれも石垣普請作事方、幷耕作以下無由断様ニ可申付候、 各令相談、 我々事軈而可令下国之処、上方御普請被仰付候間、下国相延事 委権左衛門かた迄申遣候、 つれの道にも可相究候、 普請二人なと上候儀、 普請道具之儀、 急可差上事肝 書付遣

> 此方之儀、內府樣御懇之儀共尽性々普請二令如在様ニ相聞候、 申様ニと、 別而御入魂之体二候間、 内府様御懇之儀共候、 沙汰之限成儀ニ候、 大方様此地ニ御座候、 心安可存候、 猶追々可申遣候、 弥無沙汰候者可改置! 左様之所へ御見

卯月廿 日 清正 (花押)

加藤百介殿

加藤美作守殿

加藤右馬允殿

○本書ニ拠レハ、築城ノ発令前月ニアリシ事知ルヘシ、 難キヲ以テ、 慶長見聞書二拠リ五月一日二掲ク、 然レトモ其日的知シ

以上

寿林もの指越ニ付而、 仕舞可下国候条、 可得其意候、 書状加披見候、 此方普請之事如形出来候、 やかて 相

- 本丸広間之絵画之絵事迄にてハ遅く候由候、 事ニ絵出しをさせ、 上かたより手代之もの呼下可申候、 右衛門ニ頭取をさせかゝせ、 大事ニ広間ニて候に、 手代のものすくなく候て、 此方へ申越迄も無之事ニ侯、 やくにたち可申候哉 平右衛門 ハ居候 はか不行候ハヽ、 いれぬ哉、 玉 [々絵 亚.
- 田畠立毛能候由、 得其意候 珍重候、 所々堤損候所、 其在所くへ申付、 築候之由
- 花畠作事、 七月廿二日 留守中番等無油断之由尤候、 清正 印 尚追而可申下候、

中川寿林殿

下川又左衛門殿

大木土佐殿

以

其上注文之通念を入申付之由尤候、 書状令披見候、 相止と見候間 仍今度ばハんニ参候者、 向後妻子なとも不持、 誠何程法度以下堅申付候とても、徒者不 ゆくゑ不正者ハ、上方之者成共、 分領中ニ在之付 相改二人搦上、 朝野旧聞裒稿

も人先二令出来御感不斜天下之播外聞候、 堅可申付事肝要候、将又伏見之御普請之様 下国儀ニ候へ共、 何 方の者にても、 留守之儀万無油断可申付事専用候、 大方様御煩以外ニ候ニ付. 謹言、 풵 相延候、 如 何様下 ·国程有間

八月十一日 清正 (花押)

加藤喜左衛門殿

新美権左衛門殿 -川又左衛門殿

(成功記) 又源君以為京師営処非要害地、 命石壁水池、 五月二日条 役於諸州牧伯、 於是相似於二条堀川西神泉苑北囲方四町之 四日ニ収ム、于時天下牧伯尽力、(中略)五月、

地

殿宇門楼、

金碧映徹、

人称之曰二条新亭、

不日成

又曰、 君言之善、 今遣衆勢成二条城、 可煩帝室、 而後整軍斎師誅在京之逆徒 必争之地、 京二条城、 守之亦可煩帝室、 而嫌無用労費之情、 城郭堅固必有害事也、 本不謂二条御屋敷、 非大権現之意也、 攻之亦可煩帝室、 城郭不堅固、 不覚発言、 若吾在京、 利勝公似有不満之気象也、 初大権現日、 及如予鄙夫耶 則可易敗之、 故破前代聚楽城、 有逆徒速退尾張、 京城古来戦国之時、 高城郭垜隍池守之、 構二条邸矣、 或守大坂、 竊案不忘

紀伊国物語

二条御城、 衛門·加藤左馬介等、 此城ハ堀せはきかよし、 なれにて数日御持堅被成内ニハ、江戸より御人数参へし、其御積被成候へハ、 御持被成候へハ、廿日ハ御こたへ被成へし、其内に程近き城主共駆付へし、 御意ニ、 御取返被成候に、 三間堀にて狭とて、二間御ひろけさせ可被成 堀狭候て不苦、此城ニ御座候を、 今少御ひろけさせ被成候様ニ、御堀せはく候と申上 堀のせはきか能と、御意被成候よし、 其子細ハ、 関東なとに被成御座内、 打囲て攻候、 由 ロの時、 何も能者共を、 人此城を攻取 池田三左

嘉良喜随:

仰付縄張ヲナサレ、 座所平屋鋪ニテ要害宜カラス、 慶長七年四月廿八日、 称シキト也 へキ迚二条堀河西神泉苑ノ北ニ、 五月三日伏見城へ還給フ、二条ノ御所ト世人二条城ヲ 大坂ヨリ家康公御帰、 仮ニ城郭ヲ構へ、 四丁四方ニ城ヲ築カントテ、 禁中ニテ御能アリ、 御在京ノ折々休息ナサル 諸大名二被 京都ノ御

(東照宮御実紀附録)

らぬほとかよし、 をおそへに、むかひを急にすへし、 堀ハ幅をせはくほり、下にてハ鑓を振廻さるゝ程にするかよし、又城の方 返さむにも便よし、 ^ Ų 近畿の城城より後詰も来り、 この城せめ囲るゝとも、 城溝の狭きにより、 慶長六年十二月、 ひろくほり過たりとて、 さらハせハきと思ふかよし、 今少し広くせむと申上しに、 寄手へ鉄砲のちかくあたるもよし、 関西の諸大名に課して、 功力をついやすに及ハすと仰られぬ、 二間堀広けしむ、 其ころ御不興なりしとか、 しハしかほとハもちかゝゆへし、 とからするうちにハ、江戸より大勢はせ上る いやこれにてたれり、 水のある堀もせはくて、 万一敵にせめとられし時、 池田三左衛門輝政、 京二条の城を営築せし いひ伝ゑし、 江戸の西丸の外堀ハ 又ある時の仰に、 もし世変出来て、 加藤左馬助嘉明 そのうちにハ、 船の自由にな 味方より取 む

慶長七(六カ)年十一月三十日

家康、二条城建設にあたり、早崎平兵衛に礼状を与える。

〔摂津太田文書〕 『德川家康文書の研究』 下 (二七九頁

就今度京都普請、 船之儀被馳走候由 内藤二右兵奉行申候、 段令悦喜侯、

委細後音可申候也、

十一月卅日 早崎平兵衛との 家康

[中井家文書]

総合千五百七拾五石六斗四合

右之御材木は、京二条御城御用ニ相渡申候、但御材木大坂より上り申船ちん、

奉行衆、 又は鳥羽より車ちん迄入申候て、京之御屋敷迄届候て、 仍如件、 称段如: 此 則 御

慶長七年 度々の御手形相そへ上申候、

大工 藤右衛門 (花押)

寅十二月廿八日

(花押) (花押) (印)

大工 同 久左衛門(花 (山上) (山上) (山上) 衛門(花 (花押)

板倉伊賀守殿参

山科言経等、二条城を見学する。 慶長八年三月七日

5

一二条御屋敷へ各同道罷向了、 殿中見物了、 〔言経卿記〕

同日条

伏見より上洛し、 初めて二条城に入る。

(御湯殿上日記〕六十一

6

慶長八年三月二十一日

三月廿一日、 にいてらる」、 はるゝ、 ゆうふ、 けふ御のほりにて、 おとこしゆう、 む かい

(義演准后日記)

三月廿一日晴、 将軍宣下御礼ノ参内云々、 今日、 将軍家康上 洛、 帰路見物驚目了、 (中略) 来廿五 月

光豊公記

三月廿一日、 被掛詞也 右府御上洛、 各堂上之輩、 大仏迄御迎出、 広橋、 子、 両 人江

[慶長日件録] |

(言経卿記) 廿八 三月廿一日、今日、 大樹、 到二条城御上洛也、及晚御城へ行、 大樹懸御目

三月廿一日戊寅、 晴 大樹伏見ヨリ御入洛二条

十 五

乍去祈祷事ナレ 三月廿一日、 天晴、 ハ同前也、 右府 初而城へ被移、 各御迎二出、 少予ハ遅して不逢

(梵舜日記)

三月廿一日、天晴、 内府家康、 京新城始而御上洛

廿三月、 雨降少也、 京城へ見廻申也

〔鹿苑日録〕 十八

此事同日晚於□□聴之、 馬之六人、御乗物之崎へ行、 三月廿一日、 本有之ト云々、 自朝晴天、 御乗物之崎へ、 斎了、 無余事、 其跡各々袴、 赴豊光閑話、 雑職衆十六人、 不及記之、 肩絹□□ナカニテ、 右府君、 鐵棒ニテ御成ト唱之ト云々、 昨日巳刻二御上洛、 御供凡二百

東照宮将軍宣下之記

三月廿一日 自伏見御入洛、 供奉之侍、 各着袴、

肩衣、

(徳川実紀)

伏見城より御入洛ありて、二条の新御所に入らせ給ふ

慶長八年三月二十五日

将軍宣下の御礼のため、二条城より参内する。

〔御湯殿上日記〕 慶長八年三月二十五日条

ひろはしおやこ三人、まてのこうちおやこ、はく、あすか井おやこ、う大弁、 かた、につた殿、女中まてしたいくくにとおる、三こん御さか月二つまいる、へまいる、一つハにつた殿へまいる、二こん御さか月一つまいり、宮の御へまいる、一つかにつた殿へまいる、二こん御さか月一つまいり、宮の御 御あんない申さるゝ、つねの御所にて御たいめんあり、 廿五日、はるゝ、しやうくんさんたいあり、 れいせいちこ、あの少将、 しやくにてまいらるゝ、女中、 こん三こんまいる、しよこんに御さか月二つまいりて、一つハ宮の御かた しによくくるまよりおりたまふ、御ちよくろなかはしつほね也、てんそぅ にて御とをりあり、ちつさんのしゆうからすまろおやこ、日のおやこ三人、 につた殿御しやくにてく御へも宮の御かたへもまいる、につた殿ハ御てん おほきまち三てう、 ちつきんのおとこたちにつた殿へ御しやく くるまにて御しこうあり、 やましな、藤しょう、 宮の御かたもなる、

御物し、 長はし御はつをとて三まいしん上申、 中しゆう、 けなきよし申さるゝ、御ふたしん上申 なか二はまいらるゝ、 時なかはしにても二こんまいる、 かより女ゐんの御所 ね五十枚、 く三かさね、 ま代しろかね百まい、 んないし殿廿まい、 御みつ御れう人、めゝすけ殿、 宮の御かたへ百まい、 殿はいせん四つし少将、 しむしろより御とをりにいてらるゝ、く一御 へしろかね三百枚、 ひろはし大納言、 より二まいつゝまいる、につたとのへけふハめてたくおほしめし候 女しゆ、 したしたまで小袖たふ、 女御の御かたへきかね三枚、 御なか百は、 いよ殿也、 したくまてたふ、 御なか卅はまいらるゝ、 いよ殿十まい、こや、 へ御しこうあり、 女院の御所よりしろかね卅まい、 御なか二百は、 女御の御かたへ百まい、 しんもつしろかね千まい、女ゐんの御所へ二百まい、 う大弁さいしやう御つかゐにまいらるゝ、 宮の御かたへ御たちおりかみ、 宮の御かたの御はいせんこんすけ殿、 大御ちの人卅まいつゝ、 するくとめてたしく、 御さか月まいりてのち、 大御ちの人、しん大すけ殿、 御さか月三こんまいる、 女ゐんの御所へ白かね卅まい、 ねんとうの御礼御むま、 御なか百は、 いつも五枚つゝ、 ないし所へしろかね一枚、 の御はいせん新大すけとの、 新大すけ殿、 御ふく三かさね、 御なか廿はまいる、 長はし五十枚、 むまたいしろか 女ゐんの御所 ないきのらう こんすけ殿、 すゑしゆう、 御かへりの 御ふ 御

) 慶長八年三月二十七日

家康の将軍宣下及び歳首を賀して、親王・公家衆・門跡など、二条城に参る。

[御湯殿上日記] 六十一

たよりきかね一枚まいらるゝ、かたしけなきよし申さるゝ、てんそう御つかい也、ねんとう御しうきとして、きかね二まい、宮の御かまたちまいらるゝ、御むま代、きかね三枚、宮の御かたよりきかね一枚、三月廿七日、はるゝ、ふる、につた殿へ、しやうくんめてたきとて、御む

義演准后日記〕八

二月十三日、豊光寺へ、内府将軍宣下御礼之事尋遣了、来月之由返答、

三月廿七日、諸公家衆将軍宣下御礼、明日ハ諸門跡礼也、仍出

廿八日、依雨御礼延引、在京、

束事、 院児、 大覚寺二品性、 実相寺大僧都、 単衣ノ衆少々有之、 晴、 将軍御礼次第事、 予 准 后 、 随心院大僧都增、 梶井無品親王胤、 不可説々々々、 照高院准后道証、○証 勧修寺各馬太刀也、 竹内無品親王、 予香鈍色精 調妙法院等同然、 、妙法院二品親王胤、 乗院准后、 申次殿上人、 大乗 装

(光豊公記)

藤侍従同道、将軍宣下之御礼被重也、三月三日、雨、申刻晴、右府江御礼参、烏丸大、日野大、広橋大、飛鳥井、

(鹿苑日録) 十八

酒三片、 三月三日、 礼二下向 烏丸亜相、 於豊光被進夕飡、 勧修寺宰相、 自朝雨天、 柿、 昆布、 未明赴于伏陽、 夕飡、汁莒菜、 (苣ヵ) 広橋亜相、□. トコロ、 各々登城、 ♡□鳥殿○飛鳥井藤宰相侍従、□鳥殿○飛鳥井藤 登城、予新で、日本の一、海苔、日本房アへテ鹿角引テ独□、海苔、日本房で、出来将軍、 先赴豊光、 予者艮首座与且□□申刻帰京, (中略) 公家衆日野

、時慶卿記〕十五

テ道阿迄出 児迄太刀披露也、 烏丸、日野、 三月廿七日、 同ニ御対面也、 天晴、 飛鳥井、 雲客ハ太刀持参也、 晩霙、 但菊亭一人ハー同也、 先度依相済無出仕、 飯後、 将軍珍重之御礼、 御礼後、 其御礼相済テ、 八条殿、 輿ノ底ヌケ、 親王摂家堂上不残出、 伏見殿、 堂上次第々々也、 門内ヨリ歩ニ 御児御所、 但、 摂

廿九日、天晴、将軍へ法中ノ御礼、

廿八日、雨天、巳刻二

一晴、

将軍へ局方ヨリ御礼返在之、□□一東ニスハル由

[慶長日件録] |

宿ニ参、三月廿七日、諸家将軍参賀也、予雖当番、令相転、将軍へ伺候畢、及黄尽三月廿七日、諸家将軍参賀也、予雖当番、令相転、将軍へ伺候畢、及黄尽

廿九日、大樹へ、諸門跡御礼有之云々、廿八日、午刻、大樹へ参、懸御目畢、

東照宮将軍宣下之記

三月 一世七 三番九条殿関白兼孝、 侍従迄、 目 将軍 床下之御礼也 -家江公家衆御礼之次第、 、七番鷹司殿大納言左大将信房、 四番 三月廿九日、 一条殿前左大臣内基、 門跡衆御礼、 番八条殿智仁親王、 何茂上壇之御礼、 五番二条殿前左大臣昭実、 大納言、 二番伏見殿邦房 中納

[大谷派本願寺日記] 三月廿七日、 掃除過 御城へ御礼に御 成 八ツ 過還

[大谷本願寺通紀] 三 宗主伝第三

為第七位、 八年、家康公任大将軍、 ○慶長家康公任大将軍、 時下間頼 廉有動 諸門宗往 観申 賀 宗 主如八進 謁 見、 先於. 東門

主

(恵照山歴代編年略記) 慶長八癸卯三月

家康公将軍宣下、 法雲登城御対顔、 拝領黄金巻物羽二重等什物帳載之、

9 慶長八年四月一 日

二条城に行き、 将軍家康に拝謁する。

(言経卿記) 廿八

宰相 羽 対 四月一日丁亥、 両三人同道退下了, 蔵人等也、 林 御酒ナカハニ常御所へ参了、 阿野羽林、 飛鳥井宰相、 申次城織部助 酒有、 天晴、 大樹奥ノ 正親町三条羽林、 日野宰相、 殿中 也 間二御出、 烏丸亜相、 御礼二、 勧修寺宰相、 数刻御雑談有之、小将棋有之、七時分ニ、 広橋弁、 広橋亜 其後ニ御酒出了、 冷 四 堀川入道一斎、 土御門左馬助、 相、 竹内等令同 万里小路亜相、 次予、 道参了、 冷泉羽林、 藤侍従、 六条、 子、 冷泉 四条 刻

二日戊子、 富小路左金吾、 大勢有之、 枚年代記入懐中テ進上申了、 、天晴、 暮退下了 清極﨟、 夜雨、 殿中 其 外南禅寺三長老、 へ参、 次夕飡有之、 冷同道了、 予、 常御所御対顔了、 相国寺学校舜首座 六条相公、 斎、 種々 冷泉羽林、 雑談申了、 其外簣子

慶長日件録

四月二日、 当番令相 大樹へ

三月、 大樹へ参、

(梵舜日記)

四月十四 月 天晴、 京御城罷出、 三光雙覧抄之事御尋

一四月四

二条城で能楽を行い、 公家衆・諸大名を饗応する。

准后日記] 八

三月、 四月朔日 大雨、 霽、 御能仁可出座由被仰出了、 来四日、 於将軍家、 猿楽四座立合在之、 巳刻出京 仍大蔵 卿法橋指上 Ţ

ニヶ国主也 播磨国・備前国、 也 巳 上 中 壇、 四日、 五月、 殿中ニテ見物、 四宝生、 群衆見物也、 御膳過テ暫御休息、 長岡越中、 権大納言・大科〇大科ハ 壇中央将軍御座、 次三河守等酒各賜之、其後将軍御出 垂テ御休息、 上、、、、、、以上下壇、 右、 陰、 西方予、 陰、 但三番過テ、鳥目四百貫、 狂言師以下不残、 在京了、 卯刻、 右、 諸大名同休息了、折島等ニテ酒賜之、予盃始之、 御能九番アリ、 同所同侍也、 聊端エ出テ著座、 鳥丸大納言・広橋大納言・飛鳥井・勧修寺宰相・若狭宰相 三方也、 『科ナリ・備前中三国主也 『一年十・動修寺字』大科ハ・備前中三国主也 三河守宰相御息大科ハ(肥力)加賀・能登・越・三河守宰相将軍左予著座、上壇、只将軍一二 福島大輔安芸国・備後 将軍御所 今日ハ庭上未干、 其後御出 下 足付也、 小袖一ツ拝領之、 、出仕、 壇、 九番過テ各退出、 ヲキナ、 御能始ル、 水無瀬入道・冷泉、、・ 予後二堂上衆悉著座、 御相伴衆、 単衣紫、 舞台ノ左右ニ積、 能御見物、 仍御能延引了 脇能観世大夫、 先、 京極修理男差・毛 五帖ケサ生袴、 凡二百五六十程賜之歟、 予ト共ニ廿人也、 予宿坊ニ未刻帰了、 翠簾褰之、 八番より雨降、 大夫ニハ小袖唐織 二番金春、 将軍ノ左、 舞台南庭 御相伴 池田三左 備前守ニ差之、 壇、 毛利宰相 庭上衆退去 利 七五三結 左、 -衆事、 将軍 日 上

六日、 晴 御能有之、予今日ハ不出

七月、 晴 頡 御能、

八日、 仏生会依御能不執行、 無念々々、 不可説々々

言経卿記] 廿八

四月四 刻 日庚 先朝飡有之、 寅 事外済々事 時 分 雨 也 殿 中 次大樹御出座、中御能有之間、冷 次相 同 道 伴衆各被参了、 朝 = 参了、 辰

人等同道申畢、

掖能養老、十一番有之、酉刻帰蓬蓽

脱四文等、等、 三輪、 也、 各退出了、 ニ小袖唐織被下、 過テ、四座大夫已下ニ、 播磨少将池田·広島少将福島·丹後少将京極弟、 安芸相公毛利·豊後相公長岡若狭相公京極以上三方也、堀川入道一斎·冷泉羽林· 橋亜相 宝院准后素絹、 以上二百余人也、 子 • 下之段足付也、 今日御能高砂観世、 藤永宝生、大会子 ンカウ、呉機観 加賀黄門前田・飛鳥井相公・勧修寺相公・越前相公結城、 両人上之段也、 取渡之、 五番メヨリ狂言無之、七番メニ雨フリ了、七時分ニ 百貫ツヽ舞台ニ積之、本多縫殿助出合、大夫トモ 次座之衆小袖オリスチーツ、被下、 次簾被捲、 四方也、中之段ニテ烏丸亜相・日野亜相・広 田村今春、芭蕉宝生、 下之段大樹渡御、 リ、等也、 六字脱文、出羽侍従最上、、○此下凡出羽侍従最上、、○此 山祖母カウ舟弁慶観世 各円座傍有之、三番 狂言者ニニツヽ

四条同可参上由申入之処、昨日不参不謂儀也云々、夕飡有之、此外十余人有之、薄暮退下了、明日於殿中御能有之、可参之由也、予・六条相公・烏丸弁・同水無瀬羽林・堀川入道・冷泉羽林・極﨟等也、五日辛卯、天晴、殿中へ未下刻ニ、冷同道参了、後刻御対顔了、種々御雑談了、

始了、 りんさう今・春栄観世・伏見今、等也、 今日御能矢立鴨今春・たつ田観世・熊野今・鐘馗観世・源氏供養観・うとう今春 番已後、 四条羽林・藤侍従・堀川侍従・極﨟等也、 六日壬辰、 御出座、予・六条相公・烏丸弁・冷千寿・堀川入道・水無瀬羽林・ 別座飡有之、 天晴、 殿中ニテ、 後刻盃出了、 御能有之、 折四合・土器物出了、 冷父子・四、 其外武士大名・僧俗群集也、 同道参了、 申刻各退下了、 辰下刻

|慶長日件録]| 一番ニテ不参、今日御能有之、伝聞九番有之、御所望二番也云々、御機嫌也云々、番ニテ不参、今日御能有之、伝聞九番有之、御所望二番也云々、御機嫌也云々、四条当七日癸巳、天晴、殿中可参之処ニ、 予事外草臥了、 冷同前由云々、 四条当

六日、大樹へ御能見物ニ参、山科·冷泉·四条·水無瀬中将·烏丸弁·六条等也、及晩大樹へ参、懸御目、四月五日、大樹御猿楽可致見物、依仰向二条亭、因雨気延引、仍頓而帰宅、

七日、当番令相転、御能見物ニ行、日野宰相·猪隈少将·阿野少将·烏丸頭弁·観世金満両太夫也、九番有之、脇能矢立賀茂也、

[肥後松井家譜]五春光君御譜五 八年正月

三斎様被成下候御書、

迄相待在之事に候、来月十七八廿日之内にハ、下国すへき事(中略)此比可下と存候処、今度之御悦事に、四座に御能可被仰付由候間、それ去十八日江戸より上、同廿五日之御参内御供仕候、仕合能候間可心易事、

三月廿九日 御判

松井佐渡守殿

慶長八年四月十六日

家康、伏見に帰る。

〔言経卿記〕

四月十六日壬寅、陰、夜雨、大樹伏見へ御下向由云々、

12 慶長八年七月三日

家康、伏見より二条城に入る。

[言経卿記]

三日、丁巳、天晴、大樹、伏見ヨリ暮々御上洛有之、

[時慶卿記]

七月三日、将軍二条ノ亭へ御上洛ト、

[当代記]

七月三日、将軍家康公上洛、

2 慶長八年七月七日

家康、二条城で二日にわたって能楽を行う。

[言経卿記] 廿九

見物了、夕飡有之、明日可参之由被仰了、七月六日庚申、天晴、殿中へ、予・冷・四・倉部等同道参了、碁将棋有之、

大夫者今春也、東方、朔・朝長・松風・檀風・安達原・当麻・藤戸・百万・七日辛酉、天晴、殿中御能有之付、早朝ニ、予・冷・四・倉部等同道参了、

ヒラニツ、也 台ニ被積了、 大勢不可勝計、 真浄院本願寺・烏丸亜相・日野亜相・予・六条相公・飛鳥井相公・烏丸頭弁・ 呉機キリ等也、 斎・冷泉羽林・四条羽林・土御門左馬助・内蔵頭・竹内蔵人等也、 永井右近大夫渡之、侍衆広蓋カタヒラ入テ出了、座ノ衆カタ 申刻、各退下了、夕飡有之、御酒等有之、今日参仕衆、一乗院· 今日能三番スキテ、今春父子肩衣ツいシ三大夫百貫文、 舞

葉狩・土岐入道見松・実盛・江節・舟弁慶ワキ・一斎・大夫太一坊・矢立鴨弓八幡キッ━等也、次、見物衆庭上衆被立了、次七騎落・大夫安威摂津守・紅 日御能、 大略昨日衆也、 馬助・飛鳥井羽林・内蔵頭・藤侍従・堀川侍従・極﨟等也、其外大勢有之、 六条相公・飛鳥井相公・冷千寿丸・鳥丸頭弁、 御見物ノ内也、堂上衆者、 キリ・前輪入道半入等也、 弓八幡岩川等也、 ニ相始了、 八日壬戌、 (リ)等也、次、見物衆経上聚被立了、次七騎落・大夫安威摂津守・紅豆、等也、次、見物衆庭上聚被立了、次七騎落・大夫安威摂津守・紅白楽天大夫今春・八島同・江口同・谷カウ同・自然居士同・熊坂今春子・ 天晴、 大樹別ノ御座敷也、 殿中御能有之、早朝ニ予・冷・倉部令同道参了、 真浄院早出、 昨日モ今日モ、将軍与浅野弾正少弼与御碁有之、 細々参了、 烏丸亜相・日野亜相・広橋亜相弁・ 御振舞有之、申下刻各退下、 一斎、 冷泉羽林・土御門左 辰下刻 今

十日甲子、 天晴、 殿中へ、冷・四・倉部等同道参了、夜退下了

(慶長日件録)

、時慶卿記〕十七 七月八日壬戌、 日当番之間、殿中へ不参、今日番より退出後、御猿楽見物に参、酉刻帰蓬蓽、 晴、 巳刻大樹へ参、 昨日より御猿楽有之、大夫金満井也、

七月八日、天晴、 モ大夫ノ由候、 右府ニ能、 金春仕由候、 其外見松斎・江雪等ノ衆

〔鹿苑日録〕 十八

藍主助、 七月七日、自朝晴天、至日亜相公、自御城無帰宅ト云々、御能者八番ト云々、 大夫外山ト云々、有八番、翌八日外山七番、其余ハトキノ見正入道・前羽半入・ 其外両人乞能ト云々、

14 慶長八年七月十五日

家康、二条城から伏見城に帰る。

七月十五日、 大樹 (中略) 伏見御城御還御也云々、

(慶長日件録)

七月十五日、 大樹及晩伏見へ還御

慶長八年

幕府、二条城を修理する。

[京二条御城之御材木御勘定帳]〇山

慶長八年卯正月より六月十五日迄、

正月十三日

一五拾本

あつさ五寸 長弐間、は > 壱尺、

此米弐拾六石五斗 但、 壱本ニ付、五斗三升ツヽ

同日

一壱本 長弐間

川上六寸角

此米壱斗四升

同日

一弐拾本 長弐間

此米弐石八斗 但、 壱本ニ付、壱斗四升ツヽ

同日

一拾本

長弐間半

檜八寸角

此米六石三斗七升五合

同日

一五本

此米弐石弐斗五升 但 壱本ニ付、四斗五升ツヽ

同日

一弐拾本

長弐間半

此米三石七斗 但、 壱本ニ付、壱斗八升五合ツ、

同日

五拾本 長弐間

同四寸角

此米弐石壱斗

長弐間半

但、 壱本ニ付、 四升二合ツヽ

十七日

一拾本

松六寸角

此米壱石八斗五升

惣合千七百三拾壱石三斗二升九合

則御奉行衆度々の御手形相そへ上申候、 右之御材木者、 舟ちん、又ハ鳥羽より車ちん迄入申候て、京之御屋敷迄届候て、 京二条御城御用二相渡申候、 仍如件、 但、 御材木、大坂より上り申 ね段如此候、

慶長八年

卯七月十三日

大工藤右衛門 (印) (花押)

大工仁左衛門 (印) (花押) 尼崎又次(印)

(花押)

大工久左衛門 (印) (花押

板倉伊賀守殿 参

16 慶長九年六月十日

家康が伏見より二条城に入り、 公家衆が参上する。

[御湯殿上日記] 六十二

六月十日、しやうくん御のほり、

、義演准后日記〕九

六月十日、将軍伏見城ヨリ御上洛、 当年初也、 近日御参内云々、

〔言経卿記〕 三十

六月十日己丑、天晴、大樹伏見ヨリ御上洛、 巳刻也、 各罷向了、 烏丸亜相

万里小路亜相・予・六条宰相・飛鳥井宰相・日野宰相・勧修寺宰相・一斎

冷泉羽林・四条羽林・広橋弁・飛鳥井羽林・内蔵頭・藤侍従・竹内蔵人等也 十一日庚寅、天晴、 大樹へ参了、夕飡被下了、参仕衆、予・六条宰相・烏丸頭蘭

十二日辛卯、天晴、大樹へ、冷、倉部等参了、御対顔也云々、茶子酒等有之云々、 斎・水無瀬羽林・冷泉羽林・四条羽林・左馬助・内蔵頭・極﨟等也

> 日野宰相・烏弁頭蘭・水無瀬羽林・阿野羽林・花山院羽林・広橋弁・左馬助 十三日壬辰、天晴、 大樹へ参仕衆、 烏丸亜相・花山院亜相・予・飛鳥井宰相

飛鳥井羽林・内蔵頭・藤侍従・難波侍従・極﨟等也

[時慶卿記] 二十

六月十日、 五月十一日、天晴、 天晴、 将軍二条御所へ御出京也、 将軍御上洛、 御少人、 御煩ノ儀ニ依テ御延引ト也 近習衆・堂上出迎被申由侯

[慶長日件録] |

日為御草臥、 六月十日、 晴、 無御対面、 巳刻、 大樹、 (中略) 自伏見到二条城御上、 及晚、 二条城二参、 今

一日、晴、斎了参番、未刻退出、後水無瀬中将為同心、二条城 へ参、無御対面

、梵舜日記〕十

六月十日己丑、将軍右府家康、 京之城へ自伏見御上洛

十九日戊戌、御城へ罷出、 依不例無出座

慶長九年六月二十二日

参内する。

(六月) 十三

老耄候間不参、禁中へ参、 堀川御所へ参、御衣文奉仕、夏御直衣也、 廿二日辛丑、天晴、 ショスル也云々、(中略)大樹辰刻御参内也 大樹御参内也、 四条同道、 辰刻也、 御参内已後、二人ハ殿中へ参、 、御指貫者、ツフ丁子也、予可参之処、 冷泉・内蔵頭等、 早暁二二条

慶長九年六月二十三日

家康へ当年の御礼のため、親王・門跡・公家衆が二条城に参上する。

〔義演准后日記〕 十

無品親王、 次妙法院二品親王、 条殿・近衛殿・鷹司殿・九条御方、御礼了以後、 六月廿三日、将軍江諸家当年ノ御礼也、 次竹内無品親王、次随心院法印、 次大覚寺二品親王、次予、 先伏見宮、 次実相寺、各馬太刀也、 門跡方礼也、先照高院准后、 次聖護院二品親王、次梶井 次八条宮・一条殿・二

御送如常

〔言経卿記〕三十

六月廿三日壬寅、 大樹群参了、 早朝、 冷泉 小・内蔵頭等、四条同被参了 為御衣文参了、

(時慶卿記) 二十

諸門跡次第也、 公卿分ハ太刀披露処、 六月廿三日、 天晴、 堂上不残、 辰刻 此度ハ三木より自持也 但前二御礼衆華山 将軍当年ノ諸礼群参也、 飛鳥井・ 六条等也 家、 次菊亭右府・ 去年ハ

(梵舜日記)

六月廿三日壬寅、 天晴、 将軍家へ諸家御礼

北政所殿および公家衆を二条城に招き、

慶長九年六月二十四 能楽を行う。

[言経卿記] 三十

廿五日甲辰、 六月廿四日癸卯、 大樹御能有之、冷・四・倉部等不参了、 大樹御能有之、 冷 • 四·倉部等参了、

(時慶卿記) 二十

慶長日件録〕 廿四日、 天晴、 巳刻夕立、二条城へ北政所殿被申入、能観世大夫仕由

Щ 堀川侍従·予等也、 丸父子・飛鳥井父子・藤宰相・広橋弁・花山院大納言・徳大寺・日野宰相 二人静之後、 立賀茂・八島・二人静・舟弁慶・生贄・三輪・是界・返魂香・山姥・養 六月廿五日、 池田三左衛門・毛利宰相・対馬屋形・加藤主計頭等同座有之、 風被立切、 日姥・養之間、 (老脱ヵ) 御自由御見物之故也、 大夫ニ百貫一重被下之、 御前 子、 微 明、 に伺候畢、 二人静・舟弁慶之間、 聖廟へ参、 総別公家衆之座敷、 乗院門跡·同公家衆、 次殿中御猿楽見物二参、 其外座者、悉単給給之、 大樹御そはに伺候、 大樹之御座之間、 座敷ニテ御見物也 大夫観世、 又返魂香• 矢

20 長九年七月一日

二条城を発して、 伏見城に帰る。

(言経卿記)

七月一日、 早朝伏見城へ御帰也 二云々、

七月一日、 将軍家康伏見城に還

慶長十年三月二十九日

参内し、 去々年右近衛大将任官の恩を謝する。

|慶卿記]|二十三

三月廿九日、 被候、 銀子百枚卜云々、 三百把、 鬼間二休息、 被思召旨叡言也、 二太刀折紙ニテ御礼也、 衣冠也、先ハ二条ノ亭へ、従伏見午前ニ被著ト云々、 ニテ被渡由候、 御献三献後、 銀子二百枚、親王御方へ白綿二百把、 三献後、天扚也、其、御帳台ノ前御座、 天晴陰、 女御殿迄内々申入候故、 申次広橋弁也、 女院御所百枚、 夜ハ急雨、 大将殿ハ太刀御馬、 其後、 上壇ノ北ニ親王御方御座 左大将参内、(右の誤) 女御殿、 紅花百斤進上ト、 国々ノ公家、 於御黒戸御対面、 女院御所へモ参上、珍重旨申入、 艮子百枚、 毛馬也、 国々大名小名供奉、 御盃逐一二被下、 四足門ヨリ高遣戸ヲ経、 局衆へハ小袖ノ代艮子 菊亭へ被預下、 女御殿へ白綿百 所労平愈珍重ニ 其遥下壇ニ大将

慶長日件録〕二

参内、 毛利宰相、 百枚、 物御太刀御馬、 飛鳥井父子、 参内御成之程、 廿九日、 ニ於薬院御装束、 京極宰相、 親王御方同御座ニテ御対面、 先鬼間 晴、 次右大将御退出 丹後侍従、 藤宰相父子、 右大将秀康卿御参内也、(忠/誤) ニ御休息、 伊達少将政宗、毛利右近少将、 立石之辺迄、 銀子弐百枚、 山科、 稲葉侍従、 冷泉候御装束二、烏丸父子、予、薬院二相待懸御目: 有暫、 山科父子、 山科父子、冷泉、 各御迎二出、 綿千把、 主上出御、 会津侍従等也、 三献参、 冷泉、 親王御方へ、 先伏見より二条之御城 伝奏両人、 右大将、 子、 四条、 池田三左衛門少将、佐竹少将、 次大名衆御礼、 薬院迄奉供、 各御太刀御馬進上、 進物御太刀御馬、 清凉殿於西間御礼、 予等令御供、 日野父子、 米沢中納言景 へ御 自四足門 成、 次

御膳、 予者午時出洛、 年頭之御礼ト云々、此間ニ、 朝御前、 三月廿九、 々々了テ、直伏陽還御ト云、 於二条御城、 自朝陰、 申刻帰院 雖然雨不降、 板倉殿被挙之、 大坂へ右大将公御下向ト有風聞、 時々吹晴、 不知虚実、 則午前御参内、 今晨右大将公自伏陽御上洛、 是ハ先右大将之御礼、 々々以後於薬院被挙 是又不知虚実 又者

慶長十年四月八日

家康、 二条城に入る。

義演准后日記

三月廿八日、 右幕下来月八日御上洛云々、 伏見西丸御座也、 (中略)

八日壬子、 天晴、

〔言経卿記〕三十二

四月八日、

将軍今日御上洛云々、

慶長日件録〕二 八専入、 将軍二条御所マテ御上洛了、 冷・四・倉部等参了、

八日、 四月四日、 晴、 大樹二条之御城へ御上、 陰、今日大樹御上洛之由 内々有沙汰、 依雨延引云々、

、梵舜日記〕十一

四月八日壬子、将軍家康入洛也

九日癸丑、 天晴、 子、 京城江御見廻ニ罷出也

23 慶長十年四月十日

参内する。

〔言経卿記〕三十二

対顔了、 長橋殿局ニ入給フ、騎馬衆、 十日甲寅、 殿中へ、 次長橋局一献有之、大樹酌ニテ長橋殿被参了、(中略)御退出了、 、参会、各御門マテ被参了、長橋殿ニテ御酒有之、御参内、珍重之由申之、 大樹へ珍重之由ニテ被参衆、(中略) 御参内珍重之由、 天晴、 大樹巳刻ニ御参内了、(中略)次大樹ヌリコシニテ御参内、 広橋大、、、 御直廬へ参衆、 新中納言等、 (中略) 於常御所御対面、 御対顔後御酒被下之、各退出了、 直垂ニテ被参了、御 御緒太広 (中略)

> 次予、 奥二而碁将碁等見物了、 夕飡有之、 十五六人相伴了、

〔慶長日件録〕 二

禁中御座敷御取置有之、未下刻大樹 四月十日、 大樹御参内、 (中略) へ参御対面、 午上刻御退出、 事外御機嫌也 各唐門外迄送申畢、 次

慶長十年四月十二日

家康へ年頭の御礼のため、 親王・公家衆・門跡等、 二条城へ参上する

[義演准后日記] +

可説也、 最初一品親王月条次伏見宮、 絹直垂也、 装束事小直衣也、 法印、次勧修寺、 鷹司御方·菊亭右大臣等、 四月十二日、 大将殿へ与奪云々、尤御年歯ニ相応了、摂家幷門跡方へハ、縁マテ御送如常、 次予准后、 重衣又ハ鈍色可相応歟、 武家輩ハ布直垂也、 次聖護院二品親王、 次実相寺、 九条殿直衣歟、 大樹へ諸家・諸門今日惣参賀、 次法中、 次大乗院御童形、 次 一条殿・二条殿・近衛殿・鷹司殿・九条中納言・ 次竹内無品親王、 主人大樹ハ、 先照高院准三宮道澄次大覚寺二品親王空性、 先規武家参賀大略此式也、 法中単衣也、 各太刀一腰馬一匹但馬代例式也、 薄アサキノ御直垂也、 勧修寺一人鈍色歟、単衣不 次梶井宮下無之、次随心院 当年始也、 月卿雲客、悉 先俗中、

(言経卿記) 三十二

御礼不申也、 次堂上衆、大中納言等、太刀、奏者番衆披露、 其外摂家衆、菊亭、披露大沢侍従也、簀子マテ送給了、次門跡衆、是又送給了、 四月十二日丙辰、 先日各申入了、以下不記、 天晴、 殿中群参也 冷·四·倉等参了、 伝聞分也 宰相衆以下持参了、昵近衆 一番八条殿、 伏見殿、

〔時慶卿記〕 二十四

露アリ、但去年ヨリ三木ハ持参也、 其次親王准后ノ摂家又門跡等、 十二日、天晴、大樹へ諸礼群参、 清花ハ堂上ト官次第二被進、公卿ハ太刀披 朝食差急出、 新調指貫ヲ著、 先八条殿、 巳刻各 退出 伏見殿、 御児御所、

[慶長日件録] 二

令同心衆、 四月十二日、晴、 山科内蔵頭・冷泉中将・六条宰相・烏丸頭蘭・四条少将等也 諸公家·諸門跡、大樹へ年頭之御礼也、仍為御見舞大樹へ参

入夜参宿番候御前、 水無瀬中将ト、 中将碁被遊、 令見物、 御雑談共有之、

+

四月十二日丙辰、 天晴、 京城江罷出、 吉良流昇殿事御尋也

家康、 慶長十年四月十五日 二条城から伏見城に帰る。

[言経卿記] 三十二

四月十五日己未、 陰、 将軍伏見 へ御帰了、

(梵舜日記) 十一

四月十五日己未、 雨 降、 将軍家康伏見へ還

、慶長見聞書) 三

四月十五日己未、 聝 家康公伏見江御帰、 (後略)

秀忠、伏見より上洛し、二条城に入る。 26 慶長十年四月十七日

〔言経卿記〕三十二

四月十七日辛酉、 ニ付、御見参之後退出、 御方御所当大樹御上洛了、 六条・冷泉・四条・舟橋・内蔵頭等参了、 同殿中へ参御対顔了、 予腹痛

、時慶卿記〕二十四

四月十七日、 衆在之ト、 天曇、 晚 二晴、 当将軍御出京、 二条御所二御坐、 各見廻申 · 候

[慶長日件録] 二

四月十七日、 晴、 将軍二条御城へ御上、 及晚御見舞二参、 御対面也

(附録)

〔言経卿記〕 三十二

四月十八日壬戌、殿中へ、 冷・内蔵頭参了

〔慶長日件録〕二

仍頓而退出

四月十八日、晴、 中 略) 六条殿令同心、二条御城へ行、内相府内義御用之由也、

> 碁共有之、 十九日、 陰、 頓而退出 午下刻、 冷泉・六条令同心、二条へ行、 内相府懸御 貝

、梵舜日記〕十一

四月廿四日戊辰、 慶鶴丸御礼二同道申也、 取次青山常陸守、 天晴、 予杉原十帖一本、 当将軍秀忠、 太刀折紙、 於京御城、 権少副太刀御礼申入也、 慶鶴丸御礼申入候、

慶長十年四月二十七日

秀忠の将軍宣下を賀するため、 親王・公家衆・門跡等、 二条城に参上する。

〔義演准后日記〕 十

黄昏帰寺、 寺新門以下、各御馬太刀如常、独々礼有テ、次第二座敷二著、悉法中礼過テ、光材才兼置、無為無官也、光別河門光日、光フラ門名リー光写本書、光着和 次梶井新宮…、 無戀無罪引、次随心院法印、次梶井新宮当今皇子、但非親 品親王、次予准后、 此外菊亭前右大臣御礼也、 次一条殿、 四月廿七日、 同ニ退出、于時縁マテ将軍被送之了、先規也、次清花堂上以下悉御礼云々、 次二条殿、 陰、 及晚雨降、 次聖護院二品親王、 次近衛殿、次鷹司大納言、 俗中過テ後法中、 新将軍参賀、 次大乗院御児、 次一乗院准后、 先俗中、 最初照高院准后、 次九条中納言、 最初八条宫、 次実相寺、 次竹内無品親王、 次鷹司御方、 次大覚寺二 次伏見 次勧修

形賜之了、即刻、 晦日、晴、 從新将軍御使即作一御小袖三、銀世拝領、 帷 重 幷愚札遣之、 使大蔵卿 過分々々、 則対面 一献如

〔言経卿記〕 三十二

廿七日辛未、 八条殿以下、摂家・門跡・公家衆・諸山僧衆各参了、 陰、 殿中へ、 冷泉・四条・内蔵頭・冷侍従等同道参了、 大勢也云々、 群参也、 大樹伏

見へ還御也云々、

〔時慶卿記〕二十四

公家衆モ伺候也、 日宣下之時、 四月廿七日、雨天、午刻迄止、 雲客ハ太刀計ヲ上壇ニ置、 役者其外実近衆ハ、 如先日中納言迄ハ太刀披露、参議ハ持参也、 自身ハ下壇ニテ御礼申候、 諸礼将軍へ参入、親王・政家・門跡不残、 先日御礼相済、 実近衆ハ縁ニ伺候、 其替目各々也、 所ハ同上壇也、 八条 又新 先

碁

将

門ニテ脱、 事珍重々々、 但菊亭前右府ハ摂家一同也、 雖病後御出仕也、 殿御腹中気也、 其ヨリ内へハ筵ヲ敷、 各満足也 御礼前二被弁御用、予立テ方々見廻、 先親王・政家御礼済、 勧修寺へ予ハ行、伯 布衣一人召具、 其後門跡、 進物之太刀持也、 · 中院等同心也、 其後堂上ハ清花無差別、 厠ヲ尋出心易、 沓ハ惣 御礼無

慶長日件録〕二

侍従殿 勧修寺中納言、 四月廿七日、 予・土御門・冷泉侍従等候縁畢、 公卿衆者、 大樹広縁迄送給、 各持参、 へ令相博、 御太刀酒井兵衛大夫・酒井宮内 晴、 次諸寺社礼有之、 次八条殿・伏見殿・摂家衆御礼、 今日諸公家衆・諸門跡、 殿中へ参之、只為御見舞也、辰下刻出御、 次諸門跡御礼、 午刻帰蓬蓽、 此間六条・飛鳥井・冷泉・鳥丸弁・内蔵頭・ 御太刀同細川侍従披露、 大輔両 大樹へ御礼云 今日、 御太刀細川侍従披露也、 人披露也 大樹伏見へ御下向云々、 々、 勅使広橋大納言· 次諸公家御礼、 自参木衆至殿 仍雖当番菊亭

、孝亮宿祢日次記]

四月廿七日、 晴 昼以後雨降、 将軍家江諸家令申御礼、 今日、 将軍伏見有

[当代記] 三

四月廿七日、 公家衆、 新将軍へ参入、 及晩伏見へ御帰

28 慶長十年七月二十一

伏見より上洛し、 二条城に入る。

[慶長日件録] 二

及黄昏帰蓬蓽 七月廿一日、 晴 今朝前将軍御上洛、 仍及晚二条城へ行、 数刻御雑談有之、

世 旦 晴、 及晚 一条城へ行、 御雑談共有之

[言経卿記] 三十二

対顔了、 七月廿一日甲午、 天晴、 前 大樹伏見ヨリ御上洛也云々、 晩二内蔵頭参、 御

廿二日乙未、 天晴、 前大樹殿中へ参、 烏丸亜相・予・六条相公・日野相公・

> 広橋頭蘭· 四条羽林 ・内蔵頭・舟橋李部・ 冷泉拾遺 ·竹内極﨟等也

〔時慶卿記〕二十五

七月廿一日、 大樹従伏見、 二条御屋敷へ御出京、 北山 金閣御見物ノ由

[当代記]

七月廿一日、 右府家康公御上洛、 伏見屋形造作之間 其中可有在京卜也

「梵舜日記」十一

雖ども、恐くは伝聞の誤ならん、 七月十八日辛卯、 天晴、 前将軍伏見ヨリ京御出 下文鹿苑日録また同じ、 世 ○本書、 十八日に係けタリと

【附録】

〔言経卿記〕三十二

廿五日戊戌、 七月廿三日丙申、 天晴、 天晴、 殿中 殿中へ、 へ参了、 御対顔了、 六条・四条・内蔵頭同道参了、 後刻内蔵頭参、 不懸御目也、 御対顔了、

廿六日己亥、 小雨、 殿中 へ内蔵頭参了、 不懸御目也云々、

廿七日庚子、 陰、 殿中へ、 四条・内蔵頭参了、 夕飡有之、 御対顔也云々、

〔鹿苑日録〕 二十

円光亦光駕、 七月廿四、 自朝晴天、 今日者無出御ト云々、 斎了出洛、 先至豊光、 於東紀入、 冷飯受用シテ赴殿中、 志州各逢会、 無出御、 豊光・ 予亦

帰院、

五、 自晴天、 斎了出洛、 (中略) 赴殿中、 蔭軒同途至殿中、 逢御振舞、 円光、

東紀入、 善阿馳走故也、 今日亦無出御卜云々、 此故ニ帰院 大御所様

無出御、 廿六日、 窓窓トシテ帰院 自朝雨天、斎了出洛、 (中略) 午時蔭軒同途シテ赴殿中、

且閑話、 廿七日、 礼 山口勘兵衛殿披露、 自朝陰、未刻赴殿中、蔭軒同途、 崇敬して退出 蔭軒亦光駕故、 予進物蒲萄一折、 赴殿中、 早大御所様出御ト云々、 於御城東門前、 蔭軒者、蒲萄幷木ザワシ二色進物 不白•勝1 少待、 一両 豊光則光 人相

(梵舜日記) +

七月廿七日庚子、 陰 御城 へ罷出、 御目見申入也

(永日記)

穿鑿致し、 守諸司代也、 神君二条の御城に御座候時、 御所柿に短冊の様なる者を付、 如何様事を仕候そ、 急度曲事に可申付と被申けれハ、神君被仰ハ、 或時、 御覧可被成与被仰候へハ、取に遣し、 伊賀守、 其頃ハ御城とハ云す、 神君へ申上候者、 御覧被成候へハ歌也 此頃落書仕者多く御座侯、 御屋敷と云、 御前に持て罷出る、 其侭致させ候へ、 板倉伊賀

御所柿はひとり熟して落にけり木の下に居て拾ふ秀頼

古く故こ合図す、
可被成旨、御意被成候由この事、年月を記さざれども、二条城に御座とあるに因みて、可被成旨、御覧被成、御心得に成候事も可有候、其侭致させ候へ、幾度も御覧とあり、神君被仰けるハ、落書必停止に仕間敷候、神君に御異見仕者ハな

29 慶長十年七月二十一日

冨東京教育で書いて記している。 家康、林信勝を二条城で引見する。

木 計券 菊松丸、又三郎、薙髪蔓 長 上 F、 二人〔寛政 重修諸家譜〕七百七十

謁し、其のちしは/〜御前に候す、 林信勝菊松丸、又三郎、薙髪慶長十年、二条城にをいて、はしめて東照宮に拝

30 慶長十年八月一日

家康、二条城で八朔の賀を行う。

[言経卿記] 三十二

土御門左馬助・内蔵頭・藤侍従・冷泉侍従・舟橋式部少輔等也云々、花山院亜相・六条相公・烏丸右大弁・広橋左中弁・花山院少将・四条少将・八キ由也、殿上人ハ持参也、参仕衆大炊御門亜相・烏丸亜相・日野前亜相・別申次披露、今日宰相衆ハ持参也トイヘトモ、将軍御辞退也、申次披露ス八月一日癸卯、天晴、殿中へ御礼ニ各被参了、御太刀、大・中納言ハ、惣

(言緒卿記) 三

八月一日癸卯、晴陰、武家大御所へ参了、太刀持参申了,

「慶長日件録」 二

八月朔癸卯、山科・四条・六条・富小路・冷泉侍従令同心、大樹へ御礼ニ参

各太刀令持参、帰路板倉伊賀守へ行、留守之間、申置帰宅、

、慶長日件録〕 二

眼五十疋遣之、八月二日、晴、午刻、二条御城へ参、及晚、板倉伊賀守へ行、為八朔礼、鵝

夜半後帰蓬蓽、八日、雨沃、前大樹へ参、御壺之口切有之、御茶給之、入夜、山科内蔵頭亭へ行、八日、雨沃、前大樹へ参、御壺之口切有之、御茶給之、入夜、山科内蔵頭亭へ行、

慶長十年八月十七日

31

二条城で乱舞がある。家康、神龍院梵舜に諸社の事を諮問する。

[時慶卿記] 二十五

神龍院二逢、 岩井丹波・徳山法印等ニ逢、 申遣候処ニ、彼方ニモ此中過而不出ト、上杉善高・土岐見勝・山中山城守・(粧) 金春舞ト、高砂切一番見テ退出、 馳走也、其後、 内蔵頭・舟橋・唐橋・松木・予、 八月十七日、天晴、 武家御出、 大樹へ御見廻ニ出テ、肥後ニ逢、(加藤清正) 暫伺候シテ立也、 東条紀伊守等ニ逢、龍雲ニモ参会候、好仕合也 已上八人、 松木ト同心シテ帰、 於広間若君御見物ニテ乱舞アリ、 有御振廻、 同心六条・華山・烏丸弁・ 江雪へ遣人、 所労由 長井右近・善阿弥等

[言経卿記] 二十五

八月十七日己未、陰、二条殿中へ内蔵頭参了、

〔慶長日件録〕二

八月十七日、晴、二条御城へ参、御対面、数刻有御雑談:

〔梵舜日記〕十一

神功皇后気比社・平野・梅宮、神名帳不入神之事、如此之儀一一御尋也、八月十七日己未、予前将軍へ御見廻罷出、京城ニ御座也、色色御尋、伊豆三島・

32 慶長十年八月二十二日

家康、二条城より伏見に帰る。

[言経卿記]

八月廿二日甲子、 晴陰雨、 前大樹伏見御城御帰也云々、

[時慶卿記

八月廿二日雨天、 将軍、 伏見へ従京御帰城由候

〔慶長日件録〕

八月廿二日雨陰、 早朝板倉へ行、 今朝前大樹、 伏見御城へ還御

慶長十一年六月十日

江戸御殿の金物値段は二条城を参考にせよ、との家康の意向を伝える後藤光次

[大工頭中井家文書]

此衆急罷下候間、 早々御急候て可被遣候、

惑様ニ又ハ高直ニも無之様御積可被成候、恐々謹言! 賃以下程高様ニつもらせ候へ之由、 申上候所藤右衛門ニ見せ候而、 と御申可被成候、 之御金物之注文越申候間、 五三日者我等も相煩、 惣積を以も御申可被成侯、 御前へも不罷出候、 貴殿ニ而二条之御金物と御引合候てねたん高候 ねたん積させ候而、 御諚候間其御心得候而餝屋衆も不致迷 今日始而致出仕候、 貴殿へ可申入之由、 京伏見之ねたんニ少駄 仍江戸御殿 御前へも

後庄三

光次(花押)

中藤右様

六月十日(慶長十一年)

人々御中

34 慶長十一年七月二十七日

家康、伏見より二条城に入る。

[言経卿記] 三十三 大御所伏見ヨリ御上洛了、 後刻、

七月廿七日甲午、 晴、

御草臥無御対顔、 但夕飡被下了、

慶長日件録〕二

七月廿七日、晴、 前大樹従伏見二条城へ御成云々、

「梵舜日記」十二

七月廿七日甲午、 天晴、 前将軍家康、 伏見ヨリ京之御城へ御出也

[慶長見聞録案紙]

七月廿七日、内府様御上洛、 二条御城ニイ伏見ヨリ 二被成御座

(言経卿記) 三十三

三十人計有之、 七月廿九日丙申、 堂上衆・予・六条宰相・一斎・水無瀬中将・冷泉中将・内蔵頭 晴陰、 殿中参了、 御対面了、 夕飡被下了、碁将棋等有之、

堀川侍従等也、

〔慶長日件録〕 二

円五十粒拝領、 七月廿八日、 晴、 能々可養生之由上意云々、 早朝出京、 前大樹へ被参、 愚也病悩之由被申入、 則清心

慶長十一年八月一日

家康、二条城で八朔を賀する。

[言経卿記] 三十三

昵近衆者別二被参了、 八月一日戊戌、天晴、 殿中御礼ニ、 内蔵頭・冷泉等被参了、 御対面也云々、

[慶長日件録] 二

八月朔、今日諸家、 前大樹へ年頭御礼有之云々、

.鹿苑日録〕二十一

川岳在座、賜冷飯、又有酒、未明ニ殿中伺候ト云々、只今帰院ト云々、 今日又八朔御礼卜云々、且閑話喫斎有、 家·諸門跡御礼、早々各御礼、己尾午頭二相済、 八朔小、戌、自朝晴天、早々至東法印、 不動院一件相談して至豊光、龍伯 早殿中伺候卜云々、 予者至日亜相公、直近御衆、 今日者、

36 慶長十一年八月二日

冷·四·倉部等参了、

家康、二条城で能楽を行い、公家衆や北政所等を饗応する。

[言経卿記] 三十三

八月二日己亥、天晴、 大御所ニテ御能有之、観世・今春等大夫也、五番過テ、

御門中将・一斎・冷泉中将・四条中将・土御門左馬助・堀川侍従 七時分大御所御出座了、 大進・冷泉侍従等也 丸・日野・広橋・予・藤中納言・勧修寺・六条・飛鳥井・日野相公・大炊 銀子御小袖被下了、座 百万、女郎花、 此外僧侶大勢有之、 ノ衆各小袖被下了、 次各退下了、 大仏供養、 当麻キリ、 各早朝二参了、 高砂観世、 追松等、 田村今春、 公家衆大炊御門・鳥 五番過テ飡有之、 松風世、世観、 舟

三日庚子、天晴、殿中御能、内蔵頭参了、夕飡被下了、

〔慶長日件録〕二

八月二日、晴、於二条城御猿楽有之云々、観世・今春立逢云云、

無念此事也、三日、晴、同於二条城御猿楽有之云々、拙也脚痛行歩不叶故、御相伴ニ不罷出、

、梵舜日記〕十二

以上九番アリ、予令退出了、予令見物、賀茂金、道盛観、千手金、紅葉狩観、自然居士金、兼元観、橋弁慶金子、三日庚子、天晴、二条之御城罷出、観世大夫・金春大夫両人立合能アリ、八月二日己亥、天晴、於京之御城御能アリ、観世・金春立合也、政所御出也、

〔鹿苑日録〕 二十一

八月二日、自朝晴天、今晨於殿中有御能ト云々、豊光亦伺候

[当代記] 三

脇ノ能今春也、去年大蔵平三相果シ後、大鼓ノ上手一円無之ト云々、八月二日三日両日、於京都二条御構ニ能アリ、初日観世脇ノ能行之、後日

37 慶長十一年八月十二日

家康、二条城より伏見城に帰る。

[言経卿記]

八月十二己酉、大御所若公等伏見へ還御了?

[梵舜日記

八月十二日己酉雨降、早天前将軍伏見城へ還御也

(鹿苑日録)

向ト云々、八月十二日、自朝雨天、巳刻自豊光一書来、披テ見之、大御所様今日御下八月十二日、自朝雨天、巳刻自豊光一書来、披テ見之、大御所様今日御下

8 慶長十一年

幕府、二条城を修理する。

「京二条御所御作事仕候大工作料渡帳」○山城 慶長十一年

正月分 (中略)

日数合弐百弐拾人 此艮子合百拾五匁九分

二月分 (中略)

日数合弐百三十八人半 此艮子合百三拾弐匁五分

三月分 (中略)

日数合三百三拾六日半人 此艮子合百六拾六匁三分

卯月分 (中略)

日数合百九拾八人 此艮子合百十四匁

四ヶ月分

惣合五百弐拾八匁七分

年月日未詳

慶長年間創建の二条城の作事の様子を記す。

[中井家文書]

二条御城御造立之事

一二条御城、慶長七年之比迄ハ新屋鋪と申候、又は二条御所とも申候旨、

留書ニ御座候、

新左衛門、中村藤右衛門出合候、次に弁慶仁左衛門罷出申候旨、留書ニー慶長七寅年御縄張被仰付、其時板倉四郎左衛門殿幷加藤喜左衛門、福島

卸座侯、

長十一年迄ニ御造畢ニテ御座候、一御天守・御殿・御家・御長屋・御築地・御門之御普請、慶長七年より慶

右御普請之儀は、板倉伊賀守殿御下知御座候旨、留書ニ御座候、

40 慶長十六年三月十七日

家康、 駿河から上洛し、二条城に入る。 上洛前、 二条城数寄屋垣を修復する。

[輝資卿記] 兀

十八日、二条之御所へ祗候申候、 大御 所様御対面

十九日、二条之御所へ祗候、 (中略)

あや一巻、 卯月朔日、 六一さほ、 二条御所 ちやくやハく一さほ、 へ祗候、 御亀さまへとんす一巻、 少将ニーさほ、 ゑもんニーさほ、 御あちやさまへから

、孝亮宿袮日次記〕三

十七日丁巳、 今日午刻、 自駿河大御所有御上洛、 二条城有著御

義演准后日記〕十六

二月七日、 進上由申来了、仍村々へ仰付了、 伊賀守ヨリ、 大雨、大御所来廿三日御上洛之由注進、 寺領内ニテ二条御城数寄屋垣ニ御用候クロモシ柴五十荷、 珍重 土々々、 就其、 板倉 可

九日、 山上寺家ヨリ、 晴、 垣柴六十荷、京二条御城数寄屋ノ用、 クロモシ柴廿七荷出シ了、 所司代ヨリ申候間、 今日遣之、

三月十七日、 晴、 大御所午刻御上洛

、薩藩旧記〕後集三十雑抄 被成御対面、 大御所様、 去月十七日御上著、 即晚二大坂御下向候、 慶長十六年卯月十五日、寺沢志摩守殿より之状之内 同廿七日御譲位、 去十二日御即位と相見候 同廿八日秀頼様御上洛

、細川家記〕 十三忠興七

三月十七日、 伏見辺まて御出候処、 日御目見被成侯、廿五日康之二被下御書 家康公御 御所労之御様子御尋被成、 入洛、 、之御様子御尋被成、万病丹を被下候、同廿四、田興君此比御所労ニ付、忠利君御迎として、

安清下候間申候

大御所様、 去ル十七日御京著候事

今度ハ御人数多く東より上候事

中略

諸国大小名不残上洛二而候、 いつもより、 人多二て何も被上候事、

酌被参候時、

予御座辺迄扶持参、

予亭江御退出御膳進上申、

いつもより、二条御やしき御番等きひしき由ニて、 に相見候事 けつく御用心のやう

我ら事、 兀 上申候、]御目見仕候、 此由聞召候而、吉田へそうてつを以、万病円被下舟中よりはらくたり申二付、 御むかいニも出す、 仕合無残所候、 可心安候事、 (中略) 万病円被下候、 内記をしん 昨 自世

三月廿五日

松井殿

慶長十六年三月二十三日

家康、 息徳川義利 (義直)・徳川頼将 (頼宣) 及び松平忠直を従え、 参内する。

〔光豊公記〕

参内也、 内之由、 板伊州江申遣 三月廿日、 即右之旨奏聞、 則御子息達其外召連、 雨 贈官之御返事被仰出、 廿三日廿五日両日内、 可有御参之由、 殿中江伺公之処、 参内可然之旨被仰出也、 長橋局無之間、 御譲位已 従面向可 前ニ可 則 参 有

辞退也、 御子息達三拾枚宛、 親王御方御 御方被聞召、 前将軍、 於清凉殿御対面、 河守殿同前、 廿三日、晴、 可有装束之由、 限廿三日、又ハ廿五日両日天気云々、参内之時、 廿 女院女御於小御所御対面、 次天酌天盃大樹頂戴、 旦 主上御陪膳実条卿、 実顕朝臣、 雨 所 其盃大御所被聞召、三献御盃五ツ、親王御陪膳御酌ニテ主上参 各於老母雲松院亭ニテ御子息達装束、三河守殿於予亭、御参内、 今日前大樹参内、 今朝依召参内、 直大御所仰也、 進物従前大樹銀子百枚、 親王御方御一所也、子息達御相伴之儀雖被仰出、 親王江十枚宛、 初献御盃二ツーツハ親王、一ツハ大御所、二献御盃一ツ親王 次尾張宰相、 三献参、 役送園中将頭也、 譲位之儀被仰下、 退出用意申付也 於予亭御装束、 諸大名御太刀馬代銀一枚宛、 御子息者無献、 次遠江宰相、 綿三百把二百目作、 親王御方、 右兵衛督殿、 昼殿中江参、 次越前少将、 予亭ニテ大御所幷御子達 此間主上諸大名御対面 頭中将実有朝臣、 親王江五十枚、 御相伴右衛門宛、御子息達天 常陸介殿、 大御 何も天酌也 所参内 大樹御 日

督隆 後少将、 唐橋大納 言 舟橋、 予等也、 御咄有之被帰、 後為御使殿中江

|板伊州 へ申置帰

廿四 月 殿中江昨日之御礼両人参、 種々御 咄也

42 慶長十六年三月二十八日

家康、 に社参し、 豊臣秀頼に二条城で会見する。 大坂に帰る。 北政所も相伴する。 その後秀頼は豊国社

、義演准后日記〕 十六

御成 三月廿八日、 今日初也、 直二豊国へ御社参、 ノ見物云々、 公云々、 乗船還御無事、 鳥羽マテ大御所ノ若公両人御迎、 快晴、 御城へ入御、 秀頼公御上洛、 大仏作事柱ヲ立テ御見物以後、 珍々重々、 重畳御振舞御機嫌云々、 御七歳ノ時、 其外大名罷出、 伏見ヨリ大坂へ御移徙已後、 伏見へ御越 時計アリテ御城御出、 歴々群集、 加藤主計 近代

(当代記)

此事也、 日及酉刻大坂へ帰著シ給、 中迄被相送、 是ハ秀吉公ノ北ノ御方也、 先秀頼公ヲ御成之間へ入申、 秀頼公慇懃二礼謝シ給、 廿八日、 膳部彼是美麗ニ出来ケレ共、 公日卜云共、 此時モ大坂光ルト云云 辰刻秀頼公入洛、 秀賴公堅有斟酌、 秀頼公直ニ豊国へ有参詣、 家康公坐中へ入給後、 則家康公ノ御 大坂ノ上下万民之儀ハ不及申、 出給相伴シ給、 還而可有隔心カトテ、タト御吸物迄也、 其後家康公有出御、 家康公ヲ御成之間 所 大仏ヲ見給、 頓而立給、 一条へ御越、 秀頼公庭上ヨリ座中へ上給、 へ奉出シ、 互之可有御礼之旨、 伏見ヨリ船ニテ、 右兵衛督・常陸介途 家康公庭上迄出 京畿之庶民悦只 秀頼公遂礼給、 大政所、 家康

(慶長見聞録案紙)

三月廿八日、 秀頼大坂ヨリ上洛

秀頼上洛之時之御作法、 追而本多上野介ヨリ江戸 江 申上、 其状如如

態申上候

御座候、 御譲位、 昨 日 # 七 日 一御 執行被成候、 禁裏様御機嫌能被成御座候

> 大御所様 御供無御座候事

昨廿八日大御所様江御礼被仰上候、 其様子の 御

秀頼様御供に織田 小性衆三十人計ニ而御座候事。 有楽・片桐市正 同主膳 ·大野修理、 其 外御 番頭 衆

右兵衛督殿 堂和泉守計、 浅野紀伊守・常陸介殿御供ニ加藤肥後守被致之、 常陸介殿 御迎二被罷出候事 上鳥羽迄御迎二御出被成侯、 其外羽柴 三左衛門· 右兵衛督殿御供 藤

にて御肩衣袴被為召、 竹田通京都 へ御座候て、 其より二条の御所へ被成御座候事 片桐市正所まて御著座 被成 市 正 所

一二条の御所にて、 大御所様へ御礼被仰上候事、

一三献の御祝御座候而、 字の御脇差御進上被成候事、 馬十疋被進、 所様より、 大左文字の御腰物、 其盃大御所様へ参候時、 御 一献目ニ、 鍋通御脇差被進候、 大御所様御盃秀頼様へ 秀頼様より、 其外御鷹三居烏屋之 一文字御腰物、 参、

高台院様も二条御所へ被成御座、 秀頼様御対面被成候事、 (中略)

秀頼様江御礼相済、 其日大坂江御下向、銀子三百枚御寄進、 見物被成、 此趣可然様ニ可被仰上候、 其より豊国御社参被成異、 今日大坂江御下向にて御座候、 即御迎ニ御出被成侯、 恐々謹言 大工大和守銀三百枚被下、豊国江御社参、秀頼公則御帰、本通を被成御座、大仏御見 本通を被成御座候て、 爰許上下万民目出度奉存 大仏

一月廿九日

本多上野介

酒井雅楽頭殿

土井大炊頭殿 大久保相模守殿

山図書介殿

本多佐渡守殿

(細川家記) 忠興七

三月十七日、 家康公御入洛、 (中略) # 五月、 康之ニ被下御

由

候事、(中略) 秀頼様御上、大御所様一だん御満足被成、さま/~の御懇の御意のよし秀頼様御上、大御所様一だん御満足被成、さま/~の御懇の御意のよし条御屋しきへ御出、御参会之上、そのまゝ其日、大坂へ御帰り之よし候事、秀頼様、来ル廿七日大坂を被成御立、淀辺に舟一夜御とまり、廿八日二

三月廿五日 越判で源院之状、早々其方ハや道にもたせ可届候、口上に申候、恐謹言、下源院之状、早々其方ハや道にもたせ可届候、口上に申候、恐謹言、持儀あらハ跡より可申候、此条々式部蔵人に申きかすへく候事、(中略) 羽左者煩さん/ にて候、未御目見なく候、御薬なと被遺候由候事、(中略)

松井殿

此外めつらしき儀無之候、已上自書なし、

忠興君より康之ニ被下御書、日二条御城ニ而大御所様御対面、首尾能御仕廻、大坂ニ御帰被成候、此日、日二条御城ニ而大御所様御対面、首尾能御仕廻、大坂ニ御帰被成候、此日、家康公へ御対面、且ハ御廟参の為と也、加藤清正・浅野幸長等御供、二十八三月二十七日御譲位、今日秀頼公大坂出舟、初而御上洛として伏見御著、是三月二十七日御譲位、今日秀頼公大坂出舟、初而御上洛として伏見御著、是

酒々、此由蔵人式部に可申候、已上、右同

国大明神へ御社参候て、其儘御舟にめし、大坂へ還御候、きへ御出、則大御所様御対面、たかいに御機嫌能候て、只今未の上刻、豊態申下候、先書如申候、秀頼様昨日廿七大坂被成御出、今日廿八二条御やし

て候、頓て大坂にも為御礼返、右之御子さまたち御出なさるゝ由に候、一今朝鳥羽まて為御迎、右兵衛さま・常陸さま御出、又御送にも御両殿御出に

此外無別条候、恐々謹言、まて、秀頼様御出候時、はいられ候、其外ハ、大名小名一人も不被罷出候、外にも、藤泉も御迎に被出之て、二条御やしきへも右之三人、三左衛門殿右兵衛さまへハ浅紀州、常陸さまへハ加肥州御供にて、鳥羽まて被参候、此

三月廿八日

越判

松井殿

「小須賀氏聞書」○朝野旧聞裒稿五百八十八所載

被成候、両人之御衆、早速大坂へ被越候て、右之様子相談有、坂に被越、其段を申入候て、同心被仕上洛可有候、二条之城にて御対面可秀頼公へ久敷御対面不被成候間、此度ハ御上洛被成候様にと、両人之衆大

〔小須賀氏聞書〕 ○朝野旧聞裒稿五百九十所載

脇に、 候程近くへ寄候て、 乗物之跡に、 迄迎に御座被成候て、秀頼公四方のあき候籠乗物に被召、 三百余宛召連供被致候、 秀頼公御袋之手前 にて百人計御乗物を取巻、 せうふ皮の立付青き大成竹つゑをつき、 す鑓二本上うちちかへ持、二千石三千石宛知行取候侍衆、 何れも供被致 肥後守請を以候て、 二条の城より為御迎、 浅野紀伊守加藤肥後守両人ハ、 秀頼公御上洛、 歩にて秀頼公の袖へあたり 右兵衛樣常陸樣御両殿、 右之脇長刀一ゑた、 秀頼公御乗物両 両人之衆、

堀川竹原町にて、六畳敷をなり九町宿渡候居候処に、「屋カ) 御対面にて、 居被申候、 伊勢へ夜通に取二遣申、 きわにて、 侍不残懸付可申と申付候て、 堀川通り御城の前広庭にきせんくんしゆ、 秀頼公二条の城に御入候、 秀頼公城へ御入候、 いかにも慥に見物致候、 紀伊守肥後守両人被罷出御あいさつ、 六畳敷を金小判五両にて借居候て、 福島左衛門大夫正則ハ、 御所様御老中、 扨々あわれ成事にて、 秀頼公城へ御入候を見物として、 侍十四五人召連参候て、 城にハ太閤秀吉御台政所、大御所公御待被成 何様子細候哉、 大門そとへ迎に被出、 秀頼公を拝し奉り、 九鬼長門守區、守 煩候由にて、 一時計秀頼被成御座〇見 具足所持不申候侍 替る事候ハヽ、 秀頼公御通り被成候 大門のま 京中の男女、 涙を流しこ 小野に引籠 柳の馬場と 家中

歩にて御供被申候、 慶二思召候、 むこ致置候間、 御頼被成侯と被仰、 秀頼還御処に、 通りすくに御通り、 明、 諸人いぎを見物致候処に、 御年被寄、 秀頼も内々其心得可有と、御あいさつ被仰、 大御所様次の間迄御送り被成、 其上右兵衛尉ハ浅野紀伊守むこ、常陸守ハ加藤肥後守 肥後守騎馬三百余、 前羽半入壱人馬にて供を致、 明日の事も知不申、 肥後守紀伊守両人竹杖ニ而、 上の町を乗る、 右兵衛常陸守御両人殿之儀 殿ハ殊之外成人にて候、 其外ハ何れも歩にて三条 紀伊守三百余、 秀頼還御、 秀頼公脇ニ 大 大 馬

を通 大人数にて秀頼大坂へ還御、 大坂にて跡にのこり候諸侍、 御湯立て、 へす京へ越候て、 ハ下の町を乗る、 両の脇に、 御押出し頼も敷有様ハ珍敷儀と、 伶人の舞御座候て、 豊国大明神江社参被成、 肥後守紀伊守わらんちをはきなから、 あそこ爰に宿を借居候而、 両脇を堅め、三条大橋より建仁寺前を被成、 兎角大坂ニ残居口惜候間、 世間之風聞、 夫よりすくに大坂大人数にて還御 歌仙堂ニたゝミ二畳敷、 上下共に誉申候 肥後守衆紀伊守衆両人、 豊国迄参候て、 御傍はなれす 夜の内に取物も取 各右両供故、 類公御 大仏 秀頼公

[山本豊久私記]

国物、 腰物ヲ下サレケル、 向 思召ノ外、 城マテ御供シ、 計頭・浅野紀伊守船中御傍ニ相詰メ、 川ヲ上リ給フ、御供ノ行列ハ騎馬ニテ、 御用意アリ、 成人ナルニ御対面有へキ旨ニテ、是モ大坂ヨリ御入洛有へキニ御談合極リ、 慶長十六年亥年、 ク還御ナル、 ハセ給ヒシ故、 兼金三百枚、 垩三百枚、右兵衛佐義直・常陸介頼宣両人御迎ニテ、鳥羽マテ出御成人御満足ナリ、御進物南泉一文字其外名物共余多、及ヒ異 (中略) 則御城ニ於テ御対面ノ時モ、始中終价副ス、家康公ノ仰ニ、 両殿幷ニ其家老近習出願人等マテ、 **久敷御上洛ナキニ、家康公駿府ヨリ御上洛有、** 御所様ヨリモ名物ノ腰物幷白銀千枚進セラル、首尾能 秀頼公ハ大坂鳥羽ニテ、 鳥羽ヨリ両人ナカラ歩行ニテニ条ノ 淀堤山崎海道両川端ヲ行、 長サ十五間ノ河舟ニ召シ、 御引出物トシテ、 秀頼

[公室年譜略]

三月廿八日、大坂ノ秀頼公上洛アルニ依テ、尾張義利卿・遠江頼宣卿ト倶 此日大坂へ帰御ニ依テ、 公ト片桐且元・大野治房ニ饗ヲ賜フ、 公高虎、ト池田輝政ノ四卿、公○藤堂ト池田輝政ノ四卿、 へ玉フテ、 ノ間ニテ、 秀頼公ニ拝謁シ、 加藤清正・浅野幸長・池田輝政ノ三侯ヲ饗セラレ、 公是ニ従フテ、 鳥羽河原へ侍僅ニ二人ヲ従へ出テ、 則チ供奉シ、二条ノ城ニ至ラル、秀頼公饗応 本多上野介正純侯伴食タリ、 又鳥羽河原マテ送リ玉フ、 秀頼公ヲ迎 其次ニテ、 秀頼公

、板倉家臣秘蔵録] 板倉家譜

慶長十六年辛亥三月十七日、 神君自駿府入洛、 在二条城、 同廿八日、 豊臣秀

> 頼出大坂到洛、 揮諸士警衛幷諸般経営之事 此日、 入二条城謁神君、 有大饗献酬之礼、 尽其美、 此時 勝 重

(春日社司祐範記) 慶長十六年辛亥記○大和

廿七日、 康公御参会 御譲位有之ト云々、 自他御送迎ノ諸大名衆、 家康御在京ニテ御沙汰也、 行粧美麗不及是非卜云々 秀頼様 御 Ė 洛 家

和久半左衛門尉

進上政宗様御

以上、

為御見廻以飛札申上

- 今度大御所様、 段御所様被成御祝着候由にて、 就被成御上洛侯、 目出度御下向なされ候つる 秀頼様、 為御対面被成御上
- 秀頼様御上洛之事、 車之御座候所に、御船かけ申、 成御上候、 路次中、 御鷹なとつかハせられ、 大坂を三月廿七日之巳刻に被成御発足、 即御船にて御あかし被成候、 其夜者、淀之小橋之西、 御船二而 水 被
- 翌日廿八日、早天に被成御上洛侯、 淀より、二条之御屋敷迄之御供之次第、
- 御供衆も、いかにも小勢にて可然候と片市正指図被申、 右筆衆・奏者番之衆迄にて御座候、大かた書付候而進上仕候
- 卯月三日ニ、右兵衛様・常陸介様、 為御礼被成御下向候、 事之外之御
- 御両方様より被進物、 上仕候、 やうす、公私ともに目出度と申事にて御座候、此外めつらしき事無御座候 定而方々より注進申上られ候ハんすれとも、先申上候、 幷従秀頼様御内衆へ被下候物之覚、 大かた書付進 今度之
- 弹遠行被申候由承及候、 病死之段、 残多奉存候、 くハしくハ不申上候、
- 定而近日可被成御下国候、 者可申上候、 将又、 松内膳以御威光、 我々も、 与風御見廻に可罷下候、 上総様へ御礼申上候、 辱之由、 珍事御座侯
- 爰元にてハ、片市正・ 同主膳正、 此両 .人万事にて御座候、

へも被申越候

遠路之事に御座候間、寸志之段、可被成御免候、恐惶敬白、被御分別申上候、就中、よくも無御座候へとも、たはこ三斤致進上候、御音信をも可被成候哉、いつれの大名衆も、其分にて御座候間、先為可

和久半左衛門尉

卯月廿一日 宗友 (花押)

進上政宗様御中

43 慶長十六年四月二日

(注)という、 家田と摂関家が礼の先後を争い、家康が親王を先とする。 二条城で諸礼がある。 親王と摂関家が礼の先後を争い、家康が親王を先とする。

代金子二枚、従院御太刀馬代金一枚、従女院大高檀紙錦一巻也、次自分御四月二日晴、今日前大樹江勅使幷院・女院御使広橋・予、従禁中御太刀馬

礼馬太刀如常御礼申、則御座敷居、(後略)

海資卿記 四

親王ノ被仰事ニ付て、舟橋ト拙也ニ被仰出候而、御使歩キ申候、三日、大御所様伏見へ御成候、出家衆御礼ニ被出候へ共、延引候て、准后卯月二日、二条御所諸礼、御太刀御馬、大御所様進上申候、上銭三貫、

(義演准后日記) 十六

四月二日、晴、巳刻二条亭へ参賀、僧俗別々御礼也、(後略)

、孝亮宿祢日次記〕三

四月二日、 親王可為前之由也、 持参也、 記次第可有御沙汰旨、 予同出御礼、 壬申、晴、 日野入道・舟橋秀賢両人御使、 将軍被申入云々、 駿河大御所へ、 親王八条殿与摂関家御礼前後ノ事御相論出来、 於二条城、 公家衆御礼有之、 件御相論之事、 各太刀 此度先 重テ旧

44 慶長十六年四月三日

家康、伏見に戻り、滞留二日にして二条城に帰る。

〔当代記〕 六

四月三日、大御所伏見へ御越、此以前置給万物御覧アリ、

五日、家康公、従伏見帰京シ給、

45 慶長十六年四月八日

家康、高野山大徳院宥雅等を二条城に召し、その論義を聴く。

[義演准后日記] 十六

将軍御用繁間如此相計了、 身義二三行、 壇高野輩左右二二行駒取、 、日、、於将軍ニ被召高野衆ヲ論議アリ、 予為聴聞可祗候由頓仰、 宝性院読之、 次下座、 緇素群集聴聞、 宝性院・無量寿院二人、 仍出座、 浅﨟ヨリ出言、 論題反斗所執、 上壇ニ将軍幷予・一乗院計也、 講師、 中央正面ニ向上壇候、 卅余口各付衆、 問者ノ作法略之、 下

[高野山大徳院御由緒略記]

御方、晒布三匹宛進上仕候、十日右兵衛督様・常陸助様へ一束一本、カチノ御方・カメノ御方・アチヤノ十日右兵衛督様・常陸助様へ一束一本、カチノ御方・カメノ御方・アチヤノ院・密厳院・奥之坊御前へ罷出、御上洛之恐悦申上、此時献上純子五巻、同慶長十六年四月八日、於二条御城、大徳院幷総代阿弥陀院・常慶院・上大乗慶長十六年四月八日、於二条御城、大徳院幷総代阿弥陀院・常慶院・上大乗

西谷方唯真言之聖中へ帰入可仕旨、以上意被仰渡候御事、法度之趣、弥堅相守之、唯真言法流相承、違乱有間敷、念仏兼学之坊舎モ、院、右之モノ共、大権現様御前へ被為召、去年三月、於駿府被仰出候聖方諸此節於二条御城、大徳院幷聖方総代四人、宝性院・西南院・無量寿院・遍明

(春日社司祐範記)慶長十九年甲寅記○大和

章 慶長十六年四月十一日

徳川頼将(頼宣)が二条城で能楽を演じ、公家衆・門跡および諸大名が見物する。

〔光豊公記〕

唐船、鞍馬天狗、以上五番也、一条院殿其外昵近之外も参入也、四月十一日、晴、入夜少雨、殿中御能、常陸介殿所作也、加茂、八島、三輪、四月十一日、晴、入夜少雨、殿中御能、常陸介殿所作也、加茂、八島、三輪、

[輝資 (卿記)

兀

月十一 旦 一条御 所 御能アリ、

演准后日記

無覚悟頓帰寺、 月十一日 於前将軍家御能アリ、 仍不参、 金地院腹立失外聞了、 諸国諸大名不残祗候、 無念々々、 子 可 参由 |被仰出

慶長見聞録案紙〕 下

四月十一日、 有之由也 於二条之御所、 常陸介殿能興行 御見 物、 依之、 他所之見物不

[能組] ○朝野旧聞裒稿五百九十二所

御頼 (将) 御城ニテ御能

賀茂 新 八 新庄 九次 郎郎 清左 左 衛 門吉

八島 同 人 長右 衛門 三 長蔵

同

同 人 弥庄 次九 郎郎 又又 三右

郎門

三輪

同

同

唐橋 同 人 新庄 九九 郎郎 清惣左右 衛衛門門

鞍馬 天狗 同 人 小b 左衛門 郎 長清 蔵七

同

長十六年四月十四

康、 二条城で能楽を行い、 親王・門跡・公家衆を饗する。

(光豊公記)

鷹司殿 竹内殿、 四月十四日、 以上九番、 弁慶常陸介殿、 御 青蓮院殿、 方、 右之内二番常陸介殿被勤、 今日於殿中御能有之、八条殿、二条殿、 菊亭殿、 富太鼓同、 妙法院殿、 次第也、 鵜頭少進、 見物堂上衆何も勿論也、 照高院殿、三宝院殿、 春日龍神梅若、 高砂金春、 兼平金剛、 弓八幡金剛、 近衛殿、 千手少進、 御 条院殿、 鷹司殿、 能八番 富太鼓過て 柏崎金春 梶井殿、 九条殿、 キリト

> 楽屋 . 礼 二二行 向 也 各退

[資卿記]

四月十四日、 一条之御 所 御能二 祗候 申

(義演准后日記) 十六

て

問者也、 梅若、 照高院宮、 鷹司殿親子、 四月十四日 金銀折尽善尽美、 法度被仰了、 本願寺坊官少進等也、 御免アリテ御座敷ニ可祗候由将軍仰、 梶井宮、 於将軍家御能九番、 九条殿下、 法中へハ宮摂家ノ外、 湯ツケ七五三、 一乗院准后、 菊亭前台 将軍若公常陸介殿二番御沙汰、船弁慶、富士太鼓、 右府、 見物ノ事被仰出了、 能五番已後常翫、 竹内宮、 、西園寺、 門跡向後不可然由仰出了、 青蓮院僧正、 花山院、 于時当テ眉目、 大夫ハ金春、 八条宮、二条殿、 法中ニハ妙法院宮、 南都北京 金剛、 公家中官位 珍重珍重 、近衛 是ハ学 宝生、 予

(孝亮宿祢日次記) 三

四月十三日癸未、 晴 於二条城猿楽有之、

十四日甲申、 晴、 二条城猿楽有之、摂関幷公家衆有見物

[当代記]

十五日乙酉、

雨降、

諸家参二条亭、

昨日之義被申御礼云々、

云

楽共ニハ何モ小袖被下、 春太夫仕之、千手、 四月十四日、 一条御構ニテ能アリ、 重衡、 別ノ被下物ナシ、 善知鳥、 少進法印行之、 家康公是ヲ見 給、 是ハ本願寺ノ衆也、 翁 高砂、 柏 崎、 猿 金

〔能組〕○朝野旧聞裒稿五百九十三所載

二条御城ニテ、 卯月十四

富御舟御柏士 弁 崎太 慶 鼓 千手 高砂 金春 少進 金剛 春 福王 高安 春藤 弥助長庄新庄弥庄長助新庄弥庄長助次 右九九九次九左 郎三衛,郎郎郎郎衛 郎郎郎郎衛 清又 左右 衛門

清左衛門

蔵吉

又三郎 長蔵

門郎 清左衛門 衛

善知鳥

進

福王

新八

又三郎

春日龍

進

藤

弓八幡 金剛 高安 長助 右衛門三 清左 左衛門 吉

慶長十六年四月十四

家康、二条城で能楽を行う。

慶長十六年卯月十四日、 大御所様御上洛之時、 二条之於御城

今春八郎

金剛三郎

千寿 兼平

今春八郎 協進藤 少進 一世間 小新九郎笛又三郎大勝二郎笛又三郎

富同舟常柏 士 (鼓 太 被 数カ)

春日龍神 梅脇法 若_王印

烏頭

上小甚右衛門 大 勝 九 郎

弓八幡キリ 金剛大夫

49 慶長十六年四月十七日

家康、明日下向のため、禁裏の勅使が二条城に遣される。

〔光豊公記〕

四月十七日、 晴、 明日大御所御下向ニ付、 禁裏為御使殿中へ参、

50 慶長十九年四月十二日

二条城破損個所修復について、年寄衆に伺うよう求めた板倉勝重書状

[大工頭中井家文書]

猶々、御作事之義御年寄衆御相談次第二信州迄具可承候、 以上、

仰付候者俄二ハ難成存候間為御意得如此ニ候、 申来候、 急度次飛脚二而申候、 其許御年寄衆へ御伺候而御作事被仰付候様ニ可被得御意候、従前庵、(縣) 然処二条 御所御殿其方如存知ニ何も破損候所多在之事ニ候間、 大御所様八月二八被成 御上洛由駿府御年寄衆より 将亦大仏鐘鋳当十六日ニ在 不被

> 義無之候間可御心易候、 之由大坂より申来候、 定而其元へも片市正殿より可被仰越 恐々謹言 候、 猶 爱元相替

板伊賀守

卯月十二日(慶長十九年)

勝重 (花押)

中大和守殿

慶長十九年四月二十二日

二条城破損個所修復について、 重ねて年寄衆との相談を求めた板倉勝重書状。

[大工頭中井家文書]

謹言、 信濃被申候間重而申入候、八月者 大御所様御(中井利次) (中井利次) 大日者二条御作事之儀付而駿府迄以書状申入候、 も従大津も取寄せ可申候哉、 被 箱棟なとも損候所ハ板を調申事候、 猶々、 仰下候間、二条之御殿破損之所ふき直候儀如何候ハん哉、 其元御年寄衆御相談候而、 其地御年寄衆御相談候而次飛脚二而具可承候、 猶從信州具可被申入候条不能詳候、 早々次飛脚二而可承候、 大御所樣御上洛可被成由從駿府 于今其元御逗留之由 以上、 くれ木なと

卯月廿二日(慶長十九年)

板伊賀

勝重(花押)

中井大和守殿 「いたくらとのふみ」(異筆)

慶長十九年十月十一日

二条城に弓鉄砲の者を送った旨を伝える中井利次書状

[大工頭中井家文書]

猶々、二条の御城之小やも弐百六七十間ほと北西ニ仕候、

申候、こゝもと御ぢん道具何もゆたんなく仕候、将亦大坂のやうすいよくく惣 うニも御おきなされ候よしニ御座候へとも、ちふん御用ニも候ハんと存くたし ゆみてつほうのもの、まつくく御用ニ御座候かと存弐拾人くたし申候、 そのほ

と御るすのぎかたく申つけ候、恐惶謹言、り、もはや御城之人数もしたい〳〵ニかさみ三万余も御座候よし申候、こゝも事のほかやういつかまつり候ていノよし申候、方々よりらう人衆もおゝくまいまわりのかわはたへい仕、てんわうじくちニもほりをほりせいらうなとも仕、まわりのかわはたへい仕、てんわうじくちニもほりをほりせいらうなとも仕、

十月十一日

-藤右さま

貴報

-信濃

利次 (花押)

53 慶長十九年十月二十日

家康の柏原到着時、大坂方の二条城放火の陰謀露見との報告書が届く。

[駿府記]

子ライ可申旨、捕之云々、御気色快然云々、捕之由言上、右之内大坂町人金子五百枚捕、乞食之体、大御所御上雒路次可以金銀ヲ取、二条御城近辺在家放火可致旨、徒党訴人在之ニ付、数人搦十月廿日、柏原御旅館着御、京都伊賀守飛脚到来申云、従大坂、ソクタク

[当代記] 九

十月廿日、大御所柏原着御、

誤レリ、慶長年録異事ナシ、〇本書、二十三日トナスハ日三日、自大坂遣作山伏人余二条近辺可令放火有企、訴人出テ、廿人余搦捕廿三日、自大坂遣作山伏六十二条近辺可令放火有企、訴人出テ、廿人余搦捕

[正法寺文書] 〇山城

本で申入候、たなか殿御うもしさまにも文給ハり候、御返事申候ハんつれいまいらせ候、又うけ給り候へハ、やわたのものとも、大さかへたのまれいまいらせ候、又うけ給り候へハ、やわたのものとも、大さかへたのまればつまいらせ候、又うけ給り候へハ、やわたのものとも、大さかへたのまればつくく候、めいく、にたちまいらせ候て、なかく、にくさ申もおろかにて候、よろつ御ゆたんなされましく候、なにもよくきこへ申候まゝ、その御心へよろつ御ゆたんなされましく候、なにもよくきこへ申候まゝ、その御心へよろつ御ゆたんなされましく候、ないしまいらせば、わかいまして、御返事申候ハんつれるです。

世八日 きやうより きやうよりとも、いそかわしく候まゝ、あとより申入候へく候、かしく、

しんせんほうし殿 (新 善 法 寺) (田中)

まいる

申給

慶長十九年十月二十三日

家康が二条城に入る。片桐且元の子元包が家康に拝謁し、秀忠の使者も到着す

<u>ද</u>

、駿府記

幕下御出馬、弥可令急給之由被仰遣云々、之儀申上云々、(中略)自幕下為御使青山善四郎尽重参着、御京着令問給、午刻二条亭着御、則片桐市正子息出雲守出御前、此比大坂城中勧別心者等十月廿三日、卯刻永原出御、自矢橋召早船櫓四十膳所戸田左門於船中献御膳、

〔孝亮宿祢日次記〕四

十月廿三日壬寅、晴、将軍大御所今日上洛、二条城御出

〔春日社司祐範記〕慶長十九年甲寅記

十月廿四日、駿河大御所様御京着、二条ノ御城ニ御座也、御参内ノ沙汰アリ、

[東大寺雑事記] 一

霜月朔日、駿府大御所様、北京二条之御城ニ御着也

ノ日ニ係ケシナラン、一日トスルハ、蓋伝聞一日トスルハ、蓋伝聞一日トスルハ、蓋伝聞二日、大御所様為御見舞、当寺ヨリ上生院・清冷院御上也、 ○本書、家康二条二日、大御所様為御見舞、当寺ヨリ上生院・清冷院御上也、 ○本書、家康二条

〔当代記〕九

人余、二条近辺可令放火有企訴人出て廿人余搦捕、廿三日、大御所二条御屋敷御着、今朝大坂町外又自焼、自大坂遣作山伏六十

越前三河守着陣、是も下京辺に被陣取、加賀・越中・能登三ヶ国主松平筑前守将軍聟着陣、下京辺陣取、人数二万余、

人数及一万云々、

[本光国師日記] 士

恐惶 御異見 筆 日 も罷出可然候哉、 木錬柿進上仕候、 用 傧 略) なと取籠 目 次第二候 大御 茁 度 所様、 御上 むさとし 路次中御機嫌能、来廿一二日二可 御報 着 但 可 が然様ニ 二条之御屋敷 以 三被 たる様体と承及候、 面上可得御意候、 御 宗下候 披露候而 者、 参相 可忝存候、 可被下候、 待、 御 定而様子可被聞 前御次而 御 目見仕候而可然候 被成御京着旨目 (中略) 一拙老儀、 三次第、 召候間、 大坂城中之儀、 御取 お 成 出 わけ 哉、 奉頼 度存候、 不能多 貴様 :辺迄

十月 十九九 日

本

金地院

上 薡 ∴様人々御-中 名宛ノ書状アレドモ、→○コノ次ニ、与安法印、 大抵同ジキニョリ略上、後藤光次、亀屋栄

55 長十九年十月二十三日

家康、 藤堂高虎を二条城に召し、 大坂城の形勢を問う。

[公室年譜略] + 高山公七

翌日ニ 迎へ奉リ玉フテ拝謁アリ、 神君其忠誠勇美ヲ感シ玉フ、 十月廿三日、 敵城ノ 一至テ、 動静ヲ候ヒ注進スヘシ、 尊前ヲ退キ玉ハスト云々、 神君入洛ニ依テ、 直二公ヲ二条ノ城へ召テ、 公手 其上ニテ両大君発向シ玉フヘシト宣フ、 ·廻リノ士ヲ卒シテ上京アリテ、 此節公独リ諸軍勢ニ先テ大坂ニ攻 大坂攻伐ノ軍議アリ、 神君ヲ

56 長十九年十月二十四

二条城で公家衆および諸大名と対面する。

[駿府記]

御目見参上、 十月廿四 E 為 勅 使 両 伝奏広橋兼勝·三条実条御対 面 其 外先手諸大名為

[時慶卿記] 兀 于

十月 大・三西ハ御使也 计 鳥 几 $\mathbb{H}^{'}$ へモ尋候処、 天晴、 如 夜 例各モ罷出 ハ大時 無 進 物上、 聝 候、 一条城へ 暫御前 常罷出衆廿人計 二伺候 時 直 候、 同 本田上野介伺候 心して城 同心して出、 広 広

> 対顔候衆、 大基 沢宿 朽木河内(元網) · 片市正竺 (片桐且元) 等也、 Ш 信濃被召テ参上ト、

今日早出候旨返事候 尾州 ノ宰相被出 対 面 阿野 預使者、 大樹へ明日御見廻 二可 出 歟ノ由 乍与 見

(言緒卿記)

(梵舜日記) 十八

十月廿四 日 、天晴、 巳刻二条之御城罷出: 御目見 (个 申入、 別而仕合之御諚共 也

(言緒卿記)

鳥井少将等也、 鳥井中納言・徳 滋野井中将・花山院中将・神祇権少副・樋口侍従・舟橋大炊・此外地下無之、(冬隆) (定好) (種忠) (信孝) (秀相) 大納言・六条中納言・飛鳥井中納言・冷泉中納言・水無瀬宰相・前宰相中将・予・大納言・八条中納言・飛鳥井中納言・冷泉中納言・水無瀬宰相・前宰相中将・予・大納言・八条中納言・飛鳥井中納言・冷泉中納言・水無瀬宮・日野入道・月世五日甲辰、天晴、前大樹へ被罷出之衆、大炊御門大納言・日野入道・1942年 廿八日丁未、 冷泉中納 廿七日丙午、 廿六日乙巳、 人長袴也、 月五日癸丑、 言 院参仕、 ・久脩朝臣 聝 天晴、 天晴、 徳大寺中納言 従禁裏、 前大樹 聝 武家之様子共申上了、 武家御 今日武家御所へ被出仕衆、 · 子 前大樹へ罷出 へ被参衆、 前 所へ被出候衆、 大樹へ御太刀折 雅胤朝臣等也、 西洞院宰相 冷泉中納言·六条中納言·久脩朝臣·予等也、 西洞院宰相モ ;紙薫物被参、 花山院大納言 左衛門佐・予 日野入道・水無瀬入道モ被出、 飛鳥井中納言・烏丸中納 同候也. ・花山院中将・ ・六条中納言・ 伝奏持 参 也 両 飛 飛

(梵舜日記)

折紙 十月廿六日、 時 聝 条 御 城 諸 家之御 礼 也 萩 **松原左兵** 衛 両 人之御礼太刀

廿七 巻御礼仕合也、 旦 天晴、 予召連罷出 一条之御 城罷 出 始 丽 瑛 侍者 御 礼申 サ セ、 杉 原 束 段

〔時慶卿記〕四十二

十月廿八日、天晴、二条将軍家見廻、飛中同心出、次兵衛殿・常陸殿見廻

57 慶長十九年十月二十六日

織田信雄および五山の僧徒、二条城で家康に御礼を述べる。

[駿府記]

談之処、達而御異見、則於大御所御内通有之、則御知行可被遣旨被仰出、十月廿六日、織田常真御対面、是先年関ヶ原合戦以来御牢人、今度秀頼密

御礼アリ

即してい、十月廿六日乙巳、雨、今日織田常心大樹へ御礼也、五山之衆五十人ハカリ

[本光国師日記] 十三

度令申候、恐惶――、之御殿ニ可有御出候、一束一本可然候、常住之御礼是又同前ニ候、為其急之御殿ニ可有御出候、一束一本可然候、常住之御礼是又同前ニ候、為其急勝林和尚・大統和尚・妙智和尚御出仕尤ニ存候、然者今日午刻以前、二条五山之御衆御目見之義、昨日得上意候、去春駿府へ御下向之衆、其外ニハ、

十月廿六日

金地院

天龍寺

相国寺

建仁寺

東福寺

万寿寺

御披露可申候、従金地院最前内証被申入通ニ候、恐惶謹言、今日午之刻以前ニ各被仰合、二条之御殿へ可有御出候、御前之様子見合、

十月廿六日

金地院

板倉伊賀守

五山惣中

[鹿苑日録] 二十四

十月廿六日、五岳之衆到二条御城伸礼、器物者十帖一木

58 慶長十九年十月二十六日

京極高知の子高政、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

十月廿六日、京極采女正□□即召御前、献奈良柿千云々、(マ、)

59 慶長十九年十月二十七日

一乗完學熟。唇多完生慶・宝生完深覚・「同复をはば、「を成で」、

乗院尊勢・喜多院空慶・宝性院深覚・片桐貞隆など、二条城で家康に拝謁する。

[駿府記]

松平武蔵守出御前、奥之間被召、大坂尼崎絵図軍陣之様子令仰給、十月廿七日、一乗院・喜多院出御前、宝性院・片桐主膳正御目見、石河伊豆守・十月廿七日、(尊勢)(空慶)(深覚)(貞隆)(から(真政)

、駿府政事録〕三 御庫本

・・コー・守御目見、松平武蔵守出御前、奥之間被召、大坂尼崎絵図軍陣之様子令仰給、守御目見、松平武蔵守出御前、奥之間被召、大坂尼崎絵図軍陣之様子令仰給、十月廿七日、奈良一乗院・喜多院出御前、宝性院・片桐主膳正・石河伊豆

[言緒卿記]

川伊豆・マイ田権介御礼申了、十月廿七日丙午、天晴、今日武家御所へ被出仕衆(中略)次片桐主膳・

石

[高野春秋] 十三

十月廿七日、宝性院覚、於二条御城、遂御目見

[梵舜日記] 十八

子一巻御礼仕合也、予召連罷出也、十月廿七日、天晴、二条之御城罷出、始而瑛侍者御礼申サセ、杉原二束・段

60 慶長十九年十月二十八日

三宝院義演・大乗院信尊・本願寺光昭など、二条城で家康に拝謁する。

[駿府記]

徳寺松岳長老御目見云々、十月廿八日、醍醐三宝院・奈良大乗院・本願寺門跡・妙心寺鐵山長老・大十月廿八日、醍醐三宝院・奈良大乗院・本願寺門跡・妙心寺鐵山長老・大

[言緒卿記]

〔義演准后日記〕 (義演准后・大乗院・本願寺被参也、一月廿八日丁未、天晴、武家御所へ御礼二三宝院准后・大乗院・本願寺被参也、

廿八日、 上京宿坊ヨリ、 二本願寺御礼也、 晴、 午刻 早朝御 八将軍 諸寺礼云々、 、〈御礼、 城近 所 町屋 諸門跡諸家未無御礼 金地院馳走、 任借相待、 従左右出仕、 御馬代三百疋・ 大乗院同道、 太刀 一腰 進 上 次

61 慶長十九年十一月一日

申す。 八条宮智仁親王・関白鷹司信尚・前関白二条昭実など、二条城で家康に御礼を

〔駿府記〕

目見、おはのでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本

[時慶卿記] 四十二

候、 十一月 後預礼状候 宿へ音信候処ニ、 大沢送テ被出候、 義 少納言出コト遅々故、 也 唯心礼二行、 日 戊酉、 早陣 天晴、 龍雲ニ逢候、 八出卜、 鮭 暁天ハ雨 両 尺持参候、 人計遅、 大沢宿不尋当シテ帰、 本田上野守二逢一礼、(介) 也 行水祓、 平松同心候、 飛鳥井へ **乍去両人計出、** 山岡主計尋候、 革タヒー 又宿へ 遣 入 モ行、 足携之、 二条 、 (昌茂) 他出 へ御 対 面

[言緒卿記]

永慶朝臣・雅胤朝臣・光賢・孝治・信孝等也、武家大御所へ八条殿式部卿宮・高倉) (飛鳥井) (鳥丸)(竹内) (樋口) 宰相・日野宰相・親留水無瀬入道・兼賢朝臣・業光朝臣・時直朝臣・久脩朝臣・予・(・ (・)

二条准后・九条前関白御礼有之由承了、

、孝亮宿祢日次記〕 四

.梵舜日記〕十八 - 十一月大一日己酉、晴、二条殿・九条殿・関白殿、今日将軍大御所亭有御成十一月大一日己酉、晴、二条殿・九条殿・関白殿、今日将軍大御所亭有御成

十一月大一日、天晴、御城へ罷出□□□テ令帰院

62 慶長十九年十一月四日

右大臣近衛信尋以下公家衆百余人、二条城で家康に御礼を申

(駿府記)

之旨、 十一月 御立腹云々、 諸公家百余輩御礼、 御内々 四 E 可得御意処、 今日南殿 御奏者大沢少将・金地院、 公出御、 数輩出仕不叶御意、 近衛殿 御方御所、 召本多上野介・ 又昵近公家衆少々出仕可 一条遐) **《御方御** 旂 板 御 倉伊賀守 対 画 有

〔時慶卿記〕四十二

相詰故、 軍ハ筒服袴也、 家二ハ陽明右府・桃花坊二人計也 几 陽明ハ簀子迄被送出 、者迄礼アリテ、 E 天晴、 礼二不出、 二条城へ公家衆諸礼、 当番ハ内々外様之内、 惣一 公卿衆 同 二立 ハ礼シテ其侭座ニ着、 候、 法師礼可在之処、 御礼様子ハ太刀一 飛中父子同心候、 一人ハ予代時直、 早将軍座ヲ被立、 殿上人ハ其侭立 腰計也、 堂上七十 内 々ハ菊亭・ 肩衣袴也、 人計在之、 入御 田 将 摂

[言緒卿記]

[孝亮宿袮日次記] 四

罷出申御礼持参、十一月四日壬子、雨降、将軍大御所二条亭、諸家祗候申御礼各太刀持参、予十一月四日壬子、雨降、将軍大御所二条亭、諸家祗候申御礼今日惣礼也、予

○この後、公家衆僧徒等、屡二条城ニ抵り、家康に謁することあり、類を以

て左に合叙す、

[梵舜日記] 十八

十一月九日、天晴、 十二日、 天晴、 庚申、 二条御城罷出、 二条之御城へ罷出、 乍去御座敷依無御 御目覚了、

出

座

令帰寺了、

十四日、 晴、二条御城罷出、 御前義仕合能、 令退出畢、

伊予松山城主加藤嘉明の嫡子明成および毛利宗瑞(輝元)の使者、 慶長十九年十一月六日

、駿府記

康に拝謁する。

戸備前守名を元続という、御目見、実録考証論によれば、宍御目見、 十一月六日、 加藤式部少輔□□御目見、(明成) 本多上野介披露之 毛利宗瑞使者宍戸備前守□□○毛利

64 慶長十九年十一月六日

高野山大徳院宥雅、二条城で家康に拝謁する。

[高野春秋] 十三

慶長十九甲寅年十一月六日、 大徳院聖方出御前、 有仏法之御雑談「条御

65 慶長十九年十一月七日

蜂須賀至鎮、二条城で家康に拝謁する。

、駿府記

十一月七日、 蜂須賀阿波守出御前、 早々上洛神妙之由、 直被仰云々、

66 慶長十九年十一月十一日

秀忠、伏見から二条城に至り、 家康に対面する。 その後伏見に帰る。

[駿府記]

坂御進発之儀、 十一旦、 安藤帯刀·板倉伊賀守·酒井雅楽助·土井大炊助·安藤対馬守召御前、 午刻将軍家、 将軍家御上着令待給之儀忝旨被仰上、 従伏見、 渡御二条御城、 於奥御座間御対面、 本多上野介·成瀬隼人· 被仰曰、 今度大

> 明後十三日可有御進発旨云々、 未刻将軍家於伏見還

[本光国師日記]十四

(中略) 十一日二二条之御殿へ被為成、 両御所様御機嫌能御座候

(時慶卿記) 四十二

為ニ御出京ニテ、又被立帰ト、 コトニテ、於藤森南山ニテ懸御目、 十一月十一日、 天晴、 伏見へ早天ニ時直ト越、 南光坊へ尋、 仕合能也、 則対顔候 二条ノ城 少遅々ニテ将軍 へ前将軍御対顔 ハ早御出

[孝亮宿祢日次記] 四

二条城で家

晚景、 十一月十一日己未、晴、 又伏見有御下向云々、 今日将軍二条城有御成、 大御所与被仰合事有之云々、

〔義演准后日記〕二十六、有馬湯治記

十一月十一日、 将軍、 従伏見城、 京城へ御座、 大御所対面

見江帰御、○本書、十二日 十一月十二日、 此日自伏見、 将軍二条江参勤(ママ) シ給、 大御所有対面 頓而 伏

慶長十九年十一月十一日

伊達政宗、二条城で家康に拝謁し、宇治に赴く。

[駿府記]

十一月十一日、 申刻陸奥守政宗御目見、 此度将軍家供奉先陣也

〔伊達政宗記録事蹟考記〕 二十

政宗君江戸御出陣以下之事

申刻権現様江御目見仕、 十一日、午刻台徳院様御入洛被遊、 同日宇治江罷越、 於二条御城、 逗留仕候、 権現様江御対面、 (中略) 政宗義、

金森出雲守殿へ之御書

猶々、 はや罷出候間、 早々申入候、

為御目見、 候 節 八大、 々御音書忝候、 不任心中候、 只今二条へ参事候、 道齋参候処、 然者公方様、 将軍様、 種々御懇之段忝候、 唯今此方伏見江御通之事も、 明日二条へ御成之事ニ候間、 我等も早速懸御目度 拙者ハ 依

万々期後音候、 体二、京二今夜者逗留仕、 恐惶謹言 公方様致御供、 重而二条之御城へ可罷出由存候、

霜月十日

金 雲州様御報人々御中

68 慶長十九年十一月十一日

堺の今井宗薫・宗呑父子、大坂城を遁れ、二条城で家康に拝謁する。

[駿府記]

十一月十一日、 今日泉州堺今井宗薫•同子宗呑出御前、(兼久) (兼隆) 依大坂城遁出也云々、

69 慶長十九年十一月十二日

上杉景勝・佐竹義宣、二条城で家康に拝謁する。

〔駿府記〕

十一月十二日、 長尾景勝·佐竹義宣御目見、 将軍家御先手也

[本光国師日記] 十四

今十二日、景勝なと二条之御殿へ出仕候、 細川忠興宛、崇伝書状案、 ○上下略、十一月十二目附、

70 慶長十九年十一月十二日

徳川義利 (義直)、二条城を発して、木津川に止宿する。

十一月十二日、尾張宰相殿義俊二条御進発、 木津川辺御止宿、

71 慶長十九年十一月十三日

秀忠の使者土井利勝、 二条城で家康と密談する。

、駿府記]

十一月十三日、 土井大炊助、 自将軍家為御使、 自伏見参、 出御前、 暫御密

談云々

72 慶長十九年十一月十三日

常陸の新庄直定・陸奥の土方雄重・下野の細川興元など、二条城で家康に拝謁

する。

〔駿府記〕

部助其外諸侍御目見、重) 一月十三日、 申刻出御南殿、 細川 (興元) 新庄越前守□□父子、 (直定)(直好) 土 方 掃雄

慶長十九年十一月十四日

73

本多正信、 江戸から京都に着き、二条城で家康に拝謁する。

[駿府記]

後陣江戸品河可有之旨申上云々、 朝従永原到伏見、 十一月十四日、 今日従江戸、本多佐渡守上着、 従夫於二条御亭参上之由申上云々、 出御前、 又申云、 鶴御料理賜之、今 関東奥州勢

[慈性日記]

慶長十九年十一月十四日、二条城へ御礼ニ出候

慶長十九年十一月十五日

[駿府記]

家康、二条城を発し、大坂に向かう。

十一月十五日、

卯刻大御所二条城御動座、

未刻木津着御、

(後略)

慶長十九年甲寅十一月十五日、

辰刻大御所出御二条城、

御籃輿、

路次過伏見

〔大坂冬陣記〕○羅山別集所収

木幡、(後略)

〔当代記〕九

十一月十五日癸亥、 大御所自京都、 将軍自伏見出馬給

(時慶卿記) 四

十一十五日、天晴、 陣替、 二条城ヨリ至木津ト、 後聞、 奈良中坊本陣ト、 木

津ニテハ無之、

(言緒卿記)

十一月十五日癸亥、 天晴、 武家大御所、 若御所御動座也、 二条之御所へ参

[孝亮宿祢日次記] 四

伏見城平田迄御陣替有之云々、十一月十五日癸亥、晴、将軍大御所自二条城有御陣替、又江戸之将軍、

〔春日社司祐範記〕慶長十九年甲寅記○大和

并伶人禰宜御迎ニ参向了、河原ニテ御参合、御礼有之、(後略) 十一月十五日、駿河大御所様家康従京都木津御着陣、両御門跡様・寺門社家、

〔諸牒余録〕 本多中務大輔二

候 由 示預之通可申上候、 然者 両御所様、 明 + 猶追々御 Ħ. 月 爱元御出 注 進可被成 陣 候、 二御 座. 恐惶謹 候、 其 元 相 基替儀. 無御

本多上野介

本多美濃守様

十

月

7

应

日

書判

,慈性日記]

慶長十九年十一月十五日、早天二大仏へ大御所様御陣立見物ニ参侯:

75 慶長十九年十二月二十五日

家康、本多正純・成瀬正成・安藤直次を茶臼山に留め、二条城に凱旋する。

[駿府記]

賀守○大坂冬陣記にここに「出御門」の三字あり奉迎之、 宰相殿・中将殿御在陣、 十二月廿五日、 辰刻大御所御 本多上野介・ 帰陣、 茶 成瀬隼人・ 臼 Ш 出 御 安藤帯刀、 大坂城破平之間、 申 刻入御二条城、 同留茶臼 将軍家 板倉伊

〔時慶卿記〕四十二

「永長」 「永長」 「川勝信濃守広勝」 「川勝信濃守広勝」 飛鳥・華山雖誘引不出、両人モ迎シテ早城へ入テ不目見ト、 方々へ遣使者、飛鳥・華山雖誘引不出、両人モ迎シテ早城へ入テ不目見ト、 方々へ遣使者、十二月廿五日、天晴、大樹帰陣、二条城へ被入、若将軍ハ未大坂ニ逗留ト、

[言緒卿記]

十二月廿五日癸卯、天晴、武家大御所大坂秀頼公卜和穆シ、今日御

帰

陣

二条御城へ被成御着了

御

[孝亮宿袮日次記] 四

二条城有御帰陣、唐橋民部少輔、御供帰京也、十二月廿五日癸卯、晴、大坂城之中、秀頼公与将軍御和談有之、大御所御上十二月廿五日癸卯、晴、大坂城之中、秀頼公与将軍御和談有之、大御所御上

、梵舜日記〕十八

自

十二月廿五日、天晴、前将軍家康公御城へ御出也;

慶長十九年十二月二十六日

家衆、二条城で家康に拝謁する。

[言緒卿記]

座

慶長十九年十二月二十六日

:桐且元・板倉勝重、二条城で家康に拝謁する。

[駿府記]

人出御前、暫有仏法御雑談云々、十二月廿六日、今夕片桐市正出御前、板倉伊賀守伺候、暫御雑談、廓山上

然者可罷下之由、以板倉伊賀守申之、 廿七日、金地院·黒谷清林出御前、 片桐市正出御前、将軍家於岡山御越年、

78 慶長十九年十二月二十七日

秀忠、土井利勝を二条城に遣し、大坂城堀櫓などの破壊を言上する

[駿府記]

櫓壊平之由言上、 + 月 一世七 H 今夕自 将軍家土井大炊助 自 畄 Щ 参二 条 城 出 御 前

79 慶長十九年十二月二十七日

神龍院梵舜、 二条城で抄を家康に献じる。

[梵舜日記]

十二月廿七日、 伝長老へ預申置、 予御城へ罷出、 三光双覧抄予先年書写之本、 令進上罷出

80 慶長十九年十二月二十九日

伝奏広橋兼勝・三条西実条、二条城で禁中儀式など七か条を家康に示す。

(駿府記)

儀如例、 月節会事、白馬節会事、 大覚寺御門跡・一乗院・広橋大納言・三条大納言御対面、(空性) (尊勢)十二月廿九日、伝長老・南光坊僧正出御前、信乗院御日十二月廿九日、伝長老・南光坊僧正出御前、信乗院御日 是無其古今異同之分、 伊丹喜之助自岡山来、 (尊勢) 伝長老・南光坊僧正出御前、 考律令格式、 踏歌事、 兵粮扶持之儀被仰付 官位之事、 自駿府可被仰越之由被仰出、 准后親王位階事以下云々、仰曰、 信乗院御目見、(烏丸本願寺光従) 捧目録七ヶ条、 知恩院八宮・ 今夕御祝 正

〔時慶卿記〕四十二

将軍御対面ト、 十二月廿九日、 大覚寺殿・知恩院八宮等礼アリト、 天晴、 二条城へ、 伝奏衆其外殿上常二被参候衆出仕卜、 前

81 元和元年一月一日

豊臣秀頼、二条城に使者を遣し、家康に歳首を賀する。

、浅野考譜] 三

慶長二乙卯年正月元日、戸田帯刀ニ頼ミ、 御在城故、 公者、未岡山に御在陣故、 麻上下着用なり 陣羽織を着て奏者あり、 年始の御礼被申上、 東照宮者、 京都二条に 将軍秀忠

鹿苑日録

慶長二十年卯正月二日、 衆具威儀也 当院勤行斎了、 詣二条城、 伸歳首之礼、 寺常住之

82 元和元年一月二日

勅使及び院使、二条城に至り、 家康に歳首を賀する。

(言緒卿記) 同日条

其以後二冷泉中納言、 正月二日己酉、天晴、 御所へ年頭之御礼アリ、 二級・桜町図書・花園雅楽頭御礼被申了、 久脩朝臣、予、為頼、泰重等也、仙洞ヨ(土御門) (治泉)(土御門) (お泉)(土御門) (武家大御所へ参ル、従禁中両伝奏被参、 予披露申、 御使ハ秋篠大弼木工頭也、 仙洞ヨリ、 御馬太刀也、 御礼アリ、

[泰重卿記] 同日条

正月二日、 大樹二条御城御座候也、 昵近衆御礼、 予父子御礼申

元和元年一月三日

家康、 駿府へ帰るため、二条城を出発する。

三日(下) 午刻二条御所出 御 申刻到膳所着御、 城主戸田左門、(氏鉄) 善尽美尽云々、

[言緒卿記]

大炊御 飛

、孝亮宿祢日次記] 几

正月三日庚戌、 晴、 参二条殿、 駿河大御所、 自二条亭、 今日昼還御、 御鷹野

〔元寛日記〕 |

正月二日、 天晴、 昼過家康公二条御発輿、 膳所御止

元和元年一月二十四日

秀忠、 〔泰重卿記〕 伏見より二条城に入る。

正月廿四日、 晴 天 将軍秀忠公、 従伏見二条城へ御成也、 公家衆御迎、 家

君御迎也

【梵舜日記】

正月廿四日、 辛未、 天晴、 江戸将軍至二条御城御成、

将軍家入御云々、同日御参内之由云々、(中略) 正月廿六日、 京都板倉伊賀守飛脚到来申云、 去廿四日未刻従伏見到二条城 廿八日、 京都二条御所御動座、

〔慶長見聞書〕

御止宿膳所云々、

五.

正月廿四日、将軍家二条之御城江被成御座侯:

五山の僧、二条城に至り、秀忠に歳首を賀する。 85 元和元年一月二十五日

〔鹿苑日録〕 二十四

廿五日、 当院之礼云々、自余当住亦略私礼也 斎了、赴二条御城、 愚拙当住伸相国礼、 々衆繁多故、 金地日、 可

公方様へ年頭之御礼之儀、 駿府江戸へ御参上之衆も、 面旨被仰出候条、明廿五日四時以前、二条之御殿へ、各可有御出仕候、

板倉伊賀守殿令双談、

得上意候処、

則可被成御対

去夏

[本光国師日記]

御目見可然候、為御心得申入候、恐惶謹言、

正月廿四日

五岳御役者中

86 元和元年一月二十七日

親王・公家衆・門跡以下、二条城に至り、 和議の成立を秀忠に賀する。

〔義演准后日記〕 十九

廿七日、 晴、 惣参賀群集、 御礼次第、 准后与親王前後、 従先年未究

[中院通村日記]

之城、 正月廿七日、 未下刻許 陰、 諸家礼相済 雨雪不降、 今日将軍家諸礼也、 仍未明退朝 (中略) 向二条

正月廿七日、 甲戌、天晴、二条御所へ、公家門跡御礼アリ、各きぬ直垂ヲ着ス、

〔泰重卿記〕 |

正月廿七日、 大臣摂家門跡諸公家御礼、 二条御城ニテ、 皆絹直垂也、 予用

[孝亮宿祢日次記] 四

出来不申候、

狩衣にて無念也、

正月廿七日甲戌、 晴、 今日将軍二条亭公家衆被申御礼、 各太刀持参

[梵舜日記]

正月廿七日甲戌、 天晴、 早朝、 二条之御城罷出、 諸家之御礼、

元和元年一月二十八日

秀忠、江戸に帰るため、二条城を出発する。

[言緒卿記]

略

中納言・予五人参ル、無用之由也、(為満) 正月廿八日乙亥、天晴、大樹御下 大樹御下向、 御礼六ケ敷之由ニ而罷帰了、 二条へ両伝奏・六条中納言・

泉

[駿府記]

去廿八日、京都二条御所御動座、 御止宿于膳所云々、

元和元年四月十八日

家康、京都に到着し、二条城に入る。

〔駿府記〕

四月十八日(中略) 未刻渡御二条城

[泰重卿記]

十八日、小雨洒、 今日大樹前将軍御上洛、 二条城二御着也、

、義演准后日記〕十九

十八日、大御所上洛、 京城へ御着云々、

元和元年四月二十二日

秀忠、二条城に至り、家康と密議する。

[駿府記]

土井大炊助、本多上野介候御前、幕府申刻還御伏見城云々、四月廿二日、将軍家従伏見、為御対面渡御二条城、御密談移刻、本多佐渡守、

[言緒卿記]

四月廿二日戊戌、天晴、江戸大樹、前将軍二条御所へ御出也:

〔孝亮宿祢日次記〕四

之由有風聞、四月廿三日己亥、晴、将軍自伏見、令入二条城大御所亭給、大坂之事被仰談

(梵舜日記) 十九

四月廿二日戊戌、天晴、江戸将軍二条之御城御成之由也

90 元和元年四月二十三日

公家衆、二条城に至り、家康に拝謁する。

, 三絲卵部)

四月十九日乙未、天晴、二条城大御所へ罷出了、

廿日丙申、晴又雨、前将軍様へ参了、

廿一日丁丙、天晴又小雨、前将軍へ参了、

、梵舜日記〕十九

四月十九日乙未、天晴、御城為御目見罷出、依無御出座、各退出了、

廿日丙申、陰、御城へ罷出、今日モ無御出座也、

廿一日丁酉、天晴、二条之御城へ罷出、今日モ無御出座故、令退出也

廿三日己亥、天晴、二条御城へ罷出、及御目見也、

91 元和元年四月二十五日

秀忠、土井利勝・安藤重信を二条城に遣し、家康と密談させる。

〔駿府記〕

四月廿五日、自幕下為御使土井大炊助、安藤対馬守参候二条城、則出御前、

御密談移刻、明日幕府可有渡御二条城旨被仰渡、両使于伏見帰参云々、

92 元和元年四月二十六日

秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。

[駿府記]

可有御出馬旨被仰出云々、四月廿六日、巳刻自伏見将軍家渡御二条城、有対面、明後廿八日、両御所四月廿六日、巳刻自伏見将軍家渡御二条城、有対面、明後廿八日、両御所

[梵舜日記] 十九

宰相殿・少将殿御兄弟御出也、次大御所様へ及御目見、四月廿六日壬寅、天晴、(中略)次二条之御城へ罷出、江戸将軍・上総殿・四月廿六日壬寅、天晴、(中略)次二条之御城へ罷出、江戸将軍・上総殿・

元和元年四月二十九日

秀忠、二条城に至り、家康と密談する。

[駿府記]

そ 1 1、四月廿九日、幕下従伏見渡御二条城、御密談移刻、来三日、幕下御進発之旨四月廿九日、幕下従伏見渡御二条城、御密談移刻、来三日、幕下御進発之旨

, 元和元年五月五日

家康、二条城を出発する。

[駿府記]

五月五日、天晴、巳刻大御所二条御所御動座、供奉士不可勝計

[本光国師日記] 十七

五月五日、大御所様二条御立候而、同日河内星田へ御着

〔泰重卿記〕 |

条まて致祗候候也、五月五日、晴天、大樹御父子、大坂表へ出陣也、家君其外公家衆見立、二五月五日、晴天、大樹御父子、大坂表へ出陣也、家君其外公家衆見立、二

95 元和元年五月八日

家康、二条城に凱旋する。

[駿府記]

五月八日、申刻、大御所茶臼山出御、京都御帰陣、戌刻二条御所着御云々、

〔泰重卿記〕一

五月九日、晴天、昨夜大御所様従大坂御帰陣 人皆無不哀傷候、 家君二条御城大御所為見廻御出候、 (中略) 秀頼公八日御腹御切候

〔孝亮宿祢日次記〕四

人々令安堵者也 五月八日甲寅、晴、 入夜将軍大御所有御上洛、令着二条城亭給、天下泰平之基

[梵舜日記] 十九

五月八日甲寅、天晴、 駿河之大御所様夜半過ニ、 京都二条之御城還御也

家康、 96 元和元年五月八日 鍋島勝茂を二条城で引見する。

[鍋島勝茂譜考補]

五月八日(中略)即御上京被成、二条ノ御城御目見、

97 元和元年五月十一日

秀忠、二条城に至り、家康と密談する。

五月十一日、午刻将軍家自伏見渡御二条御所、御密談移刻、申刻還御伏見云々、

98 元和元年五月十三日

神龍院梵舜、二条城の家康に伺候する。

[梵舜日記] 十九

五月十三日己未、雨降、二条之城へ法中衆ノ御礼也、

99 元和元年五月十四日

幕府、大坂の残党水原石見守の首を二条城西門前に曝す。

(駿府記)

切

則石見守頸西御門前晒之云々、

自方々落人首六百余持来、 依有訴人、 則藤堂和泉守被遣討手所、 今日大坂町奉行水原石見守、 石見守致覚悟相戦、 二条御所近辺忍居 寄手三人

100 元和元年五月十五日

公家衆·門跡等、 二条城に至り、 家康に拝謁する。

[義演准后日記] 十九

天台宗論題、 弟宮堂形、次梶井宮、次予、 可参賀由注進、 五月十五日、 公家衆其外出家在家数多、 現世安穏後生善所法花要文也、 早朝二条御城へ罷向、 仍罷向、 先御室大覚寺御礼、 退出已後、 次一乗院、 先神泉薗坊ニ立寄、 暫休息、 堂付弟十宮親御礼、 数刻聴聞 御退出、 次妙法院宮、 相待左右了、 精義南光坊、 次論義被始之、 同御付

元和元年五月十八日

101

秀忠及び公家衆・門跡・大名等、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔義演准后日記〕十九

衆数多祗候、大名ニハ伊達侍正宗等也、 講師東大寺不動院、 出可有由仰、 于時長老出テ窺上意云、将軍ノ御方御カケニテ可有御聴聞カト申、是へ御 勧修寺門跡御礼、先度ノ御礼仁被洩衆也、已後妙門、梨門、予参上、上段ニ着、 見ヨリ渡御、 五月十八日、 数刻御内儀ニテ御振舞了、已後大御所出御、 晴、辰刻出洛、 仍将軍御出、各御礼申畢、 数刻問題、 (従脱力) 題、当時両人共ニ学生也、 直神泉薗罷向テ、 論義衆始之、 着装束、 因明ノ論義也、堂上 問者興福寺喜多院、 先竹内宮、 城へ罷向、

〔伊達政宗記録事蹟考記〕 二十一

五月十八日、午刻政宗義、二条江登城仕、 押付致下宿候、

秀忠、二条城に至り、家康と対談する。

102

元和元年五月十九日

〔駿府記〕

依之大御所八月迄可有御在京之趣被仰云々、 軍家被仰日、 五月十九日、 将軍家従伏見渡御二条御所、 八月迄有御滞留、 万事御仕置等御談話被成度旨、 大御所近日可有還御駿府旨、 強而被仰上、 将

103 元和元年五月二十一日

家康、二条城で真言の論議を聞く。

〔義演准后日記〕十九

方智積院于時予ニ御尋、行者本尊ニムカハネハ、本尊行者ニ向フト云儀也、五月廿一日、晴、出京、真言論義於二条城在之、為聴聞参、論題西方非西

[孝亮宿祢日次記] 四

軍大御所亭、還御云々、今日於二条亭真言衆論義有之由、有御雑談、五月廿一日丁卯、晴、予・忠利参二条殿之処、三宝院殿有御成、只今自将

〔駿府記〕 秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。104 元和元年五月二十三日

五月廿三日、従伏見将軍家二条御所着御、御密談移刻、午刻幕下還御

五月廿三日己巳、天晴、江戸将軍二条之御城へ御成之由也、

[慈性日記]

日増院・恵光坊・東光坊・法泉院・相樹坊・三昧院・門主、
ニ井ノ
法花ノ成仏有歟、論義正覚院・南光坊・恵心院・薬樹院・竹林坊・法輪寺・
五月廿三日、二条御城ニ而天台宗ノ論義、両御所様御聴聞、四味ヲ不経、直

105 元和元年五月二十四日

神龍院梵舜、二条城に至り、家康に拝謁する。

[梵舜日記] 十九

五月廿四日庚午、天晴、二条御城へ罷出、御前義一段仕合ニテ令退出、

106 元和元年五月二十六日

神龍院梵舜、二条城に至リ、家康に拝謁する。

〔梵舜日記〕十九

廿六日壬申、天晴、二条之御城へ罷出、御前仕合、社家神主社務已下之事、

御尋也、公家其外諸侍已下出座、歷々義也、次晚吉田〈罷帰也·

107 元和元年六月一日

公家衆、二条城に至り、家康に拝謁する。

〔泰重卿記〕 一

六月一日、雨天、四時分晴、二条伏見両大樹へ、予父子御礼申畢

[梵舜日記] 十九

六月大一日丙子、予二条之御城へ罷出

三緒卿記」

七日壬午、天晴、二条御所前大樹へ参了、

108 元和元年六月二日

秀忠、二条城に至る。また二条城で天台宗の論議がある。

〔義演准后日記〕 十九

六月二日、晴、於二条御城論議、天台宗参勤、為聴聞出京、将軍従伏見御成

ニ付不参、今夕帰寺、

[本光国師日記]十七 (六月一日の書状案)

、、、明日二条へ可被成御成ニ付而、天台宗ニ論議被仰付候、此由可被仰上候、明日二条へ可被成御成ニ付而、天台宗ニ論議被仰付候、此由可被仰上候、

109 元和元年六月四日

家康、高野衆の論議を聞く。

[義演准后日記] 十九

六月四日、論議高野衆参勤、為聴聞罷向畢、

〔梵舜日記〕十九

六月四日己卯、天晴、於二条御城、高野衆論議有御聴聞、一条院殿、三宝

院殿也、予罷出、

11 元和元年六月十一日

家康、二条城で因明の論議を聞く。

[義演准后日記

六月十一日、 一乗院因明論義被申、 為聴聞二条御城へ参、

二条城で嘉定の儀がある。 111 元和元年六月十六日

〔泰重卿記〕 |

御酒之時ハ、御ひつこミ也、 六月十六日、晴天、予父子共、二条城家康公へ致祗侯侯、 近衛殿、 政所さま、一条殿ヨリ嘉定被下候、 かしやう御相伴也、

二条城で天台宗の論議がある。 112 元和元年六月十七日

(駿府記)

六月十七日、天台論議云々、

113 元和元年六月二十日

秀忠、二条城に至る。また二条城で天台宗の論議がある。

六月廿日、 幕下二条御所渡御、 暫御密談

(言緒卿記)

六月十八日癸巳、 六月十七日壬辰、 聝 雨 前大樹へ出仕之衆、徳大寺中納言・冷泉中納言・久脩 前大樹へ参衆、 烏丸中納言・冷泉中納言・予等也

朝臣・予等也、

六月十九日甲午、 醎 前大樹へ被参衆、 広橋大納言・三条大納言・冷泉中納

言・久脩朝臣・予等也、

六月廿日乙未、雨、 ・徳大寺中納言・久脩朝臣・予等也、 前大樹へ被参衆、 花山院大納言・飛鳥井中納言・冷泉中 将軍二条御所へ御出也、 天台論儀

題者悪則善ト云也、

一日丙申、 聝 前大樹へ被参衆、 広橋大納言・三条大納言・冷泉中納

庭田前宰相中将・予・竹内刑部少輔等也

六月廿二日丁酉、 雨 前大樹へ冷泉中納言・予参了、

六月廿三日戊戌、 醎 前大樹へ冷泉・予参了、

六月廿四日己亥、 聝 前大樹へ参了、 冷泉・予両人也、

雅胤朝臣等也 中納言・烏丸中納言・冷泉中納言・徳大寺中納言・業光朝臣・予・花山院少将・ 六月廿五日庚子、 天晴、 前大樹へ被出衆、 広橋大納言・三条中納言・飛鳥井

院宰相・水無瀬前宰相・久脩朝臣・予等也、 六月廿六日辛丑、 天晴、 前大樹へ被参衆、 飛鳥井中納言・冷泉中納言・西 論儀アリ、 洞

六月廿七日壬寅、 夕立、 前大樹へ被参衆、 冷泉中納言・予等也

納言・西洞院宰相・水無瀬前宰相・久脩朝臣・予・永慶朝臣・孝治・実清等 橋大納言・花山院大納言・日野大納言・六条中納言・飛鳥井中納言・広橋中 六月廿八日癸卯、 天晴、 前大樹へ武家御来儀也、 被参衆大炊御門大納言・広

天晴、 前大樹へ被参衆、 六条中納言・予等也

六月廿九日甲辰、

、梵舜日記〕十九 六月十日乙酉、 天晴、 御城へ罷出

六月廿日乙未、天晴、二条御城罷出、 天台衆之論之有リ、江戸将軍御聴聞也、

六月廿五日庚子、 天晴、 二条之御城へ罷出

六月廿八日癸卯、天晴、 二条御城罷出

114 元和元年六月二十八日

秀忠、二条城に至る。

[駿府記]

六月廿八日、幕府二条御所渡御

[孝亮宿祢日次記]

六月廿八日癸卯、 晴 今朝伏見之将軍上洛、二条城有御成云々、

115 元和元年六月二十九日

本阿弥又三郎、二条城に至り、秀頼の骨喰刀を家康に献上する。

[駿府記]

前処、
六月廿九日、秀頼所持之骨喰刀吉光一尺九寸五分、本阿弥又三郎尋出、献御

11 元和元年六月三十日

家康、片山宗哲等に命じ、二条城御殿で僧雲叔献上の書籍を点検させる。

[本光国師日記] 十七

六月晦日、二条之御殿にて雲叔上り本点検仕候へと被仰出候

11 元和元年閏六月一日

公家衆・僧侶、二条城に至り、家康に拝謁する。

(言紹卵畜)

治・光賢・種忠等也、相・水無瀬宰相・兼賢朝臣・業光朝臣・予・永慶朝臣・雅胤朝臣・康満・孝村・水無瀬宰相・兼賢朝臣・業光朝臣・予・永慶朝臣・雅胤朝臣・康満・孝大納言・六条中納言・飛鳥井中納言・冷泉中納言・徳大寺中納言・西洞院宰閏六月一日丙午、夕立、前大樹へ被出衆、広橋大納言・花山院大納言・日野

閨六月二日丁未、夕立、前大樹へ罷出、冷泉中納言・予ト両人也、

閩六月三日戊申、夕立、(中略)次二前大樹へ参了、閏六月四日己酉、夕立、

前大樹へ被参衆、六条中納言・冷泉中納言・久脩朝臣・予等也、

梵舜日記

長明之事御尋也、置六月一日丙午、天晴、予二条御城へ罷出、能仕合ニテ御目見申入也、鴨

[高野春秋]

閏六月朔、学侶惣代多門院良尊於二条御城中拝賀

118 元和元年閏六月三日

伊予板島城主伊達秀宗、二条城に至り、家康に拝謁する。

[伊達貞山治家記録]二十五下

今日、宇和島侍従殿二条へ御登城、大神君へ御礼仰上ラル、

11 元和元年閏六月四日

細川忠興、二条城に至り、家康に拝謁する。

[駿府記]

- 長岡七

閏六月四日、羽柴越中守忠興出御前、則被下御暇帰国云々、長岡也

120 元和元年閏六月六日

秀忠、二条城に至り、家康と閑談する。また二条城で真言宗の論議がある。

「駿府記」

閏六月五日、酷暑故、無出御云々、

四意三同時起耶各別耶、 守・藤堂和泉守・本多佐渡守以下伺候、 尾張宰相殿・遠江中将殿・越前少将殿・松平陸奥守・松平筑前守・京極若狭 如意輪寺・庵室・北室院也、 佐渡守、 閨六月六日、 (中略) 未刻将軍家伏見へ還御云々、 同上野介伺候、 将軍家従伏見、 宝性院・无量寿院・遍明院・正智院・金剛三昧院・ 今日於前殿真言論議有之、 講師者多門院、 渡御二条御所、 其外日野入道等、 両御所同有出御、 則於奥之御座間、 題者十悪起不起、 諸公家成座列云々、 令聞之給云々、 有閑談、

[言緒卿記]

閏六月六日辛亥、天晴、前将軍へ罷出、論議アリ、大樹御出座也、

・ ジコミュチ パーン 肝がある 大条中納言・徳大寺中納言・水無瀬宰相・閏六月九日甲寅、夕立、前大樹へ参、六条中納言・徳大寺中納言・水無瀬宰相・

予・花山院少将・堀川少将等也、

十四日己未、天晴、二条御所へ参了、十日乙卯、夕立、前大樹へ罷出了、

、梵舜日記〕 十九

閏六月六日辛亥、天晴、二条之御城へ罷出、退出、無御目覚罷帰也

八日癸丑、天晴、二条之御城罷出、無出座、

九日甲寅、天晴、予二条之御城罷出、及御目覚令帰也

121

家康、 元和元年閏六月九日 織田有楽に大坂城中の茶器のことを尋ねる。

等多紛失、 閏六月九日、 仍令問其貌給云々、 大御所出御前殿、 織田有楽出仕、 大坂城中兵火之後御茶入肩衝

秀忠、安藤重信を使者として二条城に遣す。 、駿府記]

122

元和元年閏六月十五日

閏六月十五日、 安藤対馬守為御使、 従伏見参候云々、

123 元和元年閏六月十五日

家康、二条城南殿に出御し、 公家衆に会う。

閏六月十五日、大御所南殿出御、 諸侍各出仕、 公家衆如例出仕、

124 元和元年閏六月十五日

徳川頼将(頼宣)、伏見城に行き、秀忠に謁し、二条城に帰る。

閏六月十五日、 張宰相殿御煩暑気之後、 遠江中将殿於伏見令赴給、 股少腫、 故于伏見不赴給云々 幕下御対面、 未刻令二条帰給、 尾

125 元和元年閏六月十六日

秀忠、二条城に至り、家康と閑談する。

(駿府記)

其外御譜代衆、 渡守伺候、 閏六月十六日、 未刻還御云々、 各如例出仕 将軍家自伏見渡御二条御所、 越後少将殿・越前少将殿・松平和泉守等出仕、 於奥座間、 有御閑談、 本多佐

閨六月十六日辛酉、 天晴、 武家御所、 前大樹へ御出、 予参了、

[本光国師日記] 十七

一書令啓上候、 昨日者公方様二条へ被成御成、 御機嫌能目出度存候、

126 元和元年閏六月十七日

公家衆・門跡及び諸大名等、二条城で家康に拝謁する。 家康、 浄土宗の法問を

[駿府記]

閏六月十七日、 佐忠之、松平武蔵守利隆御目見、 上寺国師・吞龍了的・廊山・長流・理益以下十二人云々、 其外公家衆参上云々、 於前殿、 有浄土法問、 松平陸奥守、 冷泉中納言献大比叡哥合一冊 即座被仰付、 藤堂和泉守出仕、 題者難易二通云々、 一乗院・青蓮院・ 松平右衛門 増

[言緒卿記]

閏六月十七日壬戌、 天晴、 前大樹へ参、 浄土衆法文アリ、

127 元和元年閏六月二十三日

二条城で真言宗の論議がある。

[駿府記]

閏六月廿三日、 真言論議、 題十悪同時断歟、 漸々断歟、 講師遍明院也、

128 元和元年閏六月二十五日

家康、二条城で天台の論議を聞く。

[駿府記]

閏六月廿五日、 天台論議

129 元和元年閏六月二十六日

二条城で真言宗の論議がある。 [駿府記]

閏六月廿六日、 真言論議、 題肉身ヲ捐テ即身成仏歟、 肉身不捨成仏歟、 講

師高室院、

(慈性日記)

閏六月廿六日、二条御城ニて、 御論義俄ニ戒法成仏ナリ、 拙僧も出座、

130 元和元年閏六月二十七日

秀忠、二条城に至り、 舞楽を見る。

、駿府記

閏六月廿七日、将軍家渡御二条御所

伶人奏楽五番

狛桙 振桙 散手 万歳楽 古徳楽 延喜楽 抜頭 陵王 還城楽 納蘇利 退出ニ長慶子 太平楽

公家衆悉出仕、 尾張宰相殿・遠江中将殿(中略)已下各出仕云々、

〔言緒卿記〕

退出二長慶子也、 公家衆廿人許アリ、 延喜楽、

陵王、納蘇利、

太平楽、

狛鉾楽、

散手、古徳楽、

抜頭、

閏六月廿七日壬申、

天晴、

前大樹将軍様御出有舞、

振桙三節、

左万歳楽、 還城楽等也、

右

、孝亮宿祢日次記〕 兀

閏六月廿七日壬申、 晴 晩雨降、 於将軍二条亭、 伶人舞有之、大樹有見物

公家衆江被参、

「梵舜日記」十九

閏六月廿八日癸酉、 晴、 晚夕立、 於二条之御城、伶人舞楽アリ、当社之装束、

伝奏ヨリ依申、楽人衆へ委相渡、 舞楽御覧之由也、

131 元和元年七月一日

秀忠、二条城に至る。家康、二条城で能楽を張る。

七月一日、 将軍家渡御二条御所、 諸公家諸大名諸士各出仕、 御能、

(泰重卿記)

七月一日、晴天、二条御城御能

[言緒卿記]

七月大一日乙亥、 天晴、 前大樹ニ能アリ、

[孝亮宿袮日次記] 四

七月一日乙亥、 晴、 於二条亭、 有猿楽、

〔義演准后日記〕 十九

七月朔日、晴、 於二条御殿御能、 将軍御成云々、

「梵舜日記」十九

七月一日乙亥、 天晴、 二条之御城ニ御能アリ、

七月三日丁丑、 天晴、 金子八郎兵衛ヨリ申来、二条御城数寄屋路次ニ敷松葉

卅俵持遣也、

七月十三日丁亥、 天晴、 予二条之御城へ罷出也、

及目覚也

132 元和元年七月三日

家康、二条城で真言宗の論議を聞く。

[駿府記]

七月三日、真言論議、当座二被仰付、題清浄行者不入涅槃、破壊比丘不墜地獄

七月六日、 真言新儀論議

七月廿六日、真言論議、 題西方非西方、 宝亀院講師

[言緒卿記]

七月三日丁丑、 天晴、 前大樹へ罷出了、 論儀アリ、

七月廿六日庚子、 小雨、 前大樹へ参、有論儀アリ、

、梵舜日記〕 十九

七月六日庚辰、雨降、二条之御城罷出、 「真言新儀論義アリ、予御目覚申入候也」

論義アリ、真言衆也、

七月廿五日己亥、二条之御城へ罷出、

133

元和元年七月四日

秀忠、水野忠元を二条城に遣し、家康に鱸魚を献上する。

[駿府記]

七月四日、 水野監物従将軍家為御使参上、

134 元和元年七月五日

家康、 二条城南殿で源氏物語抄を公家に配分し、 仮名付を命じる。

七月五日、大御所南殿出御、 源氏物語抄、公家衆被成配分、仮名ヲ可付由被仰

135

元和元年七月五日

家康、二条城にて幸若舞を見る。 〔駿府記〕

[言緒卿記]

七月五日、

幸若弥次郎、

同八郎九郎、

同小八郎、

舞曲被仰付、

七月五日、 大樹へ罷出、 カウワカ舞アリ、

136 元和元年七月十日

土井利勝、 二条城に至り、 家康に伺候する。

将軍者自其以前歟、 七月十日、 土井大炊助従伏見城参、 或以後歟、可為御随意云々、 召御前、 仰日、 今月廿七日可有御下向、

137 元和元年七月十一日

秀忠、二条城に至り、家康に拝謁する。

[駿府記]

七月十一日、 将軍家渡御二条、 於與御座間有御対面

138 元和元年七月十七日

秀忠、二条城に至り、家康に対面する。 家康、 能楽を張る。 また禁中公家諸法

度を定める。

(駿府記)

泉水御座敷、 七月十七日、 召両伝奏、 将軍家渡御二条御所、 被仰出曰、 公家法度之儀 垸飯以後、 大御所出御前殿、 有御対面

[香雲院右府実条公記]

日下二条殿判也、 七月十七日、 従大御所、 次将軍大御所御判アリ、 十七箇条法度書、 清書日野宰相、 於二条御城相 定 両御所御 判

[言緒卿記]

十七ケ条也 御能以前二二条殿、 七月十七日辛卯、天晴、夜雨、前大樹ニ今日御能アリ、(中略) 前右府両人、奥間ニテ前大樹、 大樹、 公家法度被仰出 将軍様モ御出

〔泰重卿記〕 |

小進、 七月十七日、晴天、二条御城御能、(中略) 伏見将軍御成候、式三番、今春大夫、 観世大夫也、 次諸家之法度之事被仰出候、

〔義演准后日記〕 十九

殿御成、御判被遊云々、日下二条殿、 七月十七日、入夜雨、 前将軍御加判可有之由、 七月十一日、 公家中今度新法度数ケ条、 於二条御城、 兼日治定処、 公家中諸法度被相定、将軍御上洛、 次将軍、次大御所御判云々、 俄来十七日マテ御延引 今日於二条御城御定、 即 一条殿御判

「梵舜日記」十九

七月十七日辛卯、 天晴、 二条之御城御能アリ、

[孝亮宿祢日次記] 匹

七月十七日辛卯、 晴、 於二条城、有御能、

139 元和元年七月二十一日

家康、 能楽を二条城に張り、 北政所等に見物させる

[駿府記]

腐女房多見物云々、 七月廿一日、 御能、 (中略) 今日秀吉公北政所為見物登城、 其外公家衆之上

七月二十二日、 御能

[言緒卿記]

七月廿一日乙未、 七月廿二日丙申、 天晴、 天晴、 前大樹ニ御能アリ 前大樹二御能有之、

〔泰重卿記〕 一

七月廿一日晴天、二条御城御能之由承侯、

[孝亮宿祢日次記] 四

七月廿日甲午、 晴、 於二条亭有御能、

七月廿一日乙未、 晴 於二条亭有御能

七月廿二日丙申、 晴、 於二条亭有御能

、義演准后日記〕 十九

七月廿三日、廿一二日両日、 於二条御城猿楽云々、

神龍院梵舜、 増鏡三冊を家康に献じる。

140

元和元年七月二十八日

[梵舜日記] 七月廿八日、二条之御城へ罷出、 増鏡三冊 以伝長老上申也

141 元和元年七月二十九日

家康、二条城御数寄屋において源氏物語を聞く。

[駿府記]

七月廿九日、 於御数寄屋、 令中院読源氏物語箒木巻給

八月二日、於御数寄屋、

中院源氏物語箒木之巻令読給

142 元和元年八月一日

親王・公家衆等、二条城に至り、八朔を賀する。

[駿府記]

八月朔日、 出御南殿、 御礼二条殿・近衛殿・八条殿・伏見殿・鷹司殿・一条

殿・九条殿、其後門跡衆(中略)其後諸公家衆各御礼(後略)

(中院通村日記) 一

八月朔日、今日昵近衆御礼也

八月大一日乙己、天晴、 日燭也、 前大樹へ各御餞シテ進物アリ、

> 八月二日丙午、 陰、 前大樹へ被出衆、 広橋大納言・三条大納言・冷泉中納言・

中院宰相・予等也、

〔義演准后日記〕 十九

八月朔日、晴、 大御所為御暇乞、 諸門跡出仕、 (中略) 群参以外也

近日御下府云、

〔梵舜日記〕十九

八月大一日乙己、天晴、予二条之御城へ罷出、 (中略)次諸門跡諸公家悉御礼也

八月二日丙午、 天晴、 二条之御城へ罷出、

八月三日丁未、 天晴、二条之御城へ罷出

〔泰重卿記〕 |

八月一日、 八月三日、天晴、家君二条へ出仕也! 公家衆、 御摂家、 門跡、 二条城へ進物御持参候而御礼御座候

元和元年八月一日

南蛮人、二条城で家康に拝謁する。

[駿府記]

八月朔日、 出御南殿 (中略) 其後黒舟南蛮人御目見云々、

[中院通村日記] 一

八月朔日、今日黒船々人大将敷、

上乗大将トやらん云者五六輩申御礼

黒船来候由也、

種々進物無比類也、

「梵舜日記」十九 七月卅日甲辰、 天晴、 二条之御城 へ罷出、 無御出座、 南蛮人為御礼罷出

144 元和元年八月四日

家康、二条城を出発し、関東に下向する。

、駿府記

四日、午刻大御所京都出御、 三日、明日四日、 関東可有御下向由被仰出云々、 申刻膳所渡御云々、

145 元和五年八月二十五日

毛利宗瑞 (輝元)、京都に至り、二条城で秀忠に拝謁する。

[福原家文書] (八月二十六日宗瑞書状)

候而、 昨日廿五日御城罷出侯、 御城罷上候、 玄関迄乗物ニて可罷上之由御意ニ候て、 先大炊殿迄罷上、 色々結構なる御振舞共二候、 歷々御年寄衆 左

玄関ニ御待候之間、

146 元和五年九月十八日

秀忠、入京して、二条城の縄張を命じ、 即日、 京都を発して、江戸に下向する。

[言緒卿記]

九月十八日戊戌、天晴、

一将軍様二条へ御出、 次ニ江戸へ御下向了

〔泰重卿記〕三

九月十八日、大樹ハ二条城御出、 未上刻ヒノ岡峠御通

[孝亮宿祢日次記] 五.

九月十八日戊戌、晴、 今日将軍二条城御縄張有之由有風聞、 今日未刻将軍

今日膳所城御宿云々、

〔義演准后日記〕 二十四

九月十八日、将軍京城寛ニナル縄張被仰付、 仍上洛、 直に御帰国

〔本光国師日記〕 二十六

同十八日、公方様伏見を御立、二条之屋敷御縄張、 直ニ江戸へ御下向、

之屋敷御縄張

〔梵舜日記〕 二十二

之縄張被仰付、 九月十八日、晴、 京都へ御成ニテ、 (中略) 次江戸将軍様御下、 今日大津瀬々御城御泊之由也 伏見之御城ヨリ、二条之御城

〔東大寺雑事記〕二

九月十九日、 は屋敷ニ而、 、伊州ニ而御飯、(板倉勝重) 、公方様昨日十八日二 ニ関東へ御還御、 伏見ヲ虎ノ刻ニ御立、 京ノ

(春日記録) 七

十八日、 将軍様御帰国 未刻御出京ト云々、

元和六年五月二十八日

秀忠の息女徳川和子、京都に到着し、二条城に入る。

〔泰重卿記〕三

五月廿八日乙巳、 晴、 今日従江戸女御御上洛、 諸家衆御迎被出候、

御供八九千人計也

予ハ不例之故不罷出候、

乗物百丁計、

夥事之由、

見物衆はなされ候、

女男

[孝亮宿祢日次記]

五月廿八日乙巳、 晴、 江戸将軍秀忠公御息女有御上洛及内也、酒井雅楽頭・大

炊・本田等供奉、

〔義演准后日記〕 二十一

五月廿八日、 、属晴、 (中略) 従江戸女御昼時分御京着、

諸人見物成群云々、

、梵舜日記〕二十三

百五十人乗懸馬也、御供騎馬衆、上下衆五千計、酒井雅楽頭殿・土井大炊頭殿 五月廿八日、晴、 松平右衛門殿·同名主殿殿、 江戸将軍御息女女御御上洛、 其外諸大名衆廿人計御供也、 御輿上下八十丁ヲハモタ衆 次女御様御輿ニ

御傘サシカケ也、 京中貴賤之見物近国ヨリ罷上也、二条城へ御入也

148 元和六年六月十二日

関白九条忠栄等、二条城に至り、酒井忠世・土井利勝等と、和子入内のことを

評議する。

[女御御入内記]

せきかせらる、 忠世・利勝以下の侍臣等をめされて、その事の法要をゆたねて、 十二日にハ、関白殿・(九条忠栄) 近衛殿・八条殿、(信尋)(智仁親王) をのく、二条の御所へ渡御ありて、 のたまハ

149 元和六年六月十八日

和子、 入内する。そのため、二条城から内裏までの道が作られる。

[徳川実紀]

辻固の警衛等おごそかに命ぜらる、 より夜もすがら行つどひ、こゝの辻かしこの軒の下までも、 る簾をかけ、 河辺に桟敷をかまへ、あるは門々の蔀格子を引はなち、 行粧を拝し奉らんとて、二条より内裏までの間に、思ひくくに支度し、 せ給へば、 名に課せらるべきなれど、 都にては、 たゝ都近き普第の大名のみに仰せ付らる。 けふ女御入内し給ふ、 けふを晴とかざりあへり、 特更奢侈巨麗をはぶき、 かねて二条の城より、大内迄の道作り、 (中略) 洛中の貴賎遠近の道俗、 かかる大儀なれば、 四海の凋弊を思召やら 二、三日前より、 錦繡の幔幷絵がけ 衆人群集せり、 天下の諸大 昨日の夕

150 元和六年

和子入内のため、二条城内に女御御殿を作る。

[中井家文書] 二条御城御造立之事

局等新造ニ被仰付候旨、留書ニ御座候、右御普請奉行小堀遠江守、殿幷御風呂屋弐間ニ四畳半、是を二条御城へ被為引候、此外御湯殿・御雪隠・殿千御風呂屋弐間ニ四畳半、是を二条御城へ被為引候、此外御湯殿・御雪隠・元和六申年、女御様御殿之御用ニ付、伏見御城ニ御座候八間ニ六間半之御

151 元和九年六月八日

秀忠、京都に至り、二条城に入る。

資勝卿記

御迎 指伺 サウシキトモ公方様御成ノ前へ参る、 殿ヨリ清水谷也、 科マテ罷出候也、 六月八日丁卯、 六月七日丙寅、 出 \Box 三候也、 ノ体也、 へ参ル、公方様御成ヲ待レ候也、 先公家衆諸大名之御迎之衆へ一通礼シテ、見マハリ候て、 御人数多勢驚目体也、 公方様御輿ノ前へ西三条、 晴 晴、 其次へ予・烏丸・広橋昵近ノ衆道ノハタマテ出申候也、 例年ノ所北ノ方広ミ也、 公方様明日御上洛之由、 **巳刻斗少曇、** 卯刻 公方様御前へ土井大炊殿・永井右近殿 京中ヨリ御迎ノ者共ノ居ヲ改申候也 次女院御所ヨリ御使木工殿、 一番ヨリ大沢少将被参候て、 中納言同心申候也、 西三条殿より使アリ、 ヨリ公方様御上洛、 公家衆多分 御迎ニ山 又東 諸事

候也、帰宅ノ次ニ東山へ立ヨリ候也、原へ入候て、広亜相予父子竹屋殿樋口御酒ヲ給候也、速水両人出納豊後参公方様ノ御ヤリ、クマノ皮ノナケサヤニナリ候也、御目見済て後、北ノ松

船橋御城ノ口ニ被待、同心御城へ参候也、土御門中務御後ニ被参也、丸亜相・平宰相・柳原・飛鳥井侍従ハ先へ被参候也、冷泉中将・山科・四条・勧修寺・六条中納言・拙子所より同心申候也、藤右衛門佐ハ西三と同道、烏六月九日戊辰、晴、巳刻時分二条之御城へ御目見ニ罷出候也、広亜相父子・

(義演准后日記)

八旦、 摂家宮諸門ハ名代也 披露御満足二思召由也、 □立ニテ大沢披露、 六月七日、 公方様御上洛、 瀬々城、 使ハ芝二□居蹲踞スト云々、 公方着御、 従当門御迎トシテ兵部卿 珍重々々、 揚樽一 明日御入洛、 折蒸笋二籠進上、奏者土井大炊頭返状、 伝奏其外堂上自身罷出云々、 諸家諸門御迎 路次ヨリ遣之、 ニ使出云々、 諸門諸家

頼由、使者へ申遣了、大のでは、大田では、日のでは、大田では、大田では、日のでは、大田で、御上洛珍重由、土井大炊頭へ以愚札仰進了、幷太刀馬代十日、大雨降、御上洛珍重由、土井大炊頭へ以愚札仰進了、幷太刀馬代九日、堂上衆、公方祗候云々、摂家先御使ニテ御上洛珍重仰云々、

秦重卿記

承候由申畢、六月六日乙丑、(中略)明後大樹上洛御迎ニ可罷出之由、御番頭より被触候、六月六日乙丑、(中略)明後大樹上洛御迎ニ可罷出之由、御番頭より被触候、

六月九日戊辰、晴、飯後二条御城へ御目見罷出御礼申入候、昵近衆迄也

[孝亮宿祢日次記]

六月八日丁卯、晴、自江戸将軍上洛、今日令入二条城給、公家衆山科迄被出

親王・公卿・門跡以下、二条城で秀忠の入洛を祝賀する。

152

元和九年六月十五日

ニテ出仕申候也、広橋大納言父子・権左少弁・小川坊城同道申候也、御礼六月十五日甲戌、晴、今日於二条御城将軍様諸家へ御礼有、日出時分直垂

鳥丸大納言・同前広橋大納言・西園寺大納言、同前市右府、其次馬太刀転法輪大納言・馬太刀中御前右府、其次馬太刀転法輪大納言・馬太刀中御 之様子、 アリ、 門主、聖門ノ御児、竹門主・照門ノ御児、奈(赤ハ次第不覚候) (珠八次第不覚候) 銀子一枚、 三宝院・梶井宮・青門主・勧門主、 て暫相待、 公卿衆ハ大沢少将披露候也 ご大臣殿・鷹司大納言殿・殿大納言殿、先此以前ニ勅使三条西・女、先御摂家第一、関白殿・左大臣殿・右大臣殿・八条殿・伏見殿・ た御摂家第一、関白殿・左大臣殿・右大臣殿・八条殿・伏見殿・ 其次馬太刀転法輪大納言・馬太刀中御門大納言資勝進上単物二帷子三・ 小杉長右衛門罷出、 取次申て請取候也、 右ノ御礼済テ、 晚二土井大炊所へ礼二参候也 奈良一乗院・妙門衆・知恩院宮・ 御門跡衆ノ御礼アリ、 今日非蔵人北面随身まて御礼 西園寺前右府・花山院 単物一帷子一太刀馬代 留守に 第一仁

[義演准后日記]

覃筆端ナリ、 刀一振、 杉原五束しゆちん五巻也、 六月十五日、 一条右大臣・八条一品親王・伏見親王・鷹司太閤・二条内府 馬代銀一枚直進上、 公方御礼、 公家門跡悉出仕、 新門主宝池院ハ、 摂家宮装小直垂、 先 摂 家 九 条 殿 下 ・ 金襴 法中ハ単衣也、 巻、 大高壇紙進上、 (中略) 近衛左大臣・ 歷々警固難 予ハ

六月十七日、先度参賀遅参衆ノ事、上意不快之由風聞

[泰重卿記]

礼相済帰宅珍重也、御馬太刀、或ハ太刀計、或金襴、又帷子、単物、杉原、種々進物共也、御が月十五日甲戌、晴、今日大樹へ摂家・清華・宮門跡・諸公家、不残御礼申入侯、

[記年録]

同十六日、諸公家勤礼、太刀目録進上之、今日公武共着装束、「ナス誤レリ六月十五日、於二条城、将軍家御入洛之御祝儀、諸大名長袴献太刀目録、

(梵舜日記)

衆無御礼義也、当家肩衣袴にて依罷出、無御礼也、六月十五日、二条之御城諸家御礼也、将軍様御装束也、五山其外之法中之

· 是黑豆、十七日、二条之御城罷出、法中方之衆也、今日之奉行衆之依理屈、 十七日、二条之御城罷出、法中方之衆也、今日之奉行衆之依理屈、

御

礼之

今度ハ色々御改義共也、次土井大炊殿之宿へ罷越、進物ハ何レモトマラス也、萩原太刃折紙持参也、予杉原廿帖進上也、法中方之内交りて御礼申上候也、十九日、晴、二条之御城罷出御礼相済也、藤井太刃折紙、単物ハアカラス帰

[本光国師日記]

各御出仕、尤ニ候、為其令啓達候、恐惶頓首、来ル十七日、公方様へ法中御礼ニ候、五岳被仰合、日出以前、至二条御六月十五日、五岳へ御礼之端状遣、案左ニ在之、○本条是日ニ合ス、

六月十五日

金地院

以上

天龍寺

相国寺

建仁寺

東福寺

万寿寺

上包ニ

御急達尤ニ候、以上、此折紙相国寺より天龍寺へ其より東福寺・万寿寺、其より建仁寺如此早々

右吉兵へニもたせ相国保長老へもたせ遣ス、先々へ被遣候様ニと申

遣

則畏候と申来、

御礼可被為請之由被仰候間、其通可被成御触候、恐々謹言、御座候、左様ニ候ハヽ、五山衆幷紫野妙心寺、其外済家之宗旨十八日ニ急度申入候、明日者十七日御座候間、天台宗・浄土宗御礼、可被為請候旨十六日、大炊殿・周防殿より、御礼相廻由申来、則返書遣、往来案左ニ有之、

板倉周防守

六月十六日

重宗判

土井大炊頭

利勝判

返書

金地院侍衆御

153

元和九年六月二十五日

秀忠、参内する。

明十八日済下衆御礼可被為受之旨、 為其令啓候、恐々謹言、 右何も行者力者人足等相添遣ス也 五山衆へ折紙遣ス、 右面々ニ折紙遣ス、 大徳・妙心へ遣触状案 明十七日之御礼相延候、十八日早々可有御登城候、為其雖夜中申触候、恐々 尊書拝見忝存候、 可得御意候、恐惶謹言、 其外済家衆ハ十八日御礼ニ可罷出旨、 板倉周防守様尊報 六月十六日 土井大炊頭様 万寿寺 東福寺 建仁寺 相国寺 妙心寺役者中 大徳寺役者中 六月十七日 天龍寺役者中 六月十六日 一紙也 明日ハ天台宗・浄土宗御礼ニ付而、 被仰出候、 奉得其意候 至二条御城可有御出仕候、 五山衆幷紫野妙心寺、 則相触可申候、

〔大内日記〕

明日

樣被為請候、 献之御酌過、 御進物ハ朝トク清凉殿ノ縁ニテツミ候テ渡シ申候、 藤宰相被参侯、 袴ニテ薬院より御装束、御長抦ニメス、諸大夫衆御供布衣御長柄ノ跡、六月廿五日、辰刻ニ二条より薬院へ被為成候、則御膳上り申候、御供> (中略) 刀入、其次ニ御腰物入、御長柄ノミス、大沢少将上ル、薬院ニテ御装束ニ 子著小十人組衆、 一条へ還御申ノ刻也 女院様より岩倉木工被参候、 則薬院へ還御、 公方様女御様被為成候時、 其より奥通り女御様へ被為成候、 午上刻二御参内、御進物如右、御太刀折紙、 御太刀役大沢少将、 未ノ下刻也、 薬院ニテ御装束被為脱候テ、御休息少有テ、 三条大納言殿御使二被参候、 御腰物井伊掃部、 御廊下迄女御様御迎二出御、三献、 其間ニ諸大名之御礼、 禁中様ニテ三献、 御長柄ノ内へ御太 伝奏三条大納言、 御供之衆半 則被為会 御祝

元和九年七月一日

二条城中の西長屋が崩れる。

[孝亮宿祢日次記]

七月三日壬辰、 (中略) 一昨日一夜二条城西長屋十六軒崩、 依之城中有騒動

秀忠、二条城に入る。家光、 入京し、伏見城に入る。

155

元和九年七月十三日

[義演准后日記]

昨日於膳所林檎一折進上、 鷹以下歴々驚目、今日将軍従大坂御上洛、 十三日、大納言殿当地御通、供奉衆猛勢也、伏見城江御着、 七月十日、明日膳所城へ大納言殿御着云々、 、ノ宰相殿也、鉄砲六百丁ハカリ弓二百鑓三百歟、騎馬数百輩見事ノ見物也、 酒井雅楽頭披露、大夕立皆ヌレ、咲止ノ体也、水 諸国諸大名、両方へ、馳走不大形 於門前見物申訖、

[泰重卿記]

君御上洛為御迎、 従大坂御上洛、 七月十三日壬寅、 珍重、 晴 追 分まて被参候、 次記梵舜仝シ、〇孝亮宿祢日 請取御番伺 公、 綺麗出立諸人驚目之由申候、 諸公家衆不残、 御番衆之外、 今日将軍 将軍

条御城御着座、 元和九年七月十三日、 大納言様伏見御城御座、 京都へ大納言様御着座、 水戸殿東福寺御座なされ候 水戸宰相殿供奉、 公方様二

〔譜牒余録〕 Ŧi. 松平越前守附家臣 出雲少将直政

九年七月十三日、 大樹秀忠公暨家光公上洛、 将軍宣下、 直政供奉、

、薩藩旧記増補] 七 家久公御譜中

同年七月十三日

両御所上着而入二条城矣

[天英公御書写]

便之間申遣候、(中略) 大納言様今日廿五日必江戸出御可被成之由被仰上候、(家光) (中略)、 諸大名衆ハ京都ニ被差置候、 大納言樣御上洛之上御参内御供之御

用与見得候、(中略) (元和九年)

御名乗御居判

[宝地公遺事] 四 元和九年癸亥

御上洛 一七月十三日、 将軍秀忠公・家光公御父子御上洛、 譲将軍職家光公有勅許

.譜牒余禄] 十七 松平陸奥守之七 高祖父輝宗曽祖父忠宗記録抜書之七

同年七月十三日大猷院様伏見江着御、 十五日御輿ニ而二条之御城江被為

左右ニ井伊掃部頭・板倉周防守歩ニ而御供仕候由書記置申候

一同年六月廿五日、家光公江戸御発軫、(元和九年) (元和九年) [菅沼家譜] 左近定芳伝 服銀、 伏見御発駕、 十三日御入洛、 被謁二条城、 七月廿七日将軍宣下、 直江戸御発軫、 七月十二日投宿於膳 午時憩膳所 八月六日御参内、 所 閏 八月八日 定芳拝領

156 元和九年七月十五日

家光、二条城で秀忠に対顔する。

〔資勝卿記〕

安部備中· 登城申候也 御香宮へ参て還御まて待申候也、 御成候、二条ノ御目見過て、 七月十五日甲辰、 酒井讃岐・板倉周防被参候也、 則御目見過て、 晴、 朝飯急て公方御目見ニ罷申候也、 御先 御広間にて御振舞アリ へ伏見へ参候也、 還御にて吉良殿御左右有之、 御振舞にて退出申候也 御上洛珍重之由御勅使有、 酒井雅楽・青山伯耆・ 大納言にも二条 則各申談し

七月十五日、 大納言家渡御于二条御長袴御対顔

157 元和九年七月二十三日

家光、 参内後、 二条城に移る。

[泰重卿記]

所へ三百枚、 七月廿三日壬子、 両御所へ御目見之由承及候畢、 家衆御トヲリ無之、略被申候、 綿百把進上也、 晴、 巳刻参内、 女御へ不知之也 又二条御城へ御移之時、 御身固有之也 白御給五十、 御三所伺公被申候、 銀子五百枚進上也、 **昵近公家衆二条伺公**

158 元和九年八月四日

五 山衆、二条城で御服を頂戴する。

[本光国師日記]

申来ル、 八月三日、板倉周防殿より折紙来ル、五山衆へ御服拝領之間、 明四日ニ五山之衆、 参候様二可被仰遣候、 案左ニ有之、則返書遣ス、是モ案左ニ有之、○本条類ヲ以テ是ニ合収ス、 御服被下候間、 猶貴面可得尊意候条、 此書立之内ニ御座候衆、 不能具候、 恐惶謹言、 相 触候へと

八月三日 板倉周防守

猶々則書立を進上申 候 貴院無御存知かたへハ被仰遣ニ不及候

以上、

62

金地院侍者閣下

尊書拝見忝存候、 及日暮候間、 様二、可申触旨、 早々御報申入候、 得貴意存候、 明四日五山衆二御服被下候間、 恐惶謹言、 御書立持せ被下候、 二条之御城へ各々参候 写置候而 返進申候、

八月三日 金地院

不及申五山之外へハ不申遣候、 以上、

防州様尊報

五山へ触状遣ス、案左ニ有之、

7四日、 五山衆へ御服可被下旨ニ侯、 先日御礼之御衆、 各被仰合、 二条御

城へ可有御出候、 為其令啓候、 恐々頓首

八月三日

金地院

及夜陰候 へ共、 唯今従板周防殿申来候故、 如此候、 明朝早々御登

城尤二候、 以上、

天龍寺

相国寺

右之折紙之上包二、貴寺より天龍寺へ可被遣候以上と書候、 但状之上書

ハ、慈照院と迄書遣之

是も折紙之上包之上之宛所ハ、常光院と迄書遣之、常光より東福へ被遣侯 右之折紙、 へと申遣ス、 同前二相認、 建仁寺・東福寺・万寿寺三ヶ寺へ之宛所ニて認遣之、

159 元和九年八月五日

御門久修、二条城で天冑地府祭を修する。

府祭有之由申候、 七月廿日己酉、 晴 則家康・秀忠公二代都状自筆有之由、 板倉周防守所へ参入見参侯、 将軍宣下ニ付て、 周防守尤之御事候 天 (ママ) 地

> 五日癸亥晴、家君卿 (^{八月)} 城にて、周防守逢、 御祓千把柳筥のせて、御洗米紙嚢、 無異義事候、 従伝奏、 家君御出也、 周防守伝奏申候由被申候、 此方可被仰候由被申候、 公方未刻許二条御城へ御成、 枝ナカラ榊洗米トーツニ嚢、 一言にて相済申候、 伝奏申候へハ、 家公未下刻許 書付如此候 今朝二条御 珍重也、

以我行神力 神道加持力此分朱書也

天曹地府祭行事共一座此分墨書也、 家公持参○左衛門

神変神通力 普供養而往

承及候、 吉良左兵衛督披露、 珍重思召之由御返事、 依御取紛不能御対面之由仰之由

160 元和九年(八月五日

大坂城及び二条城の普請についての覚書

(元和) (御先代材木石御献上記)

一同九年

本年大坂幷二条両御城御普請ニ相極、 極候二付、弥用意可仕旨、 度旨、土井大炊頭殿・松平右衛門太夫殿へ被仰込、 御国御奉行深尾主水八月五日以御書被仰遣 就夫忠義公御役御材木之御勤被成 大形御材木役二相

161 元和九年八月六日

三条西光慶等、二条城へ伺公する。家光、 参内し、襲職の慶を奏する。

御太刀吉良侍従、 武士ノ四品ノ諸大夫、又年寄衆北上西面、 リ御参内也、 桧山出雲を頼侯て借用申候也、 藤右衛門佐・飛鳥井少将なと昵近衆、各同道にて二条へ伺公申候也、 三条丞相へ二条へ御出之時分尋遣候へハ、はや先へ御出也、三条西光慶・ 六日甲子晴、 ノリモノカキ六人也、 四足門ノ外ニ御車ヲ立南向、公家衆南ノ方西上北面ニ居置候也 五ツ時分雨降、 御刀大沢侍従持之、 (中略) 今度ハ将軍様初てノ御参内、 やかて晴朝口フル也、 供青侍十人、布衣一人、笠持一人、沓持一 次御沓光慶役之、タイコウノ手より 次三条新大納言御簾ヲアク、次 日出時分禁中へ伺 四足御門ヨ 板輿

例御 御太刀刀両人之衆持御供候也、 侍御所ノ方参給候也、 酒井讃岐守取テ、 参候也、 三献之後、 長橋二少時御待候也、 中納言二渡候也、 典侍殿内侍於シモマテ、 跡ョリ将軍様起座シテ御所ニ参給也、 御馬太刀にて御礼也、 奥より勾当内侍御迎ニ御出候也、 四足ヲ入北ニ折テ長橋ノ車寄ヨリ、 将軍御酌ニテ御トヲリ有、 進物銀子千枚、 昵近之衆御供、 綿子 則内 如

(大内日記)

二献御吸物、 雨少降、 以上トシテ有御名乗、 被遣之候、 将軍樣御礼御座候、 装束御衣冠ニテ出御候而、 将軍様成、 出御よりヤム、二条へ還御以後、 出御よりヤム、二条へ還御以後、 八月六日、 出御御膳上り、 三献御祝、 進物金百枚、 (中略) 有御礼、 有御腰物、 被為会候、 伏見へ其侭還御、 御参内巳ノ上刻、 過則三五ノノシ出ル、 給五十、 不動国行、 将軍様モ被為会候、 頓而伝奏三条大納言殿被参、 頓而伝奏三条大納言殿被参、 長光御太刀上ル、 御脇指三好正宗、 還御未ノ下刻、 御引渡、 其後御座之間ニテ 御折紙進上カキ 初献御雑煮、 初献ノ間ニ 雨少

162 元和九年八月十四日

家光、二条城で猿楽を張る。

[義演准后日記

八月十四日、於京御城、 宣下ノ御能也、 天快晴、 御仕合珍重々々、 御能在之、 新将軍御成、 諸国諸大名悉出仕、

[資勝卿記]

二条ノ御城ニテ御能候て参候也、 今日将軍様始テノ御能也、二条御城ノ奥ノ御対面所にて、 盃一返トヲリ申候、 八月十四日壬申、 クシャウエアリ、 曇、 其後ボウサウ、次ニ鯛ノ吸物、クミツケ土器輪金タヽミ、 次七五三ノ御振舞、 午刻雨少降やうにてやかて晴、 広橋亜相父子・中納言同道申侯、 何も土器輪カク金薄 終日曇、 先引ハたしにて御 東シラミニ、 (中略)

||膳の絵図あり 略

舞中酒 一献メニ、将軍様御盃各頂戴仕候也、 御肴被下候、 一ツタベ

ト御詞ヲカケラレ候也

御菓子フチタカ金薄タミムスヒ花三方ハタミ不申候也、 烏丸大納言·広橋大納言、 紀伊中納言•水戸宰相•日野中納言•広橋宰相、 将軍様上ダン御座候、 御腰物左ノ脇ニアリ、下ダン御座ノ左右ニ尾張中納 三間二加賀宰相·薩摩宰相、 下タ右座三条新大納言・資勝 、此衆斗御前、 御茶台天目也

衆同間ニて見物申候 御簾中にて御見物、 其後御広間にて御能ハシマリ候也、 尾張中納言・紀伊中納言・水戸宰相・昵近之衆・大名 屏風ヲ立キリ候て、 将軍様· 大御所

ヲキナ観世太夫センサイ、 フー子サキ 三ハサ サキ大夫

高砂観世田村金春

尺丈ニテ舞申候、 今度始テ見申候、 尺丈ノ子細ヲ申立候也

松風七大夫 此間大夫共座ノ者拝領五百貫、 大夫五人御給一重之内唐

座ノ者拝領過て御振舞アリ、 張良ホウシヤウ 通小町コンカウ、 一座ノ者共単帷子拝領候也 舟弁慶十大夫 くれはクワンセ

候也、 廻候て、 タミ四五合出申候、 ナリ、御盃台三方ニノリ申候、 舞台ヲ取建候也 次へ御出候て、 井大炊・青山伯耆・ 御能過ても見物衆一人も不出候て、 御酒ヲ御しゐ候也、 各御目見候也、 酒井讃岐・安部備中・吉良左兵衛・大沢少将何も御 いつれも金タミ也、 板倉周防守も御見廻候也 イツモ御対面已前ニ待候口ノ間ニテ、 皆金薄タミ也、 酒井雅楽各忝由被申候也、 結構ナル御振舞也、 公家武家ヲ御帰候也、 五ツ六ツ出申候、 御能過テ大御所 御能始テも如 酒井雅楽・ 今度新ク 又折ノ金

[紀年録]

八月十四日、 於二条城、 将軍宣下御祝儀、 有猿楽

同十五日、又猿楽、

上ハ書

[湯浅達三文書]

松平宮内少輔

細川越中

恐惶謹言 御能二付而之儀候哉 而両上様 召候樣為御目見可被成御出旨被仰下候、 御札忝存候、 へ折を二ツ宛、 如報意一昨夜沈酔御同前候、 承度存、 森作州被仰談可有御上御用意之由、 人付遣候、 拙者ハ参間敷と存候、 然者明十三日伏見二而 様子委被仰聞候ハ、弥可忝候 得其意存候 将又二条ニ 朝食被聞

八月十二日

(花押)

(山内家代々記) 坤

同十四日十五日、 但此度於上方両上様へ御肴御菓子類其外度々被献物有、 家光様将軍宣下為御祝儀於二条御城御能、 此時諸御大名

163 和九年閏八月一日

暹羅国使を二条城で引見する。

[本光国師日記

閏八月朔日、 於二条御城、 しやむろ人御礼申上、 様子之儀ハ異国帳ニ見

候者ニ、 同二日、 象牙を持せ召連可参由之御書中也、 酒井雅楽殿・青山伯耆殿・ 酒井讃岐殿より連判之状来、 則返書進也、 印工召連可参由 御印 判

異国日記

壺以上七種也、 白熊二十頭、 木や三右衛門ハ入道ナレハ十徳ヲ着ス、暹羅国ヨリノ進上物、 弁奏者手長衆ハ長袴也、使者二人、通事一人、 弁日本ノ通事ハ肩衣半袴也、 秀忠様御肩衣御袴長、 元和九年癸亥閏八月朔日、 小広間ニテ伝ヲ召ス、於御前右ノ書ヲ講談申上ル也、 ヲ捧御礼申上ル、 也 何モ書ヲ如元収テ、 伽羅一壺、 捧暹羅書如先年也、 何モ縁也、高力摂津守披露也、 上壇南面、 カナキン廿端、 御前指上テ退出也 暹羅使者於二条御城大広間御礼申上ル、 諸侯衆伺候、 又二使幷通事二人木やモ、 花綿五端、 各半袴也、 礼了而退出、 暹羅笠一ケ、 金札有之、 大炊殿・雅楽殿 鉄砲二丁、 上様入御、 面々進物 竜脳二 前将軍

同五日、 於二条御城、 土大炊殿奉ニテ、暹羅ヘノ御返書可相調旨被仰出

> 同六日、 使札来、 講尺を御聞候、 (右之訳書請取也、 右之暹羅ヘノ返書頼入由也、 道春・永喜も候座、 井主計殿・永信濃殿何も御馳走也、 雅楽殿へ対談 訳書を持シテ帰る、 則暹羅書翰来 暹羅へ之返書文言等相談申、 同日従酒井雅楽殿、 為上意三人亦御 従

伏見へ参上、

将軍様ニ被為成候義ヲモ、 暹羅之書二通共案在左、 将軍様御馬二疋、 鞍皆具、 中略 文言ニ卒度書載可然欤との義也、 従雅楽殿私馬一疋鞍皆具可遣由也、 (中略) 若君様新 右之

印ヲハ則喜之助殿ニ言伝 七月、 雅楽殿御取成也、 八日二条二て新将軍様へ御目見、 様御供ニテ御急候間、 公帖ノ御判モ相調、 二念ヲ入、 喜之助へ渡て、 返翰別紙ニ写シテ仮名付、 印をも押、 伏見 忠世ノ古文ヲ印ニ象牙ニテホラスル也、 白マノ環紫緒也、 へ持セ遣ス、但文箱を桐ニテ、 閏八月十五日ニ伊喜之助へ渡ス、 又雅楽殿ノ書ノ事、 八通五包来ル、 暹羅人へ遣候様ニと御頼候、 跡ニ伊喜之助被残置候条、 江戸へ可進と申合ル、 暹羅ヨリノ書、 銀子拝領之御礼、 雅楽殿へ遣ス也、 銀子モ五十枚拝領也、 弥右之通二御頼之由 扇子五本入之箱之蓋、 雅楽殿へ清兵衛ニ持セ返ス 出来次第押シテ可遣候也 御判之御礼ヲモ申上ル、 迚ノ義ニ印ヲモ堀セテ (堀カ) (エカ) 此雅楽殿之返書、 則八日ニ印判屋惣三郎 (中略) 同日 極晩清兵衛帰ル、 印 中ダカ

日本国 源秀忠 閏八月九日、先将軍様へ之御返翰下書備上覧、案在左、

暹羅国主

元和九年癸亥閏八月日

仰曰、 幷御音信物之記録、 間ニテ書直、 右之書之下書、中高一枚二書之、於御前読上講尺、大炊殿·主計殿被候座: 自吾以下及乎迄十五字除之可然欤トノ御諚也、尤ト御請申、次ノ 御前へ差上ル、請書可仕旨 従主計殿可被越由ノ故、 御諚也、 其一左右ヲ相待也 及晚帰寺、

十日、早朝至土井大炊殿、 衛門出合、 奥へ請入、暹羅ヨリ昨日書ヲ上ケ候トテ被為見、書ヲ入ル食 板倉周防殿ニテ御寄合ニテ留守也、 寺田与左

直之約諾故如右也 申 ヘキカセ候、 被申候条、 袋以下如先年、 午刻帰寺、 彼書計取テ帰ル、 大炊殿留守ニテ候へ共、 雅楽殿へ来ルモ同前也、 但大炊殿昨九日於御城、 (中略) 書之案在左、 書ヲ取て帰寺シテ返書可相調由寺 大炊殿自分之返書ヲモ頼入由、 書計取出シ、一返読候て寺田 但二条之御城へ出仕、 御放

咳気煩、 大炊殿より之返書下書相調、 御城へモ不罷出、十五日ニ出仕申也、 十五日ニ御城ニテ懸御目ニ、 案左ニアリ 十日之晩より

日本国 臣大炊頭藤原利勝 回翰、

右大炊殿之書、 其由大炊殿へ直ニモ申、 下上書等如常、 雅楽殿卜同前二相認、 文言一段と気ニ入之由、 御満足之由也、 御城へ持参、大炊殿之右筆ニ渡之、 則於神泉苑清書シテ、 架籠箱以

同十五日、上様ヨリ暹羅へ被下物目録、 井上主計殿ヨリ請取、 案在左、

一長刀

(中略)

此別幅モ御書ノ紙同前也、 上家以下、何モ去々年酉年被遣候時之如ク也 不付ニ御城へ持参、井上主計殿へ渡ス、御書之紙架籠銀之笈包物袋 御書何モ清書相認、 架籠ニ入、下ヲハノリ

右之書共案、 其外方々望之衆へモ案共遣ス 永喜所望之間写遣ス、道春へモ暹羅之書斗一通之案遣ス、

164 元和九年閏八月二十一日

秀忠、二条城を発し、 江戸に下向する。

[本光国師日記]

閏八月十五日、 於二条之御城、 還御之御日取吉日書付上ケ可申由、

大炊殿

十二万石 十五万石 廿五万石

主計殿被仰渡、 則御城ニテ、書付上候、 案在左、

御吉日 此御吉日中高一重二ツ折ニシテ書之、

閏八月廿一 日己酉閉日鬼 上包中高一枚ニテノリ付ニシテ、上ニ御吉

> 右大明日鬼宿日 日ト三字書テ、 周斎二渡、 主斗殿へ御上ケ

以上、 候へと申渡シ、 御振舞過極晚二退出、

廿一日、 日、月) 大御所様二条御立 江戸へ還御、

[義演准后日記]

閏八月廿一日、 公方様御下向、 諸家諸門ヨリ御送トシテ、音羽マテ名代進之、

「資勝卿記」

閏八月廿一日、 公方様御下向、 永原御トマリノ由也、 公家衆御送之由也

(梵舜日記)

閏八月廿一日、 江戸前将軍様、 御下向也、 巳刻之由也

寛永元年是月(二月)

165 幕府、二条城の修築を徳川義直以下譜代大名十八人に命じる。

[江城年録]

り被仰付、右之石垣請取大名役高者、(も脱ヵ)(も脱ヵ)左衛門・野々村四郎右衛門・榊原左衛門佐・水野河内守等也、左衛門・野々村四郎右衛門・榊原左衛門佐・水野河内守等也、 二月、京二条の御城、 幸可被成御用意也、 右之石垣請取大名役高者 就中天座ハ、金物も皆金銀ニ而被仰付、 御普請有之、 寅年公方様御父子御上洛被成、 奉行ハ中川半 御使番衆よ 天子行

本高之内御免有之

一五拾万二千五百石 尾張中納言殿

同

四拾五万五千石

七万石

井伊掃部頭

松平隠岐守 紀伊中納言殿

松平下総守 本多美濃守

本多中務少輔

小笠原右近大夫

松平河内守

水野日向守

一十万石 一三万石 十万石 十万石

一十万石 五万石

五万石 五万二千石

二万五千石

二万石

二万五千石

一三万石

、 敬公実録

一二万二千二百廿六石六斗

松平将監 松平紀伊守 岡部内膳正 松平因幡守 松平甲斐守 松平山城守 松平飛騨守 本多甲斐守

菅沼織部佐

惣奉行 為御名代 竹腰山城守 場御請取、

御家中より奉行江差上と云、

今年夏、二条御城御普請、

地形石垣等始る、

依之公御普請役、

高五万石之町

瀧川豊前守

渡辺

半蔵

其外小役人姓名不詳

同手伝

思召之由、 太閤以来、 公義奉行、 従台徳公、 普請巧者を以被撰出と云、 水野河内守・榊原左衛門佐・野村四郎右衛門等也、 公へ御内書被進之と云、御普請成就之後、従公義御褒 御普請之中、暑気甚時分下々苦労ニ被 伝言豊前守ハ、

右編年大略

美被下之由

台徳院様より、 御内書被進候留

二条御城御普請出来付、御内書之事今度二条普請之役、入念依被申付、 出 来欣入候、殊炎暑之時節、 下々苦労之程察覚候也、 謹言、 早々

六月卅日 御判

尾張中納言殿

右奉書留

小笠原豊津家譜

忠政、 寛永元甲子年蒙秀忠卿命、 修復京洛二条城壁、 家令小笠原隼人政直

監司之、

松平亀山家譜

シ、野々村ノ事重修譜ニナク、略譜ニハ野々村アレトモ亦四郎右衛門ノ事ナシ、○本書寛永三年トナスハ非ナリ、又此他諸氏ノ家譜重修譜等ニ本条ノコトナ 家信、寛永三丙寅年、洛陽二条城ヲ修補セラル、時ニ家信南方ノ石壁ヲ築ク、

[東武実録] 寛永元年

是年、 ヲ司ル、 部頭直孝、 榊原左衛門・野々山四郎右衛門等ヲ以テ奉行トス、 洛ノ二条ノ城経営、 喜多見五郎左衛門勝重、 其余御普代ノ大名十九人、 尾張中納言義直卿・紀伊中納言頼宣卿・井伊 是ニ副フ、 是を勤ム、 水野河内守・中川半左衛門 小堀遠江守政一造作ノ事 掃

寛永元年五月二十八日

166

二条城修築にあたり、石引を叡覧する。

[泰重卿記]

被下候、 姉小路・兵部太輔・左京・右京・勘解由・予、 門・高倉・白川宰相・園・勧修寺・冷泉為尚・小川坊城・正親町三条・岩倉・ 五月廿八日辛巳、 泉守去年進上仕候、黄金百枚壺也 於御前御見物也、 紀国中納言石引普請者参、石引叡覧之事也、 其以後白雪ト申御壺ノ御茶各被下候、 晴、 予事外大食仕候、 今日御所へ中御門亜相・日黄門・河野黄門・四辻黄 中酒七返各罷立、湯菓子等御次間にて 右之衆十八人、 右十八人衆ニハ御振舞アリ、 忝之事也、 此御壺ハ藤堂和 其外外様内々

167 寛永元年九月三日

二条城作事の材木値段に関する嶋田直時・久貝正俊連署書状。

[大工頭中井家文書]

以上、

恐々謹言 材木屋共寄候てもくろみ、 昨日者御飛札披見申候、 ね段過分ニ違候間成間敷由申候間、可有其御心得候、替御用候者可被仰越候 仍二条御作事之御材木壱本付之目録御越候、 京之材木屋ね段ニ可致者候者可申付由申候へ共

久貝忠左衛門尉

九月三日(寛永元年)

嶋

田

清左衛門尉

正俊

(花押)

直時

(花押)

中井大和様

[大工頭中井家文書]

168

寛永元年十月四日

二条城の差図を受け取った旨を記した江戸幕府西丸老中連署奉書。

書状之趣令披見候、 存油断之通尤之儀候、 二条御殿御差図被差上候則到来候、 弥可被入精候、 恐々謹言 京大坂御作事不被

永信濃

尚政

(花押)

十月四日

井主計

正就 (花押)

中井大和殿

二条城の作事は広大なりと記される。

169

寛永元年十月二十九日

伏見城跡見物、 浅間敷体なり、 京御城御作事広大なり、 結構也、

[義演准后日記]

言語に絶

北政所零落、 道理なり、

170 (年未詳) 五月十日

二条城・大坂城の作事について油断なくせよ、との土井利勝書状

[大工頭中井家文書]

後源左罷登候之時可申と存候、 其元御普請之儀ニ付而万事倉の文尤候、 かやうニ源左早々のほ 委細ハ二兵へ可申付候 り申間只今

以上、

御状殊更為端午之嘉兆諸白両樽贈給候、 一条大坂御城御作事無油断御稼候由得其意尤候、 誠遠路御悃慮之段令祝着 恐々謹言 候、 将又

土大炊

五月十日

利勝 (花押)

中井大和殿

寛永二年四月二日

[江城年録]

幕府、

駿府城番渡辺茂を二条城の定番とする。

歩行同心二十人預、 より二条江移、 春日左衛門、 四月二日、 渡辺山城守、二条之定番被仰付、 知行千七百石、 春日左衛門ハ、 与力無之、 柘植三之丞、三百石、 与力三十騎ニ而、 知行七千石、 同心無之、柘植三之丞ハ、 其外御蔵奉行二人、伏見 伏見定番衆之中、

[東武実録] (寛永二) (東武実録]

守常番相勤るの間ハ在番の士三十人なり、是年、春日左衛門・柘植三之丞与力之士其後の士統で百人二条之城ニ在番す、山城是年、春日左衛門・柘植三之丞与力之士八十八歳、山城守江戸ニ帰参之後、寛永十二年より保科弾正忠正貞・阿部摂津御番二組、代を勤め、老衰之後同十二年此役を赦免せられ、江戸ニ帰 参、同十五年江戸ニ於て卒す代を勤め、老衰之後同十二年此役を赦免せられ、江戸ニ帰 参、同十五年江戸ニ於て卒す千石を以て養子監物ニ賜り、江州ニ於て新地七千石を山城守ニ賜る是年より千石を以て養子監物ニ賜り、江州ニ於て新地七千石を山城守ニ賜る是年より 城ニ移り守る、て、今二条之 を附属せられ足軽元之如く、 渡辺山 城守茂、 京都二条之城代となるの城常番を勤、遠州之旧 二条之城御裏門を□衛す守るといへ共、伏見破城ニ依一十人なり、『シュィ』(警ヵ)

(慶延略記) 寛永二乙丑年

手御門番勤 城代同心卅人有、 番衆卅人ツヽ、 京都二条御城番初ル、 柘植三之亟、 山城守仕配ニて勤、 御本丸、 今年御普請成就、 同心廿人、 高麗御門之番勤、 是卅人番といふ、 西丸御門番務、 御城代渡辺山城守茂、 此外春日左衛門、 是ハ号伊賀衆、 御番衆 被仰付、 与力卅騎、 年代勤番、 大御 大 御

[吏徴]

大御番頭、 時称三十人番 寛永二年乙丑月日、二条在番、頭渡辺山城守一 人、諸組筒抜三十人、

城

島八左衛門、二条御蔵奉行、寛永二年乙丑、始置三員、木村宗左衛門・高橋七兵衛・福二条御蔵奉行、寛永二年乙丑、始置三員、木村宗左衛門・高橋七兵衛・福

[寛政重修諸家譜]

近江国にをいてすべて七千石を知行す、 防属せらるるの時、五千石の地を分ち与ふ、この時又新恩五千石を賜ハり、 はまでの采地をあわせ、七千石を賜ひ、其後男忠、駿河大納言忠長卿に 五年の元十月より、駿府城を守衛す、乃ち二条の城番となり、加増ありて、 渡辺茂、新蔵、久左衛門、山城守、従五位下、渡辺久左衛門信か三男、母ハ某氏、

二条城大手の御門番となる、春日家吉、左衛門、父○景にかハりて、伏見城大手の御門番をつとむ、のち

鉄砲頭となる、柘植宗次、三之丞、寛永二年、二条城西門の番にうつり、そのヽち二条御

(徳川実紀)

うつら、大手門番、三之丞宗次は同心二十人あづかり西の門番、其外蔵奉行二人も大手門番、三之丞宗次、伏見城より二条にうつり、左衛門家吉は与力三十騎、家吉・柘植三之丞宗次、伏見城より二条にうつり、左衛門家吉は与力三十騎、大番頭渡辺山城守茂、二条城の定番命ぜらる、(中略) 伏見定番春日左衛門

172 寛永二年六月二十六日

二条城の作事を奇麗にせよ、との秀忠の意向を伝える板倉重宗書状。

[大工頭中井家文書]

猶々、遠江守殿へも可然様ニ御心得頼入候、以上、(針木)

様ニと被 思食候様子ニ御座候間、内々可有御心得候、爰許相易儀無之候無之候、可有其御心得候、冣前如申入大坂より二条御作事奇麗ニ出来仕候而少御作事御座候、定而軈而御指図可被遣候、只今之御殿ニ構申儀ニ而ハ由得其意存候、将亦絵書衆も近日罷上候間可有其御心得候、次ニニ丸ニ重生得其衛懇書祝着申候、御作事之様子御心得候之由尤候、無由断被仰付候先度者御懇書祝着申候、御作事之様子御心得候之由尤候、無由断被仰付候

間可御心易候、尚重而可申入候間不能詳候、恐々謹言、

板周防守

六月廿六日

重宗(花押)

中井大和殿

御宿所

173 寛永二年六月二十九日

二之丸北に将軍の御座間御殿を建設する、との板倉重宗書状

[大工頭中井家文書]

間不能巨細候、 者何方ニ而も用水之溝程あけ屋敷可有御渡候、 植三丞屋しきの間ニ用水之溝つけ度由百姓共申之由、田(宗次) 、宗次) 先日御作事之儀申入候処何も御心得之由委御報祝着申候、 之通可然候、 しき北之方西裏の方へほり候て於可然者其通ニ可被仰渡候、 猶々、二丸御座之間北之方ニ 城殿下やしきより西へおり候て指図仕越候、 指図参候間可有其御心得候、 左様ニハ有之間敷候へ共、 春日左衛門殿おもてのかわ、 将亦絵書共やかて罷上候而可有其御心得候、 恐々謹言 も御心得之由委御報祝着申候、山城殿屋敷・用水之溝差図越候間為御心得申入候、以上 将又百姓共井溝之指図いたし越申候か、 山城殿下やしきの通ニ可有御渡候、 将軍様御座間小キ御殿壱立申候、 不及申候へ共山城殿・三丞・ 只今堀不申候者山城殿や 田地之為二於能事 尚追而可申入候 於不罷成者右 不及申 軈而 Ш 柘 御

板周防守

重宗(花押)

中井大和殿 (寛永二年)

御宿所

174 寛永二年七月九日

二之丸奥の御座間建設に関する鈴木遠江書状

〔大工頭中井家文書〕

酒々、大さしつニかき付致候、万事詳しく儀ハ角太参候時具可申入候、以

両度之御書中拝見申候, 弋 此文御城ニてかき申候所早々申候

時可申入候、 つ致進候ニ、さしつニてしれかね申候間大さしつ致進候、 恐惶謹言、 然者二条二ノ丸おくの御座之間御このみ之間さし 委細者角太参候

七月九日

長 (花押)

175 寛永二年七月二十二日

二之丸作事や将軍御座所について指示した板倉重宗書状。

[大工頭中井家文書]

去十六日之御状同廿一日二参着申侯

山城殿下屋敷ニ用水之儀絵図三給候、 田地過分二損不申候様二可被仰付候、 御門の向ニハ不入義候間絵図残置 弐ツ返進之候、 用水之為二能様二

将軍様御座所鈴木遠江所より参候差図のことく被仰付之由尤ニ存候

一二丸御作事も過半出来申之由得其意存候、当年中ニさへ出来仕候へハ何 も不苦候間其御心得尤候

絵書とも此比罷上候、

其元御作事之儀大坂よりはれかましき様ニ被 得二申入候、今以可有其御心得候、 二而ハ無之候、爰元相易儀無之候間可御心安候、小遠州へも以書状申度 へ共いまた爰元不得隙候間可然様ニ御心得頼入候、 御好無御座所をむさと結構ニと申儀 思召候而最前より為御心 恐々謹言

七月廿二日(寛永二年)

中井大和殿

重宗 (花押)

御返報

寛永二年七月二十四日

176

二之丸行幸の差図に秀忠の上意を付した江戸幕府西丸老中連署奉書。

[大工頭中井家文書]

以上、

大工被差越候、 板防州被申談、伝奏衆へ(重宗) 去八日之書状令披見候、 上候間、 得其意無油断御作事可被申付候、 右之段達 伝奏衆へ内々ニ而様子相窺御住居究候付而、 然者二条 上聞御意之趣御差図ニ付紙を記委大工ニ申含相 行幸之間、 将又其元御本丸御作事之儀、 就被 仰付最前申越候処則 差図をもたせ

永井信濃守

恐々謹言、

材木寄次第急度可被申付候由得其意候、

七月廿四日(寛永二年)

尚政

(花押)

井上主計頭

正就

(花押)

土井大炊頭

利勝

(花押)

中井大和殿

177 寛永二年七月二十五日

二之丸行幸の差図と大工を送った旨を述べた土井利勝書状。

[大工頭中井家文書]

以上、

被指下候、猶御好之通御差図之趣久右衛門可申候、 御書中令披見候、 仍二条二之丸行幸之間依被 仰付差図被致大工久右衛門 恐々謹言

土大炊頭

七月廿五日(寛永二年)

中井大和守殿

利勝 (花押)

御返報

178 寛永二年八月十八日

二条城作事の材木入札や薄之儀に関する松平正綱・伊丹康勝連署書状。

[大工頭中井家文書]

尚以、 可有御遺候、其外者今度やすく仕候ものに可被申付候、 はくうち候事無用之由、銀座衆へ可被申渡候、以上、 はくの義銀座衆御相談候ていま迄出来候薄之分うけ取、二条御殿ニ 左様ニ候者重而

又申候、 奈良薄屋へも右之通貴殿より断可被申候、以上、

申候付前かね渡し申付候、 被申付候、 存候去年於二条方之入札申付候へ共、 之義無用之由被仰候間、 之義承候、 去十日之御状令披見候、 併銀座之薄出来候て御座候者是迄可有御遣候、 御書中之趣年寄衆へ致相談候へハ、大方之義候者諸大名へ折紙 然者二条御殿御材木入札被相極候二付山々へ折紙 可有御心得候、 銀座衆へ被相尋出来候薄無之候者今度之者ニ可 高ちき二候て銀座之者薄ねやすく請 次二条御殿薄之儀承候、 恐々謹言 其方如御

伊喜之助

(花押)

八月十八日 (寛永二年ヵ)

松右衛門佐

正綱(花押)

中井大和殿

179 (年未詳) 七月二十四日

二条城作事手伝人足に関する松平正綱書状。

猶々、伊喜一所不被罷有候間不及加判候、以上、〔大工頭中井家文書〕

之由候 御状幷二条御作事手伝人足之書立何も具令披見候、 仰付候之間、 雖然通仙院之療治ニて被得験之由珍重候、 其節各へ申談様子可申入候、将又貴殿御上候てより痎病御煩 近日御作事御奉行可 弥御養生専一候、恐々

松平右衛門佐

謹言

七月廿四日

中井大和殿 御報

正綱(花押)

180 寛永二~三年

寛永の行幸を前に二条城の城域が拡大・造替される。

[中井家文書]

寛永二丑年ヨリ寅ノ年迄

二条御城御作事

御殿九間ニ拾参間御書院へ廊下二間ニ三間 此坪百弐拾三坪

此大工数壱万弐千九百六拾人、百五人つゝ

御雪隠壱間半三間

此坪四坪五分

此大工数三百六拾人、壱坪ニ付八拾人つく

御書院八間半二九間 此坪七拾六坪五分

此大工数七千五百七拾八人、壱坪ニ九拾八人つゝ

御広間へ御廊下壱間半八間

此坪拾弐坪

此大工数六百九拾六人、壱坪ニ付五拾人つゝ

御広間拾間半拾六間

此坪百六拾坪

此大工数壱万七千七百弐拾人、壱坪ニ百五人つゝ

御右筆部屋五間八間

此坪四拾坪

此大工数三千百五拾人、壱坪ニ付七拾八人つゝ

御天主九間ニ拾間七尺ま

此坪三百七拾壱坪四分

此坪五拾五坪六分

此大工数六万六百弐拾八人、壱坪ニ付百五拾八人つゝ

同所取合三間八間二階七尺ま 此大工数四千五拾人、壱坪ニ付七拾弐人つゝ

御殿より御天主へ二階廊下三間ニ八間半 此坪五拾壱坪

此大工数弐千五百五拾人、壱坪ニ付五拾人つゝ

(中略)

御二之丸分

御殿八間二八間半

此大工数六千七百七拾四人、壱坪ニ付九拾八人つゝ

(中略)

奥之御殿六間八間

此坪四拾八坪

此大工数五千百人、 壱坪ニ付百五人つゝ

(中略

此大工数三万九千百七拾九人つゝ

御広間拾五間二拾三間半

一二之丸上之間九間二九間半

此坪弐百弐坪五分

此大工数弐万弐百五拾人、壱坪ニ付百人つゝ

此坪八拾五坪五分

此大工数七千六百九拾五人、九拾人つゝ

此大工数壱万四千七百拾六人、壱坪ニ付九拾八人つゝ

御小広間拾四間拾間半

此坪百四拾七坪

御家坪数合七千八百弐拾坪

大工数都合六拾八万四千弐百三人

五拾九万三千三百七拾壱人 御家坪

九万八百三拾弐人落縁・箱棟・階・高欄・塀・井土・屋形・御門屋らい・(戸)

御橋・其外御小細工方

此飯米作料合四万四千四百七拾三合壱斗九升五合

但大工壱人ニ付六升五合づゝ

右之外

行幸御賄御仮屋 坪数弐千四百四拾三坪

此大工数壱万四千七百三拾人

此飯米作料九百五拾七石五斗八升

但大工壱人ニ付六升五合づゝ

181 寛永三年五月十六日

幕府、二条城への行幸のため、堂上及び地下官人に装束料を給う。

〔泰重卿記〕

五月十六日丁亥、 晴、 行幸染装束こしらへ料米五十石ツ、請取申候、 銀子

壱貫百六十目沽却也, 珍重也、

此坪百六拾八坪

具点検申候、 九月四日晴、 今日太刀出来、 御掃除伺公申候、 樋螺鈿蒔絵なし地也 申下刻各退出也、 行幸用意随身具、 又諸道

[孝亮宿祢日次記]

五月四日乙亥、 晴、

就行幸装束料之事

合五拾石者

右慥所請取申如件、

寛永三寅年五月四日

壬生極﨟雑掌

板倉周防守殿

右任先例可被成御渡候、 以上、 山形右衛門尉

岡本 美作

木村越前守

右 二 紙、 極﨟忠利持参之間写加也、 (後略)

182

寛永三年六月二十日

秀忠、京都に至り、二条城に入る。

〔資勝卿記〕

申候由—、

六月十八日戊午、 公方様御上洛ハ、来廿日之由申述、 御迎二十日早天罷出

廿日庚申、 へ御出候、 五摂家・門跡衆、 大御所様御上洛ニテ、 御名代、 山科御陵迄御迎ニ罷出、 女院御所より桜井木工、 五ツ過ニ大 両伝奏モ先

申候、 御所様出御、 道ノキハへ、御輿ヲヨセラレ候也、諸大名衆ハ、各ヨリ十間斗西ニテ、 両伝奏御メミヘノ所、 在所出口也、 道ヨリ北ニツクハイテ居

御目見へ候-

秦重卿記

外候、 かけなし気色ハかり也、 二山科日岡到下野まて罷出候、 六月廿日庚申、 辰刻許御通 晴、 各御目見御ことはを御かけ候、 公方大御所今日御上洛、 珍重之事、 一番おひ出之時分参侯、 松平越前守殿使者也、 公家・武家・町人・以下御迎 例二ハ大名ニモ言葉御 事外路せきあひ以

(孝亮宿袮日次記)

条城令入給云々、 六月廿日庚申、 今日従江戸大御所秀忠公御上洛有之、 公家衆被参御迎、

梵舜日記

六月廿日晴、 公家衆御迎之由也、 江戸将軍様御上洛也、 行幸之為御用意之義也、 瀬々御城ヨリ御入洛之由也 天下無事御上洛也 諸大名

東武実録

将軍家に進せらる 勝信濃守御使として京師に至る、 六月廿日、 公御入洛、 是日公之御入洛御機嫌を可被窺為ニ、 公信濃守を御前ニ召て謁す時に、 将軍家より川 御書を

為入洛見舞、被差越川勝信濃守、 含口上候也、 恐々謹言 早々被入念之段、 欣悦之至ニ侯、 委曲相

六月廿日

御諱

[上杉定勝年譜

略)其御書二日、

六月十日、老中土井利勝へ□簡ヲ以テ、秀忠公御旅程ノ起居ヲ伺ヒ玉ヒ、(中(書ヵ)

候哉、 態以飛脚啓上、大御所様御機嫌好、 奉存候、 参着仕候、御入洛之日者、 都御宿割衆任御差図、 言 先達之御衆次第可有御座候得共、 何之日膳所迄可被成御着城候哉、 彼地ニ在之儀候、 於半途御目見可仕候哉、 何之地迄被成御着座候、 得御内意候、 猶御京着之節可得御意候、 我等儀今日十日、山科追分迄 但又二条迄供奉可仕 此方在宿之儀、 乍恐無御心元 恐惶

六月十日

上杉弾正大弼

定勝

土井大炊頭様

人々御中

有テ御着輿ヲ賀シ玉フ、 同二十日今日秀忠公御入洛二付、 御迎トシテ御出、 京二条二御登城、 拝謁

183 寛永三年六月二十日

二之丸行幸御殿の建設が順調との旨を了解した、との江戸幕府本丸老中連署奉

[大工頭中井家文書]

恐々謹言 上御本丸御殿端々御内造作仕まて二罷成候旨仰越令得其意候、 則棟上仕之由尤候、 去月廿三日之御状参着令披見候、 上聞候間可御心易候 将又最前建申候御殿共板敷天井迄大形出来申候由、 不及申候~共弥万事入念可被申付候? 仍而一 一条二之丸行幸之御殿同廿一日御柱立 猶期後音之時候, 右之趣具達 其

六月廿日(寛永三年)

稲丹後守

正勝 (花押)

内伊賀守

忠重 (花押)

中井大和守殿

秀忠、公家衆を二条城に引見する。

184

寛永三年六月二十三日

[資勝卿記抄]

御目見へ有之、伝奏ハ勅使也、 六月廿三日癸亥、 晴、 大御所様御目見、巳刻已前二登城、 次女院御所ヨリ桜井木工頭御使也 口ノ対面所ニテ

〔泰重卿記〕

御対面也、 六月廿三日癸亥、 帰路宗政へ参ル、薫衣香十五持参、酒盃出屡放申候、 晴 今日請取番滋野井へ相伝申候、 二条御城へ参、 佐々若狭 御目見

ニも帷子一単物一遣之、 晩二ハ御番参ル、 其次御子息越前守へも参ル、 留守也、 薫衣香十五

185 寛永三年六月二十八日

公卿及び諸大名、二条城に参上し、 秀忠に拝謁する。

[泰重卿記]

大名衆也、 六月廿八日戊辰、 吉十郎も今日御目見相済 晴、 二条へ御目見参候、 珍重也 御対面 也 第 番公家、 第二番

186 寛永三年六月三十日

土御門泰重、 二条城で茅輪を秀忠に進む

[泰重卿記

珍重也、 六月卅日庚午、 晴 六月祓御輪、 大御所様へ進上申候、 奏者酒井阿波守也、

和訓栞

より大輪麻葉に七五三をつけ上る、麻の葉を御持、此る事ありとみへ、御湯殿記に、みな月の輪といへり、 腰上、とみえたり、 ○ちのわ、 備後風土記に、 茅輪也、 六月祓の具也、 後世有疫気、 公事根源にも、 則汝云蘇民将来之子孫、 ケふハ家々に輪をこゆ 此輪を御く、り遊し候 内々行事に、 而以茅輪着 院の庁

187 寛永三年七月三日

親王・公卿等、二条城で秀忠の入京を賀する

[資勝卿記抄]

六月廿七日丁卯、 晴 来三日諸家惣礼之由、 自伝奏申来

今日又不苦由申来、 七月二日壬申、 晴、 自伝奏明日之御礼、 幼少之衆無用之由被触候へトモ

三日癸酉、 未明i 一条城へ参、 五摂家、 宮方、 門跡方、 対面

[泰重卿記]

三日癸酉、 七月二日壬申、 晴 晴 諸家衆不残公方へ御礼、 今日二条へ公家中諸礼、 非蔵人衆、 明日迄延引也 其外地下衆不残也、

子

当番之故不参也、

珍重也、

終日御前伺公也、

被触候、 六日丙子、 晴 終日蟄居 明日先日諸礼残之衆、 二条へ御礼之由、 従伝奏

折紙にて御礼也、 七日丁丑、 晴 従早朝御礼二二条へ罷出候、 白帷子着也、 昵近之衆御目見也 先日残之衆二十人許、 予太刀

、 孝 亮 宿 称 日 次 記

衆惣礼有之云々、 六月廿八日戊辰、 晴 従両伝奏触書、 来二日於二条亭大御所秀忠公諸公家

納言尋申之、 之処、 下北面中御礼之跡、 廿九日乙巳、 女院由有命 返命云、 晴、 返命云、 申旨有謂、 将軍家両局中御礼次第之事、 両局中御礼、 **尤**両局者、 両局者自北面先可申御礼云々、 自北面先可申御礼之段勿論也、 是前代未聞也、 先年広橋前内府伝奏之砌歟、 依之伝奏中院中納言理申 又伝奏西三条大 然共可

卅日庚午、 之間可被仰之由、 晴、 将軍家両局中御礼次第之事、 有御意、 又参也、 一条殿申件趣 令申近衛殿之処、 猶女院御参

今日両局幷下北面中分雖有之、 三日癸酉、晴、今日於二条城、公家衆幷地下等惣礼有之、予太刀持参令申御礼、 七月大一日辛未、晴、二条城惣礼之事明日延引、明後朝之由、 両局之次北面中御礼也 自両伝奏被触之、

[本光国師日記]

之様子申上ル、 七月朔日、於殿中諸家御礼之次第、 御次書ヲ以御尋候、(臺ヵ) 具ニ相国様之時

七月二日、五山幷大徳・妙心、 来ル七日五岳之御礼ニ侯、 当住之外之御目見衆ハ、前々之御人数被仰合尤候、 七月四日 各被得其意、 大御所様江御礼被申上日限、 辰之刻至二条御本丸可有御出仕候; 為其令啓候、恐々頓首 配折紙遣、 案在左、

万寿寺 東福寺 建仁寺 相国寺 天龍寺

大徳寺

摠見院

江月

大徳寺天瑞寺

大光院

玉室

伝波

上山城薪酬恩庵

頓首、 尤候、 来ル七日五岳諸礼ニ侯、 当住之外御目見衆者、 貴寺於可有御出仕者、 前々之御人数可被仰合候、 辰之刻至二条御本丸来臨 為其令啓候、

恐々

七月四日

こと申触也 大徳寺へ一通 妙心寺へ一通、 妙心寺より者此折紙龍安寺江も被相達候様

御礼、 三月、 妙心御礼也 六日諸宗浄土·天台以下如常、 公家衆・親王家・諸門跡諸礼、 七日五山御礼諸末寺迄相済、 四日本願寺門跡御礼、 五日東本願寺 其次大徳

(梵舜日記)

此義ニ依テ令帰院也 七月三日、二条之御城へ公家衆之惣礼也、 法中方ハ重而御礼也、 予罷出処,

188 寛永三年七月十一日

松平重忠死去。子重直、二条城で家督を賜う。

[松平杵築家譜]

門実ハ小笠原兵部大輔秀政四男、叙従五位下任丹後守、 死後重直京都へ被召出、 重忠(中略)寛永三年丙寅七月十一日卒、 於二条城家督三万石ヲ賜ル、摂津国三田ニ移ル、 五十七歲、 養子重直丹後守初長 年月日不詳、 重忠

189 寛永三年七月十二日

秀忠、参内する。

[資勝卿記]

様へ三百枚・五百把 武家御礼清凉殿也、 長橋ヨリ御成如例、 伝奏昵近之衆同道ニテ、薬院へ参候也、 七月十二日壬午、 後、 尾張・紀伊中納言御礼有、 晴、 申次頭弁、 今度御トヲリノ御酌無之、 日出已前、 天盃有、 公方様施薬院へ御成候也、 天盃有之、 (中略) 進物・銀子五百枚・綿千把、 公方様ハ御立被成 其後ナカヘニ召ス、 西三条御名代也、 則禁中へ参テ、 御トヲリ (中略) 中宮 其後

190 寛永三年七月十三日

秀忠、二条城行幸の諸礼について評議させる。

[本光国師日記]

テ再三被仰出、 幸ニ付而両伝奏へ相加、 七月五日、 於二条御城大炊殿・主計殿・信濃殿為上意被仰渡候ハ、今度行 忝上意共也; 御作法以下記録を作り可申上由也、 則御前ニ召シ

金地院、 り板防州ニ而参会可始由也 同十三日、 今度行幸之義御両殿相談之義被仰出候由、 於御城両伝奏三条·中院参会、 大炊殿・主計殿・信州・防州同時ニ、 御引付候、 明十四日よ

同十五日、 同十四日、 板防州二而参会有、相談徳西堂右筆二召連、 登城昨日会合之様子申上

永喜も物談役ニ罷

同十六日、 又於防州寄合一書共大形出来、

同十七日、 於御城各参会、昨日之様子申上、

同十八日、 又防州ニ而各寄合、

同十九日、 後藤源左ニ而各寄合、

191 寛永三年七月二十九日

秀忠、大坂城より二条城に帰る。

[泰重卿記]

七月廿九日己亥、 晴未刻大雨降、 大御所従大坂還御也

[本光国師日記]

七月廿九日、大御所様大坂より京江還御

192 寛永三年八月二日

京都に至り、二条城に入る。

廟野相待候、 八月二日壬寅、 毎度於此所、 晴 当将軍御上洛、 諸大名・公家・町人まて御目見也 為御迎、 諸家侍輩不残罷出 午刻御 Щ 通

対公家衆、 御エシヤク也、 人数共見物、 其以後山越罷帰候

,孝亮宿祢日次記

参御迎之由風聞 八月二日壬寅、 晴 将軍家光公自江戸有上洛、 令入二条亭給、 公家衆等被

東武実録

山科迄也、

次 晴

一条之御城ヨリ淀御城へ渡御之由也

江戸若将軍京都御城御上洛、

公家·門跡其外国大名衆御

[梵舜日記]

八月二日、

同二日、 自此月淀の城に渡御有、 山野に満、 淀の城に渡御有、 大名御迎に出て拝謁す、 将軍家、 将軍家御入洛、 追分より山科辺に群集す、 御入洛を拝し奉る京師男女辺境の老若家居に溢れ 供奉の面々各旅衣を改め美服を著す、 此処を以而御旅館に定らる、 御旅館に定らる、是月中旬、将軍家将軍家二条之城に入御、公に御対顔、将軍家二条之城に入御、公に御対顔、 淀の城に御滞留 御腰物御綿を定綱是を 在京

[紀年録]

八月二日、 将軍家御入洛、 直渡御于二条城、 従其入御淀城

.伊達貞山 (カ) 治家記録

城二御座スト云々 八月二日、 此日午上刻公方・大猷院殿二条城へ御着、 其 ガヨリ淀 へ御出、 淀

【附録】

[紀年録]

八月六日、 渡御于二条城

八月十五日乙卯、 晴曇入夜雨、 今朝将軍様二条へ御城ニ而

一丸ニ而御目見有之、

193 寛永三年八月十八日

家光、 参内し、 従一位右大臣に叙任する。 秀忠、 太政大臣を勧められるも、

固

[泰重卿記]

以後、 園基音勅使也 其以後追付大御所へ相国御推任固辞退被申候、 日 宮御方へ御参候、 御給白五十進上也、 其以後、予御身固同公、其以後参内、常御所にて作法如常、銀子千枚、綿千 昵近之衆不残被参候 八月十八日戊午、 御袷三十白、 「御ゆるし、公方ヨリ不罷出候、 其以後女院御所へ御参候、三献如常、進上之物、 駿河・水戸御礼、 駿河中納言銀子百枚、 晴 其間御供大名二御対面、 三献目、 御飯過御装束冠、 将軍薬院 御盃頂戴也、 公家昵近之衆計御通二罷出候、 へ御成候、 主上中宮へ行幸、 水戸十枚也、 公家御対面、其以後駿河·水戸御対面 其以後、 日出之時分也、 松平下総守一人也、 阿野○権中納言実顕・頭中将○ 御対面也、 公方御兄弟御学文所より中 銀子五百枚、綿五百把、 御振舞御相伴之由承及 予かさねにて参候、 今日之義珍重也、 公方御酌、 諸大名ハ今

府之事度々仰候間、 十九日巳未晴、 今日又阿野・園勅使只今罷帰、 今日御振舞可被下候由 参之内勅答被申候、 珍重也、 昨日御: 御返事被申上候 的東、 召朝参、 相国御辞退、 予 ・ 中

194 寛永三年九月六日

後水尾天皇、 女院などを伴い、二条城に行幸する。

[公卿補任]

九月六日、 行幸将軍二条亭

〔資勝卿記〕

様へ先伺公、 九月六日乙亥、 行幸ノ御供 奉申候也、 予襲袴モヘキ地唐織鶴丸、 暁より雨降、 二条マウケ御所、 日出已後晴、 (中略) 於中門ニ鳳輦ヲ立、 予 ·中納言両 中宮様供奉仕テ罷帰テ、 人 祭主小忌ヲ着 束帯仕テ中宮 又

舞有、 各簣子ニ同公也 殿上人ハロノ広間ニ、別ニ又振舞有、入夜設ノ御所ニテ晴ノ御膳マイリ候也、 中門迄出候テ磬折也、 鳳輦ヲ立、 臣・二条内大臣・予・西園寺大納言・菊亭大納言・鷹司左大将・九条右大将 大御所様・将軍様ハ 数反有之、第一予、第二烏丸大納言、 盃 ノ台スハリ申侯、 三方ハ木地、 麻ノヲカケ持、 関白ノ御車遅々歟、 母屋ノ内ニテ天子ノ御相伴也、 人形結花ヒイトロノツホナト、 余土器輪桶以後皆金薄タミ也、 北上東西ニ公卿列立、 鳳輦ノ前ニ進払体也、 ハラク御待ニ而不興也、 (中略) 公卿分ハ舞台ノ前ノ御殿ノ間 伶人楽ヲ奏テ、陛間 入御之後退、 関白近衛殿・一条左大 スエナリーーー、 □ニシテ前ニ金タミノ 次七五三ノ御振 御所様同将軍様 ノ簀子ニ 御酒

(大御所・将軍・主上・関白以下の饗応座配の図略)

順流也、 衝重ヲ撤シテ、 テ御前より勧盃、 失 左大将御陪膳也、 ハシ有、箸ヲトリ申候也、次ニ、臣下勧盃一反、 臣下、 大将御陪膳之起座之時、 ツイ重ニ、 下﨟ヨリ起座、 大将ノ御酌ニテ参ル、 御手長柳原・烏丸弁・両頭以下也、 餅ヲホソク四方ニ切、 此以前入御也、 ツイ重ヲ自取テ、 金器ノ御盞也、 土器ニツミ、 次主上ノ御前晴 其後退出、 高欄より後へ取下ス也、 次勧盃、 又大御所ヨリ勧盃 前ニクミツケ有、 ノ御膳スハル、 主上御膳居

〔泰重卿記

宿紙払底之間、先内々申入候、(中略)字二字也、来月六日中宮可有行啓、武家二条御亭、御供奉之事可承存候、八月二日辛未、晴、祖父御命日也、晴昨日従勧修寺如此申来候、折紙案五

六日乙亥、今初(九月) 渡御畢 へ伺公、 有之也、 出 所御間姫宮渡御、 各染装束束带、 予十一二人許供奉也、 禁廷諸役人出御催、 長柄輿也、 其以後鳳輦ヲ紫震殿庇ニ相寄、 将軍為御迎参内、 今朝日出以前大雨事外也、 各禁中伺公也、 是供奉衆各別、 其以後中宮御方行啓、 縦横往来也 大樹鬼間ヨリ常御所へ御参候、 其時昵近之衆・両伝奏・中宮亮・舟橋・山科・ 今日必然也、 御三所共供奉人数有之也、 如何存之処 大釆屏風引廻鳳輦移御、次将立別之以後、幸徳芸 次女院御所御幸、 第一供奉外衆老若十七八人先 及寅卯刻属晴 幸徳井友景反閉 三献、 中宮与女院御 其以後一 其以後退 次将弁手 二条へ 珍 重

ヲカク、其以後四府駕輿丁取伝出御也、花やかなる行幸貴賤成群

[小笠原忠真一代覚書] 乾

座被成候、御供小笠原隼人・小笠原但馬参り候なり、寅之歳公方様御上洛、右近様も御上京被成候、御宿陣者北野徳正院に御寅之歳公方様御上洛、右近様も御上京被成候、御宿陣者北野徳正院に御

座候、摂家衆より下の公家衆迄二条之御城ニ出入六日之御馳走なり、一二条御城へ行幸有、 国母様も御幸有、日数出入六日二条御城に被為成御

にて御座候処ニ、四品を被越侍従に被仰付候、中々御満足其限茂無之候、も二条御城之内御馳走所ニ昼夜御詰被成候、美濃守様も此時迄ハ諸大夫摂家衆御馳走人本多美濃守様・右近様御両人被仰付、入出六日者右近様

後略)

右近様せハせられ下々迄茂せき申候

[孝亮宿祢日次記]

外記——史——官人柳田戸俊、装束司弁権左小弁経広云々、兼遐公、奉行職事園頭中将基吉朝臣、大外記師生朝臣、左大史孝亮、六位九月六日乙亥、晴、行幸二条亭日時定幷召仰陣儀有之、上卿一条右大臣殿

日時勘文一通陰陽頭賀茂友景幸徳井出之、二条亭路次書物自宮方出之、

行幸二条御亭路次

左衛門陣

東洞院大路 北行

正親町小路 西行

□堀河大路

有断之故、自長門守被渡之、大フサ紅、□、馬副四人、鞍覆猩々皮、馬色青、予供奉騎馬也、自公家御馬被下、自土井大炊頭、可被渡之処、自九鬼長門守、

〔梵舜日記〕

終日之見物申也、見物共以外相騒体也、予於聚楽之橋之脇之桟敷也、始夜七ツ時分雨降也、見物共以外相騒体也、予於聚楽之橋之脇之桟敷へ罷出也、九月五日、晴、行幸為見物晩ヨリ寿命院へ罷出、至初夜比二桟敷へ罷出也、

六日、晴、行幸之儀式之諸人役者共罷出体也、次路次之警固諸大名衆ヨリ

終也 迄難在御世治、 内御簾也、 悉鳳輦之先也、 第之御供也 城将軍左大臣御車御迎之義也 次荷輿廿五丁、 付 也 遠国近国京中諸人之見物 一番駿州大納言殿 ·家御車、 (右ヵ) 、次姫宮中宮御車十丁也、 次摂家清華衆塗輿十五 先年者先楽人管弦在之、 金銀花飾□□也、 塗輿廿丁出仕也、 万々歳之御代云々、 次楽人五十人斗装束也、 次一 国之諸大名御供 四番ミトノ大納言殿、 次御城へ御供左右大将清花堂上也 次御馬迎之御衆 丁斗ニテ通也、 次清花堂上以下悉出仕也、 中々申モ不及言詞之義也、 次先堂衆二条城ヨリ内裏 予十二一ツ愚筆ヲ止可恥々々 今度者其儀式無之也、 一番尾張大納言殿、 次行幸鳳輦、 次女中方々輿廿五 五番加州肥前守殿 少紫ニ引マハシ上 行幸刻限未刻之 二番紀州大納言 装束一日 天下静謐万民

〔出納職在記○寛永日記所載〕

御車三 四百七十一丁昇入二条御第、 祭主大中臣友忠勤之、 九月六日、 台掃部官人、 両供奉之出車六両、 自前晚雨頻洒、 半畳三帖薦三枚舗役之、 諸司自蔵人方兼日傭之主殿官人供掌燈木工寮結 以上車副以下役者自蔵人方下知之、 至日出 先中宮行啓、 既晴雲、 今日行幸将軍家、 女院御幸、 儲御所大殿祭前夜五日被行之、 宮々御方渡 暁天女房之乗輿凡

晴狩衣紋紗、下襲指貫白地唐綾繍簿絵思々也、中宮御車左右令供奉云々、小槻亮眼、大属出納豊後守中原職在、少属右少史高橋亮春、件五人着一日宮司少進天野豊前守藤原長信、諸大夫大橋越後守藤原親次、権少進左少史

(中略)

卿 有了簡由被命 追 自 次将応之伶倫奏立楽、 至四足門 次将立階下如 本階昇入給、 官人、]内暫奉舁居鳳輦、 儲之具等捨而去、 件布毯筵道等共鋪設矣、 出御、 公卿列立、 内蔵掃部等官人布毯筵道等兼舗設之、 子 大相国・ 磬 (打, 祭日奉大摩、(主力)(麻) 予見驚之、 鳳輦寄儲御所南階、 将軍家自東階下庭給、 次於中門外左右大将立 此 (申伺申伝奏通村卿之処、 左右大将進立、 入御之時 蓋警固之勇士 次将

内侍司取剣璽侯、剣右、璽左、

天皇暫立御南面、天皇下御、大将称警蹕、次将応之如出御、関白取御裾畳置御後、退侍西方、天皇下御、大将称警蹕、次将応之如出御、関白取御裾畳置御後、退侍西方、

子入給、大相国・将軍家、経東南簀子、入座蹲踞、有御目入御簾中、両御所経本籌

笑、次舁退鳳輦入御、輿丁退、官方之沙汰

(中略)

自蔵人方沙汰之、衛門督時直卿、両頭中将、元親卿朝臣、基音朝臣、御膳内膳司高橋清定供之、主上供御膳、御陪膳鷹司殿、左大将教平卿、御手長宰相業光卿、光賢卿、右儲御所御湯殿之事、自蔵人方令下知、主殿寮釜殿等供御湯、

ョリテ写サズ、とあり) 「三条亭行幸記」ト題セリ、同書ナルニ(寛永行幸記)(頭注に、柳原本ニテハ「二条亭行幸記」ト題セリ、同書ナルニ

功矣、 之功矣、 有中宮入内之事、 課天下列候諸士、垣石築地、各随家豊倹、以表謇躬於後世、金殿紫閣重門高楼: 安於磐石矣、 関之八州、 天下譲、 風所及、 爰清和天皇二十七代嫡裔、 自天上移来者乎、 凡所有棟宇巍然落成矣、 勤令今上定儲君、 人王百九代、今上寬永皇帝陛下、欽明文思機神叡哲、 而戦必勝攻必取、 盛哉可貴也 更沿革之、 元卯之年、 四夷八蛮鮮弁来享、異域遠方捧筐入貢、 以安国家、保社稷、 令嗣大人源君、当元亥之年、拝将軍之宣下、 粤先代遺逆残党恣私意、 先是丁慶亥之年、 甲衆族、 別築中宮之玉殿、 新営華殿、 定江南策以往、 猶有党錮之徒、 而外順内睦 積善余慶及其子孫、 洛陽移忉利宮者、 而威而猛、 大人前将軍右相府公、 可謂幹父蠱矣、竊考往事、 為儲御所、 慇懃奉成譲位践祚、 於是欲催摂行幸於二条堀河第 一統扶桑、六十余州、興廃継絶、天下無事 欲乱世誣民、 女院之璦殿、 及春宮之異論、 恭而安、 則三世可至万世、 其修飾金銀珠玉彫琢彩画 古今如合符節、 纔起参州、 時挙義兵、 尽美尽善也、 掌四海、 旌無弐之忠誠、同先帝心、 内專彛倫之道、 然後務禁闕改造之経始 而聖敬日躋、 故相国自幼、 而兼任内相府、 為君祝々、 挙世僉曰、 已征隣国、 以征伐、 胸八荒、 又有水台月楼 天徳渕 雲廓月殿 是故仁 不異湯 於王室 終領東

戯波、 候、 木森々、 嗚呼盛徳愜天地者、 即闕之官也、 城 参差無限也、 議定行幸、 位 之所及、 也 或以沉木為柱、 級、 諸士無一人不扈従、 庭除有漫々池水、 危楼高百尺、 横水石橋、 以怡其心也、 不遑枚挙也、 其蔭密々、 自前晚、 辞譲者数回、 大溝有奥室、 或以華梨為閾、 手可摘星辰、 彷彿到乎台嶠、 至黎明、 誰不仰止乎、 奇石怪岩、 今逢聖代不聞斯盛挙、 其源支分鴨河、 寛寅夏秋之間、 皇帝錫命、 特直降綸命、 以複道通之轉、 細雨頻洒、 鳞七宝、 立乎頹乎、 不敢高声語、 略録其一二於左、 布地平沙、 令右府任大相国、 両君相継入洛、 清流漲来、 陰晴両端、 竭百工、 強以推任焉、 疑長虹横空、 復待何日乎、 不知其幾千万、 依係遊乎瀟湘、 恐驚天上人、楊氏復生必謂乎 大小殿閣盤々焉、 及卯時属快晴、 恰如二川溶々入宮墻、 以備後鑑云爾 内府転左府、 連枝諸臣、 同根連枝、 既涓取九月初六日、 当坤、 鴛鴦並影、 心之所至、 維築連雲之 日色既麗 夫相国者、 亦各挙官 天下之列 困々焉、 鳬鴨 目 万

寛永三歳在丙寅、菊月如意珠日、

前南禅天下僧録特賜円照本光国師以心叟崇伝記之、

六町 九間也、 小路備弓鉄砲鑓長刀固之、 紀伊三大納言、 寛永三丙寅年九月六日行幸、従兼日定辻固之役、凡自四足之御門、 段、 **辻**固之、 自惣門、 水戸中納言家中衆固定之、其列不乱臘次、 烏帽子着、 至于二条之第東之門限、 課諸大名役之、但惣門之内者、 十七町九段二間、 威儀厳粛、 駿河・尾張・ 合二十四町 至于惣門、 蓋毎

兼日被定之、禁中御留守御番、自武家差定、八人、各召具家来伺候、御築地之外固門門、

供奉諸公家騎馬之龍蹄、悉従武家調進、

(中略)

御 本多美作守・太田采女正・鳥居讃岐守・以下各候于廊下、 国 自 鳳輦至四足、 腰 御 御剣大沢中将役之、 一日晴御袍如常、 物同侍従役之、彦根少将・姫路侍従・郡山侍従候御後、 本丸出御儲御所、 暫奉舁居、 御下襲、 同御腰物同侍従役之、将軍家御剣吉良少将役之、 将軍家一同下儲御所東之階立、 神祇官祭主、 黄二重織物、御紋葵之丸、色紫、表御袴、 奉大麻、 伶倫奏立楽、 候中門内北方、 預敷莚道布毯於 白唐織、御紋菓霰(ヵ) 此時大相国御東 酒井下総守・ 大相

> 如本歴東南縁入御、 将軍家歴東南縁、 上主計頭・永井信濃守下知内外、 主上下御之時、 儲御所中山頭中将元親奉行之、出納催之、鳳輦至中門、 大相国・将軍家御磬折、 関白取御裾、 入座蹲居、 前橋侍従・佐倉侍従・板倉周防侍従・酒井讃岐守・井 畳置御後、 主上御前有御目、 鳳輦至南階、時大相国·将軍家昇本階、 退侍西方、 入御簾中、 時次将立替、 主上暫立御南面、 大相国 鳳輦過時各警 将軍家 大相国· 入御

御座敷飾

儲之御所

南之御上壇之間

御床之押板

御文台蒔絵

御硯

御違棚

1 1

棚銀之御火取居銀之六角之盆中御銀之御大種之御香之箱

一御棚之下押板

行材 二个 才术

南面御重硯廿一面

御簾鎮二対獅子虎

一御座東面、御茵有之

中之御上壇之間

御衣桁掛御衣

西南之角

可能 おいき かいり 西北之角

同所御鏡台蒔絵掛御鏡

御泔抔銀台蒔絵、御櫛一双居·

一東南之角

一西北之角

御座南面、有御茵

銀之御手拭掛白布之御手拭三掛之

北之三之間

西南之角

銀之御台子

銀之御返入

銀之御香炉 御黒棚蒔絵

銀之御香合一対

御昆布之箱蒔絵 右居銀之四方盆

御帳台之引物紫地之金襴、装束之緑五色

御座北面有御茵

銀之御衣桁、一対掛御衣三重

花梨之御脅息脇網代之御枕

御歯黒之御箱

東北之角

中之御座南面有御茵

北之御上壇之間

御厨子之御棚

御料紙色々脇御水引包副之

御硯箱蒔絵

銀之御空焼之御火取香炉

御鳥箒

右在御棚

御鳥箒

西北之角 御帳台之内

西南之角

御衣之箱、一荷蒔絵、上有御宿直物、同有御枕

一御伏籠蒔絵

同御小道具銀居蒔絵之盆一対

御座之上銀作之御剣行平、入蒔絵之御箱

西南之角

御台子之上 金之御柄杓立 金之御風炉釜

金之御茶入三

金之御天目同台象牙之御茶杓

金之御茶碗居蒔絵之台

銀之御鵜飼茶碗一対居銀之台

同四之間

一西南之角

蒔絵台子茶碗・茶入棗

東南之角

銀之御楾角盥

銀之御耳盥

西北之角

硯箱蒔絵

御簾鎮十対獅子・虎・猫

東北之角

御釣殿

一東南之角

二階棚

御短冊箱

御硯蒔絵

一御座 御○茵ノ字ヲ脱ス

一御天井 掛風鈴

御廊下 御休息之御殿 玳琩之御灯籠

御書院之押板 御硯蒔絵

御鳥箒

御床之押板

金之孔雀之御香炉居銀之盆

御違棚 御香炉居蒔絵之盆

東北之角 沉之御枕一対

堆紅之御香合、

一対居堆朱六角之盆

御座東面 銀之御手巾掛掛白布之御手巾二片 御○茵ノ字ヲ脱ス

御座之上有沉之御脅息

御広間御飾

御上壇之御床 三幅一対 牧渓筆中寒山拾得左龍

御床之押板

中 花梨之折卓

銀之御枕鶴亀 銀之御花瓶

銀之御香炉獅子

銀之御香合菱

銀之香——匙之台

両脅花梨之卓

銀之御花瓶一対

一下壇 台子梨地・風炉・釜・水指・水滴・蓋置以下皆黄金

右之諸飾悉御進上也

儲御所晴之御膳

各自下座退出、 膳鷹司左大将、 杯酌一返、大相国・将軍家・関白以下巡流、 膳中山頭中将、 資勝・西園寺大納言益・今出川大納言季・左大将鸞平・右大将忠象晴御膳以前、南簀子階東一列有円座、関白近信尋・・右大臣兼遐・内大臣康道・日野大納言 敷御座畳、設茵、主上出御爾面、大相国・将軍家御着座、長押内兼設円座二、 大相国・将軍家以下、 御手長柳原宰相·烏丸宰相右衛門督·両頭中将、 関白御前陪膳勧修寺弁、公卿前陪膳山科少将・土御門中務、 各献衝重、 大相国御前陪膳柳原宰相、 其後、主上御前晴之御膳御陪 将軍家御前陪 事畢而入御

右晴之御膳、 内膳司高橋清定供之、

内々献方

女院御盃将軍家、中宮御盃姫宮・女二宮は、無出御、御盃者大相国、女院御盃将軍家、中宮御盃姫宮・女二宮但両姫宮依御幼少、及深更 七之御膳御相伴同前、 初献、御盃、主上御前一、女院御前一、中宮御前一、盃数三、主上御盃大相国! 三献、御盃数同前、 二献、 御盃数同前、 主上御盃大相国、 主上御盃将軍家、 女院御盃将軍家、中宮御盃大相国、 女院御盃大相国、中宮御盃将軍家、

右之御膳之御道具、悉後日進上、

主上御膳方之奉行

中宮御前・女院御前、

内々之御膳、主上御掛盤御器、銚子·瓶子·提子、諸之道具以下、悉以黄金製之、

以黄金白銀雑製之、姫宮·女二宮御前亦同、詳于左録

彦根少将○井伊 板倉周防侍従○重

中宮・女院・姫宮・女二宮御膳方之奉行

右両人、従将軍家被仰付、 前橋侍従○酒井 伊丹播磨守◎康

佐倉侍従○土井

松平右衛門大夫〇正

右両人、従大相国被仰付、

女中方上下共、在右之中、

諸公家衆、或昵近、或外様、百余人、点待同前、但三方足打依人体有替、同晚、行幸供奉之役人衆、百三十余人、楽人五十人、有七五三之点待、平折敷

視聴日録

一二条御城江行幸之節被仰出候壁書写

貨

- 行幸之当日幷還幸之節、辻固之衆従早天可罷出事、
- 下謹而可罷在事、附かけゑほし無用之事、一辻固烏帽子素袍ヲ着シ、太刀を持鋪皮を敷、鳳輦御車通候時者、敷居ヨリー辻固烏帽子素袍ヲ着シ、太刀を持鋪皮を敷、鳳輦御車通候時者、敷居ヨリ
- 固之退散を見合、次第に可罷出事、
 辻固之衆退散を可見合、御城ヨリ御成橋迄之分者、御城之御門之左右辻一従内裏二条御城之前迄、辻固之衆、右両日之役を勤帰候時分者、内裏之
- 申合事、附侍者肩衣袴、足軽者袴計之事、一小路を固候所、前二幕をうち、弓鉄砲鑓之数何茂申談、多少無之様ニ可
- 町人小屋かけ候ハヽ見合可申渡事、一二階者女童迄も見物一切無用之事、堀川の端ニ水之垣可仕事、但川中ニー家之内ニ而見物人、女童ハ前一間ニ置、それよりおくに男ハ可居事、

赤装束騎馬白張相従、次ニ竹腰山城守徒者上下装束右之通、東騎馬布衣六人二行、馬添六人、副舎人二人、白張八人、次ニ成瀬隼人正寛永三年九月六日二条御城江行幸、将軍家為御迎参内被成候節、公黒御装

式日、阿部河内守・瀧川豊前守供奉共ニ四人ト云々、

天享吾妻鑑」

桟鋪ニタヽミ一帖ヲ以金壱両余借之、 九月六日二条城へ行幸、(中略)道筋ニハ見物ノ貴賎男女稲麻、此時 寛永三年)

[君臣言行録]

風流ノ人ヲハ伊達者トソ云習ハシケルト也、シキ衣類ヲ着シケレハ、時人アレハ伊達人ト云ヒ始ショリ、以来今ニ到テ、寛永三年、上洛幷二条城エ行幸ノ時、政宗モ大猷公ノ御供也、政宗家来皆ハド

195 寛永三年九月七日

二条城で舞楽御覧がある。公家衆は御番伺公する。

〔資勝卿記〕

和歌御会延引也、夜半帰宅、白殿・一条殿・二条殿・伏見殿・八条殿・堂上─上人何も所作也、御振舞有、白殿・一条殿・二条殿・伏見殿・八条殿・堂上─上人何も所作也、御振舞有、井侍従・○○、青海波ハ二人、四辻侍従・西洞院侍従、此時ハ御所作、関九月七日丙子、晴、朝間参二条、今日舞御覧有、輪台四人、治部大輔・飛鳥

[泰重卿記]

小袖五、 銀子三十枚之由承及候、 二十枚・小袖五ツ、拝領也、 其以後公卿分衆、 予・中御門黄門・ 侍従・久世侍従・油小路・塩小路・冷泉少将・以上十五人也、 門督・北畠中将・予・持明院侍従・小倉侍従・久我中将・東園侍従・櫛笥 九月七日丙子、 た一尺五寸まいり長一間間半三所二紅ノ縄付ル也、うんけん百たん、 上様へハ銀子二千枚・御服入たる高蒔絵長櫃二十さほ・小袖二百也、 いと千斤、蒔絵長櫃ニ入也 事外不興理被申候由承及候、 晴、 侍御前、 銀子三十枚・小袖十・太刀一腰拝領也、 二条へ御番伺公、 水無瀬前宰相ニハ何たる失念候哉、 夜半迄供献被下候、 雲客衆内ニテ、滋野井・高倉・竹内三人、小袖十・ 予・黄門・侍御前拝領不存候、 烏丸亜相・中御門黄門・ 此間各御振舞七五三有之也、 雲客之衆、 銀子二十枚・ 終日無事也 西洞院右 今朝 銀子

[孝亮宿祢日次記]

九月七日丙子、晴、九鬼長門守許昨日馬之礼遣状、返礼到来!

今日於二条亭伶人舞有之、

之間有二条亭、入夜退出、摂関家門跡方等御成、公家衆両局等各祗侯、被下御料理、諸家幷両局迄昼

(中略)

九日戊寅、 外記同請取被申云々、 十月六日己巳、 十六日乙酉、 雨降、 晴 晴、 去九日於二条亭、 参二条亭、 御幸之時、 (中略) 自大御所之拝領銀拾枚、 自大樹之拝領銀、 今日自大樹、 白銀十枚宛、 今日於二条城令請取之、 今日請取申候、 両局拝領 大

舞楽已前

東間、

大相国・将軍家御座、

〔寛永行幸記〕

九月七日、 行幸之翌日、 快晴、

朝御膳、 御内々之儀

将軍家御進物、 兼陳列乎儲御所、 釣東西之御簾

白銀参万両台三十・載之、 列簣子

御服二百領長櫃廿入之、列縁、櫃內外・梨地蒔絵菊、 金具皆用金銀、

沉木壱本長二間余、廻両肘以紅絲綱三所結之、 載台・置庇間内

欄絹百巻台五・居之、 列南長押内

紅絲| 一百斤台一・積之、 在襴絹次

玳瑁三十枚台一・積之、在北方

麝香五斤台一・積之、在玳瑁次

至刻限、 主上出御、 々座於西上壇、 東面、 将軍家、 自庇間御出、 御太刀、竹乎、

上于上壇、 於上壇之際、 御礼、 終而御退出、 主上入御

白銀壱万両

同日

自将軍家、

被献中宮御進物、

但御内々

御服五十領

沉香七十五斤

紅絲百斤

緋華絲絹五十巻

白綾子五十巻

麝香二斤

〈以下女院などへの進物記事あり、中略

宮衆·摂家衆·先官大臣·諸門跡衆·諸公家衆、不残為舞御覧出仕、幷諸大名衆

諸大夫・以下不残伺候

至未刻舞御覧、主上出御、 階間御簾際、 兼設御座一畳御茵

西間、 中宮・女院御座、 一畳宛御茵、 同間、 姫宮・女二宮御座、 但無畳、

前官大臣衆之座、 関白以下・公卿殿上人、自縁至平張・列座、 兼敷円座、

以屏風囲之、

同間、

東二間、親王衆・門跡衆

舞台 修理職奉行而構之、 舞終而撤之、

幄骨 木工寮奉行之

大蔵省奉行之、殿上人居所者、 以段子覆之、左右楽人幄者、 以紺布

以紅白綾之幕紋瓜四方張之、

経本路退 立楽屋前、 慶雲楽、 樂人於中門外、三度之乱声、左、次右、次左右共発、次吹調子平調参音声。 次左右之楽行事、 左右之楽人・舞人・庭中列立、 左近衛中将嗣良朝臣、 一鼓舞、 右頭中将基音朝臣、 々畢入楽屋、 次楽行事 入中門、

(以下、 舞楽の演者などを記す、 中略)

当晚歌之御会可有之由、 雖兼日治定、依可及深更、 被延来日

従将軍家諸家拝領之目録

一御太刀

腰

関白

三千両

白銀

綿衣

二十領花絲絹繻子白綾嶋絹以下同

御太刀

腰

条

(以下、 公家・門跡など拝領の様子を記す、

196 寛永三年九月八日

二条城で和歌管弦の御遊がある。

[資勝卿記抄]

中院中納言、 内大臣、講師冷泉中将、 西上南面、 前ニ硯箱ノ蓋ニ懐紙ヲノセラル、切灯台前々有、読師・講師ノ座円座ヲシク、 九月八日丁丑、 北面ニ、大御所、 阿野中納言、 睛入夜降雨、 発声四辻中納言、 御製読師関白殿、 左大臣、将軍右大臣、以下ノ座、 和歌御会入夜始、 高声三条新大納言、 講師烏丸大納言、 主上ノ東面ニー帖有之、御 日野大納言 小文、読師

(以下に席図あり、中略)

中納言以下、 御製七反、秀忠公・家光公・御詠五反、 有御遊、 関白・式部卿宮・中務卿宮・大臣已上也、 公卿分ハ上ノ簀子、殿上人ハ下ノ簀子也、 余大臣已下三反、 簾中ニ而所作也、 楽人ハ高欄ノ外ニ、 次改席東面 四辻 三而

ツキ縁構テ伺 公也、 **跳五也、** Ħ.

中将殿、 門佐殿、 宰相殿、 候也、 殿、 納言殿、 納言殿、 持明院殿、 三条中納言殿、 今度行幸二条御亭可有和歌御会之沙汰候、 触如此候、 八月廿九日己巳、 甘露寺殿、 八月廿八日、 日野新大納言殿、 日野中納言殿、 北畠中将殿、 烏丸宰相殿、 飛鳥井中将殿、 此外略之也、 清水谷殿、 勧修寺殿、 四辻中納言殿、 雨天、 元親奉行也、 阿野侍従殿、 園頭中将殿、 西園寺宰相殿 終日不罷帰候、 中院中納言殿、 滋野井中将殿、 土御門中務少輔殿、 広橋大納言殿、 中御門中納言殿、 三条大納言殿、 岩倉侍従殿、 庭田少将殿、 行幸和歌触有之也、 水無瀬前宰相殿、 白川宰相殿 今出川大納言殿、 水無瀬中将殿、 出題可為右之趣旨、 冷泉殿、 伯侍従殿、御会之人数御 五条少納言殿、 三条新大納言殿 阿野中納言殿 綾小路殿、 柳原宰相殿 高倉中将殿、 右衛門督殿、 折紙案·竹契遐 西園寺大納言殿、 密々被仰下 姉小路殿、 三条侍従 清閑寺中 花山院 日野大 冷泉 右衛

、 孝 亮 宿 称 日 次 記

九月八日丁丑、雨降、 詰二条亭也、諸家衆各祗候、今日和歌御会、幷郢曲有之、

九月八日、 第三日、

(寛永行幸記)

雨洒

朝御膳御内々之儀、 自大相国御進物、 兼陳列乎儲御所、 釣東南之御

御服百領長櫃十入也、 在縁、長櫃内外梨地蒔絵菊水、金具用金銀・棒亦同

黄金二千両台二居之、並長櫃之東

緋綾子百巻台二居之、与黄金並

伽羅十斤白銀箱二入之、居台、在上壇之下之左

麝香五斤白銀棗五入之、与伽羅並

蜜六十斤白銀台二入之、在上壇之下之右

至刻限、 主上出御 々座西上壇、 大相国自庇間御出 御太刀菊金作上于上

於上壇之際御一礼、 終而御退出、 主上入御

白銀一万両

同日、

自大相国被献中宫、

御進物但御内々

座上御座二畳繧繝縁、 及暮色和歌之御会資始、 狭間以下垂御簾、 殿主御覧、 但依叡望、 四方遠景叡覧、数刻下御、 設茵、 中宮・女院・御随従、 儲御所階之間之閾除之、 主上御座東面、 於御内々御膳、 畳廻敷高簾縁 此儀依為俄、 釣東南之御簾 被献数般之珍烹、 縁道悉布紅

大相国御直衣、 御衣、 朽葉固織物・御紋鶴菱、 御指貫、 萌黄唐織物・御紋丁子丸

関白近衛左大臣、 直衣、 々色黄・紋・立湧牡丹

||品伏見宮、 直衣、 々色黄・紋紅葉・浮織物、指貫・萌黄・唐織物・紋藤之丸

太閤鷹司

内大臣二条、 直衣、 々蒲蘇芳、 織色、 紋唐松、 指貫

新大納言烏丸

左大将鷹司、衣蒲蘇芳、

右大将九条、衣黄織色、 紋唐花、 指貫

宰相柳原

右座

将軍家御直衣、御衣・紅浮織物・御紋鶴菱、 御指貫、紫唐織物・御紋・丁子之丸

右大臣一条、 衣生浮織物・紋菊、 袴生浮織物・紋藤之丸

品八条宮、 直衣、々薄紫紋枝菊、 指貫、 黄唐織物・紋藤之丸

前関白九条

無品弾正宮、

衣黄浮織物・紋紅葉散、

袴、

大納言尾張

大納言紀伊

大納言駿河

中納言水戸

以上十八人、次第着座、 持灯台置講師之円座之左、 冷泉中将為頼朝臣 盛懷紙於硯蓋、 、就講師之円座、 兼設読師講師之円座於御座前、 置講師之円座之前、 勧修寺弁経広、 、四辻中納言、 持火置灯台之上、 、役発声、就講師之後左方、 内大臣起座、 頭中将基音朝臣、 就読師之座 高倉中将

無円座、 中将、 而主上入御之時 師之縁座、 但主上之御懷紙之時者、 親王大臣之懐紙三返、 之後右方、 候南簣子、 高倉中将、 其次、 其次、 烏丸大納言就講師之円座、 自柳原宰相懐紙次第上講之、 日 着座之公卿下円座 綾小路少将、 阿野中納言、 野大納言、 大相国幷将軍家之懷紙五返、 先読師帰着本座、 其次、 持明院侍従、 以上五人、 中院中納言、 礼 発声講頌之衆者如 公卿分講頌之衆也 講師者退縁、 入御之後安座、 至三条大納言懐紙、 以上四人、 三条大納言、 主上之御懐紙七返、 殿上人為講頌 其時関白移読 元 而後各自末 披講畢、 就 飛鳥井 一返、 講師

御遊 次間御簾之内、 和歌御会、 大相国・ 終而儲御所庇間共数畳、東南下御簾、 将軍家御座、 各宮・接家衆伺候 庇間東御簾之際設御

座退出、

、所作の公卿や地下楽人を記す、 後略

[近代御会歌林

寛永三年九月八日、 二条城行幸御会

詠竹契遐年和歌

もろこしの、 鳥もすむへく、くれ竹の、すくなる世こそ、 限しられ

秋日待行幸二条亭同詠竹契遐年和歌

以下、 公卿の和歌は略、 最後に座席図あり)

197 寛永三年九月九日

二条城で能楽御覧がある。

[孝亮宿祢日次記]

九月九日戊寅、雨降、 源氏供養、 紅葉狩、 道成寺、藤栄、 参二条亭、 於二条亭猿楽有之、大夫四座、 熊坂、 猩々乱等也 難波、 田

村

[出納職在記]

九月九日、 半雨半晴、 猿楽九番御覧、 密々之儀也

於殿上板間両局出諸司着位袍者之限見物、 幷院宮司北面等、 又諸大夫坊官

> 部少 其侍着烏帽子素袍給仕也 衆見物同所也、 囲 >輔・蒔田権佐・溝口伊豆守・長谷川式部少輔・片桐主膳正、 因幡守・ 丹羽式部少輔· 饗応毎日厳重、 杉原伯耆守・片桐出雲守・谷出羽守・青木民 御馳走人武家諸大夫衆十二人、本多飛騨守・ 右毎日結番、

蜜・各両日巻数、 白綾・緋綾・紅絲・沈木、 御進物毎日有差、 宮々御膳奉行人、 御膳山海之奇珍塩味之和羹候、 所々御調度、 玳瑁燈籠、 御座敷飾之所々、 悉以熱金南鐐製之、 御広間上壇床三幅 沈御枕幷御脇息、 前橋侍従·伊丹播磨守·佐倉侍従·松平右衛門大夫等結番也 難枚挙仍略之、 黄金・白銀・御服呉綾・蜀錦・金襴絹・華絹・緋花絲絹・ 儲御所御上壇以下御帳台御休息御殿·御釣殿 還幸之後進献之、 長 一間余廻両肱以紅絪結三所、 奉行人彦根少将·板倉周防侍従 花梨御脇息、 対 中央寒山拾得・左右龍虎、 御膳器物諸具以金銀雑製之、 幷卓、 又蒔絵硯・文台等之外 伽羅玳瑁· 中宮·女院· 牧渓筆、 · 御廊 麝香• 日々

者、

頭為奉行、 非蔵人・両局・出納・判官・北面・随身等 中宮女院進物可准知之、 各被召出、 白銀令拝領也 但姫宮御方雛傀儡等御玩之具被相添云々、 九日猿楽御覧之日、 酒井雅

[寛永行幸記]

九月九日、 第四日、 半雨半晴

朝御膳御内々儀

此外之公卿・殿上人各祗候縁、 家・先官大臣・諸門跡之座、 間掛御簾、 宮・摂家・前官大臣・諸公家・諸門跡・諸大名以下諸大夫不残出仕、次之 儲之御所至大広間縁通、 主上之御座、左敷御座畳設茵、為中宮之御座、右敷御座畳設茵、為女院之御座、 今日猿楽叡覧、 従大相国御進上、 造花之菊数杂、 以殿上之間縁、 以屏風囲之、 白銀之手桶三、一者紋菊水、 大広間上壇之下之間、 為諸司・宮司・院司・北面 叡感殊甚矣、 以屏風囲之、 為大相国・将軍家之御座、 駿河・尾張・紀伊三大納言、 猿楽之内、 兼敷円座、 筵道敷布毯、 垂御簾、 二者葵丸、 ・諸大夫・坊官等之座、 御膳数度、 以廊下為大名以下諸大夫衆之座 御簾之際、 蓋猿楽御覧、密々之儀也 其次垂御簾、 金銀之台物以下陳列 長一尺五寸、 水戸中納言御同座 敷御座畳設茵、 猿楽以前 為宮・摂 廻三尺

但御内 一々儀、 女中之外不知之、

其後於見物之席、 猿楽三番過而、 公家武家各於前々之間、 出金銀之台物、 勧盃数返、 有點待、 猿楽以後、 一二三誥皆用金銀 各雖點待用意、

三御理依有之、 秉燭之程退出.

此日 依重陽、 大相国・ 将軍家、 於御前賜 完盃、

晩 於御内々、 被献後鳥羽院宸筆之日券一巻

〔寛明日記〕 唐タウタイノシユンシウワ、(キロコシ)(唐代) 九月九日ニハ、於二条御城有 於二条御城有御能、 Ш [科新藤、 開口ス其詞ニ云

古今ニ類ナキ君カ代ノ目出度カリケル時トカヤ、 代ニ伝タリ、 ノ淵ヲ顕、 セイインノ繁事、四ノ時替ヌ (聖 胤) り、増テヤ今ハ徳沢ノ厚キ事、 政ヲ天下ニ施シ、 ノ時替ヌ松ノ色深ク、 重陽二咲ル菊ノ露積テ、 我朝北山ノ行幸ハ、 ナヲモ千年ノ秋ヲ知、 兼テ幾代 名ヲ後

御能組幷役者

(後略)

【参考】

(槐記)

時ノ摂政タルカユへ也、 咄セシ無禅モ布衣ニテ、 大臣ミナ騎馬タルカユヘニ、 後水尾院ノ二条行幸ヲコソ、近代ノ美観ニシテ事モ備レリト謂ツヘシ、 所 ニ焼失セリ、 カサリモ最美麗ナリシカ惜キコト也ト仰ラル、 此車近代マテ存セリ、先年ノ火ニ中和門院 応山ノ御供申セシトテ、毎度カタリキ、 応山ニハ御車ニテ後従ニヲサヘラレ ノ御車 レタリ、 此時シモ 此

時ノ美 已前 度ノ話 局 □ト云シ女中ハ、 ケルトナン、 ニッ 昼夜暫モ間断ナカリシガ、 /麗ヲモカスヽヽ咄タリシカ、 御話二、 何角ト云中ニ、 前ニ手水ノ処アリテ、 又アルマシキ御馳走也 此無禅ハ二条行幸ノ御供ヲモ、 即チ中和門院ノ御供ニテ、 女中ノ局ニ三十間並立テ、 水ニハアラテ、 又今様ノ事共ニアラサリシト也、 上ヨリ竹ニテ掛樋ニテ流スヤウニ仕カ 七日ノ間城ニ居タル人也、 布衣衆ニテ勤タル 好ツカヒ加減ノ湯ニテア 其前ハ通リ椽ニテ、 男也、 其 毎 待 此

> 198 寛永三年九月十日

二条城より還幸する。

[資勝卿記]

御

殿上人、公卿ハ武家ノ御衆 九月十日己卯、 晴 今日先女院御所還御、 還御之時分及黄昏 其次主上 還 御 次中宮ノ供

孝亮宿祢日次記

九月十日己卯、 晴 鞍置馬拾五疋進上

今日中和門院自二条亭還幸、 御車、 次主上 一還御、

両局供奉騎馬也、 六位外記史供奉歩行

中宮行啓御車、 公卿・殿上人・諸大夫・以下供奉

、梵舜日記

御逗留之由也 九月十日陰、 一条城ヨリ還幸也、 今度者諸大名衆無御供之由也、 中三月

(寛永行幸記)

九月十日、第五日、

巳之刻、 朝七五三之御膳、 出車以下、 女院還幸、 如御幸之時、 御引替之御膳、 供奉之公卿·殿上人·諸役者、 但出車者 御内々之儀、 二両也、 大相国・ 幷女中之長柄、 将軍家、 釣輿·包 御 相 伴、

未之刻、 午之刻、 時 将軍家御束帯 御馬十疋、 殿主叡覧、先日霧霞靉靆、 儲御所東南垂御簾、 次第引廻庭上 日 晴、 但与行幸之日、 階之間之御簾之際、 遠山依不分明、 御衣紋替、 敷御座畳設茵、 東南之敷居之内御座、 再及此儀、 ラ焉下 主上出 御 其

引手随身四人

中略

披露之、 御馬 引畢而、 将軍家退出 御手本道風、 筥、着黄金之打枝 中院中納言束帯一日、新楽府、入梨地蒔 中院中納言束帯一日 晴 南之簾

大相国出御御東帯一日晴御馬五匹引廻庭上、 役者同前

行成 朗 詠 万葉集巻 定家卿筆子昴・淵明之図三入居台が簾外披露之、巻・終之子昴・淵明之図梨地蒔絵箱於簾外披露之、 畢

而入御

相国南面恒、 姫宮無出御也、 其後有三献之御祝儀、 其次将軍家南、 下壇駿河大納言南、 儲御所裏之間北向・主上上壇、 右座女院御所、 将軍家之後之下壇也、 雖可為御座、早朝還幸、 左座中宮東、 故明此座、 隔閾・大

初献、 次駿河大納言、 御盃主上御前 中宮之御盃大相国、 一、中宮御前一、主上之御盃大相国、 其次将軍家、其次駿河大納言、 其次将軍家、 其

二献、 同前、

三献、 此時天酌也、 天盃天酌同前、 主上御前御盃三、中宮御前御盃一、主上御前大相国御酌、 御盃収、 此後中宮御盃、 其次将軍家天盃天酌同前 女中衆次第下、 御盃収、 其次駿河大納言 天盃大相 国

鳳輦寄南階時、 大相国・将軍家、 従東之階有御下、 中門之内北之方御立

御供奉如行幸之時、 鳳輦過時御磬折、

還幸御供奉諸役者之次第、 如行幸之時、 但中宮之御供奉、 武家之公卿五人、

尾張大納言 紀伊大納言 加賀中納言

薩摩中納言 備前宰相

被相添之、 但騎馬、 束帯一日晴衣紋、与行幸供奉人以下、 如御幸之時

姫宮之御供奉、 武家之公卿五人、

駿河大納言 水戸中納言 仙台中納言

越前宰相 会津宰相

被相添之儀式同前、 出車四両也

同月十一日、 諸大名、二条本丸二丸出仕、

両御所御目見、

今度行幸無異之儀

【附録】

奉祝之、

寛政重修諸家譜

御膳の事をつかさとる、これよりさき、 す、三年九月六日二条城に行幸のとき、 小堀政一雄五位下寛永元年九月より、二条城をよひ行幸御殿普請の事を沙汰 政一台命をうけたまハり、 井伊掃部頭直孝とおなしく、 予め行 主上

> 具を禁中にをくりたまふのとき、 幸の日、設くるところの奇物重器の諸具をとゝのふ、 行幸の御殿を、 禁裏に移さるゝのときも、 政一また仰により、これを携へて参内し、 また奉行をつとむ、 還幸のゝち、 その諸

[寛永行幸記]

主上御膳黄金白銀製調

晴之御膳

(後略)

199 年月日未詳

二之丸行幸之間に関する覚書。

[大工頭中井家文書]

御行幸ノ間ノ

御から門之事、

以下ハ同板敷

御上段中断之事

御帳□上段中ノ間西口ニ

御なんとかまへ之事

くミいれふ□ぬりてなりとも

天井はり付之事、

何もぬり物之事、 れんしいろくくのもん、さいしきなしはぬりてなり

かいノひろさ之事、

紫容殿ノ程可然也、

二間斗也

同きさむしとりおきに可仕候か、

のほりらんの事也、

つま戸折戸に可仕候

御ほうれん之事、

中宮様御座之間之事、 西の方可然也、 上段あるへし、

上段「

87

上段の方がくハかって次第

そハ御殿ノ□北ノ殿ノ事ニて然者上段なし、

次ノ間御上段幷天井之事、 皆々上々く二て可然也 天井いかやうにも可然也!

同たて具之事

これもかってのよきよう、

西之次ノ間御すまい之事、

御ゆとの御せつちん之事、

200 寛永三年九月十六日

家光、大坂に赴き、普請を上覧し、 翌日二条城に帰る。

[紀年録]

同月十六日、将軍家渡御于大坂、 同月十七日、自大坂還御、 直二渡御于二条 同日御城廻御普請場縄張等上覧之云々、

201

寛永三年九月十二日

二条城において公家衆の御礼・祝儀がある。 秀忠が太政大臣に、家光が左大臣に昇進する。秀忠・家光父子、参内し、 後日

〔資勝卿記抄〕

は十二日上卿両伝奏、 九月十三日壬午、曇、 御装東ニ而両頭弁幷大外記ナト宣旨持参、(各カ) 今日大御所様相国、 将軍様左大臣御推任、 砂金拝領 陣儀○陣儀

御成、 様御簾飛鳥井雅胤朝臣、 土御門中務御身固、 次薬院へ還御 大御所様轅御簾中宮亮永慶、 御沓有紀、 如例長橋局より御参内、 御沓中宮大進経広、 御還女院様 将軍

[紀年録]

九月十三日、 於二条本丸、 両御所御参内、 大相国御昇進之御祝儀、 於施薬院有御装束、 公卿·殿上人及武家諸大名 行幸之御礼也

五千石以上献太刀目録各装束、

同日、

於二丸、将軍家御昇進之御祝儀、

右面々

勤礼同前

先是武家面々者、 被任相国、 家光公被左府、 八月廿七日八日、 仍両度如此、 両御所御昇進之御礼事畢、 然相国·左府共行幸以前為勅許 其後秀忠公

宣旨日付用八月十八日云々、

同月十八日、 礼被献太刀目録、 於二条本丸・二丸両殿、 両御所御昇進御祝儀云々、営中各装束也 親王 · 摂家前官大臣 諸門 跡 各御

202 寛永三年九月二十五日

家光、二条城を発して、江戸に帰る。

[資勝卿記抄]

九月廿五日甲午、 晴、 夜雨、 今日午刻将軍様御下向也

(東武実録)

枚を、供奉の士に給ハる、 らる」に依てなり、 逗留有に依て、鳥羽に其間旅宿するの輩、 御延引有、(中略)二三日をへて洛を出させ給ひ、 十五日御逝去の由江戸より告来る二依て、 九月 (中略) に於て采録百石以下勤番の士に、 将軍家既に御駕を発せらるへき処ニ、 是より先、 江戸御発駕の前に、 金廿両充給ハる、 私用足ラさるへき事を思召別け 将 膳所に御旅館有て、 金二十両、後白銀三十 然れは京師に二三日御 大御台所の御方、 -軍家江戸還御の事暫く 此処 今月

[紀年録]

九月廿五日、将軍家為江戸還御、 淀御発駕、

[本光国師日記]

203

寛永三年十月六日

秀忠、 二条城を発して、 帰途に就く。

還御

十月朔日、

於二条御城相国様還御之吉日書付上ル、

御吉日

十月五日辰取月女

右金剛降日

同月六日乙破火虚 右大明日

同 月十一日成閉口姜 右吉慶日

以上

[孝亮宿祢日次記]

云々、 十月六日乙巳、 晴、 今朝大御所秀忠公江戸有御下向、 公家衆日岡迄被送申

204 寛永三年

[二条御城中御本丸二丸御殿御絵間数之覚(京都大学附属図書館蔵)] 本丸御殿・二之丸御殿の御絵間数についての覚書。

『天保十四癸卯年十月三日、(朱筆) 大坂

表紙上書)

御城御修復見分二付、 御大工頭村上与五郎上京二而頼有之、

書留相写、 同月十九日、 絵図二相添差遣候扣也

_

一条御城中

第一条 二丸。御殿御絵間数之覚

入日記之印也

中井扣

印

「御本丸御殿御絵間数之覚」(中表紙)

御本丸御殿御絵間数之覚

銅瓦

御座之間 雨落より雨落迄 南北拾壱間 御絵筆者主馬

御上段 東西南北三間四方

格天井折上ケ黒塗、 丸 ふち緑青、 丸の内地金砂子、 飾金物蒔絵、 御紋こんせう金二而鳳凰、 墨絵花鳥草木色々、 薄彩色、 唐草中に唐花 張付御

\長押上山水、薄彩色、地泥引、

四隅ニくわん弐ツ宛

同前、 中に唐花の丸、 張付へり御袋棚同前、

唐草

同所二之間 東西南北 一間四方

廻墨絵の波中ニ三ツ扇子の丸、 格天井黒塗 飾金物蒔絵、 御紋地紫、 金砂子扇子の絵草花色々、 金の唐草の中ニ折入、 墨絵彩色、 角地緑 青 長

押上、 御襖泥引、 山水雪の体、 薄彩色

同所三之間 東西南北三間四方

天井長押上御襖二之間同前、 絵唐耕作

同所御納戸 南北三間半

天井棹縁木地、 惣廻り板 屛、 北の上ニかな窓、 北面二御棚二段宛有

同所御雪隠 南北壱間半東 西 壱 間

天井棹、縁惣廻り板屏、南北に窓壱ツ宛、 西に弐ツ

同御次之間 南北 市 郡 市 門 間

天井下廻り右同前

同御小用所 東西南北壱間四方

天井下廻り右同前、北に窓壱ツ

同御雪隠より御上段江之御廊下 南東

天井下廻り右同前、 西に窓弐ツ

同所南御椽側通 南北壱間半

格天井黒塗、 彩色、長押上張付絵御上段同前、東の下はめまいら、南雨戸の上乱間障子、 飾金物蒔絵、御紋泥引稲妻、 金砂子の雲とり、 惣鉄線、 極

御床長サ弐間、 横間半、 但御畳床

鏡天井、 絵彩色張付共右同前、御床ふち黒塗

御違棚三段欅、 飾金物、 御紋有、 張付同前

右同前、 御袋棚御襖四枚、 裏之方墨絵山水、 裏之方墨絵桃栗ふどう柿、下御袋棚御襖弐枚、へり無之、絵右 縁黒塗、 御張台、 へり浅黄、地金らん、 ふち黒塗、 飾金物、 飾金物、 小へり茶地金らん、絵 御紋四ツ隅蝶、 御紋有、 御引手有、

金のませ垣にあさかほ、 縁紫、 、内地録青、金にて牡(緑) なにて牡(泉) ないでは、 張付金のませかき柴垣置上、 金にて牡丹、唐草、 張付惣廻り泥引、 金溜菊、

極彩色

長押上、

塗 雨 戸 (D) 内 障子有之

.東之杉戸

同西之杉戸 西表りんご水にいんこ鳥東表沼にときたんほゝすみ2西表檜岩に山鳥根笹薄彩色東表芦にへら鷺

かれ

|西溜之間 東 西南北壱間半四

方

三天井黒塗 金 物、 御紋南御椽 側 通

前

格

北之下はめ É いら、 南北六間 西に入口

一种缘侧

通

天井飾金物 張付絵右同前、 東 下 は はめま

5

[北杉] 南杉

心北御橡 通 南北壱間半南北壱間半南表の世に驚岩笹りんどう南表の世に驚岩笹りんどう南表水に川柳ふくろう根笹市表水に川柳ふくろう根笹市表水に川柳ふくろう根笹

(押上張付絵南御椽側同 飾金物、 御紋白張付 前 北 雨戸の内障子上乱間障子、 金の 稲妻、 金砂子の雲とり 縁黒塗 線、

鉄

中

彩

色

!天井黒塗、

御焼火之間 南北四間 間

葡萄に香包のちらし、 かいら、 付泥引、 !天井黒塗、 内絵同 金 一砂子 飾金物、 前 の雲とり、 御囲炉裏 極彩色、 御紋金砂 石長サ壱間 金 長押上泥引、 业の竹棚、 子、 中に折 檜 横間半、 垣に藤、 入 金砂子の洲崎水に並 角 縁こんせう ふち黒塗 極彩色、 東 内 北 木の 地 障子 白 張

所御時 計之間 南北三間半東 西 三間間

天井御焼火之間同 一砂子の雲とり、 前 秋 の野 絵蔦かつらに香包のちらし、 す き桔梗野菊萩かや つり草蘭菊、 長押上張付共に惣泥 一々、 L 引

菊女郎花藤袴、 中彩色、 南 上下に窓弐ツ宛 つけ

女郎花笹りんとう、

金のませ垣、

南に

1.杉戸

銀

のませ垣にすゝき

御橡 側 南北壱間半東 西 四 間

格天井黒 飾金物、 紋白張、 金砂子 0 雲とりてつせん、

長押上

悥

前

[東杉戸 西杉戸 通 南北五間半東表五枚笹ぼけ東表五枚笹ぼけ東表五枚笹ぼけを10人とう女郎花恵表金の幷が垣に山吹恵表金の幷棚にゆふかほ

所東御 側 通

天 、井黒塗、 飾 金 物、 紋白張、 金砂 子の 雲とりてつせ λ 長押上

同

和戸 , の 上 乱間? 障子、 縁黒 塗

北杉戸 南表水よしに鴨北表萩にうさぎ

同南まいら

御書院御廊 下 南北 東西 三間

塗 飾 金物、 御 紋 板 達上下 -廻り 共 木地 板 屏 南 0 上に窓壱ツ、

内障子有り、 南に入口有之

南東 R北拾壱間 木 西 八 間

御上段

御書院 雨落より雨落迄 御絵筆者興 意

三八 間間 半

格天井折 雲とり柴垣置上、 んせん、 一から鳩、 墨絵山水、 Ŀ 黒塗、 金のなら 飾金 金溜こんせう、 長押上金張付、 (人)竹垣、 物 御 紋、 金置上柴ふき、 緑 水林檎の木から鳥い 青印 金砂子雲とり山 金彩 しき、 極彩色、 水、 牡丹唐草中に泥 す 北東框黒 御 かこま鳥ほ [襖張付金 引だ 砂 Š

御

じろ鳶薔尾 御畳床、 雲とり、 ふち黒塗、 月、 柴垣置上、 極彩色 壁金張付、 溜 金なら 野 菊水草、 へ竹 垣 鏡天井、 梅鳩尾長鳥ひたき留 絵彩色同 前 金張 ŋ 付 X

かましこ 同 御違棚一 段、 板け やき、 飾 金 物、 御 紋 有 張 付 廻 n 御 襖 絵 同 前、 ほ あ

雲とり、 1袋棚小 同 前 襖四 金張付、 絵翠簾、 枚、 金の 御 ふち黒塗、 は棚の内 雲とり、 物金張付、 縁 鳥かごいんこ、 浅黄地金蘭、 下 -御袋棚 小 山から唐鳥、 縁茶金蘭、 小襖弐枚、 金張 極彩色 ふち黒: 付 塗、 金 縁 1

花 金 \mathcal{O} 同 0 図 菱、 御 なら 附 唐子のほつり ふち 書 つへ竹垣、 院、 ・黒塗、 鏡天井、 御床 組障子、 船 板樫下張付、 ふち黒 薄さいしき、 腰黒 塗、 塗、 地 金極桜草の絵 禄青、 右之方風 ま いら内金張付 印 鳥い 金彩色、 は 5 中 牡丹唐草、 左之方絵鳶薔尾 にたんせん三 す カコ

突

所 一之間 米西南北I 二間四方

地 雲取、 禄青、 天井 金 廻 塗 砂 ŋ 子、 金砂 飾 金 絵 物、 蝶の 遠 御 山紅葉松に 六 紋 丸 n 中 紫 ニ唐花、 瀧 印 御 金彩色 襖まいら、 極 彩 唐 色、 草 長押 中に 金張 Ļ 小 付 金張付、 りごふ 絵山 Щ Ų 金

彩色 0 は ŋ 橋 11 かだ紅葉ながし、 松 につたかつら、 紅 葉に 瀧 遠 Щ 極

同所三之間 一西南 丠 二間四

金張付、 格天井黒塗 むらさき、 絵山 地緑青、 飾金物、 水、 御襖まいら内上張付同前、 金砂子、 御 紋地こんせう、 扇子草木ゑんこうの墨絵色々、 印金彩 金砂子の雲取、 き、 唐草中折 ばら、 入角、 長押 Ę 金 Š

のよし 垣に紫竹にわ鳥 金竹垣に菊、 極彩色

同所四之間 南北三間 東西四間

彩色 秋田水岸に水草、 上 ほ 格天井黒塗、 水に土橋、 ゝすみれ、 :襖張付同前、 貞 金張付、 金の雲取、 秋田山に木色々、 飾金物、 南長押上、 まいら内金張付、 こんせうにて、 はく鳥鳫、 砂子惣飛馬、 御 金張付、 紋、 北長押上、 しゝ小屋鳥おとし鳴子鳫、 冬の体山に薄雪、 ŋ 水、 東 夏田に鷺鴨水よし沢桔梗水草 地 長押上、 春の田に鳫、 禄青、 金張付、 桐に金 金張付、 冬の体枯野の木に薄雪、 岸に根笹、 根笹水枯葮白鳥馬、 0 鳳 金の雲取、 凰、 まいら内金張 唐草 あぜにたん 土地あ 水柳! 西長押 極

同所北御椽側 通 南北壱間半東 西七間

幷木の桜さい 花諸鳥さいしき、 格天井黒塗、 しき、 飾金物、 墨絵品々だんせん、 雨戸の上乱間障子、縁テ黒塗 御紋、 地金惣あさかほ、 長押上、 金張付、 中に角たんせん泥引、 芝土手に金砂子、 草

西杉戸

.中之杉戸 東表水によし水草に鵞西表墨絵岩に木小笹は東表岩に根笹虎 はく鳥

上に竹のふしたすき黒塗

原東杉戸 東表かうぞ西表水によし船

...所東御橡 側 通 南北九間 東西壱間半

天井絵北 御椽側通 同前、 押 Ļ 金 の雲取、 子、 Щ に桜彩色、 東

雨

の上、 乱間障子、 ふち黒塗、 雨 戸 の内障子有之

||北杉|| 南表水岩に鵜ばん沢桔梗水草北表かうぞ

一竹のふしたすき黒塗

同 同 南杉戸 所南御 中 -杉戸 椽 側 側通 南北壱間半 南表みょづく菊枯木南表みょづく菊枯木市 観水 さ 鶴水 草 田 七間

東御椽側 同 前

同東杉戸 所西 御 椽 側 東西 T 鳥根 色

不御椽側 同

大広間御 廊 下 南北壱間半東 西 八 間

大広間 天井木地棹、 雨落より雨落迄 ふち長押上、 南北拾七間半東 西 拾 三 間 白土下廻り板屏、 御絵筆者采 北に窓四 <u>ッ</u>、 内に障子有り

女

御 上段 東西南 北三 一間半四方

0 格天井折上黒塗、 木四十から、 わ、 内梅はち格の角に唐花の 鶯桃十二から、 飾 金物、 御紋、 北金張付、 丸 地 錦彩色、 禄青、 岩に牡丹、 金 **唐草、** 長押上、 中 南まいら内金張 金張付、 金の格四ツ、 梅遠山 縁

岩に桃唐鳥、 極彩色、

御 床 横間半 長サ 弐間 半

小壁金張付、 天井、絵彩色、共に金張付、絵大松、 沢水草、 極彩色、 板樫 岩にきりしましまさゝん花薮かう

:違棚三段、 樫板、 飾金物、 御紋無之、 金張付、 絵岩につゝじかいどう

竹梅薮かうじるり

絵桃柿栗瓜、 袋棚小襖四枚、 裏之方絵椿梅水仙牡丹芙蓉何れも折枝、 ふち黒塗、 り茶地 金襴、 小 へ り 内金張付、 浅黄金襴、 くすの花、 金張 付

極彩色

じ鳶尾ミやまほ白、(薔) といら、黒塗、 御附書院、 天井、 内金張付、 御床板樫 絵彩色共同 絵つゝじ笹ましこ、鳶尾、(薔) 前 かしまつかわひ 左右張付、 ふち黒※ 岩つゝ 塗 障

な物、 張台、 金張付、 ふち黒塗 絵梅つゝし小竹山 飾 命金物、 御紋 問機、 へ り 極彩色、 小緣 ŋ 御袋棚 内 方天井木地棹ふち、 同 前 あ けまきか 金

付 絵松紅紫葉笹水遠山 彩色

所 二之間 南北四間半

いら、 乱間障 に 格天井黒塗 . 金 向ひ蝶、 内金張付、 ふち黒塗 飾金物、 外に唐花、 絵岩につゝじほけ大松根笹水靏、 御紋 錦彩色、 地 金 中にくわ、 長押上、 金張付、 内緑青、 極彩色、 ふちこんせう、 大松に靍、 北御襖の上、 御襖ま 中

所三之間 南北七間半

天井二之間同前、長押上、 金張付、 大松に 靍遠山張付、 御 襖まいら、 内

金張付、 大松岩根笹荊棘靍、 極彩色

. 所四之間

東西南北三間半四方

色 岩に唐猫蝶もず連萑こま鳥鶉水たんほゝ根笹あやめ芍薬なよ竹草、 草惣飛鳫遠山雪、 格天井黒塗、飾金、 へりごふん紫緑青、 御襖まいら、 御紋地金、桜のちらし雲、絹彩色、中にくわ、 中に海老置上ケ金溜、 内金張付、 絵ほたん、 長押上、 うす色、 金張付、 さび竹の垣、 地こんせう、 青草沢潟水 極彩

. 所五之間 東 西南北三間半四方

根笹、 さび竹垣、 水岸石橋岩おもとくわんそう牡丹錦鶏山鵲麝香野こま蝶ゑなか翡翠唐鳥 天井ちらし 岩に尾長鳥、 菊、 岩につゝしみそさゝい鼬すゝめ蒐なよ竹ぼけすミれたんほゝ 残り四之間同前、長押上四之間同前、 何れも極彩色 御襖まいら、内金張付、

同所西御椽側通 南北拾六間東西壱間半

張付、 南方に中窓弐ツ、 格天井黒塗、 絵芙蓉、 飾金物、 両 雨戸 内しやうし上乱間しやうし、 の上乱間障子、 御紋地金扇子のちら ふち黒 塗 Ļ 雨戸 絵品々極彩色、 ふち黒塗、 、内障子北之方に板 窓下板屏、 長押上金 屏、 同

八はめまいら

所南 御椽 側 側通 南北弐間 南表沼に沢桔梗よしれ表松に藤

しかもめ

天井絵長押上 共 介西側 同前、 南 雨 戸 0 上 乱間障子、 縁 (チ) 黒 塗、 雨 芦 0 内

やうし

西杉戸 側通 南北拾六間 東表牡丹猫 東西 弐間 十から薄雪

所東御 椽側通

天井長押上 共南側同前

同北杉戸 同南杉戸

遠侍 格天井黒塗 天井長押上共南側同前 同所北御椽側通 雨落より雨落迄 飾金物、 御紋内にかく地金、 南北拾五間東西九間 金の雲取、 り かき色、 惣唐松、

子遠山、 金張付、 中に唐花、 極彩色、 まいら内金の雲取、 極彩色、長押上、 北に入口有之 金張付、 唐松に牡丹、

岩にいばら、

ぼけの花から 遠山に木品 むらさきこんせう、

. 所南御椽側通 南北弐間 半 但拭板

壱ツ宛、極彩色、 格天井黒塗、 飾金物、 長押上、 御紋地金、 金張付、 芍薬、 中に菊の葉の上に菊の花、 南雨戸の上乱間障子、 几 ふち黒塗 隅に唐花

雨戸のうち障子、 西の方はめまいら

上竹のふしたすき、 東表唐獅子西 表 唐 松 黒塗

同杉戸

同 所東御椽側通 南北拾壱間半東 西 弐 間 但 拭 板

同南杉戸 南側同前、 北之方長押上白土、 北表岩に唐獅子南 表 牡 丹 東下 -板屏、 北雨戸のうちにしやうじ

同北杉戸 上に竹のふしたすき、黒塗 北表冬枯柳に雪南表岩に唐獅子

同西表

南より壱之間 南北四間間 東西

天井木地棹ふち、 長押上白土、 下廻板屏 西 雨戸の内障子、

同二之間 南北三間 東西弐間

天井長押上、 下 -廻り西雨戸 之間 同

刀掛之間 東西弐品 半間

南北弐間 天井長押上、 西 雨戸 一之間 同 前 東南に刀掛 有 北江出張、 東 西 1壱間、

同北表 南北弐間

天井長押上、 西表同前、

北上にれんし窓弐ツ、 東に入口

御玄関 格天井黒塗、 飾金物、 東西弐間半 御紋内地板違、 但敷石也段三段 長押上白土、 下廻り板屏、

かし輪違ひ、ふち黒塗、 同鴨居の上、すかし菱黒塗、 入口高サ九尺三寸、

横壱丈九寸

二之丸江之御廊下 南北壱間半 但

一段

屋根裏板、 長押上白土、下廻り板屏、 南に窓九ツ、 東入口有之

サ弐間、 横壱間 長押上白土、

東雨戸上に窓弐ツ、

内に障子有、

北は格子戸、

囲炉裏石長

同南小部屋 東西 弐間半

二階下廻り板屏、 西

に窓弐ツ

横間半

同所西之間

下廻り板屏

.西小部屋

同所土間 南東 北西 間八 半間 但敷石上段二段

一御台所 南北四間半

同西側北小部屋 東西南北弐間半四方

二階下廻り板屏、 北に棚 段、 南に二段、 東入口、 西出はりれんし窓壱ツ

北に棚壱段、 南に弐段、 東入口、 二階惣廻り白土、

同所南東之間 南北四間

天井木地、長押上白土、東上に窓四ツ、内障子下廻り戸、囲炉裏石長サ壱間、

南北四間 間

天井木地、 長押上白土、南上に窓弐ツ、

南北壱間半

天井長押上同前、南中窓壱ツ、 下 廻り板屏

南北三間半

二階下廻り板 東入口、 南に 棚 井

同南より上り口之間

段、 炉裏石長サ壱間、 横間半、

一御玄関

一遠侍間

大猷院様 権現様 台徳院様

殿上之間

窓

御絵 Ш

弟子絵

御式台裏之間 探幽

東之方杉戸

嵐

上下廻り白土、 西なかし窓有、北上に窓七ツ、 西 入口、 ひらき戸

小部屋弐ヶ所、 一間四方、弐間四方

前かうし戸、東入口、御釜三ツ

御門 高壱丈、 横壱丈壱尺

西明御多門

西御蔵 南明御多門 半東北東半東南東南東南東南東南西式西南西北西北西北西北西北西北台間式北拾拾三三拾拾三八三半間三六壱二間間四二間間間間間間間間間

御扉の

弐戸前南折廻り六間 一戸

前

北御蔵 三戸前

埋御門 外御門高サ六尺七寸、横六尺内御門高サ六尺八寸横七尺南

御花壇 廻り切石

井戸 壱ヶ所

東側南北四拾間 但大広間南雨落より、 北御泊番所竹垣迄

東江御廊下之出張 拾間半

南側東西四拾九間 但大広間東雨落より、 西御多門之石段下迄

西側南北五拾四間 但南御多門石段下より、 北埋御門外雨落迄

東御塀迄

北側東西五拾三間 但西御多門石段下より、

右之通御座候、 以上

「二丸御殿御絵間数之覚」(中表紙)

御 車 車 書)

『天保十五辰年五月十四!(朱筆)

日

御殿番小頭井上

伝八郎書取呉候写

楽

93

蘓

鉄之間

弟子絵

信

御黒書院

御式台之間

大広間

探

幽 幽

彫 物 左 左吉

御座之間

奥

州 意

好

南之方杉戸濡鷺

御庭

廻

御 丸 御殿御絵幷間数之覚

座之間 雨落より雨落迄 南東 光 西 拾 半間 御絵 筆 者

奥

意

御上段 南北弐間半東 西 三間

付長押上、 金彩色、 天井折上ケ黒塗 中にだんせん、 惣廻り泥引、 飾 金 Щ 泥引、 物、 水薄彩色、 地 草木花尽し、 稲 妻 框黒塗 御 紋 内 0 n 絵 紺 青地金の 地 緑青鳳凰 きた、 唐 草 張

御床 弐間

カュ いとう、 天井紺青、 彩色、 金 0 絵ふち黒塗、 唐草、 彩色、 張付泥引、 唐花の散 Ļ 絵山水冬の体、 内 寸 扇 泥引、 薄彩色、 桜桃椿茨 小

壁泥引、 水草冬枯の木、 薄彩色

御附書院、 左右の張付、 鴨居の上すかし花菱、組障子内の絵冬枯の木、よしに舩、 絵遠山薄雪冬枯の木、 小壁泥引 水ニよし、 御床板欅 薄彩:

御違棚一 一段、 板欅、 飾金物、 御紋

ば袋棚、 とも泥引、 小襖へり黒地金襴内泥引、 石竹御床の内惣泥引、 つゝじ木瓜、 批把桃山もゝりんご、 彩色 彩色、 裏 四 枚

張台、 石竹すゝき 飾 ふち黒塗、 御 ·紋花亀甲、彩色、 野菊張付、 飾金物、 萩、 惣唐草、 六ツ丁子、 桔梗、 金 御紋揚巻座、 の柴垣置上ケ金溜、 六葉の桔梗、 内の方、 長押上、 彩色、 惣廻り泥引、 格天井黒 北の上

かな窓有

所二之間 間四 方

錦彩色、 飾金物、 長押上、 唐草御: 御襖張付泥引、 紋内金の 丸 せいこの図、 牡丹 0) 沂技、 薄彩色 唐草花丸 0

所三之間 南東北西三 一間四方

天井二之間同前、 長押上、 泥引張付、 Щ 水賢人の 図 薄彩色

所四之間 南東 北三間

格天井黒塗、 錦彩色、 飾金物、 泥引、 御 長押上、 放内紫花亀甲緑青にて六ツ丁子、 御襖張付泥引、 雪に梅竹雀四十から、 金くわ

所西之御椽側通 南北六間

柴垣に柳椿嶋ひよ鳥、

芦に鷺、

水にばん、北長押上に間半の金窓有

花色々、 格天井黒塗、 極彩色、 飾金物、 長押上泥引、 御紋内金 金銀の竹ませ垣、 一網代形、 外蔦かつら、 八重一重の山吹、 丸 の内に唐花

雨 草

、の上、らんま障子

所北之杉戸 北表糸さくら下草 北表紅葉に山から下草南 表 芦 に 鷺

乱間黒塗、 所中之杉戸 竹の節たすき

同 所南之杉戸 通 東西八間 北表岩に唐松椿ほれ あんし

同

西御椽側同前 同 所杉戸 所南御椽側! 東表岩にくちなし芦沢桔梗水草せきれ西表金網代垣に八重さくら 通

所東御椽 所東はめ 側通 苅田に鳫白鳥 南北六間 東西壱間

乱間黒塗、

竹のふしたすき

西 御椽側同

所北御椽側 所北之杉 所中之杉 所南杉戸 戸 通 東西八間 ・ 北表山桃根笹 北南 通

御椽側同

前

94

間

.所東之杉戸 西表芙蓉東表したれ柳くわんさう

乱間黒塗、 竹のふしたすき

一御雲隠そは杉戸 西表沢に杜若かう骨東 表 岩 に りんご

同 .所御雲隠 南北壱間半

天井長押上惣板、 東西に窓有

御次間 南北壱間半

天井長押上惣板、 西御床御畳入、 ふち黒塗、 東二窓有、 南 の入口黒まい

.所溜之間 東西南北三間四方

格天井黒塗、 若松槙桧つゝじ、 十二から、目しろミやま蝶小鳥色々、 (ほ)金物、 連子窓、 花菱御紋泥引、 北上ニ弐ツ、 彩色、 雲取二金の香の図 南中ニ三ツ有 惣廻り長押上泥引、 あさか 山二 ほ 雀

同西之杉戸 西表水に鳫鴨白鳥、東表若松に桧

北三間半四方

御黒書院 雨落より雨落迄 南北拾弐間半東 西拾 六間 御絵筆者 主馬御上段 東西南

格天井折上黒塗、 むかい鳳凰金彩色、 飾金物、 長押上山水、 御紋金廻り唐草花菱緑青、 まいら戸梅桜、 折入角又内角地紺 柴垣置上ケ金溜、

御床

岩に根笹框黒塗

鏡天井絵彩色共に惣天井同断、 からひたき、柴垣置上ケ金溜、 金張付松に雪紅梅、 蔦かつら茨根笹、 御床板欅 嶋ひよ鳥から鳥四十

御附書院、 紺地印金紙小遍り緑青、 天井同前、 乱間桜のすかし、 内の絵薄彩色、 組小障子黒塗、まいら内大へり 山水小かへ惣金、絵竹にいはら、

床板欅

同北之御違棚三段、 金張付、 竹二砂子雪金柴垣蔦

袋棚小襖四枚、 泥引、 薄彩色、 山水廻り茶地金襴、 小 へり浅黄金

裏墨絵、 なすひかきふどう柚、 御袋棚の内、 惣金張付、 御棚板欅、

金物御紋有

同東御違棚、 金張付砂子、 桜しやがたんほゝすミれ鶉ひたき

> 御袋棚、 裏の方墨絵、 小ふすま四枚、 四季折枝、 泥引、 梅、 薄彩色、 夕貞芙蓉茨水仙、 山水へり茶金襴、 御袋棚の内、 小へり浅黄金襴 惣金張付

御棚四段、 板欅、 飾金物御紋有

御張台 南北三間半東 西 弐 間

山桜つはめ、内の方天井棹ふち、 んほゝすミれ雉子ほじろ、 ふち黒塗、 水岩に根笹雀尾長どり、 飾金物、 御紋しつほう、 長押上、 へり茶金襴、 木地廻り、 遠山に松四十から唐鳥 総角座金張付、 小へり浅黄金襴、 惣金張付、 水岩に桜つゝじた 松にかいざう椿、 長押上、 遠

所二之間 南北三間半

格天井黒ぬり、 花 襖とも惣金張付、 の上花乱間ふち黒塗 0 竹垣桧垣、 極彩色、 花菱、 いはらいんこ鳥山鳥ほしろ鳩ひたき山からうそ鳥雀、 飾金物、 金柴垣ニ桜つゝじ、 南西長押上、 御紋地紫稲妻に牡丹、 砂子泥引、 岩に水たんほゝすミれ根笹、 絵山水中彩色、 印金彩色、 内に丸五ツ唐 まいら 襖 金 戸

所三之間 南北三間半

西北雪の松水仙寒菊芦根笹、 格天井二之間同前、長押上金張付、 苅田に鷺、 洲崎に並木松、 南東松に根笹りんとう、 まいら戸、 襖金張付、 水に

沢桔梗水草鷺

. 所四之間 南北三間半

格天井黒塗、 に唐花、錦彩色、惣金張付、 飾金物、 御紋地紫金稲妻角々に牡丹唐草、薄彩色、 長押上すゝきに扇子の散し、 まいら戸 丸の内

同所東御椽側通 南北拾間半東 西 三間

絵ませかき、柴垣菊色々、

置上金溜、

根笹りんとう水

格天井黒塗、 押上金張付藤の棚、 飾金物、御紋紺青金にて六ツ花輪違中唐花、 襖張付惣金牡丹、 岩に木瓜根笹水草ひたきほしろ 錦彩色、 長

同所北御椽側通 南北壱間半

十二から、

東まいら戸

天井長押上、 東御椽側同前、 北中敷居上乱間しやうじ、 ふち黒塗

同中之杉戸 西表ゆり東表紅葉岩に根笹

の雀板彫 物、 牡丹梅鳥根笹、 ふち黒塗

同西之杉戸 側通 南北拾間半 西表柴垣芙蓉、置東表なよ竹

. 所西御椽側通

御椽側同 前 北ハはめ柴垣芙蓉、 置上ケ金溜、

上乱間障子、

ふち黒塗

所南御椽側通 南北弐間 東西拾壱間

御椽側同

.西之杉戸 東表とまり舟ニよし鷺西表花籠雀桔梗野菊秋葵、 置上金溜、 花 籠菊芙蓉、 置上金溜

上雀板彫物、 牡丹根笹唐鳥、 極彩色

.東之杉戸

小側杉戸 東表そてつ 東表柴垣、置上金溜、あさかほ 西表岩嶋に雉子根笹野菊 西表岩嶋に雉子根笹野菊

蘇鉄之間 雨落より雨落迄

間乱間障子、 天井黒塗、 いら戸、惣金しゆろう蘇鉄根笹、 飾金物、 ふち黒塗 御紋金に唐団扇色々花鳥の模様、 長押上、 遠山の体、 極彩色、 西長押上、 張 付

一大広間 南之杉戸 雨落より雨落迄 四枚 り雨落迄 南北拾七間 南表桜せうひ四十から 北表そてつ

御絵筆者

御上段

格天井二重折上ケ黒塗、 南北五間半東 西 四 間 飾 金 物、 御 紋地金唐花菱紺青、 内唐草花の丸、

錦

彩色、 金張付、 松根笹、 かまち黒塗

同御床 三間

御上段同前、 板欅

御附書院張付同前、 乱間花菱すかし組障子、 黒塗、 まいら内金張付、 水仙

茨根笹、 板欅

違棚三段、 板欅、 飾金物、 御紋金張付、 小

御袋棚小襖、 へり茶地金襴 小へり黒地金襴、 水仙芙蓉菊牡丹折枝、 内惣

金張付

同 金張付、 御張台、 紙だんせん泥引、 松岩錦鶏茨内の方、 ふち黒 塗 飾金 草木花鳥、 物、 格天井黒塗、 御 :紋あけまき座 長押上、 金張付、 金物、 り、 梨子 ませ垣にあさかほ、 御 地 袋棚 紫ゐんきん 小 襖同 前

> 仙花芙蓉、 惣廻り金 張付、 沢桔梗あし千鳥むく鳥十二から唐小鳥 沢に柳 がつはめ、 岩にくちなし芍薬くわんそう椿水仙

所二之間 南北五間半東 西 四 間

格天井折上ケ黒塗、 根笹茨水孔雀、 そとに唐草、 東襖の上彫物 長押上、 飾金 物、 遠 近山の体、 御 岩くミ、 紋 地 紺 青金 まいら戸、 牡丹楓鳳凰笹りんどう、 0) 菱、 襖金張付、 輪違內緑青唐花錦彩 大松に岩 極彩色

所三之間 南北四間半

ふち黒ぬり、

飾金物あり

天井二之間同前、 襖の上彫物、 岩組、 長押上、 牡丹唐松笹りんどう孔雀、 まいら戸、 襖金張付、 大松岩根笹茨孔雀、 極彩色、 ふち黒ぬり、

所四之間 飾金物有 南北七間半

格天井黒ぬり、 金張付、 折入角地かき色、 大松岩ニ水柏の木根笹鷲熊鷹、 飾金物、 金の舞孔雀、角のそと、 御紋金唐草、 角に金の蝶の丸唐草丸、 遠山、 地緑青廻り金の巴、 南襖の上彫物、 惣長押上、 錦彩色、

.西之小部屋 南北四間 東西弐間

天井棹、 ふち木地、三方はめ、 四方長押上白土、 東の襖、 金張付、 紅 梅

根笹水

同所東御椽側 通 南北拾三 西 弐 一 間間 但拭板

格天井黒ぬり、 根笹靍、 五番白梅根笹小とり、 一番牡丹にうさき、三番くちなしにみょづく、 北東の雨戸上、 九番竹牡丹雀、 飾金物、 乱間障子の内、 六番柳、 御紋金書物の散し、 十番檜鳩、 牡丹、 + 木瓜の彫物、 番椿鳩、 七番唐松、 極彩色、 四番唐まつ梅ゐんこ鳥、 何れも極彩色 南より一番牡丹に蝶、 長押上金張付、 舞鶴、 八番唐松 牡

同南之杉戸 表槙に野牛北表かしわに鳩

所北御椽側通 南北壱間半 但拭

東より壱番水鴨沢桔梗葭、 長押上、 東御椽側同 前 北雨戸 二番ミつかん小鳥、三番くねんほ小鳥、 (D) Ě 乱間障子、 内にもつかう

金

八番水に沢瀉鴈、 四番おもとほうつき小鳥、 九番ひわ小鳥、 五番真桑瓜鼠 極彩色、 ふち黒塗 六番栗に雀 七番桧うの 鳥

同東之杉戸 西表芙蓉

上雀板彫物、 唐松梅に笹りんとう鴬、 何 れ も極彩色、 ふち 黒塗

|西之杉戸 西表さくら東表ひわにりす

上雀板彫物、 菊に牡丹尾長鳥小鳥、 何 れも極彩色、 ふち黒塗

同西の戸袋之上、 乱間障子、 内に木瓜彫物、 唐松に鳳凰、 極彩色、 ふち

同所西之御椽側通 南北拾三間東 西 弐 間 但拭

天井長押上、 十一番紅葉鹿、 八番唐松椿にきつゝき、九番牡丹ひたき、 番ふよう小鳥、 北より壱番ふどうにりす、 東御椽側同前、 五番唐松牡丹ニあふむ、 十二番牡丹ニうつら、 二番牡丹にときんけい、 西雨戸の上、 十三番けまん草に唐鳥、 六番牡丹唐鳥、 乱間障子、 十番栗笹りんとう、えンとう、 内ニもつかう彫 三番桃めしろ、 七番菊に錦 十四四 兀

北之杉戸 南表松に鷲

牡丹ニ唐鳥、

何れも極彩色

上雀板彫物、牡丹こま鳥唐鳥、 何れも極彩色、 ふち黒途

所南御椽側通 南北弐間 東西拾四間 但拭板

に小鳥、 天井長押上、 色 西より壱番菊山鵲、二番牡丹に唐鳥、 十二番桃に雉子、 いはら雀、 九番芍薬かまきり、 五番牡丹に唐鳥、 東御椽側同前、 十三番竹梅白鷺、 六番野菊唐鳥、 南雨戸之上、 十番手まりに唐鳥、 何れももつこうハ黒塗、 三番水、 乱間 七番芙蓉唐鳥、 牡若おし鳥、 障子、 十一番牡丹に唐鳥、 内に 木瓜 彫物極彩 八番芙蓉 四番若松 彫 物

同東之杉戸

.西之杉戸 西表冬枯の柳蔦岩に鷺東 表 嶋 芦 に 鳫西表根笹野牛 表 松 に 靏

同

上雀板、 牡丹にときんけい、

.西之御溜 東西南北弐間四方

格天井黒塗 飾金物、 御紋金の花菱色々、 錦彩色、 長押上、 はめ木地

> 御式台之間 雨落より雨落迄 南北拾壱 間間

格天井黒塗、 腰まいら、 色 かくのへり緑青、 内の絵、 飾金物、 水岩に根笹水草たんほゝすミれ 御紋金の唐花の 金張付、 大松、 内に角有、 長押上、 遠山、 地 組青、 Ш 東西南、 向 袓 雀、 組 **心障子、** 極彩

所南御椽側通 南北弐間半

格天井黒ぬり、 番手まりに唐鳥、 戸 九番梅鶯、 三番牡丹におもと小鳥、 金張付、 の上乱間障子、 二番杜若川骨、 四季の遠山、 十番唐松鶴、 飾金物、 六番牡丹に山鵲、 内木瓜彫物、 かわセミ、 岡山松桧槙梅山桜根笹杉紅葉ゆつる葉 何れも極彩色もつかう、 御紋金の扇子散し墨絵、 此分西の雨戸の上彫物、 北より一 三番沢桔梗に鴨、 七番梅竹に雀、 番椿に鳩 中彩色色 ふち黒塗 八番さつき枇杷雉子、 四番菊にうつら、 西より一番牡丹に 二番芙蓉ニこま鳥、 々、 長押上、 西南雨

同北はめ杉戸 東表笹原に虎ひよう 本表 唐 獅 子 西 表 唐 獅 子 暦 瀬 子 観 報 崎 に 鶴

同東之杉戸

御式台裏手西より一之間 南北弐間半

天井木地棹ふち、 長押上、 白土張付、 ふすま腰障子、 内惣金張付、 洲崎に

芦沢桔梗すミれ鳫

同西之杉戸 所二之間 南北弐間 東表洲崎に芦河

天井長押上、 一之間同前、 張付、 襖明 鳫 障子、 内惣金張付、 洲崎よし水草

笹りんとう根笹薮かうしかり田

同所三之間

天井長押上、一之間同前張付、 襖腰障子、 内惣金張付、 雪柳洲崎茨菊根

笹薮かうし鷺遠山冬枯の木

同所北御椽側通 南北弐間 半 但 拭 板

天井木地棹ふち、 長押上、 白土、 北雨戸の 上 乱間障子、 ふち 黒

塗

同西之杉戸

東之杉戸 東表桜ニ尾長とり 西表冬枯の木、根4 本表かしわに根笹 根笹二山 [あらし

遠侍 雨落より雨落迄 南北拾九間東西拾七間 御絵筆者 相 !知レ不申

傧

同 所殿上之間御上段 南北三間半東 西 三間

下組障子、 紫中に唐花、 腰まいら、 飾金物、 二品極彩色、 内金の張付、 御紋金の角、 長押上、 岩に水木瓜桃、 四ツ割合角の内、 金張付、 かまち欅 紅葉十二から遠山 地紫、 廻り

同御床

鏡天井、 彩色共、 惣天井同 前 金張付、 洲崎に紅 葉、 唐鳥四十から、 板

同御違棚、 金張付、 紅葉岩つゝじ

岡御袋棚、 桜牡丹、 小襖、 中彩色、 裏の方泥引 り茶地金襴 すミれたんほゝほうこ草、 小 へり黒地金襴、 金張 付 中彩色、 絵、 梅 Ш 吹

棚 一段、 飾金物、 御紋、

一御張台、 金の雲とり、 縁御袋棚小襖同前、 ふち欅、 萩、 御戸裏白張 飾金物、 内の方天井棹ふち木地 御 紋 総 角座、 金張付、 長押上、 岩紅葉十二から、 白土張付、 白

同所二之間 南北三間半東 西 五 間

錦けい、 天井御上段同前、金張付、南長押上、張付、桧すミれきハくれん、北長押上、 ş 遠山に冬枯木紅葉、 上乱間障子、内木瓜、 彫物両方極彩色 下組障子、 ふち黒塗、 腰まいら内桃、 中彫物、 西御襖、岩に桧かいと 唐松牡丹笹りんとう、

遠侍一之間 南北八間半 弟子絵

雉子、 格天井黒ぬり、 ひやう、 向 ひ靏、 両方共極彩色 南襖の上、 唐花色々、 飾金物、 乱間障子、 極彩色、 御紋金のあさの葉形、 長押上、 内木瓜、 金張付、 ふち黒塗、 竹 中に丸、 襖、 中に彫もの、 惣金、 大小丸の内に 竹に虎、 唐松

所二之間 南北四間半

天井長押上、 襖、 之間同前、 東 襖の上、 雀 板ふち黒塗、 彫 ŧ

牡丹唐草、 極彩色、 虎ひやう水

同所三之間

天井長押上、 南 東 西 五 間 間 襖、 一之間同前、 東ふすまの上、 雀板彫もの、 二之間同

> 所四之間 虎ひやう岩に水筍 南北四間間 東西三間

天井一之間同前、 立波に柳いはら冬枯の柳雪蔦かつら水仙水草、 長押上、 金張付、 山に茨、 襖、 組障子、 何れも中彩色 腰まいら、 内

同所五之間 南北三間半

遠山に松桜、 飾金物、御紋金惣、ふとうかつら、 山梨子の花、 襖張付惣金、 東組障子、 若松根笹茨水岩 腰まいら、 長押上、 内金張付、 、金張付、 水草沢寫 若松茨

中彩色、

所六之間 南北五間半

天井棹ふち木地、長押上、 芙蓉すゝき菊あしさい、 中彩色 白土、 東北下はめ木地、 襖、 白張、 金の雲取

同所七之間

中彩色 天井棹ふち木地、長押上、 白土、 下三方はめ木地、 東襖泥引、 梅の絵、

同所東御椽側通 南北九間 東西壱間 但拭

天井鏡板木地、 長押上、 白土、北之下はめ木地

同南杉戸 南表芍薬
北表萩にうさぎ

...所南御椽側通 南北弐間半 但拭板

格天井黒塗、 三番桃にときんけい、 柊木楓山梨子茨山桃水草たんほゝいちこ、中彩色、 何れも極彩色 セきれい、七番牡丹に尾長鳥、 乱間障子、 金張付、岳山川に春の体、 団扇の内墨絵、 内洲濱、 飾金物、 ふち黒塗、 草木花鳥蜀紅錦の地もん色々、 御紋金惣くずのつる花、 四番けまん草に蝶、 つゝじ根笹若松桧槙樅さくら紅梅松、青木 八番芍薬ニときんけい、 東より壱番杜若に鴛鴦、二番沢潟に鵙、 五番松に鳳凰、 中彩色、 遠山、 極彩色、 九番牡丹に錦鶏 だんセんのちら 南雨戸の上、 六番芍薬に

所西御椽側通 南北拾五間 但拭板

天井南御椽側同前、 蔦かつら根笹松紅葉、 長押上、 あをきすゝき野菊若松つゝじつけ杉 金張付、 絵 乢 遠山、 いてうもミ椿槙 中彩色

西 雨戸の上乱間障子の内、 番菊すゝき笹りんとう、鶉、 椿にひよ鳥、 三番菊尾長鳥、 洲濱、 七番牡丹にときんけい、 四番耳草野菊尾長鳥、 ふち黒塗、 南より一 番栗にりす、二番 五番芙蓉小鳥、 何れも極彩色 六

同南杉戸 北表野辺にたんほゝひつじ南 表 竹 に 虎 ひ や う

上雀板、 ふち黒ぬり、彫物牡丹唐草、極彩色

同北杉戸 個通 南北壱間半 但拭板北表柳、粉団花 東西拾六間 但式板

中彩色、 所北御椽側通 北雨戸の上、 乱間障子、 内洲濱、

同西杉戸 十番唐桃小鳥、 ひよ鳥、 番紅葉尾本鹿、二番松紅葉鹿、三番竹梅鷺、 天井南御椽側同前、長押上、金張付、杉椿もミ槙楓青木つけ若松桜遠山 西表よし水に鳫東表手まりまめ鳥四十から 六番牡丹小鳥、七番芍薬竹雀、 十一番椿尾本根笹雀、 十二番岩菊小鳥、 八番牡丹小鳥、 四番菊小鳥、 ふち黒塗、 九番唐松牡丹雀、 彫物、 何れも極彩色 五番さぶん花、 西より壱

上竹のふし、たすき、黒途

御玄関 雨落より雨落迄 南北六間半 但敷石

格天井黒塗、 内洲濱、 の上彫物、 踏段四段、 ふち黒塗、 木地、入口二間、 唐松牡丹岩、 飾金物、 飾金物、 御紋木地板、 極彩色、ふち黒塗、 東の方彫物、 唐戸弐枚、花菱のすかし、 長押上、 若松梅、 白土、 飾金物、 下廻り、 西の方、 両脇乱間障子、 鉄金物、 木地は、 牡丹笹り 鴨居

御台所 内七間 雨落より雨落迄 南北五間半 南北拾七間半東 西 拾 弐 間

んとう、

極彩色

長押上、白土、下はめ、北東に無双窓有

御門 くゝり 壱間 但鉄金物

同土間続差出シ 東に御竈、大釜五ツ、西に流し連子窓、 南北四間 東西五間 北入口有、

同西に御賄御道具入

同所囲炉裏之間 小部屋弐ヶ所 南北四間

> 囲炉裏廻り石 横壱間 間間

天井棹ふち木地、 長押上、 白土、 下はめ、 雨戸の上 連子

同所西裏手南之間 南北四間 半

囲炉裏之間同前

同北之間 南北四間半

南之間同前、 北に棚二段有

同所囲炉裏之間、 東御廊下 南北四間

天井ニ長押上、 右同前、 南北五間 東上に連子

同西差出御廊下 右同前

右之通御座 候、 以上、

205 寛永四年八月六日

幕府、二条城の唐門を金地院崇伝に賜い、

南禅寺に移させる。

[本光国師日記]

卯十月

七月十三日、周防殿頼、 う以下無残所候、御成之御門ニ立可申候、 殿事之外御せい入候、大工大和も馳走之事ニ候、此御門拝領ニ者かつか 先書ニそと申遣候唐門之事ハ、大略すみ申けニ候、 次飛脚ヲ良長老・久右衛門方へ状遣、 年去先さた

申間敷候、 重而可申遣候、 案有左、 中 周防 略

自筆也、 八月六日、 従大炊殿尊書唐門拝領之由也、 板周防殿御申可有旨也、 端書御

板周防殿可被申候、以上、

尚以近日ハ不得御意、所存之外ニ奉存候、

次ニいつそや之御門被遣候間

右の御捻、 清兵へニもたせ、 板周防殿へ遣ス、

遣ス、 於二条、 八月七日、板防州御上二付而、 周防殿へ捻相添遣ス、 御成之唐門拝領候、 せい兵へ使也 周防殿次第うけ取、 良長老・久右衛門 南禅寺 へ一紙 ニ書状遣ス、 へ引越候様ニと申 今度

同日、 板防州より右之返書来、 案左ニ有之、

被下候、 先刻者尊墨忝致拝見候、 然者唐門御拝領之義ニ付て、 則相届可申候、 如貴慮、 其時唐門右両人へ引渡可申旨、 良長老・久右衛門かたへ被遣候、 明朝ハ御来駕被成、 得御意大慶奉存候、 相心得申候、 御状持せ 則

御報可申上 娅 令他出、 延引非本意候、 尚期後音候、 恐惶謹言

八月七日

> 国師様尊答

板倉周防守 立文也

十月二日、 南禅寺より飛脚助三郎 下ル、 良長老・久右衛門・ 清兵へ九月

城内の建築物が次第に各地へ移築され、

縮小される。

二条城行幸後、

(中井家文書)

206

年月日未詳

二日之状来ル、

唐門請取之由也

二条御城御殿幷御家所々え被進候覚

行幸御殿

御次之間 中宮御殿

四ツ脚御門

一御唐門

右之分、

御亭

右同断、

右 女三宮様え被進、 岩倉二御建被進候

寛永五辰年院御所御造営之御用ニ、 仙洞御所え御引被進候

一即 计斤同 御殿 一御殿 一都座之鬼御座之間北ニ有之

御台所

- (급) 御風呂屋

女院御所え御引被進候下、妙心院麟祥院ニ有之候也、女院御所え御引被進候其以後、春日局へ女院様より

司 長局 御二之丸御泉水之南 一部屋々々

坊主部屋

料理之間

御土蔵

| 御休息之間 | 御本丸之内 | 右、寛永十七辰年九条殿え被進候、

一御廊下同御座之間より御多門迄一御数寄屋御勝手共

一御能舞台幷橋掛り御ニュ丸ニ有之本に一個能舞台が大橋掛り

右御舞台之儀、 0 時分たゝミ候様ニ被仰付、 何方へ被進候哉、 留書ニ相

見え不申候、

一御火縄蔵御本丸御堀際といるとは、一個火縄蔵の二記が保外にたって候様に、

被仰付候分、

内藤大和守殿被仰付候

一御塩硝蔵 南御土居際ニ在之 右、元禄元辰年たゝミ候様ニ、

御二之丸。 衆支配証文帳入侯土蔵ニ成申侯、 有 元禄五申年御蔵屋敷え引候様ニ、 小笠原佐渡守殿被仰付候、 是は御蔵

御数寄屋蔵

宝永五子年たゝミ候様ニ、 松平紀伊守殿被仰付候

御車屋 三ヶ所

宝永八卯年三ヶ所共たゝミ候様ニ、 松平紀伊守殿被仰付候、 此外二右

同年新規ニ、 御土蔵壱ヶ所被仰付候

院御所と中宮様両作事に当たり二条城行幸時の先例を問合わせた中井大和守書

207

寛永五年ヵ

[大工頭中井家文書]

小壁天井御位之御所之ことくに可仕候哉之事

行幸之御殿引立申候分者前之ことくに可仕候哉之事

御殿之大小御家数御位之御所と無相違様ニ可仕候哉之事

中宮様常々御殿東之方内之御立具はり付、天井二条行幸之時之御殿之内 ニ而可仕候哉之事、

中宮様御対面所二条行幸之時之御殿之内立可申候哉之事

院御所舞台之前之御座敷、二条行幸之時之御家之内結構成所を引可申事、 同二条之御家引申分者只今御住居替り候所も前之ことく仕たし、 御意申候、 違様ニ可仕候哉、 院御所・中宮様両御作事、御位之御所ニ御家之大小幷御作事之様子も無相 然者天井はり付、 御座御殿之御住居御絵様以下者御好相究候之間窺申二不及候、 前のをもちひ御住居替り候所者仕たし可申哉之事 絵天井小壁之張付なとハ御位之御殿ニ無御座候ニ付得 御絵様

右之通伝 奏衆へ御窺可被成候

も其分ニ可仕候哉、

是又得御意申候事に御座候、以上、

小堀遠江守殿

(寛永五年カ)

中井大和守

寛永七年七月十三日

208

二条城の法度は大坂城の法度に准じることが定められる。

同十三日、板倉周防守重宗御暇ヲ賜リ帰洛ノ時仰出サルト趣

東武実録

(中略)

一二条御城御法度之儀、 大坂御法度のことく可申付事

寛永七年七月十三日

御黒印

右同時、 御内々ノ御書付、 御黒印ハ是ナシ、

(中略)

一二条御城諸道具之儀、 り候分を取寄可申候、 不足之所者申付可拵置事、 奉行人可被仰付候、然者大坂之御道具相改之、 余

(後略)

209 寛永八年十二月二十三日

二条城への鉄炮等輸送に際し、下鳥羽車持惣中に伝馬役が賦課される。

[大沢家文書]

炮大坂より之舟も御伝馬ニ而参候間、 当夏、大坂より二条御城え参り候御鉄炮、 寛永八年 周防御判ニも、公儀御用ハ上下共御伝馬ニ而参候□、可有之其心得候也、ニも、公儀御用ハ上下共御伝馬ニ而参候□、可有之其心得候也、(旨ヵ) (治力) (対しり之舟も御伝馬ニ而参候間、其地車力も御伝馬役可申付候、 自其元車ニ而相届候由、 右御 ...鉄

寛永八年

未極月廿三日

下鳥羽車持

寛永十一年七月十一日

[細川家記]

家光、二条城に入る。

忠利譜

七月十日家光公御京着可被成趣、板倉氏より被仰進候ニ付御返書 御捻拝見仕候、公方様明日二条被成御着候由奉得其意候、御迎之儀、いつ

ものことく山科近所まて可罷出候由、 次関東より御供之衆ハ二条御城前

にて御目見之段、是又奉得其意候、 恐々謹言、

板倉周防守様

七月九日

細川越中守

右之通候処、 御様子かわり十一日御着之段、 尚又板倉氏より御申越ニ付、

101

三斎君にも毎度く、委く被仰上候

七月十一日辰上刻膳所出御、 (中略)

今度御先江被差遣東国之諸大名、 於大手御門之前御目見

巳下刻二条御城着御

板倉周防守御饗応献之、 七五三荒身の御太刀一腰御鑓進上之、 則周防守御前

被召出 御脇差国次拝領之、

板倉新十郎御目見靱負進上之、 則於御前御帷子被下之、

其後永井信濃守・久貝因幡守・小堀遠江守御前被召出云々、

(大内日記)

七月十一日

(中略)

未下刻二条ニ至テ御着座、

玉

母

様ヨリ御着座以

前

御明衣御風呂敷御手拭御布之御給ナト被遣

七月十一日御入洛

御先供奉之面々於大津雖奉待之、 奉書到来有命、 御入洛以前京着

条城門外御目見、御城廻諸箇所有番所、 昵近之公卿殿上人、及諸大名出路次奉迎之、従関東御先供奉之輩者、 御譜代御家人勤仕之、又城郭之西 於二

大中名等掛小屋、 且為御用心云々、

寛永十一年七月十二日

勅使・ 211 院使等、二条城で家光に上洛を賀する。十三日、歳首を賀する。十三日

公家・門跡・僧侶・諸職人・商人等、家光に拝謁する。

[江戸幕府日記]

以降、

十二日

一辰刻二丸出御、 勅使・ 院使に対顔

院使中御門大納言同断、勅使三条前內府御対顔、 吉良上野介披露之

(大内日記)

七月十二日、 二条ニテ両勅使衆院使被参候、 勅使ニテ国母様御 使モ兼候

> 昵近衆参候、 御進物ナシ御礼計

七月十四日、 一条ニテ初而之御公家衆其外非蔵人北面随人判官ナト、 此

仕候分御礼也

[細川家記]

一十四日諸大名御菓子被下、 何も登城

寛永後御上洛記 明れは十二日、 勅使三条大納言被参しに、 将軍家御長袴をめされ、二ノ丸

御殿に出御ありて御対面せさせ給ふ、(中略)

物の披露持参の差別如先例也云々、 向宗、 心寺・龍安寺の長老御礼、 ありて、 浄土一宗の御礼あり、 十六日、諸寺諸社の御礼、 其外諸社の別当神官等の御礼終て後、 御礼の次第、 御当家尊崇の宗門によりて也、 天台・真言・法相・華厳・律宗・日蓮宗・時宗・一 御長袴を召して出御ならせ給ふ、 いつれも僧侶の位次にしたかひ、 五山十刹の僧綱・大徳寺・ 御広間上段に御着座 御礼の座席進 先御内殿にて

〔寛永日記〕

七月十二日、 院使中御門大納言同断、 財使三条前内府御対顔披露之、 財使三条前内府御対顔古良上 辰刻二丸出御 野

介

諸大名不残御目見、

右何茂進物太刀目録被献之、

(中略)

七月十三日辰刻二丸出御御直垂

御太刀 吉良若狭守

御腰物 朽木民部少輔

御席大広間

(中略)

七月十四日、 時々雨

辰上刻二之丸出御御長袴、

102

前

一竹內御門跡御弟子八条殿弟也

一随心院御弟子九条前関白之息也

右両人御礼、御席大広間御上段太刀目録吉良上野介披露之

(中略)

七月十六日、辰之上刻二之丸江出御、寺社之御礼御長袴、

守披露之、其已後百万遍浄花院黒谷於御縁一度御礼、奥之於御座敷知恩院方丈御礼着座、門下之衆於御縁一列御礼、酒井阿波

天台衆次第御礼、一個広間出御、毘沙門堂門跡御礼所第不参、毘沙門堂着座、山門衆御礼、其後一御広間出御、毘沙門堂門跡御礼大僧正依毘沙門堂着座、山門衆御礼、其後

右之御礼畢而、其以後五山一列御礼、幷五山之長老西堂末寺方御礼、真言 法相 華厳 律宗 法華 日蓮宗 時宗 一向 社僧 社家袮宜

大徳寺幷長老衆御礼、

一妙心寺龍安寺御礼、

一入御之時小広間南之落緣二、呉服職人幷碁将棋之者共御礼

[道房公記]

七月十二日、明日諸家被向二条亭、堀川宰相来、

[孝亮宿祢日次記]

有御成云々、七月十三日、今日於二条亭将軍被請諸家御礼云々、公家衆祗候、門跡方等七月十三日、今日於二条亭将軍被請諸家御礼云々、公家衆祗候、門跡方等

只今自二条退出之由来訪、七月十四日、今日於二条亭、公家衆等御礼有之、称蔵人、紀学出之、紀学七月十四日、今日於二条亭、公家衆等御礼有之、称蔵人、紀学出之、紀学

212 寛永十一年七月十六日

後水尾上皇、家光に太政大臣推任の内旨を再三伝えるも、家光、固辞する。

[資勝卿記抄]

将ヽヽ、
七月十六日、相国之事大樹公へ被仰進事、院司中御門大納言、花園中

今日度々御使ニテ雖被仰入、台徳院殿ニハ御年モ参候―上 勅定―難被成十七日辛丑、晴、大樹公へ相国之事勅使三条前内府也、大樹公相国御推任、

固御辞退被仰了、違背御請候、今程之義国ノ御指置モ被成候へハ、高官ニテハ御難義之由、

仙洞ノ御計トシテ被仰出事、別而忝思召ノ由、然共今度之義未御年モ不参故、閏七月三日、大樹公ヨリ今度相国之義被仰出事、女帝ト申御幼少之所、自

[寛永日記]

高官ノ義斟酌ニ思召、

御辞退之事被仰上候、

七月十七日、両伝奏衆出御書院、御対顔、

太政大臣可有御拝任之旨叡慮之趣雖申上、御固辞也云々、

213 寛永十一年七月十八日

家光、参内する。

[道房公記]

有対面、 退出、 次第拝龍顏公卿以上持参之太刀両頭取之置御前、 之人々大樹依御供也、 被休息、其路摂家親王皆以被候、内々結番所此所、大樹被過此前之折北被到長橋局云々、於常御所御対面云々其作法不及自御所退出、 巳刻参内冠、 七月十八日壬寅、 言資勝巻簾、 人皆悉拝了退出摂政被候御前歟、 被参院幷国母云々 次出御儀定所、 直衣、 自輿取出太刀伝之與名。退出、 指貫、紫文鳥襷、 儀定所御装束御座二畳其上敷茵之後立屏風、 陰晴不定、 武家昇殿之輩有御対面此間大樹於小御所被相待之、 此日将軍被参内、 其作法不見之、次入御常御所、 於西面四足門之北門下、 殿上人以下持参御前、 次権中納言雅庸進沓、 余卯剋着冠直衣参内、 大樹被過此前之、 自輿被降、 其後大樹経本路 公卿殿上人卅余 御座左右木丁、 於小御所 気色諸卿 次人々 御対面 大樹

資勝卿記抄〕

五百把、 御所ノ南ノ縁ニ被並了、 七月十八日、大樹公御参内、 天盃御前ニ御陪膳ハ女中ニテ、 七月十五日、女帝ニテモ為天子上者、 其後御台所口道ヨリ国母へ御成侯、 御退出之後仙洞へ御参、 辰刻已前也、 大名へ被下候御酌ハ頭中将可然御治定候、 諸大名へモ御対面可被下天盃旨被仰 御進物銀子千枚、 其後還御二条城 御進物銀子五百枚、 綿子千把、 綿子 常 出

[大内日記]

成候テ、 性衆 国母 下候、 二条へ御迎之御使ニ美濃守参候、 国母様御所ニテ、尾張・紀伊・水戸殿、 テ御飯参候、 国母様御三人様也、 面 諸大夫其外御供之布衣ナトノ衆、 七月十八日、 侍衆飯参候、 御盃被下候由 様御所へ被為成、 是 誰ニ不寄御参候テ、 国母様将軍様御祝アリ、 ハ国母様より、 御参内、 其外井伊掃部頭・松平下総守・井伊靫負・其外御年寄衆・小 被参次第膳出候、 其内ニ国母様ニテ御両人様御祝アリ、 別紙ニ書付アリ、 七五三又御引カヘノ御膳上ル、此時ハ院様・公方様・ 別紙ニ具ニ書置候、 院様ニテ御祝過テ、 殿上ノ縁ニテ食参候、 還御二豊前守御使二参候、 公方様面ノ御対面所へハ不被為成候事 其御祝之内二、院様武家之公家衆二御 院様之侍部屋 最前院様ニテ諸大名衆御礼アル内ニ、 院様御礼過ル、 院様へ被為成、 廊下ツ、キ国母様御所 へ呼候テ、 又使者部屋ニテ烏帽子着 御参被成御対面ニ 御祝御座 院様御隙明候テ、 御菓子御酒抔被 大紋装束ナリ、 候内

アリ、 還御 還御以後其侭御跡へ続キ候テ被参、 昵近衆・国母様ヨリ大岡美濃守御迎参、 御轅ニ召、 今度御参内、 出 国母様ヨリ天野豊前守御参内目出度トテ則参、御年寄衆ニ逢候テ罷帰候 黒装束之衆何モ騎ナリ、二条ヨリ御轅ニ召、 ハ申下刻也 御轅ノ脇ヨリ御跡マテニ布衣御供、 雑色、白丁、 寛永十一年戌七月十八日卯下刻二条出、 御装束櫃一ツ、 勅使・ 御年寄衆ニ逢候テ、 諸大夫随人六人布衣等御供之次第 院使・昵近衆御目見アリテ則退 其次ニ烏帽子着候衆数多御供ア 還御同前也、二条へ勅使 辰中刻御参内アリ、 則御先へ帰候、

寛永後御上洛記

りて、 廿余町 規式さきつかたに事定りしかことく、 御直衣御さしぬきをめされ、 述られて、 既に十八日に成ぬれハ、朝またきより両伝奏御迎ひにまいり、そのよしを の役吉良少将、 反閉の御いわいつといつとめられしより、 か間、 則先たゝれ侍りぬ、 警固の勇士三千余人、 御太刀役井伊侍従、 御檜扇をもたせ給ふとそ、土御門左衛門佐参 高倉中納言参供ありて御装束を奉り、 御譜代大名の郎従役して、 御腰物吉良侍従役之云々、 二条の御所より禁裏四足の御門まて 御長柄に召されぬ、 御参内之御 辻々に幔幕 御簾 御冠

> 其よそほひ厳重なり、 を引はへ、兵杖を立ならへ、大路の左右をわかち参列して、非常をいまし、(仗) (後略)

寛永十一年七月十九日

家光、二之丸へ出御する。参内を賀する御三家・諸大名が拝謁する。

外一万石以上之衆不残以太刀目録御目見 七月十九日、 午刻、 二之丸江出御、 尾紀両亜相水戸黄門、 是昨日御参内首尾能相調為御祝 幷国持大名、 其

七月廿日、 午上刻、 二之丸江出

南大僧正其外出家衆御礼

寛永十一年七月二十日

[江戸幕府日記]

家光、二之丸に出御する

廿日

午ノ上刻二丸へ出御、

申下刻 御城廻 出御、

寛永十一年七月二十一日

家光、二条城で能楽を張り、親王・公家・門跡及び諸大名を饗応する。

[道房公記]

七月二十一日、 乙巳晴、 未明向二条亭、

資勝卿記

七月廿一日、 於 一条城御能 諸公家衆拝見

[孝亮宿祢日次記

七月廿一日、 乙 巳 晴 於二条亭有御能云々、

紀州日記

出之御目見を仕、則御縁頰ニ着座能見物之所也、手に休らふ、日出テ後御出之前に大広間ついたて障子の際迄御先江行、御七月廿一日、丑刻紀伊殿御出仕、御横目衆玄関より案内をす、小広間之勝

217 寛永十一年七月二十二日

家光、二之丸に出御し、医師・連歌師等の礼を受ける。

[江戸幕府日記]

廿二日

礼申上畢、則入御、一巳上刻二之丸江出御、医師・連歌師・京大坂堺奈良伏見町人、進物前置御一巳上刻二之丸江出御、医師・連歌師・京大坂堺奈良伏見町人、進物前置御

218 寛永十一年七月二十三日

家光、京中の民に銀五千貫目を下賜する。

[孝亮宿祢日次記]

之由風聞、七月廿三日丁未、晴、自大樹京中有家役町人賜白銀、今日群集二条亭被下七月廿三日丁未、晴、自大樹京中有家役町人賜白銀、今日群集二条亭被下

三万四千九百九十九間、人数二千四万廿四人、銀拾壱万五千二百五十三三万四千九百九十九間、人数二千四万廿四人、銀拾壱万五千二百五十二家七月晦日甲寅、天晴、自大樹京中町人被下御祝、町数千三百七十、家

云々、或人語之間所書付也、

[大内日記]

一間ニ三拾五匁程也、○三拾ノ上百七月廿八日、御上洛ニ付京中へ銀五千貫目被下候、家数三万六七千有由、

〔細川家記〕 忠利譜

涙をなかし忝かり申候、可御心安事、一京中ニ銀子五千貫目被下候、家壱間ニ三枚之上と申候、三国ニ無之事と

[寛永後御上洛記]

召れて、二丸御櫓の下御しらすの上になミ居たり、執事奉行の人々出むか廿二日、諸方の町人諸職つかさの輩御礼申上訖、廿三日にハ洛中町のおさを

さもおほへすなみたそうるほひける、(後略) へるか中に、讃岐守・周防守すゝみ出て申聞せ候類ハ、御代あらたまりし、るか中に、讃岐守・周防守すゝみ出て申聞せ候類ハ、御代あらたまりし、なからかによはハり、此旨をうけて柳生但馬守・井上筑後守以下御目付の人々なせめくり、次第~にすみ~まて申つきてけれハ、三千余人の者ともはせめくり、次第~にすみ~まて申つきてけれハ、三千余人の者ともはせめくり、次第~にすみ~まて申つきてけれハ、三千余人の者ともはせめくり、次第~にすみ~まで申問せに、一つであるも心なるか中に、讃岐守・周防守すゝみ出て申聞せ候類ハ、御代あらたまりしへるか中に、讃岐守・周防守すゝみ出て申聞せ候類ハ、御代あらたまりし

〔寛永日記〕七月廿三日

拾九軒云々、井大炊頭・酒井讃岐守・板倉周防守伝仰之旨畢、京中家数三万五千四百井大炊頭・酒井讃岐守・板倉周防守伝仰之旨畢、京中家数三万五千四百万六千弐百五拾三枚也、此旨午下刻二条二之丸白砂江呼、町人数千人、土今度御代替之御上洛為御祝、洛中之家主銀子五千貫目被下之、此銀拾壱

「寛政重修諸家譜」 小堀政一遠江守、

三万七千八十余人なり、この年畿内の訴詔をあつかりきく、 政一仰をうけたまハりて、これを分賦す、凡千四百三十八町、その戸口 寛永十一年大猷院殿御上洛のとき、洛中の市人に白銀五千貫目をたまふ、

219 寛永十一年七月二十三日

京中町人の代表が二条城へ集められ、家光から銀子を与えられる。

[田辺正直氏所蔵文書]

家次ニ銀子百卅四匁つゝニ高ニて五十八匁□□候、但むね数ニてやく□□召出、京中へ銀子五千貫目被下候、京中家数合三万七千三百十三家□て、寛永拾一年戌七月廿三日ニ、上様より二条御城へ京中壱町より弐人つゝ被

但千村平右衛門後家ハ、二間やく一間ニ仕候故、一家引ケ申候、閏七月二日ニ銀子請取申候、此町分四十九家銀高六〆五百六十六匁也

□□まひ無之候、

(中略)

甲戌ノ

七月十一日ニ

上様御上洛

銀被下候御奉行

小堀遠江殿

五味金右衛門殿

[江戸幕府日記]

廿五日

家光、二之丸御広間へ出御し、

西本願寺門跡の礼を受ける。

220

寛永十一年七月二十五日

一旦剋二丸御広間江出御、 本門跡御礼、

221 家光、二之丸御広間へ出御する。 寛永十一年七月二十六日

[江戸幕府日記]

廿六日

一巳剋二之丸へ出御大広間

222 寛永十一年七月二十六日

〔資勝卿記抄〕七月

家光、禁中能楽の故事を武家伝奏日野資勝に問う。

中ニテハ秀吉公ノ時有之、 廿六日、登城、自大樹公御問四座之者禁中仙洞ニテ御能被仰付候事也、 仙洞ニテハ東照宮ノ御時、 新上東門院之御時 此 東 禁

時後陽成院御位之時ニテ、廊下ヲ被遊候テ、照公御参ニテ、四座之者御能被仰付候、此御殿 此御殿ハ正親町院ノ古御所也、 出御ニテ御見物也、

其後

223 寛永十一年七月二十七日

家光、 御書院に出御し、 九条関白と対顔する。

[江戸幕府日記]

巳之下刻御書院出御御長袴、 九条前関白参候、 御対顔、

申之上刻、 院使中御門大納言三条、 則御書院出御御長袴、 御対顔と云々、

寛永十一年七月二十八日

家光、二之丸小広間へ出御する。

[江戸幕府日記]

廿八日

一辰上刻二丸江出御小広間両伝奏幷昵近之公家衆御礼、

(中略)

南大僧正依召参上、於御書院 御対顔也、

寛永十一年七月二十八日

浪士の姓名居所改めを命じる。

[江戸幕府日記] 七月廿八日

一五畿内中御料私領不残住所之諸牢人改之、 注名可差上之旨被仰出、

家光、左大臣二条康道の男光平を猶子とする。

226

寛永十一年閏七月一日

之丸宿老中被申渡之畢、

[寛永日記] 閏七月朔日条

一巳下刻二之丸出御、二条殿若君以太刀目録御目見、御字光被進之、則光平、

御前徘徊之族着長袴、

227 寛永十一年閏七月一日

上皇、 参議勧修寺経広を二条城に遣し、白蘭を家光に賜う。

[寛永日記]

閏七月朔日、 辰之刻於御座之間、 尾紀両亜相水戸黄門御対顔

不移時二之丸出御、 両伝奏衆昵近之公家衆御目見、 其次諸大名御礼、

例月

従院御所白蘭二条亭江被為進之、 院使勧修寺宰相也、(経広)

閏七月九日

従仙洞双六盤被進之、

閏七月廿一日、 為勅使烏丸大納言参上、 於御書院御対顔御長袴也

228 寛永十一年閏七月三日

家光、 勅使・院使に御書院で対顔する。

[江戸幕府日記]

三月

一院領七千石就被成御進献、 土井大炊頭・板倉周防守為上使被参之、 勅使

幷院使参候、 御書院出御、 則御対顔、 是右之院領之義仍也

[江戸幕府日記]

229

寛永十一年閏七月四日

上皇、家光を召して宴を催す。 蹴鞠がある。

閏七月三日、

一水野日向守・松平紀伊守御前へ被召出、 明四日就御院参、二条御殿之御

留守可仕之旨被仰付云々、

閏七月四日、 晴天、

辰上刻御院参御直垂 (「供奉行列」略)

於施薬院亭御装束被召替

供奉人着装束

御踏番 役人

御院参御長柄 御剱

井伊靫負

飛鳥井中納言 日野大納言

御腰物

如

吉良若狭守

於小御所御対顔

院御所上段二御着座、将軍家中段御着座、

熨斗昆布出、 次御 一献過而、

対面、 将軍様国母之御所へ廊下通御成、 御盃頂戴有之而、 右三人表より国母之御所へ御参也、 其已後尾紀両亜相・水戸黄門江院御所御 御内々之御対

上段国母御所御着座、 几帳有之、

面所ニて御対顔云々、

上段之内右之方将軍家御着座、

軍家常之御膳尾紀両亜相・水戸黄門於御表御振舞有之、 ・ディー等 中段之末座両亜相・水戸黄門着座御一献之御祝過而院御所・国母御所・ 如前々還御有之而、広御所之東之於御庭前御鞠有之飛鳥井 右終而又院御所江 将

還御之刻 九条右大将亭へ渡御、 御装束被召替之云々、

是ヨリ供奉之輩着上下也

辻固之者着上下祗候也、 烏帽子着無之、

閏七月五日

平出雲守・松平伊賀守 昨日御院参被遊為御祝、 今朝諸大名登城、 酒井阿波守・高力摂津守・ 松

· 水野備後守謁而退去也

松平大隅守花房右馬助

松平肥前守駒木根長次郎

松平陸奥守川勝丹波守

右三輩江御菓子被下之、 為御礼則刻登城

(大内日記)

閏七月四日、

御院参アリ、 別紙二書付有、薬院迄豊前守御迎之御使ニ参侯、 還御之時二条

へ美濃守参候、 還御以後大雨、

院参之御道此先ノ如ク

献参リ、其後国母ノ御方へ御参、 院ノ御所殿上ヨリ被為上、 小御所ニテ御対面ニテ、御コフアハニテ御盃一 次二尾張・紀伊大納言殿、 水戸中納言殿

御鞠アリ、御鞠過テ還御、対面有テ御盃有、此御座敷ニ武家モ御着座ノ事、其後院御所へ武家被為成対面有テ御盃有、此御座敷ニ武家モ御着座ノ事、其後院御所へ武家被為成ニ国母ノ御方内々ノ御対面所ニテ、尾張・紀伊大納言殿、水戸中納言殿御武家御一所ニテ御膳マイリ候テ後、武家御前ヲ退カセ給テ御休息アリ、次武家御一所ニテ御膳マイリ候テ後、武家御前ヲ退カセ給テ御休息アリテ後、院之御所国母ノ御方へ被為成、院ノ御方・国母御方・ナトニ御対面アリテ後、院之御所

紀伊 御殿ナリ、 右之御定ニ候へトモ、 東 申 小ノ方、 水戸殿、 非 御対面所小御所 此御殿ハ二条へ寅ノ年行幸之時之御家引候テ、 蔵人御給士有、 国母様へ御対面御退出候テ、 公方様御成候テ、 御相伴ナシ、 公方様御意ニテ、 御鞠ノ庭広御所ト云也、 表御対面所ニテ御三人御膳上 御膳ノ前ニ尾張・ 院御所。 行幸之間

立仕候 閏七月四日、 ヨリ小路々々之辻固有、 大将殿ニテ御装束被脱侯テ還御、 之衆装束也、 ハ卯ノ下剋ナリ、 二条ヨリ薬院へ御乗物ニテ被為成候テ、 薬院カラモ烏帽子着ノ辻固モナシ、 九条殿ヨリ二条へ還御ハ申上剋 辰上剋御院参也、 其時御乗物也、 還御未ノ上剋、 還御ノ時ハ、 御供之衆肩衣袴也、 還御以後半時計過テタ 薬院ヨリ 二条ヨリ薬院迄 御乗九条右り御乗、御供

中山市正綿ナト上ル、惣中へモ銀子ナト被下候、テナリ、尾張・紀伊ヨリモ竹越山城守為御使巻物ナト上ル、水戸ヨリ御使閏七月五日、御祝儀上ル、大名衆ヨリ御樽有、是ハ昨日公方様御院参ニ付

所御対面所ニテ、右之使者三人ニ、両人ニ巻物五巻充、水戸御使ニ三巻ナリ、権大納言御台

閏七月六日、今日モ一両人大名衆ヨリ進上アリ、昨日之断ニ同シ、

[資勝卿記抄]

閏七月四日、 御鞠御人数、 池尻宮内、 難波中将 姉小路宰相、 晴 申下刻大夕立候也、 御鞠過テ還御 飛鳥井中将 冷泉中将 今日於仙洞 広橋弁、 有御: 鞠 左京、 大樹 公御院 藤波右京

、孝亮宿袮日次記]

[紀州日記]

閏七月四日、

歩有也、 院入御、 と問給、 御所之御振舞之内ニ次而有間 御礼ありて御退出、 三人之御礼如先日、 則持而立、 東しらミ僧正 るとおりハ可被仰上との義也、 人ハ御跡ニ残間置後出、 江御出有御 さて国母の御所 式先日之御院参のことし、 尤之由也、 尾張之正意所へ寄御装束をぬき、 詩被成、 御膳すへり、 ニて御装束被成、 、御盃ハ不出也 其次而ニ大坂江小勢ニて御供之義尋たまふ、 御両三人ハ御礼もなく御跡ニ付出給、 御成之時御門之内下御の所ニて御目見有、 御礼あり、 へ御成、 将軍家ハ九条殿へ御座被成、 さて年寄共を差遣時分を窺せ、 大炊・讃岐大坂江之時丹後供可有と御約 大炊・讃岐 両三人ハ右之座ニ御出有、 (中略) 鞠過と摂政九条殿御あいさつ被成 次之間迄御立、 日野大納言給、 未之上刻三条帰たまふ、 ニ今日之御礼にハ今晩可罷出 先日のことし、 それゆへ裏の御門よ 上輿有と御両三 ・土御門納なり、 仙洞御出· 御跡ニ付 御門迄御 御念入た 国母 ...

二付、登城有て伊豆殿ニ被仰置御帰宅也、伊豆殿ニも御舟御供有御約束也、同申之刻、又左衛門かたより右年寄衆へ御逢候様ニと讃岐殿差図有由申越

230 寛永十一年閏七月六日

に移封する。 忠総を膳所に、膳所城主菅沼定芳を丹後亀山に、亀山城主松平忠昭を豊後亀川幕府、小浜城主京極忠高を松江に、川越城主酒井忠勝を小浜に、佐倉城主石川

[寛永日記]

閏七月六日、石川主殿頭膳所江本高ニ而得替

- 菅沼織部正丹波国亀山江得替、壱万石之御加恩、都合四万石也、
- 松平主税助豊後之内、此已前石川主殿頭上知弐万石被下之得替也
- 京極若狭守雲州幷隠岐国拝領之、
- 一酒井讃岐守若狭国被下之、

閏七月七日、巳下刻南大僧正参侯、於御座之間御目見、

主税助御前へ被召出、御書出被下之、一申刻御書院出御、昨日所替被仰付面々、石川主殿頭・菅沼織部正・松平

(後眠

(寛政重修諸家譜) (寛政重修諸家譜)

京極忠高若狭守

江城に住す、領知を転して出雲隠岐両国をたまひ、二十六万四千二百石余を領し、松寛永十一年、洛にのほらせたまふのとき、閏七月六日、京師におもむき、

酒井忠勝讃岐守

れ、すへて十一万三千五百石余を領し、遠敷郡小濱城に移住す、の折の路次の便りとして、近江国高嶋郡のうちにおゐて七千石余を添らの折の路次の便りとして、近江国高嶋郡のうちにおゐて七千石余を添ら家の御太刀を勅賜せられ、閏七月六日、二条城におゐて封地を加へられ、寛永十一年六月、洛にのほらせたまふのとき供奉し、天盃をたまひ、守寛永十一年六月、洛にのほらせたまふのとき供奉し、天盃をたまひ、守

石川忠総主殿頭

地におゐて、領知をあらためられ、近江国膳所にうつされ、(後略)十一年大猷院殿御上洛のときしたかひたてまつり、閏七月六日、かの

231 寛永十一年閏七月七日

光、御座間において南光坊天海に会う。

〔江戸幕府日記〕

七日曇、

一巳下刻南大僧正参侯、於御座間 御目見

232 寛永十一年閏七月九日

琉球中山王尚豊の使者、佐敷王子及び王城・金武の二人、家光に謁し、方物を

[孝亮宿祢日次記]

閏七月九日癸亥、天晴、島津参摂政殿、琉球人五人召具云々、

[寛永日記]

閏七月九日、

一巳刻二之丸出御、琉球中山王幷佐鋪・王城・金武御礼、(中略)

一中山王依所労為名代息佐鋪参候也、

九日、琉球国上(閏七月)

縁に祗供して御挨拶申上侍りける、金武御縁ニ而御礼、進物等右に同し、酒井阿波守披露にて、薩摩中納言御通に置て、父中山王不儀をしむるによりて名代なりといへり、次に両臣王城・着座ならせ給ひ、国王の子佐鋪御礼、下段の進物の品々、国の土産皆御縁九日、琉球国よりの使御礼あり、二丸出御、御長袴をめされ、上段に

233 寛永十一年閏七月十日

家光、御小広間において二条光平の礼を受ける。

[江戸幕府日記]

一巳之刻二丸江出御、

一二条光平公御太刀一腰馬代黄金+両御礼上壇着座、

234 寛永十一年閏七月十三日

家光、二之丸御書院上壇に出御する。

[江戸幕府日記]

一巳上刻、二之丸御書院御上壇出御、御長袴

235 寛永十一年閏七月十四日

家光、本丸御書院で大番頭・書院番頭に会う。

[江戸幕府日記]

御尋被成云々、一年之刻、御本丸御書院江出御、大番頭・書院番頭御前得被召出、御用等一年之刻、御本丸御書院江出御、大番頭・書院番頭御前得被召出、御用等

236 寛永十一年閏七月十五日

御小書院で御三家と会う。

[江戸幕府日記]

辰下刻御小書院出御、 尾張・紀伊両亜相、

一二之丸出御、 両伝奏衆幷昵近之公家衆御対顔²

寛永十一年閏七月十六日

幕府、二条城にて五万石以上及び城主以上の諸大名に代替わりの領知朱印状を

[江戸幕府日記]

十六日

一五万石以上幷五万石以下ニも城持之面々江知行方御朱印被下、 於二之丸

酒井阿波守渡之、

[寛永日記]

下之、於二丸酒井阿波守渡之畢 閏七月十六日、五万石已上幷五万石已下ニも城持之面々へ知行方御朱印被

家光、諸大名と、二条城で蹴鞠を見物する。 238 寛永十一年閏七月二十二日

(資勝卿記抄)

閏七月廿一日、 飛鳥井黄門被召、二条城ニ御鞠カヽリ出来之由也

閏七月廿二日、今日四時分、二条御城二御鞠有之由也、飛鳥井中納言·同中将·

難波、今度於仙洞ノ御人数ト相聞候也

[江戸幕府日記

一鞠御興行枝鞠、 上鞠飛鳥井中将、

(寛永日記)

閏七月廿一日

明日鞠興行、 因茲諸大名へ可致見物之旨被仰出、 其趣従大炊·讃岐申触畢

閏七月廿二日 鞠興行、 枝鞠、 上鞠飛鳥井中将、

飛鳥井中将・難波中将・冷泉中将・広橋弁北面・山本左京同 ·藤井右京同

罷下り候

此外地下之輩四五人蹴鞠也

御出仕有御見物可有との儀也、 閏七月廿一日 -御上使有、 蒔田玄蕃来、 日暮候へハ御礼ニ人も御上ケ候儀御無用之 御口上二明日鞠御覧被成候間

由也、 明日昼時分となり、

閏七月廿二日、 目見有、さて鞠初而、 んかハニ双居御出を待被成、 御左右有而御登城被成、 飛鳥井御目見過而ゑんかわへ御出有、 御長袴との儀にて召替、 まりのゑ

寛永十一年閏七月二十三日

家光、摂政一条兼遐を二条城に招き、朝政や公家法度のことを諮る。

廿三日、摂政殿二条之御所へまねかせ給ひ、(『条兼遐) 趣ゆたねく仙洞に執奏あるへしと、うけひきてかへらせ給ふとなん、 からせ給ふへきにあらされハ、いよくくおこたりなきにハしかし、おほす 諸法度、故大相国の御時旧記をたゝし新式をゑらひ定をかるゝ処、今更は へきむねましまさは、聞へさせ給ふへきなと、しつけく御対談有しに、其 禁裏仙洞の御政、

(大猷院実紀)

とも聞えし、 こハ摂政辞せられん事を再三こハるゝといへとも、今しはら御抑留の御旨 閏七月廿三日、一条摂政昭良公まいられしかハ御対面あり、御密談やゝ久し、

240 寛永十一年閏七月二十五日

家光、大坂に行く。

(大内日記)

御使ニ御菓子モタセ被参候 今日福田藤左衛門大坂二被為付置候トテ罷下候、 閏七月廿五日、日出二大坂へ公方様被為成候、二条へ豊前守御使二参候、 是ハ明日御進物大坂ニテ上申候筈ニテ、今晩 御逗留中也、 大岡美濃守

[江戸幕府日記]

一辰之刻二条出御、大坂江御成

() 第 》 日 記

閏七月廿五日、辰之刻二条出御、大坂へ御成、於淀永井信濃守御饗応献之、

241 寛永十一年閏七月二十八日

家光、大坂より京都に帰る。

〔大内日記〕

一大坂辰上刻出御、ひらかたニ而永井信濃守御饗応献之、

申上刻二条着御

| 閏七月廿八日、辰上刻大坂出御、ひらかたにて永井信濃守御饗応献之、申[寛永日記]

一今朝阿部備中守光忠御腰物被下之、

上刻二条着御

〔紅年録〕

二条城入御

閏七月廿八日、自大坂還御、従橋本御舩乗御、経長岡勝龍寺御入洛、申刻

242 寛永十一年閏七月二十九日

山陽の諸大名に就封の暇を下す。家光、奏して、松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛を従四位下に叙す。また、北陸・家光、奏して、松平信綱・阿部忠秋・堀田正盛を従四位下に叙す。また、北陸・

[寛永日記]

閏七月廿九日、一条殿御参、於御本丸御対顔也、

一松平伊豆守・阿部豊後守・堀田加賀守、右之三輩四品被仰付之、

[寛永後御上洛記]

りて、近習仰事の御いらへなときこへ給ふとそ、けふ奏し給ひて、松平伊名御暇を下され、御たま物数々先のことしと言也、さてしも摂政殿御参あ廿九日、加賀中納言を初として、北陸山陽の大名残りとゝまる在京の大小

れるか故なり、安田石見守・長田淡路守・宮崎備前守、諸太夫ニなし給ふ、(後豆守・阿部豊後守・堀田加賀守、四品に叙せられ、顕職の執権にめし加ハ

243 寛永十一年八月一日

略

家光、御暇乞いのため参内・院参する。

[大内日記]

装束也、 将上リ申候 テ、御フクサ御膳上り申候、 奥通被為成候、 IJ 内ニ同シ、 仙洞へ御成、 御腰物吉良若狭守、 御 二昵近衆伝奏衆薬院迄被参候、 右過テ還御、 八月朔日、 二条ニテ八朔ノ御礼諸大名衆被為受候、二条へ伝奏昵近衆被参候、 還御申上剋也. 諸大名モ御殿ニテ被下候外ハ御供也、 薬院ヨリコナタ 御祝御コフアハニテ三献有、 公方様御衣冠ニテ御参内、 本ノ道ヨリ薬院へ被為成、 南御門ノ内ニテ御轅ヨリ下リサセラレ候、 御祝先度御参内之時ノ如シ、 還御以後雨降申候、 御簾ノ役日野大納言、 ノ道筋計、 何モ先度御参内之時ノ如シ、 今日当御所至晚公家方ヨリ八朔之御祝儀少 烏帽子着辻固也、 御供之衆薬院ヨリ御轅ニ召、 御参内前ノ如ク、 御装束被為脱侯テ二条へ還御侯テ、 今日尾張・紀伊・水戸殿モ御供ナ 院様ノ御祝過テ、 御沓飛鳥井中納言也、 先三献過テ、 二条ヨリ日ノ出ニ出 併七五三計略有之、 御太刀持井伊靫負 仙洞御祝先ノ御参 其以後間御座候 国母様御所へ 禁中ヨリ 御供之衆 朝御迎

八月二日、八朔ノ御祝儀少々上リ申候、昨日御参内ニ付如斯候

[江戸幕府日記]

遊御直垂、申上刻還御、一御暇乞之御参内、御院参、卯下刻二条出御、於施薬院御膳上、御装束被一御暇乞之御参内、御院参、卯下刻二条出御、於施薬院御膳上、御装束被

申刻二之丸出御御長袴、三千石以上、太刀目録を以八朔之御礼如例年也

〔寛永日記〕

一申刻二之丸出御御長袴、三千石已上、御太刀目録八朔之御礼如例年之也、御装束被遊御直垂、申上刻還御、(中略) 八月朔日、御暇乞之御参内、御院参、卯下刻二条出御、於施薬院御膳上、

244

寛永十一年八月二日 院使を二条城に遣し、 家光に屏風を贈る。

[寛永日記]

八月二日、 摂政殿御参於御本丸御対顔云々、

一両伝奏参向

院使阿野大納言参向、 即 対顔、 自院御所御屏風被遣之、

家光、一条昭良と対顔する。 [江戸幕府日記]

245

寛永十一年八月三日

一一条殿御参、於御書院、 御対顔

246 寛永十一年八月五日

家光、二条城を発し、江戸に向かう。

(大内日記)

八月五日、

半右衛門左近ナトヌレ縁ニテ御目見仕候、 候御礼ニ美濃守御使、 公方様御下向膳所御留也、 酒井讃岐守出御之時奥御書院之縁ニテ披露、 辰剋出御、 豊前守罷出美濃守両人御前へ召 二条へ昨日御用之儀相調 六人衆

御用之儀被仰付候、

(寛永後御上洛記)

五日辰刻、京都を出御ならせ給ふ、

247 年月日未詳

福井作左衛門が二条城破損方棟梁を勤める。

[安田家文書]

- 寛永十一戌年、 京升売候様被仰付 福井作左衛門儀、 二条御城御破損方棟梁ニ被仰付、 其上、
- 享保七寅年迄、二条御城御破損方棟梁福井作左衛門相勤罷在候処、 は年々棟梁交代仕候様被仰付、 依之両人宛毎年四月交代ニ而相勤 向後 諸職

人衆御門出入之儀は、 棟梁之印札を以出入仕、 棟梁儀は御張紙を以出入

248 寛永十二年五月二十三日

幕府大番の百名で二条城を守り、 在番交替期を一年と定める。

[寛永日記]

五月廿三日、

二条為御番替御暇

御帷子御給御道服 保科弾正

大炊・讃岐挨拶、 黄金五枚ツヽ、 摂津守役之、 安倍摂津守

之、番頭両人昨日被下之、 五月廿四日、大番百人銀十枚ツィ御帷子ニツ添、右二条為御番被遣ニ付被下

(大内日記)

権大納言対面、 六月廿二日、二条御番替二被上候番頭保科弾正忠・安倍摂津守御礼二被参、 御台所御対面所ニテ御逢候、吸物酒肴出ル、進上モアリ、

249 寛永十七年三月七日

幕府、二条城・大坂城の在番衆に条令を下す。

〔御制法〕五

一条大坂在番之輩江之御条目、 幷下知状

- 万事法度之旨堅相守之、 番頭組頭申渡儀聊以不可違背事
- 喧嘩口論制禁之訖、若有之刻者、 其所に有合輩、 可相計之、 事にも成間

敷儀を見なから、 不可令致悪事事

付令荷担族者、 其咎可重於本人事

自然如何様之儀雖有之、 不可出城中事

右可相守此旨者也、

寛永十七年三月七日

御番衆之外、 人つきあひ停止之事

御番所に、 武具幷得道具可置之事、

御番衆之内、 此外ハ肴吸物以下も可為無用、 振舞 一切禁止之、 酒三返、 雖然於御番頭之所振舞之節者、 大盃停止事 、二汁三菜

右可被相守此旨者也、 仍執達如件、

寛永十七年三月七日 豊後守在判 対馬守在判

伊豆守在判

年未詳 (寛永年間カ) 三月十一日

250

二条城への鉄炮の丸薬等輸送を、下鳥羽車持年寄中に指示する。

[大沢家文書] 三月十一日

卯三月十一日 周防御判 大坂より御鉄炮之薬・なまり、二条城え参候間、

車ニ而相届可申者也、

下鳥羽車持

年寄中

251 正保元年二月二十日

大番頭本多正貫・中根正成を二条城番とする。

[正保録]

本多豊前守

今度二条為御番替被遣之、大御番頭

中根大隅守

へ被召出

右御前

252 承応二年四月十一日

二条城中で火災がある。

〔天享吾妻鑑〕

原伝三郎・小林太郎助・美濃部権之助・筒井甚十郎・壬野三郎右衛門等ノ 源兵衛・同七右衛門・森川六左衛門・山木与兵衛・土屋四郎左衛門・小笠 四月十一日、二条御城御厩曲輪松平外記組下ヨリ出火、 神保長三郎・佐橋

小屋十一軒焼失、 是板倉周防守方ヨリ注進ノ由也、

[正慶承明記]

組ノ内ヨリ出火、小屋十一軒炎上之由、 四月十一日、 従京都脚力到来シテ、 京都二条城御番所御馬曲輪 板倉周防守ヨリ注進有之、 松平外記

253 明暦二年四月一日

幕府、 二条城の番士に令条を定める。

[憲教類典]

定

一二条在番中、 被仰出御条目之旨、 可被相守事

一二条御番中、 火之元無油断様二、可被申付事、 火之元用心堅被申付、 夜廻リ之儀ハ不及申、 昼之内モ入念

一二条御番二被召連候者共、於当地悉被致詮議可罷登候、 候様二相見候者、 壱人モ召連ラレ間敷候、 自然用不被申仁於有之ハ、罷 少成トモカフキ

道中駄賃次所ニテ、カサツ不行儀不仕候様、 下々へ堅ク可被申付事、

下り言上可仕事、

相済、手形ヲ取、 舟渡之時分、 弥入念可被申付之、駄賃銭之儀ハ、如御定法、無相違 可被罷在事、

御番衆、道中モ用之儀ナクシテ、寄合振舞、 寄合被申候ハヽ、茶計出之、菓子酒等モ可及無用事、 堅可被致停止、 若用所有之

二条へ被登候以後ハ、御番所之外ニハ不被罷出、衣類上下古キヲ用、 万

事倹約ヲ専トシ、 各身上罷成候樣二、可被致肝要事

道中下々ニ至迄、 若党中間、 銭湯風呂二入不申候様、堅可被申付事! 刀脇差モ、 目ニ懸り候大成物、 サヽセ被申間敷事、

路次中之城主、 父祖母伯父叔母甥姪舅聟従弟ハ、 知人ニ候共、 城中へ立寄候儀、 依断立寄可被申事、 可被致無用、 親子兄弟祖

京大宮通へ、 但用所被申付候下下之儀ハ、 御番衆参着逗留中、 吟味之上出シ可被申事、 宿二渡候町之外、 円出 [被申間 敷

大宮通之宿、 重テ登リ被申候衆、 同宿へ宿割被致間敷候

大宮通逗留之内、 台所ムキ入用之外、 買物被致間敷事、

飯タキ女置被申仁ハ、大宮通逗留中、 城中へ入候テ以後、 抱可被申事 呼寄見候テ、 約束被申間敷候、 御

女売物持参候共、 間口へモ寄セ被申間敷事

此度二条ニテ、御番衆中用所ナクシテ、 之儀候テ、 被申間敷候、 壱人弐人寄合被申候共、 但茶計不苦事 振廻酒之儀不申及、菓子ニテモ出 寄合振廻、 曽テ被致間敷候、 用

一二条在番中、 相談之上、 珍重ニ拵被申儀ハ可為無用、 調可被申事、 諸事不入買物不可被致、 此外求候ハンテ不叶物ハ、 但武具之儀ハ格別ニ候、 組頭衆 是モ所持

差図拵サセ可被申事、 召仕之者刀脇差拵候ハヽ、見被申候上、見苦敷段無紛候ハヽ、 被致

登御番衆、 二条御城内へ、親類縁者有之テ、入被申度ト有之衆ハ、 組 頭

様子承届入可申事

衆ヲ以、

番頭へ断可被申候、

一二条御番二罷登候節、 敷候、 有之衆、 へ越可申候、 但親子兄弟舅聟之内、 両御番頭ヨリ断ニ候ハ、 大坂御番ニ罷上り候節ハ、二条諸役人之内ニ、親子兄 大坂二、親子兄弟舅聟有之候共、 急病等ニ於有之ハ、病人方之御番頭断状次第、 寄可申事、 大坂へ寄被申 間

一二条御番二罷登候節、 所へハ寄申間敷事、 (程有之所へハ、断ニョリ、 道中ニ、 上下之内、 親子兄弟祖父祖母甥姪舅聟兼約之、 一度寄乜可申候、 一日路程有之 半日

一二条風呂屋敷へ、 市日二、 片輪ニテ、 一月二三齋、 両輪ニテ、

但風呂屋敷へ、 市日ニ女之分、 タトヒ老女ニテモ、 一人モ入申間敷事

> 一二条へ、四月登之御番衆、 代人申渡登セ可申事 俄煩付、 残候日数、五月晦日切、 六月朔日ヨリ

明曆二年四月朔日 両御番頭

254 万治三年七月六日

京都大風のため、 二条城が損壊する。

七月十五日、この六日、 京大風雨、 二条城所々破損し、宇治・木津・淀川洪水、

万治三年九月八日

淀大橋破壊せしむね注進あり、

255 幕府、二条城の石垣を修繕するため、 膳所城主本多俊次に役を命じる。

[万天日録]

九月八日、二条御城石垣築ノ儀、 本多下総守俊次被仰付之、(膳 所 城 主)

256

寛文二年五月二十八日

幕府、二条城の修理にあたり、大垣城主戸田氏信に役を命じる。

〔殿中日記〕

六月朔日、

五月廿八日、戸田采女正事二条御城中破損二付而修復手伝被仰付之:

御黒書院御席座戸田采女正被召出之、

御暇被下、

時服廿御馬壱

疋拝領之、是頃日雖為参府、 二条御城中修復手伝被仰付、 仍御暇被下之、

〔戸田大垣家譜〕

氏信、寛文二年壬寅五月地震ス、 ヨリ修繕ヲ命セラル、 京都二条ノ御城大破ナルニョリ、 家綱公

257 二条城石垣石材のため、 寛文二年七月十六日

一乗寺山からの切出し搬出が計画される。

(昇) 家文書

「二条御城石垣石一乗寺山ニて割手間幷車力仕様帳

御門二ヶ所角石脇石平石之覚

面三尺四方跡面同前

壱番角石拾六本

長六尺

壱本ニ付何程

代銀何程

面二尺七寸四方跡面同前

弐番角石弐拾四本 長五尺

同

立三尺 横三尺五寸

長四尺弐寸跡面弐尺七寸

壱番脇石拾六本

代銀

壱本ニ付

長四尺 立三尺 横弐尺五寸 跡面弐尺七寸

同二ノ脇石拾六本

同

同

弐番脇石拾六本

同

立弐尺七寸 横三尺

長三尺五寸跡面弐尺五寸

同

立弐尺七寸五歩 横弐尺

同 長三尺五寸跡面弐尺五寸

同二ノ脇石拾六本

長三尺五寸跡面弐尺五寸

同

同

同

立弐尺八寸 横三尺

同三ノ脇石拾六本

面弐尺七寸ヨリ弐尺五寸迄方

長四尺ヨリ三尺五寸迄跡面弐尺三寸

右之平石千五百本

但表壱坪ニ付六ツフミの積

同

同

外廻角石脇石平石之覚

面弐尺八寸四方跡面同前

壱番角石九本 長六尺

壱本ニ付何程

代銀何程

(中略)

右代銀合

但才一ツニ付割手間何程

御石取寸法之義ハ、一乗寺山之内何方ニても能石を割揃、二条之御城大 手御好之所へ引着、御書付ニ合、 候とも少ニても御意ニ不入石ハ、直段ニ御定不被成、車力計可被下事· 曲尺二て指詰相渡可申候、 仮寸法御座

御書付ニはつれ申石御座候ハヽ、大小□キオ割を以代銀可被下事、

石割方ニ一式入申諸道具、石引方ニ入申一式諸道具、何ニても此方ヨリ 道之辺、田畠損申所ハ、其所之百姓と相対仕、此方より地子出シ可申候、仕候筈ニ御座候ハハ、書落御座候とて、御公儀え御訴訟申上間敷候、勿論、 重て御断申上間敷候、 尤道橋之義、此方より才覚可仕候、 風雨ニ不限石

相着可申候事、

次第、 落御座候とも、 札差上ケ申候間、 引料代銀、諸色道具等迄積入置、 右御書付之通、一々念ヲ入、品々之御代壱ツ付之代銀之内へ、石割手間・ 少ニても滞儀御座候歟、 急度御石何程ニても御好之石無其嫌被仰付次第ニ割揃引着差上ケ可 此方より可仕程之義ハ無異儀可仕候、日限之儀も被為仰出 私於落札は慥成請人を相立御請可仕候、 無筋御訴訟申上候ハヽ、八掛申代銀不被下、 才割を以、 銘々位違無御座候様ニ書付入 尤御帳面ニ御書

共、一言之義御断申上間敷候 札主儀は不及申請人共ニ曲事ニ可被仰付候、 右御請申石方余人之被仰付候

掠御公儀を割石壱ツも他所へ紛失仕間敷候、

仍如件、

寛文二年寅七月

札主

(殿中日記)

258

寛文三年九月十四日

幕府、石清水八幡宮の修繕にあたり、二条番士に監督させる。

為近所之間、 九月十四日、 条在番之内より可被仰付之由云々、 折々家来差遣麁相無之様ニ可申付由伝之、 石清水八幡宮破損付而、 先頃修復料被下、 但御奉行ハ重而二 永井右近大夫領知

(厳有院実紀)

九月十四日、 きむね仰下さる、 条城在番士に命せらる、 京石清水八幡宮に修理料あて行ハるゝにより、その奉行ハニ 淀城主永井右近大夫尚征も家士して監視せしむへ

259 寛文五年五月十二日

京都地震のため、二条城が破損する。

[堯恕法親王記]

されとも普通にはすくれたり、 五月十二日、酉刻地震、去々年極月六日之夜之地震よりかろきと人申あへり、 築垣等処々損ほとの事也

寛文録

城廻石垣十二三間破損 五月十八日、従京都次飛脚到来、是去ル十二日酉上刻彼地甚地震、 幷二丸御殿少々令破損之由注進之、 牧野佐渡守登 二条御

260 寛文八年十二月五日

城於御座間御目見、

町代は役として、 御上洛幷御上使、二条城番衆の宿割案内を勤める。

[古久保家文書]

町代役之覚

御上洛幷御上使、 二条御城御番衆御宿割案内仕候

(中略)

御城御鑓御矢根みかき申御用之とぎや指申候(磨)(研屋)

寛文八年

上下京

町代

右之通役義仕来候、

其外諸事町中之義は町代ニ被為仰付候ニ付、

品々書印

難指上候、

申ノ十二月五日

[大沢家文書]

下鳥羽等七村車方が二条城普請御用や鉄砲運送の由緒を述べて、高瀬舟に対し

て訴訟する。

261

寛文九年四月二十一日

乍恐謹而言上

先規より鳥羽・横大路へ参申荷物近年伏見高瀬舟え積取申ニ付、 大路問屋所々ノ車方之者共、 飢二及申候故、 乍恐御訴訟申上ケ侯 鳥羽・横

訴訟人車方鳥羽組

下鳥羽車さし

弥吉

印

同車年寄

印

印

同

横大路車年寄

候故、

車之荷物曾而無御座、

大勢之者共飢ニおよひ迷惑仕候御事

源右衛門 印

同

太郎左衛門 印

上鳥羽車年寄

庄兵衛 印

同

長兵衛 印

東寺車年寄

五郎兵衛(印

相手高瀬船

塔ノ森車年寄 市右衛門

印

久我村車年寄

庄九郎

印

石倉車年寄

市右衛門(印

下鳥羽問屋中 (印)

同小上ケ百姓中(印

横大路問屋中(印)

同小上ケ百姓中(印)

往古より車を遣渡世を送り申者共二而御座候、

先年より御公

私共儀は、

高瀬舟、 条と二新規二問屋ヲ取立テ、京着之米・大豆其外之諸荷物を新問屋え取 儀様御役議相勤来、 入洛中方々へ令運送候ニ付、鳥羽表へ廻り申荷物、 二、近年次第二舟数おほく作り増、 先年は三拾六艘ニ而伏見より京都高瀬川筋へ薪類積上り申候処 唯今迄毎年御役義少も無違背相勤申候御事 今程百七拾艘程二罷成、京二条と四 伏見高瀬舟へ積取申

鳥羽・横大路ニハ先年より車数多ク所持仕、 其外之御用ハ、昼夜ニ不限鳥羽・横大路之車ニ而積上ケ来申儀ニ御座候 普請之御時、 御役義相勤、 其上、二条御城え被為成御詰候御鉄炮幷玉薬 禁中様御普請・二条御城御

> 鳥羽・横大路之車先年より御公役仕候儀、 瀬舟へ廻し京着仕候故、 近年は高瀬舟大分作り増 役義仕候も、 上方無御座候御事 ノ車持、 少宛ノ飼料被下候儀も御座候、 之御折紙頂戴、 つとめ兼、 今程諸荷物を高瀬舟へ積取申候へハ、車方次第々々二衰、 先規ニ無御座、 鳥羽・横大路之問屋小上ケ之者共迄亡所ニ罷成、 大勢之者共飢死仕候様ニ罷成申候、 京着諸商人之荷物積上り、車力賃を以渡世を送り罷暮候処ニ、 佐渡守様・備前守様・越中守様御折紙所持仕候、 新規成問屋を拵諸荷物を取入申故ニ而御座候御事、 車之荷物曾而無御座候、 鳥羽・横大路へ参申候諸荷物をすきと伏見高 尤御伝馬役二而御用相勤申候、 則伊賀守様・周防守様御墨印 諸荷物高瀬舟へ一式積取 か様二御座候へハ、所々 何共迷惑可申 向後は御役等 か様之御 勿論、

右之通ニ御座候、高瀬舟ハ年々ニ舟数多ク罷成、 方・問屋・小上ケ之者迄渡世を送り、 規高瀬舟河筋木力町へ薪類積上り申様ニ被為仰付被下候は、(誤字カ) ニおよひ迷惑仕義二御座候、 乍恐御慈悲を以、 難有可奉存候、 右之趣被為聞召上、 車方は次第々々ニ衰飢 以上、 所々ノ車

西四月廿一日

所々ノ車方中 下鳥羽問屋中

同小上ケ百姓中

横大路問屋中

同小上ケ百姓中

御奉行様

262 天和三年五月十日

大番士山木忠右衛門は、二条城在番の節、不届きの事があり、罰せられる。 [天和録]

儀ニ付段々不届有之、 五月十日、 大御番田中大隅守組山木忠右衛門事、 依而牧野遠江守へ御預之旨、於田中大隅守宅、 今度二条在番之内、 高木

御目付立会申渡之、

十二日、 老中列座、 且又和泉守組阿部三右衛門、 とは伯父之内、 番中御具足奉行申付義、 田中大隅守・柴田和泉守殿中江被為召、 加賀守申渡之、 同役に親類出候事 乍当分役儀、 御具足奉行二出候段、 両頭不念に思召候、 殊二日来行跡不然候段、 山木忠右衛門儀、 右忠右衛門と三右衛門 依之逼塞被仰付旨 不吟味思召侯、 二条在

263 元禄四年二月

ケンペルが京都で、二条城の堀の美味しい鯉を食す。

[ケンペル江戸参府旅行日記]

中央にある数階から成る四角形の櫓は人目をひく。堀には味のよい鯉がい た略図によると、方形のおのおのの辺は、長さ150間あり、周囲には深 ウノファス(Sensjonofas)が内乱の時に自分の安全のために築城したので 京(Kio)あるいは都(Miaco)は日本語では<皇居のある>都市の意味である。 い堀があり、内側には石垣をめぐらし、その堀の周りにも平らな広場がある。 あって、 :城に一人の隊長が相当数の守備隊と共に駐留し警備をしている。 その日の夕刻、 西側は石で方形に築かれた城で終っている。この城は将軍センショ 今は将軍が京に来た時に、ここに滞在するのが常である。 何尾かの鯉が通詞に与えられた。 ついでに言うが、

264 元禄六年十一月一日

二条城入用縄藁幷蔵詰米日用人足の入札触が出る

[京都町触集成]一―四五

之内、 屋敷札披候様二、 一条御城内御入用縄藁幷御蔵詰米日用人足入札有之候間、 御蔵奉行本多十右衛門方へ参、 望之売人ともへ可申触事 注根帳、 同七日朝五 当五日六日両日 つ時分於伊豆守

酉十一月朔日

265 元禄八年三月

下鳥羽浜車仲間が、 大坂城から二条城への石火矢などの輸送に従事した旨の

〔大沢家文書〕元禄八年三月

往古より御用御役事相勤候留

弐百五ケ年以前、 慶長十九年寅年

共に無差別引通り候、 大坂御陣之砌、 御免被仰付候事、 鳥羽より大坂迄十里之間七拾輌之牛車を以三日替り二御役相勤候、 大坂落城之砌、 手引二仕候而御役相勤候 板倉伊賀守様被仰付毎日積候節、 人荷物等も通ひ無之候付、 御城石垣損候ニ付、 鉄之楯幷竹束、京都大仏より伏見迄、 尤御紋付之小指、 牛共挊無御座候故、 則、 為御褒美従伊賀守様御墨印頂戴仕置 大坂より伏見迄之間、 従板倉伊賀守様鳥羽車方え被仰付、 御会附・御はつひ・御大小共 牛共餓死仕、 栖綱操迄積越候事、(ママ) 御舟留二而諸商 就夫車持 上下 則

百九拾年以前、 寛永六巳年

禁裏御所御庭へ大石七本、但し壱本ニ付牛数百疋或ハ四拾疋ニ而伏見御 より引届ケ申候、 城

百八十九年以前、寛永七午年

江州伊庭ニ永原御茶屋御普請之御材木、六地蔵より大津迄御役相勤申候事、

百八拾八年以前、 寛永八未年

江州水口御普請之御役相勤候事

百八拾三年以前、

寛永十三子年

大坂御詰米三万石京都町中へ被遊御貸候節, 町中より御願申上、 牛車 三而

百七拾五年以前、 正保元申年

大坂御城より二条御城え被遊御譲候石火矢車数六拾五輌、 不被下候事 御朱印二而飼

百六拾四年以前、 明曆元未年

禁裏御所御普請ニ付、 銅瓦・囲之竹・大工木挽之扶持方米、三千輌相勤申

百六拾三年以前、 明暦1 二申年

大坂御城より二条御城え被遊御詰候玉薬、 車数五十九輌相勤申候、 御朱印

ニ而飼料不被下候事、

百五十七年以前、 寛文二寅年より辰年迄

禁裏御所、女院様、 法皇様、新院様、 一御普請御材木、壱万輌余御役相勤候事、

同四年辰年

同五年巳年

二条御城御用石、 二千七百輌余御役相勤候事

不被下候事

大坂より二条御城え御詰米幷玉薬共、 車数四拾九輌相勤、 御朱印二而飼料

同九年酉年

京都町中之御詰米四千石被遊御貸候御役相勤候事

一百三拾三年以前、 延宝元丑年

法皇様、 女院様、 両御所御普請ニ付、 牛五疋・拾疋掛り之大木運送御役相

同三年より卯辰年両年

禁裏御所、 本院様御普請ニ付、 大木之分御役相勤候事、

禁裏御所御白砂、 諸人え被仰付候得共、 商人共手支仕候二付、 従仙石因幡

守様下鳥羽車力え被仰付、車持共宿替仕、京都荒神川原え引越御役相勤

候事、

同年

江州御代官より摂州高槻え御詰米御役相勤候、 尤元禄元年迄壱ヶ年ニ車数

弐千輌ツ、相勤申候事

同年

二条御城え被遊御詰候御米幷玉薬、 大坂より為御登御役相勤、 御朱印二而

飼料不被下候事、

右之通、 往古より車役相勤候荒増 如 斯御座候、

元禄八亥年三月改 下鳥羽浜

文化十五寅三月写

車仲間

266 元禄八年十月三日

二条城内入用縄藁人足の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一—一〇七

二条御城内御入用縄藁入札有之候間、 明四日より五日迄之内、

岡喜左衛門宅へ参、

注根帳、

翌六日四つ時分伊豆屋敷ニ而札披候様ニ、望

御蔵奉行杉

亥十月三日

之売人共へ可申触事、

267 元禄八年十一月十一日

二条蔵詰米大豆内拵日用人足の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—一〇九

二条御蔵詰米大豆内拵日用人足入札有之候間、 二条御蔵衆本多十右衛門宅へ家持請人召連参、 今日より来ル十五日迄之内、 根帳ニ付、 翌十六日朝五つ

時分、伊豆守屋敷ニ而札披候様ニ、望之売人共へ可相触事:

亥十一月十一日

268 元禄十一年十一月七日

二条城の城内普請の節、中井主水を大番方の普請奉行に加えるとの江戸幕府老

中覚書。

[大工頭中井家文書]

中井主水

大番頭江も可被申聞候事

常々 遊候間可被申渡候、 御奉公精出相勤候付而弐拾人扶持新規役扶持被下之、且又刀御免被 於当地御作事奉行江も申聞候

主水儀向後者二条御城内御普請之節大番方より出候御普請奉行ニ差加諸 事可相勤候、 其外御普請方之儀弥念入勤候様二可被申付候、 其地在番之

大工より上まへ等之儀当地ニ而鈴木修理通りニ諸事可心得旨可被申聞候

十一月七日 (元禄十一年) 七日

阿那(中) 一年(一年) 一年)

松平紀伊守殿(信庸)

269 元禄十三年九月十日

〔京都町触集成〕 一—二六一

二条御詰米大豆内拵日雇人足の入札触が出る。

二条御蔵詰米大豆内拵日雇人足入札有之間、 二而札披候様ニ、望之買人共へ可申触事、 右御蔵奉行本多十右衛門宅へ家持請人召連、 明後十二日より十五日迄之内、 根帳二付、翌十六日信濃屋敷

辰九月十日

270 元禄十四年六月二十日

落雷により、 二条城の天守・櫓・しゃちほこなどが破損する。

[基熈公記]

東西二ケ所、 漸及辰半刻、 六月廿日丙子、夜来大雨、 大寺大納言土蔵破損、 又天主サチホコ、ヤクラサチホコ悉飛散、 雨雷共休、 二条城天守第一重破損之間、 後聞、 暁天後大雷高声連続、 院門武士番所雷落、 無数雷光如昼、 六七ケ所破損、 与力一人当座死、 此外洛中寺町人家 万人消魂、 ヤクラ 又徳

> 堀河人家廿四ケ所流落、 百五六十所、死人又数多、雷火三四所、 東西河死人二百余等云々、古今未曾之天変、 一々不遑記、 又東西河水溢、 恐怖 小河

〔基量卿記〕

珍事也、 矢倉以上三ケ所落破損、 六月二十日丙子、自卯一点、 六百七十三人、近年無之、洪水大雷、不及筆舌侯、 仙洞与力在番雷落、 其外洛中以上七十ケ所落、 天声如灑墨、暫時雷光雷鳴大雨洪水、近年無之、(ヵ) 与力佐野治大夫死去、 此之義後日聞及分也、 昼後、二条城内天守角 又堀川鴨河水従溢流死

ケ所とも申、不定ニ而洪水物ニて打上ルかことし 元禄十四巳年六月十九日夜より廿日迄京洛中洛外雷五十二ケ所共申、六七十

雷落申所々

御築地之内江一ケ所、

仙洞様御台所御次之間へ一ケ所

但弐百石取ノ侍一人死、

女院様へ一ケ所、

一二条御城へ一ケ所

但角櫓しやちほこ二ツ落

(中略)

二人死、又ハ気を失ひ申候者共数不知、前代未聞之大雷ノ由 右之通雷落申候、数不定ニ候得共、所々未相知候、いつかたにても一人

禁中御番神加茂明神右之雷変、右御閉門也

此書付七月十二日ニ写、

271

城国村々から二条竹蔵への竹上納についての覚書。

[京都御役所向大概覚書] 三

山城国中上ケ竹之事

支配

小堀仁右衛門(克敏)

村数百弐ケ村

小竹合千五百六拾弐東七分 但、

壱尺八寸縄

外弐拾八束壱分 元禄四未年・同九子年郡村藪地川成、幷宝永五子

年八瀬村御免ニ付減、

寸竹合弐千百三拾五本 但、三寸廻より七寸迄

外三百五拾四本 宝永五子年八瀬村御免二付減

右西之岡御料・私領之村々藪役ニ而毎年八月相触置、十一月致上納候、 右衛門手代立合、所司代組与力当分請取之、二条竹蔵ニ積置候、 古竹は

例年仁右衛門方二而入札申付御払申付候,

272 宝永七年四月十八日

天部村・蓮台野村など、二条城掃除人足を出す。

[諸式留帳]

文六遣候候歩人足、宝永七年寅四月、御 御尋被為遊候二付、 書付指上申候二条御城内御掃除御用

一三百廿四人 弐百四拾人 百廿人 百六拾人 百四拾人 北小路 六条村 天部村 南内 野口 百廿人 三百廿四人 三百六十人 三百廿四人 百四拾人 れんたいの 山しな西浦 川崎村 中野 九条

かき上け 山しな東浦 青屋 四拾人 七拾人 百六拾人 西代村 小島村

廿人 百六拾人

あかい村 摂津十三ケ村 四拾四人 龍か口村 付が 日村 江州十三ケ村

一四拾人 一千人

一六人 一三拾六人

柳内村 六人

三拾六人

北川原

右は下村文六帳面の写、乍恐奉指上候通り少しも相違無御座候、 惣合三千七百弐拾四人

已上、

宝永七年寅四月十八日

御取次

天部村

五十嵐市郎兵衛様

六条村 川崎村

年寄共

273 宝永七年閏八月

瀬村が二条城への役竹を免除される。

[八瀬童子会文書]

宝永七庚寅年閏八月

八瀬村役竹御免之儀申渡書付、

寸竹百八拾四本 四寸廻

同 百七拾本

三寸廻 城州愛宕郡八瀬村

小竹弐拾四本 壱尺八寸縄

村中百姓共え申聞、弥以難有可奉存候、 紀伊守殿え相窺、 右は、毎年二条御城え相納来候得共、此度諸役御免除ニ付役竹ノ儀、 江戸え申上候処、当寅年より是又御免之旨、被仰下候条 以上、

宝永七年寅閏八月

小堀仁右衛門 印

八瀬村中

274 年月日未詳

二条城の注連飾の松などが稲荷村から取り寄せられる。

[京都御役所向大概覚書] 二

一二条御城御門松鬼割木杭木、例年十二月廿七八日比、 り稲荷村役人方江申遣、三輪市十郎江相渡侯、 且又、 葉竹之儀ハ角倉与 小堀仁右衛門方よ

方より市十郎江相渡候由

275 年月日未詳

正徳四年段階の町代勤方に、二条城の御鑓・御矢根磨きの節、研屋へ申渡しが

加わる。

[京都御役所向大概覚書] 二

町代勤方之事

御上洛幷上使、 每年二条御番代之節宿割 二罷出候

(中略)

(後略)

一二条御城御鑓・御矢根磨有之節、 毎年研屋共江申渡シ出シ申候、

二条蔵米売払の入札触が出る。 276 正徳五年一月二十二日

〔京都町触集成〕 一—七四五 一米三千三百弐拾石程去々日年

五畿内

肥後屋敷江家持請人召連参、米見届、根長二付、翌廿八日相披候様ニ望之 右ハ二条御蔵米現銀御売払入札有之候間、望之者明廿二日より同廿七日迄、

買人共江可相触者也 未正月廿二日

277 正徳五年二月

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一一七四九

一米千百七拾石程去々日年 五畿内

右者二条御蔵米現銀御売払入札有之候間、 肥後屋敷江家持請人召連参、 米見届ケ、 望之者ハ来月朔日より同七日迄 根帳二付、 翌八日札披候様

望之買人共江可相触者也

未二月

米弐千弐百九拾石程五畿內江州申年納 等之入用一式、

但、 損シ米

能勢平右衛門宅へ家持請人召連参、 札披候様、望之者共へ可相触者也 右之通二条御蔵場より江戸廻米ニ罷成候ニ付、 請切入札有之間、 廿三日より廿六日迄之内、 根帳写取相考、来月朔日安房屋敷二而 運賃、 車力、 二条御蔵奉行 加子米、 廻船

戌四月廿二日

享保四年五月

二条蔵米売払の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—九六七

一米千三百廿石程 ^{去々酉年} 覚 五畿内

望之買人共へ可相触者也、 日迄、肥後屋敷家持請人召連参、 右ハ二条御蔵米現銀御売払入札有之候間、 米見届、 望之ものハ明十五日より同十九 根帳ニ付、 翌廿日札披候様二、

亥五月

280 享保五年二月二十五日

二条御蔵詰造用の入札触が出る。 [京都町触集成] 一—一〇六九

二条御蔵詰足糒七拾三石、 致候造用入札有之間、 参、根帳付、同廿九日安房屋敷ニ而札披候様に、望之売人共へ可相触者也: 子二月廿五日 望之者明廿六日より廿八日迄御蔵奉行多賀彦八郎宅 此度被仰付候、 御蔵米請取之仕立候而、 御蔵詰 278

享保三年四月二十二日

二条蔵米売払の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—八九八

281 享保五年三月十七日

二条御蔵場より江戸御蔵へ廻米運賃等入用一式の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一—一〇七九

米六千百七拾石程五畿內戌年納 覚

但、腐米

廿三日より同廿六日迄之内、 五日朝五つ時於彼地奉行所札披有之間、 子米廻船等之入用一式、 右之通二条御蔵場より江戸御蔵へ廻米ニ罷成候付、運賃欠米弁納、 請切入札有之間、 家持請人召連参、根帳付、 望之売人共へ可申触者也 大坂御代官桜井孫兵衛方へ来ル 仕様帳写取、 車力加 来月

子三月十七日

282 享保五年四月十四日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一〇八四

一米六千百七拾石程

安房屋敷へ家持請人召連参、米見届、 右者二条御蔵米現銀御売払入札有之候間、 根帳二付、翌廿二日札披候様二、望 明後十六日より来ル廿一日迄、

之買人共へ可相触者也、

子四月十四日

283 享保五年五月晦日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一—一〇八七

一大豆弐百九拾石

摂州

右者二条御蔵大豆現銀御売払入札有之間、 望之者ハ来月二日より同四日迄

日安房屋敷ニ而札披候様ニ可相触者也

之内、安房屋鋪江家持請人召連参、

根帳二付、

御蔵江罷越大豆見届、

同 五

子五月晦日

284 享保六年四月十八日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一—一一三八

一米三千八百拾三石程去々亥年

弐千九百八拾参石 五畿内

八百三拾石

肥後屋敷江家持請人召連参、 右者二条御蔵米現銀御売払入札有之間、 米見届、 根帳付、 明十九日より来ル廿三日迄之内、 翌廿四日札披候様二、望之

丑四月十八日

買人共へ可相触者也、

享保六年六月十六日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一一五四

一同一子 同 大ヶ 豆 ユ

弐百卅石

百三拾石 江州

右ハ二条御蔵大豆現銀御売払入札有之間、 望之者来ル廿一日より同廿四 日

迄、二条御蔵へ参、大豆見届ケ、 翌廿五日豊前屋敷ニて入札披候様ニ、

之買人共へ可相触者也

丑六月十六日

286 享保六年九月五日

二条城御蔵詰入用人足請負の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—一一七七

内拵百俵ニ付 代銀何程

拼出し百俵ニ付 同断

一上日雇壱人ニ付 直し米壱石ニ付 同断 同断

之ものへ可相触者也 根帳二付、 迄五ケ年之間、請負入札之間、 右者二条御城へ米大豆御蔵詰之節、 来ル十二日家持請人豊前屋敷へ召連、 明六日より御蔵奉行近藤半左衛門宅へ参、 御入用人足、 当丑九月より来ル巳九月 入札持参札可披候間、

丑九月五日

二条蔵米売払の入札触が出る。 287 享保六年十月二十九日

〔京都町触集成〕 一——一九八

一米五千六拾石余子年五畿內江州

内加千百六拾石余 外御蔵七戸前

迄二、月番之奉行所へ家持請人召連参、 幷米引取之日限、日数十日限二申付候間、 右之通二条御蔵米御売ニ付、壱戸前切ニ入札いたし、落札之もの現銀上納 根帳付、 望之ものハ明晦日より来月三日 同四日御蔵 へ罷越、

(丑) 十月廿九日

届入札可致候、

翌五日豊前屋敷ニ而札披候様ニ可相触者也

享保六年十一月二日

288

下鳥羽 ・横大路の村問屋が二条城への納米船積権で相論に及ぶ

[大沢家文書]

下鳥羽村問屋共、 書付を以、 先年より二条御城納米下鳥羽村問屋え船着

> 仕候所、 先年之通、 先年之通、 候様仕度旨相願候ニ付、 中奥ハ横大路村問屋え舟着候ニ付、 下鳥羽村え舟着候様申付候、 下鳥羽村え船着候様仕度旨相願、 右吟味之上、 横大路・下鳥羽村之者、 御城米麁末仕間敷旨、 下鳥羽村之問屋共難儀仕候 幷車屋ともも下鳥羽え舟着 今日召出 証文差上

享保六丑年

十一月二日

東御役所ニおいて被仰付候也、

289 享保六年十一月七日

二条蔵米売払の入札触が出る。

[京都町触集成] ——一二〇二

一米五千六拾石余子年五畿内江州 内四千百六拾石程 外御蔵七戸前

根帳二付、同十二日御蔵へ罷越、 候間入直シ申付候条、 納幷米引取之日限、 右之通二条御蔵米御売払ニ付、 ニ而札披候様、 可相触者也 日数十日限二申付、 望之もの明八日より来ル十一日迄、 壱戸前切ニ入札いたし、落札之もの現銀上 米見届、 去ル五日入札披候処、 入札可致候、翌十三日豊前屋敷 家持請人召連参、 直段下直ニ

丑十一月七日

290 二条蔵奉行役屋敷修復の入札触が出る。 享保六年十一月二十日

[京都町触集成] ——一二〇八

根帳写取、 二条御蔵奉行多賀彦八郎元御役屋敷御修復入札有之候間、 日より廿三日迄之内、 同廿六日肥後屋敷二而札披候様二可相触者也 寺町通丸太町上ル町中井主水方江家持請人召連参、 望之ものハ明

丑十一月廿日

124

291

望之ものハ明後廿一日九つ時迄、 右刻限遅参之者ハ刎札ニ申付候、 入用次第差出し請負入札申付候、 此旨油屋共へ可相触者也 肥後屋敷へ入札令持参、 尤代銀ハ来年中三四度ニ相渡し候様ニ候 来寅正月より同十二月迄壱ヶ年之内、 直二札披申付候,

(丑)十二月十九日

享保六年十二月二十四日

292

〔京都町触集成〕 ——一二一八

二条蔵米売払の入札触が出る。

一米五千六百石余 五畿内

五日より豊前屋敷屋江家持請人召連参、 右者二条御蔵米現銀御売払ニ付、 壱戸前切入札有之候間、 根帳付、 米見届、 来ル廿八日豊前 望之者ハ明後廿

屋敷ニ而札披候様ニ、 望之買人へ可相触者也

十二月廿四日

293 享保七年三月八日

二条蔵米大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一—一二四

備備 後中

一大豆六百七拾石 一米弐百弐拾八石 三条御蔵 一米弐百弐拾八石

摂州 子年江州

一大豆百六拾四石余 一大三百六拾四石余

前役所へ家持請人召連参、 右者二条大津御蔵米大豆現銀御売払入札有之間、 根帳付、米大豆見届、 江州 同十六日札披候様ニ、 望之もの者明九日より豊

望

享保六年十二月十九日

二条城内大鼓御櫓用上種灯油請負の入札触が出る。 [京都町触集成] | — | 二 | 七 二条御城内大鼓御櫓二遣候上種灯油、

> 之売人共江可相触者也 寅三月八日

294 享保七年四月

壬生村が二条城の堀から取っていた用水が滞る。

八木 (喜) 家文書]

奉願口上書

壬生領惣高千弐百四拾石余之内三百石程之田地ハ、往古より二条御城御 堀之湧水を以、 旬迄関板御下ケ、 候而も定水下り不申候へハ植付難成候、 之定水下り不申候ニ付、 上旬より八月中旬迄之間水御下ケ被成下候ハヽ、 方御年貢減少可仕候ニ付、 以上、 稲方・瓜 水被下候様二奉願候、 右之作物難成、 ・茄子・芋・染藍抔作仕来候処ニ、 御難義被遊候御事二御座候間、 右之水下り不申候へハ、御地頭 何とそ例年四月上旬より八月中 百姓共難義仕候、 惣百姓共難有忝可奉存 苗代仕付置申 右願之通四月 去冬より右

享保七年寅四月

葛野郡壬生村

庄屋

又左衛門

印

年寄

治左衛門

印

百姓

太兵衛

印

同

喜兵衛 印

同

甚右衛門 印

同

伊右衛門 印

同

忠兵衛 印

同

御奉行様

295 享保七年五月

壬生村が二条城の堀から取っていた用水のさらなる入水を願う。

[八木 (喜) 家文書] 壬生領之內御堀之湧水請来候田地、 難有奉存候、今少水御座候得ハ植付仕度奉存候、 奉願口上書 此節ハ少々水御下被成下、 御慈悲二此上少々水御 惣百姓共

葛野郡壬生村 庄屋

下ケ被成下候様奉願候、 享保七年寅五月

右願之通被成下候ハヽ、難有忝可奉存候、以上、

年寄

又左衛門

印

治左衛門 印

太兵衛 印 百姓

同

喜兵衛 印

甚右ヱ門 印 同

伊右工門 印 同

同

源左衛門 印

同

小左衛門 惣百姓共

印

御奉行様

296 享保七年六月十三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

[京都町触集成] ——一二七

一米九千三百拾弐石

内千式百五拾八石 田名畿 米米

共へ可相触者也、 所へ家持請人召連参、 右者二条御蔵米現銀御売払入札有之間、望之ものハ来ル十五日より豊前役 根帳ニ付、 米見届、 同廿二日札披侯様二、望之買人

寅六月十三日

297 享保七年六月十八日

〔京都町触集成〕 | — | 二七三

二条城中修復の入札触が出る。

御城中二之御丸太鞁御櫓御修復

東御番衆北外側太鞁塀御修復

東西御番衆小屋廻り高塀所々御修復

右之通二条御城中御修復有之間、明十九日より廿一日迄、

日限之儀ハ主水可為差図候、以上、

ル中井主水方へ、望之者ハ家持請人召連参、

根帳写取、

可致入札候、

披

寺町通丸太町上

寅六月十八日

298 享保七年七月十二日

利兵衛

印

惣百姓共

二条城廻り馬場内で所司代・町奉行往来の節、 平座を命じる。

〔京都町触集成〕 一—一二七六

一二条御城廻り馬場之内、所司代幷町奉行往来之節、 別而往還之もの不行

儀無之、平座可致事、 (中略)

寅七月十二日

299 享保七年八月二十四日

二条城中破損入用縄藁の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—一二八七

五十尋

一縄千弐百束

但五尺繙

但打違

藁五百丸

五尺して

御蔵奉行奈佐清太夫方へ参、根帳ニ付、来ル廿八日於豊前屋敷札披候様ニ、 望之ものへ可相触者也、 右者二条御城中破損御入用之縄藁入札有之候間、望之ものハ明廿五日より

八月廿四日

300 享保七年十一月三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一三〇九

一米四千九百八拾石

五年五畿内

() 外御蔵五戸前

右之通二条御蔵米御売払ニ付、壱戸前切ニ入札いたし、落札之者現銀皆上

日迄、家持請人召連参、 納幷米引取候日限日数十五日切ニ申付候間、望之もの者明四日より来ル八 根帳付、同九日御蔵江罷越、 米見届、入札可致候

翌十日肥後屋敷二而札披候様可相触者也

寅十一月三日

301 享保七年十一月十九日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一三二〇

内外御蔵五戸前

来ル廿二日迄、家持請人召連参、根帳ニ付、同廿三日御蔵 納幷米引取候日限、 右之通二条御蔵米御売払ニ付、 入札可致候、翌廿四日肥後屋敷ニ而札披候様ニ可相触者也: 札披より日数十五日切ニ申付候間、 壱戸前切ニ入札いたし、 落札之者現銀皆上 望者者明廿日より へ罷越、 御米見届

十一月十九日

302 享保八年二月十日

二条城内取捨候ごみ土取捨候賃銀の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 | — | 三四〇

一二条御城内ニ被取捨候ごみ土弐万荷在之候、 持参可申候、 可申付候、望之ものハ右取捨候賃銀入札、来ル十五日四つ時東御役所江 以上、 捨所ハ馬場廻り其外近所ニ

卯二月十日

303 享保八年三月九日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一三四七

大豆四百弐拾四石程

内弐拾四石程 丑年江州

四百石 寅年摂州

日数廿日切二申付候間、望之者ハ明十日より来ル十四日迄、家持請人召連参 右ハ二条御蔵大豆御売払入札いたし、落札之者現銀皆上納幷日限札披より

根帳ニ付、 卯三月九日 大豆見届、 同十五日於肥後屋敷札披候様、 買人共へ可相触者也

304 享保八年四月五日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

[京都町触集成] ——一三六〇

一大豆四百石

日より廿日切上納之筈候間、 日大豆見届、 右大豆現銀御売払入札在之間、 翌十二日豊前屋敷ニ而札披可申候、 右之趣可相触者也 望之もの家持請人召連参、 代銀上納之儀者、 根帳付、 札披之

卯四月五日

305

享保八年七月三日

二条城納戸蔵等の柱取替等の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一—一三七八

一二条御城御納戸蔵北側御太鼓塀之内扣柱取替

四方外側御太鼓塀之内扣柱取替同壁繕

高麗御門外橋杭木用掛直

持請人召連参、仕様帳写取、 右入札有之候間、 明四日より七日迄之内、 同八日於市小屋札披候様、望之者へ可相触者也、 寺町丸太町上町中井主水方へ家

306 享保八年七月二十三日

卯七月三日

[京都町触集成] ——一三八一

米弐百弐拾八石

二条蔵米売払の入札触が出る。

近江

307 享保八年九月六日

札披候日より廿日切二上納之筈候間、

卯七月廿三日

根帳付、米見届、

一米弐百四拾壱石同断

丹波

右者二条御蔵米御売払入札有之間、望之者ハ明廿二日より家持請人召連参、

来ル廿七日豊前屋敷ニ而札披可申候、

代銀上納之儀

右之趣可相触者也、

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一—一三九二

米千四百石

札披候日より廿日切上納之筈候間、 根帳二付、米見届、 右者二条御蔵米御売払入札有之間、 来ル十二日豊前屋敷にて札披可申候、 右之趣可相触者也、 望之もの明七日より家持請人召連 代銀上納之義者、

九月六日

308 享保八年十月二十二日

二条蔵米売払の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—一四〇九

一米千八百石余

取之儀ハ、札披候日より廿日切上納之筈ニ候、 根帳二付、米見届、 右ハ二条御蔵米御売払入札有之間、 来ル廿八日豊前屋敷ニ而札披可申侯、 望之者明廿三日より家持請人召連参、 右之趣可相触者也 代銀上納御米引

十月廿二日

309 二条蔵米売払の入札触が出る。 享保八年十一月十八日

〔京都町触集成〕 ——一四一九

312

享保九年四月二十四日

一米三千四百石余

根帳ニ付、 右者二条御蔵米御売払入札有之間、望之者明十九日より家持請人召連参、 廿二日豊前屋敷ニて札披可申者也

十一月十八日

310 享保八年十二月四日

二条蔵米大豆売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一—一四二九

一大豆九拾石程 一米三千七百九拾五石余

寅年摂津

寅年丹後

連参、 り日数十日切ニ申付候間、 右者二条御蔵米大豆御売払入札いたし、 根帳ニ付、米大豆見届、 望之者者明五日より来ル九日迄ニ、家持請人召 同十日於筑後屋敷札披様、買人共江可相触 落札之者現銀皆上納幷日限札披よ

者也.

卯十二月四日

享保八年十二月十二日

311

〔京都町触集成〕 ——一四三三

二条蔵米売払の入札触が出る。

一米三千九百三拾弐石程

数十日切ニ申付候間、望之者ハ明十三日より来ル十五迄ニ、家持請人召連参、

根帳二付、米見届、翌十六日於筑後屋鋪札披様、買人共江可相触者也,

卯十二月十二日

寅年五畿内

右者二条御蔵米御売払入札有之間、落札之者現銀皆上納幷日限札披より日

二条城中御用灯油の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一—一四六五

二条御城中閏四月中御用之灯油御入用ニ候間、 披有之候間、 油屋共入札持参候様二可申触者也 来ル廿六日於筑後屋敷入札

辰四月廿四日

右入札廿六日昼九つ時前ニ西御屋敷へ罷出候様ニ添書致し、 相廻シ申候様

ニ御勘定方より被仰渡候

313 享保九年閏四月六日

二条城中御破損所修復の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—一四六九

覚

一材木方

一日傭方

小買物方

一壁土方

一張付方

日迄、寺町通丸太町上ル所中井主水方へ、家持請人召連参、 右者二条御城中御破損所御修復御入用ニ候間、 望之者明七日より来ル十一 帳面写取、 市

小屋ニ而札披有之筈ニ候間、 日限之儀ハ主水ニ而承合候様ニ可相触者也、

辰壬四月六日

享保九年閏四月十八日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一四七三

米六百廿石余 丹波

右ハ二条御蔵米御売払入札有之候間、 望之者ハ明廿三日より家持請人召連

参、 札披候日より三十日限ニ上納之筈ニ候間、 根帳ニ付、 米見届、 来ル廿八日豊前屋敷ニ而札披候、 其旨可存者也、 代銀上納之儀

辰閏四月廿二日

二条蔵米売払の入札触が出る。 315 享保九年五月二十三日

[京都町触集成] 一—一四八二

-卯 米百七十弐石程

米千弐百四十四石程

米千七百石程

札披候日より三十日、五畿内丹波ハ五十日切ニ上納之筈ニ候間、可存其旨 右者二条御蔵米御売払入札有之候間、 根帳ニ付、米見届ケ、来ル廿八日豊前屋敷ニて札披候、 望之者ハ明廿四日より家持請人召連 代銀近江米ハ

辰五月廿三日

316 享保九年五月二十三日

〔京都町触集成〕一—一四八三

二条城内入用灯油の入札触が出る。

参者也、 御城内灯油御入用二候間、 入札相認メ、 来ル廿六日四つ時豊前屋舗へ可持

辰五月廿三日

317 享保九年六月四日

二条城内所々の井戸修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一四八五

二条御城内所々井土六ケ所御修復二付、入札有之候間、明五日より同六日迄、 寺町丸太町上ル町中井主水方江家持請人召連参、 小屋札披有之候間、 望之売人共江可相触者也 根帳写取、 来ル九日於市

辰六月四日

享保九年六月二十九日

二条蔵米売払の入札触が出る。

[京都町触集成]一—一四九二

米弐百五拾六石余

卯年近江

米千五百五拾三石余 卯年丹後

請人召連参、 披より日数三十日切ニ申付候間、 右ハ二条御蔵米御売払二口廉落入札いたし、落札之者現銀皆上納幷日限札 根帳ニ付、 米見届、 望之ものハ明晦日より来月四日迄、家持 同五日於筑後屋敷札披候積、 買人共江可

相触者也

辰六月廿九日

享保九年七月二十六日

二条蔵米売払の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—一五〇二

一米八百廿六石 一米八百廿六石

二ノ御丸新八番

御天守之下十一番

, 千四百三拾一石五斗

五十日切ニ申付候間、 右者二条御蔵米御売払二口廉落入札致、 米見届ケ、 望之者ハ明廿七日より来月三日迄ニ、家持請人召連参、 翌四日於筑後屋鋪札披候様二、 現銀皆上納幷日限札披より日数 買人共へ可相触者也

辰七月廿六日

130

320

一米千六百四拾八石卯年丹後

十^同 九 番

右ハ二条御蔵米御売払三口廉落入札申付候間、

札披日限より日数五十日限

享保九年八月

二条蔵米売払の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—一五一一

一米五百九拾八石五斗同断一米六百四拾弐石五斗卯年五畿內

米六百四拾六石五斗

※ 千八百八拾七石五斗

米見届、

享保九年九月八日

321

二条城内二之丸西構塀修復の入札触が出る。

[京都町触集成]一—一五一六

二条御城内二之御丸西御構塀御修復ニ付入札有之候間、 り十二日迄之内、寺町通丸太町上ル町中井主水方へ家持請人召連参、仕様 望之者来ル十日よ

辰九月八日

帳写取、同十五日於市小屋二札披候間、

可存其旨者也、

322 享保九年十月十九日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一—一五三五

一米千四百弐拾八石五斗右同断一米八百九拾五石

弐外拾御 拾蔵 九 番

三十番

四右弐右壱二 番所番所 御花畑前

日切申付候間、望之者ハ明廿九日より来月三日迄ニ、家持請人召連参、 右ハ二条御蔵米御売払三口廉落入札いたし、現銀皆上納幷日数札披より三十 翌四日於筑後守屋敷札披候様二、買人共へ可相触者也、 根

323 二条蔵米売払の入札触が出る。 享保九年十月二十七日

辰十月十九日

根帳二付、米見届、翌廿六日於筑後屋敷札披候様二、買人共へ可相触者也:

二代銀追々相納候積り、望之もの明廿日より廿九日迄二、家持請人召連参、

〔京都町触集成〕 一—一五四

一米千四百廿八石五斗一米八百九拾五石十十二畿內

廿外拾御 九藏番 香

一米千六百四拾八石同年丹後米

十^{同三} 九^所十 番 番

可相触者也、 持請人召連参、 右ハ二条御蔵米延売御払三口廉落入札申付候、 代銀極月廿五日限皆上納候積り、 根帳ニ付、 米見届、 翌三日於筑後屋敷札披候様、買人共へ 望之者明廿八日より来月二日迄、家 尤家質差出御米勝手次第請

十月廿七日

享保九年十一月三日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一五四五

廿外拾御 九蔵番 香

拾同三 九 番 番

一米千六百四拾八石卯年丹後

右者二条御蔵御売払三口廉落入札申付候間、

131

札披日限より日数三十日限代

翌七日於筑後屋敷札披候様、 銀追々相納候積り、 望之者明四日より六日迄、 買人共へ可相触者也、 家持請人召連参、 米見届、

十一月三日

325 享保九年十一月十一日

二条城内四方太鼓塀の扣柱扣貫板等修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 一—一五四九

二条御城内四方御太鼓塀扣柱扣貫北御門袖塀之内御修復二付、入札有之候 根帳写取、来ル十六日於市小屋札披在之、望之買人共へ可相触者也 間 来ル十二日十三日と、寺町丸太町上ル町中井主水方へ家持請人召連参

辰十一月十一日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。 326 享保九年十一月二十七日

〔京都町触集成〕 ——一五五八

一大豆拾七石卯年摄州

望之者ハ明廿八日家持請人召連参、 右者二条御蔵大豆御売払入札申付候間、 根帳付、大豆見届、翌廿九日於筑後屋 代銀之儀ハ現銀皆上納之積り候間、

辰十一月廿七日

敷札披候様、買人共へ可相触者也

327 享保十年五月十二日

二条城内御破損所修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕一—一五九三

日迄、 二条御城内御破損所、 十七日市小屋二而札披在之候間、 寺町通丸太町上ル町中井主水方へ家持請人召連参、 五品御修復ニ付入札有之候間、 望之買人江可相触者也 明十三日より同十四 根帳写取、 来ル

巳五月十二日

328 享保十年六月十五日

二条蔵米売払の入札触が出る。 〔京都町触集成〕 ——一六一一

米弐百拾石程 辰年丹波

内拾七石五斗 摂州米

家持請人召連参、 札披より日数三十日切ニ申付候間、望之者ハ明十六日より来ル廿一日迄ニ、 右者二条御蔵米御売払二口廉落入札いたし、 人共へ可相触者也 米弐百拾六石程 根帳二付、 辰年備中 米見届、 同廿二日於筑後屋敷札披候様二、 落札之者現銀皆上納、 幷日 限

六月十五日

329 享保十年七月十七日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一六一六

一米千三百十八石程 辰年五畿内

佐清太夫方へ家持請人召連参、根帳ニ付、 二候間、此旨可相触者也 右者二条御蔵米御売払入札有候間、望之者明後十九日より二条御蔵奉行奈 つ時於御蔵場ニ札披有之候、 代銀之義ハ札披候日より五十日を限上納之筈 来ル廿四日米見届、 翌廿五日四

巳七月十七日

330 享保十年九月一日

二条蔵米売払の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一六二三

米九百石

辰年五畿内

同四百五拾八石 同断

同 九百拾弐石五斗 同断

御蔵奉行興津八左衛門方へ家持請人召連参、 右ハ二条御蔵米三戸前門落御売払入札有之候間、 根帳付、 明二日より五日迄之内、 六日米見届、 翌七日

兀 つ時於御蔵場札披キ有之候、 代銀之儀者札披候日より五十日を限り上納

之筈ニ候間、 此旨可相触者也、

巳九月朔日 (後略)

二条蔵米売払の入札触が出る。 331 享保十年十月二十三日

〔京都町触集成〕 一—一六四七

一米弐百五拾八石五斗 辰年五畿内

一米千弐百三石

内、二条御蔵奉行奈佐清太夫方へ家持請人召連参、 右者二条御蔵米二戸前門落御売払入札有之候間、 明廿四日より廿七日迄之

翌廿九日四つ時於御蔵場札披有之候、 代銀之儀ハ札披候日より三十日を限 根帳付、 廿八日米見届、

上納之筈ニ候間、 此旨可相触者也

巳十月廿三日

332 享保十年十一月

一条城内四方太鼓塀の扣柱扣貫等修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕 ——一六五

井主水方ニ而根帳写取、 柱等御修復入札有之候間、 一条御城内四方御太鞁塀扣柱扣貫東西御門櫓両脇南北両喰違御門脇袖塀扣 同十二日於市小屋札披有之候間、 来ル八日九日両日之内、 寺町通丸太町上ル町中 望之売人江可相

巳十一月

333 二条蔵大豆売払の入札触が出る。 享保十年十一月二十七日

〔京都町触集成〕 | — | 六五二

大豆六拾六石程

内三拾石 摂州

三拾六石 石州

蔵奉行近藤半左衛門方へ家持請人召連参、 右者二条御蔵大豆御売払入札有之候間、 十六日四つ時於御蔵場札披有之候、 代銀之儀ハ当月中ニ上納之筈候間、 明十一日十四日迄之内ニ、二条御 根帳へ付、 十五日大豆見届、

十一月十一日

旨可相触者也、

334 享保十年十一月

二条蔵米売払の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—一六五六

一米五百八石五斗程 同米九百式拾壱石程 一米九百式拾壱石程 一米九百式拾壱石程

弐千七百九拾六石程

米見届、翌廿一日四つ時於御蔵場札披有之候、代銀来極月十五日を限上納 日両日之内、御蔵奉行近藤半左衛門方へ家持請人召連参、 之筈ニ候間、 右者二条御城内御蔵米四口門落御売払入札有之候間、 此旨可相触者也、 望之者明十八日同十九 根帳ニ付、 廿日

巳十一月

二条蔵米売払の入札触が出る。 335 享保十年十二月

[京都町触集成] 一—一六六六 一米八百五石 一米八百五石 一米八百五石 一米千弐百三拾八石五斗 -同-辰

→ 同·

, 弐千弐百六拾六石五斗

触者也 御蔵奉行興津八左衛門方へ家持請人召連参、 七日於御蔵場札披有之候、 右ハ二条御蔵米三口門落御売払入札有之候間、 代銀之儀来ル廿日切上納之筈ニ候間、 根帳ニ付、 望之者今日より来五日迄ニ、 同六日米見届、 此旨可相

巳十二月

二条城中破損所修復の入札触が出る。 336 享保十一年五月九日

〔京都町触集成〕一——七〇八

一材木方

日傭方

小買物方

一張付方 一壁土方

札披在之筈ニ候間、 寺町通丸太町上ル所中井主水宅へ家持請人召連参、 右者二条御城中御破損所御修復入用二候間、 日限之儀者主水方ニ而承合差図可請者也 望之者明十日より十四日迄、 帳面写取、 市小屋ニ而

午五月九日

337 享保十一年六月三日

二条蔵大豆売払の入札触が出る。

[京都町触集成] 一—一七一一

一^巳 大_江 豆州 百 百 石 外御蔵

場札披可申候、 田村三左衛門方へ家持請人召連参、 右者二条御蔵大豆御売払入札有之間、 代銀之儀ハ札披候三十日を限り上納之積可相触者也 根帳付、 望之もの来ル七日迄之内、 八日大豆見届、 翌九日於御蔵 御蔵奉行

午六月三日

338 享保十一年七月四日

二条蔵米売払の入札触が出る。

一米千八拾石程 一米千八拾石程 [京都町触集成] 一—一七二二 内百五拾壱石 丹波米也

清太夫方へ家持請人召連参、根帳付、 右者二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来ル七日迄之内、 ·候、代銀之儀札披候日より五十日を限り上納、御米引取候積可相触者也: 八日米見届、 翌九日於御蔵場札披可 御蔵奉行奈佐

午七月四日

339 二条蔵米売払の入札触が出る。 享保十一年八月十三日

一米千三百六拾三石程 ^{1年石見} 〔京都町触集成〕一—一七三二

可 場札披可申候、 藤半左衛門方へ家持請人召連参、 右ハ二条御蔵米御売払入札有之候、 相触者也、 代銀之儀ハ札披候日より五十日を限上納仕、 根帳二付、 望之者来ル十八日迄之内、 十九日米見届、 翌廿日於御蔵 御米引取候積 御蔵奉行近

午八月十三日

二条蔵米売払の入札触が出る。 340 享保十一年八月二十九日

一米千百九拾三石 | 一米千百九拾三石

三左衛門方へ家持請人召連参、根帳ニ付、 札披可申候、 右者二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来月四日迄之内、御蔵奉行田村 代銀之義者札披候日より五十日を限上納仕、 五日米見届ケ、 米引取候積可相 翌六日於御蔵場

午八月廿九日

二条蔵米売払の入札触が出る。 341 享保十一年九月十二日

一米千三百廿三石程 日年石見 丹後 〔京都町触集成〕一—一七三七

披有之、代銀之儀ハ札披之日より五十日を限上納、御米引取候積可相触者也、 村三左衛門方へ家持請人召連参、根帳ニ付、十八日御米見届、 右者二条御蔵米御売払入札有之候、 望之者来ル十七日迄之内、 翌十九日札 御蔵奉行田

午九月十二日

342 享保十一年九月二十日

二条蔵米売払の入札触が出る。

一米千拾五石程 拾云已年五畿內 [京都町触集成] 一—一七三九 拾六番御蔵

御蔵場札披可申候、 村三左衛門方へ家持請人召連参、根帳ニ付、 右者二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来ル廿四日迄之内、 代銀之儀者札披候日より五十日を限上納仕、 廿五日御米見届、 翌廿六日於 御蔵奉行田 米引取候

午九月廿日

可相触者也、

343 二条蔵米売払の入札触が出る。 享保十一年十月二十二日

[京都町触集成] ——一七五

一米千弐百五拾八石五斗 三拾七番日年五畿內 外御蔵 外御蔵

取候積り可相触者也 行奈佐清太夫方へ家持請人召連参、 於御蔵場札披可申候、 右者二条御蔵米御売払入札有之候、 代銀之儀ハ札披候日より三十日を限代銀相納、 望之ものハ来ル廿四日迄之内、 根帳二付、 廿五日御米見届、 翌廿六日 御蔵奉

午十月廿二日

享保十一年十一月十二日

[京都町触集成] 一—一七五九

二条蔵米売払の入札触が出る。

一大豆弐拾九石五斗旦年江州

蔵場札披き有之、代銀之儀ハ当月中上納、大豆引取候積可相触者也. 近藤半左衛門方へ家持請人召連、 右者二条御蔵大豆御売払入札有之候、 根帳ニ付、 望之者来ル十四日迄之内、 翌十五日大豆見届、 同日於御 御蔵奉行

十一月十二日

345 二条蔵米売払の入札触が出る。 享保十一年十一月二十三日

〔京都町触集成〕 ——一七六三

一米弐千弐百五拾三石日年五畿内

蔵場札披有之、 藤半左衛門方へ家持請人召連参、根帳ニ付、 右ハ二条御蔵米御売払入札有之候、望之者来ル廿五日迄之内、 代銀之儀ハ廿日切上納、 米引取候積可相触者也 廿六日米見届、 翌廿七日於御 御蔵奉行近

〔京都町触集成〕 ——一七六八

十一月廿三日

二条蔵米売払の入札触が出る。 346 享保十一年十二月七日

一米五百拾石五斗一米五百拾石五斗一米八百六拾弐石一米八百六拾弐石

弐拾五番御蔵 精五番御蔵 拾五番御蔵 前断 が四番御蔵

両様之直段積り入札いたし候様ニ可相触者也: 場札披有之候、右三戸前門落代銀上納之儀者当月廿五日切、 三左衛門方へ家持請人召連参、根帳ニ付、 右ハ二条御蔵米御売払入札在之候、望之者来ル九日迄之内、 十日御米見届、 翌十一日於御蔵 来正月廿日切、 御蔵奉行田村

午十二月七日

二条蔵米売払の入札触が出る。 347 享保十一年十二月二十日

一米三百三拾石程 「宗都町触集成」——一七七二

村三左衛門方へ家持請人召連参、 右者二条御蔵米御売払入札有之候、 外御蔵 根帳二付、 望之者来ル廿二日迄之内、 翌廿三日御米見届、

蔵場札披有之候、代銀之儀来正月廿日切上納、 米引取候積可相触者也 即日於御

午十二月廿日

348 享保十四年

田中村が二条城に竹を献上する。

口(泰)家文書〕 山城国高八郡村名帳 享保十四年

 $\widetilde{\coprod}$

高九百四拾七石八升七合四勺

(中略)

田中村

小栖竹 拾七束半

二条御城御上り竹

二条城内入用栗角木運送賃銀の入札触が出る。 享保二十年五月二十二日

349

〔京都町触集成〕二―七五九

二条御城内御入用栗角木、 家持請人召連、 所へ罷越、根帳写取、 明廿三日より廿四日迄之内、 同廿五日於市小屋入札披候間、 大坂より京都迄運送賃銀入札有之候、 寺町通丸太町上ル中井藤三郎 此旨可相触者也 望之者ハ

卯五月廿二日

350 元文元年十月

お土居内十二ヵ村が、京宿役として二条城御煤払や御飾松などを勤める。

[正行院所蔵東塩小路村文書]

乍恐書付を以御願申上候

御土居内拾弐ケ村として、 御朱印御用京宿役前々より拾弐ケ村として相

勤来り候

(中略)

御蔵奉行田

京宿役として二条御城より七里四方飛脚御状箱、 其外諸人足相務申候

(中略)

一二条御城御煤払、 (中略) 御錺松・御立松・上り松、 其砌御掃除相務申候

小野三大夫様

上鳥羽村 庄屋・年寄

西九条村 庄屋・年寄

西塩小路村 東塩小路村 庄屋・年寄 庄屋・年寄

西七条村 庄屋・年寄

136

元文元年辰十月

壬生村 庄屋・年寄

右之外心得ニモ罷成候義御座候ハト御聞合可被下候

以上、

十二月朔日

庄屋・年寄

北小山村 庄屋・年寄

351 元文二年十二月一日

女御御産に当たり御使役となった二条城在番組頭の問合せに対する返答書。

(ヴァ書)_ … 、 文書) 〔大工頭中井家文書〕

女御御産為御悦従 右衛門督様・刑部卿様御使二条在番組頭衆御勤候由

頔 御□様奉行大久保八左衛門様より此別紙之通御聞会之儀御頼ニ付、 町口

美濃守様江御尋候処付札二而来候付、 本文直二八左衛門様へ被遣候、 元文二

御太刀御目録台二載候哉 御進献物何レ江相渡候哉 「御附之武家承リ候」 (付箋) 「御附之武家請取被申候」 (付箋) 「建脚台ニ而御座候」 (付箋)

禁裏江

巳年十二月五日

是又何レ江御渡候哉

女御 姫宮御両方様江

口上何レ江申上候哉

御進献物幷御目録何レ江 「女御御方取次罷出請取申候」(付箋)

漢候哉尤御目録台二載候哉 御口上取次乗リ候情箋) 「御目録台ニ乗リ候

相

(カ) 御口上何レ江申上候哉

女候姫宮御両方様江

被進物御取次御銘

相替致中座候哉

女御 御殿ニ而右御進献物上候哉 「女御御本殿江納リ申!(付箋)

鳴滝村 西京村 木辻村 中堂寺村 大将軍村 庄屋・年寄 庄屋・年寄 庄屋・年寄 庄屋・年寄

> 352 元文二年十二月三日

女院御産に当たり御使役となった二条城在番組頭の問合せに対する中井主水

(カ) 書状案。

「町口様へ御手紙扣 (ウワ書) 〔大工頭中井家文書〕 口様へ御手紙扣 巳十二月三日」

此御座候、以上、 之儀ニ御座候へハ沙汰仕候儀ニ而者無御座候間奉頼候、 哉 札二而成共被仰聞可被下候、 御座候付、 内々ニ而別紙之趣承置度由ニ御座候、 御使二条在番御番衆之内組頭衆両人被相勤候由、 被成御残多奉存候、 座珍重御儀奉存候、 以手紙啓上仕候、 左様之儀も承度由被申付候、 断をも難申候間申上候、 其後者御物遠二奉存候、 然者此度 一昨日者御出被成被下忝御事奉存候、 右御使ハ御所ニ而何方へ向被参候事ニ御座候 一年御面倒被仰聞被下候ハト奉忝候、 女院御産之為御悦、 近比乍御六ケ敷別紙之趣相知候分御付 於 御城内每々心易参会仕候衆中二 寒気甚御座候処弥御堅勝被成 就夫無拠被相賴候者、 右衛門督様・ 右之段為可申上 被仰置候而御 刑部卿 光御内々 御 帰

十二月三日

籠保養仕罷在候、

依之以他筆申上候、

以上、

猶々私儀も一両日以前より寒熱差出其上持病之稔気強差込胸痛仕候付、

引

候間、 此度之御様子未相知候ハヽ、近年御番衆之内組頭衆御使被相勤候儀も御 其年之御様子ニ而も委曲被仰聞可被下候 座

353 二条城の番衆が御所への御使に際し問合わせた先例に関しての町口美濃守書

元文二年十二月四日

状。

「中井主水様 (ウワ書) (大工頭中井家文書)

町 口美濃守

元文二巳年十二月五日

持病気之由御難儀察入申候、 昨日者預御手紙候、 如来意其以後者不得御意候、 折角可被成御保養候、 甚寒之節候、 一両日者御

頭衆両 樣御心得可被成候、 付札致進申候、 人御使被相勤候二付、 御使者 右御報早々申入候、 御所ニ而諸大夫間江向ケ被参候事ニ御座候間、 別紙之趣御聞合之段致承知候、 以上、 然者此度二条御番衆組 則先規之例格

十二月四日

町口大判事様美濃守様御事、 十二月九日御手紙来候、 内ニ如左有之

先日御尋之御三家幷両徳川家之御使者於 申候処、此度之場所者奏者所二相定申候、 比相極申候間乍序申進候 御附衆御請取候、 其外之儀者先規之通ニ而候、場所者致相違候、 尤来ル十二日之御沙汰相成申候、 御所場所之儀先格之趣致付札進 漸一昨日

十二月九日

354 元文三年十一月

天部村では二条城内の御時太鼓の皮張りが行われる。

、諸式留帳〕第十五冊

ニ付、 候処ニ、前々より二条御城内御時太鼓、 元文三年午十一月、東御役所様御勘定方より天部村年寄可参様ニ被為仰付 明四つ時迄委細に書付奉指上候様ニ被為仰付候 外々ニ而も大太鼓張替不申候やと御尋被遊候、 天部村年寄利右衛門へ被為仰付候 尤外々ニ而も出来申

奉指上口上書

御座候、 弐尺以上之太鼓張立商売仕候義、 村方二商売仕候者無御座候、 候ニ付吟味仕、 乍恐書付奉指上候、 所々六条村、 已上、 川崎村、 不時ニ御誂之義御座候へは請取張立申義 天部村より外ニ無之候やと御尋被為遊 蓮台野村、 北小路村、 其外触下

元文三年十一月

天部村

六条村

年寄共

向 [并伊賀守様御役所御勘定方

御与力加納武助様

御与力山上五兵衛様 指 上申

355 元文四年三月八日

二条城内廊下橋掛直の入札触が出る。

[京都町触集成] 二—一一九五

二条御城内御廊下橋御掛直入札有之候間、 日迄、寺町丸太町上ル所中井主水方へ家持請負人召連参 望之ものハ来ル十日より同十二 根帳二附、 帳面

未三月八日

写取、同十三日於市小屋札披有之候間、此旨可相触者也

356 延享三年十一月十三日

二条城中南喰違御門北の石垣孕所積直の入札触が出る。

[京都町触集成] 三—二九七

二条御城中南喰違御門北御石垣孕所、積直入札有之候間、 此旨可相触者也 面写取、同十九日より廿日迄、 中井主水方へ家持請人召連参、 直段相考、翌廿一日四つ時於市小屋札披候間 来ル十六日より十八日まて、 望之者寺町丸太町 根帳ニ付、帳

寅十一月十三日

357

寛延三年八月二十六日

落雷により火災が発生し、二条城の天守が焼失する

(玉明記)

八月廿六日丙申、 七八年無之雷鳴云々、 先晴申刻時雨両度、 此日雷鳴申下刻より亥刻迄、 申下刻雷鳴、 段々いきおひ立テ雷鳴、 近代珍敷口也、 亥下刻

火災、二条城殿主焼失、 多勢群集之由

九月十四日癸丑陰、 十一月十九戊午日陰、 松平於義丸以使二条天守焼失二付、 此日京中年寄共町奉行所へ呼出、 自江戸申来云々、 去ル殿守火事之節

相詰候為褒美鳥目遣候沙汰也、

内前公記

申遣ス、 八月廿六日、 天守灰燼ト云々、 子刻より二条城内出火之由、 仍所司代松平豊後守役亭へ見廻

八槐御記

(兼胤記) 八月廿六日 (中略) 後聞、 至天曙火炎消滅、 殿守焼亡之外、 無類焼云々、

類焼も無之相鎮候段 類焼も無之候間、 取計如何樣之儀哉 八月廿七日、 万一取計も重く相成候ハヽ可告知之由約了、 昨夜 自豊後守も焼亡之注進ニ而相済候、 一条城殿守焼亡、 御付へ内々相尋之、 申恐悦之書状呈老中候外無他候、 未曾有之儀、 両士申云、 於関東御取扱、 殿主計焼失、 御付両士よりハ、 尤軽キ取扱ニ候、 本丸其外 又豊後守 御

[二条家番所日次記]

八月廿六日 (中略) 子ノ刻比二条城内出火、天守焼失、雷火之由、翌暁鎮ル也、

(続百弌録)

八月廿六日晴、 子刻失火、二条城天守自雷火覆落、 虚雷三五霹靂

(師充朝臣記)

八月廿六日 (中略) 入夜子刻計二二条城中大火云々、 至卯刻火止了、 天守

雷火焼亡云々、

| 同夜九時二条御天守、下之重より焼出し候、八ツ時三重目より北之方へ倒:| 〔八月二十六日〕| 〔0月月二十六日〕| 今廿七日漸火鎮り、 御所司代・町奉行・中井主水・御代官・其外大名方御

留主居・幷町々より水の手の者壱丁より五人ツ、京中より出申、

尤丁々欠付遅キものハ、今八時まで火事場ニ被差置、

と治り不申候

御城へ入鎮申、

今七時京中町々より五人宛、 水の手の者参候様被仰付、 今日暮合皆々御

> 座候、 内へ町働キ之もの罷出申候、 相知候分申進候 此度之出火雷火之様二申候得共、 慥 成義無

八月廿七日

[続談海]

代衆布衣以上、 之段注進有之候、 守焼立申候、 八月廿六日夜、 不残御焼失、 何御機嫌出仕有之、 京都雷雨強候処、 御使番柘植三四郎為見分被遣之、 翌月六七日頃ニ漸火きへ申候、 二条御城中江も雷落候哉、 右ニ付九月四日、 其外無別条、 子刻過頃御天 御普 右

[泰平年表]

八月廿六日洛中大風雨、 大雷夥シ、 数十ケ処ニ落、 二条天守雷火ニ而炎上、

(続史愚抄)

八月廿六日丙申、 大雷電鱼午刻震于洛中外凡百余箇所、 向夜二条城殿守災、

[寛延録]

九月四日

一二条御城御天守炎上ニ付、 於御右筆部屋縁頰 昨日御触有之候面々、 為伺御機嫌出仕有之、

御使番

金五枚 柘植三四郎

右者、二条御城御天守炎上二付、 被下物在之、 相模守殿被仰渡之、若年寄侍座 為見分被遣候旨被仰付、 於芙蓉之間御暇

十月朔日

(中略)

御使番

柘植三四郎

二条御城御天守炎上見分仕廻罷帰候

358

未聢

吉田村が二条御蔵詰米の人足を出す。

[愛宕郡各町村沿革調] 吉田村

城

御検地年寄、 相知レ不申候

御上納米津出シ之儀ハ

当村之儀ハ、多畑作ニ而御座候故、 御願申上、 御渡リ方米相納申候、

御蔵詰被仰付候節、 人足ニ而津出シ仕候、

宝暦四年戌二月 山城国愛宕郡吉田村庄屋

藤右衛門

年寄

与右衛門

百姓惣代

清右衛門

御役所

小堀十左衛門様

二条城内諸小屋修復に付入用の筆紙墨等の入札触が出る。

359

宝暦五年五月二十六日

〔京都町触集成〕三―一六三六

二条御城内諸小屋御修復二付、御入用之筆紙墨、

其外小買物幷損料物等一

井主水方江家持請人召連罷越、 口付入札有之候間、望之ものハ明廿七日廿八日之内、 根帳二付、 帳面写取、 寺町丸太町上ル所中 同廿九日五時能登於

御役所札披有之候間、 此旨可相触もの也、

亥五月廿六日

360 宝暦六年十二月十二日

二条城内廊下橋牛梁より上掛直しの入札触が出る。

[京都町触集成] 三一一八四五

御城内御廊下橋牛梁より上御掛直し入札申付候間、 西御門前市小屋へ家持請人召連参、 根帳二付、 同十六日直段相考、 来ル十四日十五日御城 同十七

> 日於市小屋札披候間、 此旨可相 触もの也、

子十二月十二日

361 宝暦七年七月二十九日

二条

二条城西門外橋掛直しの再入札の触が出る。

〔京都町触集成〕三——九一二

二条御城西御門外御橋御掛直再入札有之候間、 日之内、寺町通丸太町上ル所中井主水方江家持請人召連参、 様帳写取、 同九日御城外於市小屋札披候間、 此旨可相触者也 望之もの者来月四日五日六 根帳ニ付、 仕

丑七月廿九日

362 明和元年四月十二日

下板鉛買上の入札触が出る。

〔京都町触集成〕四——一一四

下板鉛 三百五拾貫目

西御門前迄引付代銀何程与直段積、 右御買上ニ相成再入札申付候間、 望之もの者鉛拾貫目壱固ニ付、二条御城 明十三日五時筑前於御役所札披侯間

申四月十二日

家持受人召連罷出候様可相触もの也

363 明和二年七月一日

二条城内本丸高麗門外の橋懸直しの入札触が出る。

〔京都町触集成〕四—一三三三

二条御城内御本丸高麗御門外橋御懸直シ入札有之候間、 り七日迄之内、寺町丸太町上ル所中井主水方へ家持請人召連罷越、根帳ニ付! 仕様帳写取、同九日御城外於市小屋札披之積、 入札可致持参者也、 望之者来ル五日よ

酉七月朔日

364 明和八年十一月

堀内村は二条城修復のため、 縄藁代を負担する。

(吉村)勘 家文書

延宝七未年石川主殿頭様御検地

高千四百拾六石八斗七升八合

Щ 城国紀伊郡

堀内村

二条御城御修復縄藁代御割賦、 御伝馬宿入用米・六尺給米・御蔵米入用銀 相掛り申候 相掛り申候

大坂御鉄砲合薬代御割賦 相懸申候

明和八卯年十一月 山城国紀伊郡堀内村

庄屋 勘兵衛

年寄 同 源右衛門 平兵衛

同 甚兵衛

九左衛門

同 藤兵衛

百姓代 長左衛門

二条城のあたりで、夜に怪しき光が見え、小屋が倒れる。 365

安永元年三月十三日

〔続史愚抄〕

三月十三日戊申、夜二条城辺光恠見、小屋倒云、 愚紳、

366 安永二年五月十一日

大番士井上正豊(富次郎)は、二条城在番中に不行状で遠流となる。

[寛政重修諸家譜]

富次郎

すして、借銭多く、勤仕にたへかたきにより、 安永二年五月十一日、さきに二条城の守衛にあるのとき、 綿服を着し、刀をも帯せす、 行跡よろしから

> らるへしといへとも、 端物を衒ひとり、 下部の体となりて、 逐電せし始末、 御城門をしのひ出、 重き法会行ハるゝにより、 士たるものゝ所行にあらす、 剰親族の頼と偽り、 其罪を宥められて遠流せ 市廛にをいて 斬罪に処せ

[続談海]

一五月十一日、 御仕置、

大御番高木主水正組

遠島 井上富次郎 巳四十

右於牧野大隅守御役宅、 (中略) 右井上富次郎儀、 去冬二条在番之節、 池田筑後守・山田十大夫立会申渡之 御城内致出奔候処、

下り、御詮儀之上、御法事ニ付死罪御免ニ而、

遠島被仰付候事、

尋出し江戸江

367 安永六年十一月十六日

二条御城米などの輸送に関して、下鳥羽村問屋と淀過書座が相論に及ぶ。

〔大沢家文書〕安永六年十一月十六日

急奉差上済状

私共儀、下鳥羽浜ニ而問屋渡世罷在、二条御城米・禁裏様御料、 三両弐分ニ定米候処、干水申立ニ仕、甚不埒之義有之、旦七年已前、西シ船ニ而鳥羽浜へ差仕候処、右廿石小廻シ船、壱艘ニ十八石ツツ積之代銀 仕 被為仰付候処、 申上候処、 成候義共御座候二付、 諸荷物伏見着二可相成、 シ廿石船積不埒有之候而は諸向ニ差支、勿論天道船方之者共鳥羽着不相好 官様方より御上納米納方村々、 御役所様ニ而御裁許ニも右減石仕候儀ニ付、 方御年貢米下鳥羽着仕候分、淀迄天道船ニ而入船、淀表より過書廿石小廻 別紙之通一札差入候二付、出入内済仕、双方得心之上和談仕候、 今日御召合候、 相手方より下鳥羽村庄屋伝兵衛相頼、 一々申立、 左候而は鳥羽問屋共渡世ニ差妨、 御裁判頂戴仕、 追々物減少之儀情々御吟味有之候処、小廻 淀過書船方之者相手取、 相手方へ相附、 御仰渡も有之候義、其上御代 段々下済仕呉候様取一 今日双方対決可 当九日御訴訟奉 諸方之差支ニ相 其外、 然上は

聞届被成下候様、 誠 二申分無御座候ニ付、 証文写相添、 乍恐連判済状奉差上候、 此段御願奉申上候、 御慈悲を以、 被為聞召届被下候ハヽ、 済状の趣御

同 難有可奉存候、

安永六年酉十一月十六日 城州紀伊郡下鳥羽村

忠問 次 郎

与左衛門

(以下十一名略)

同州同郡淀納所村

宮田弥左衛門 過書座廿石船

(以下二名略)

同州同郡水垂村

勝山長三郎 勝山長三郎

取□人 坪内善兵衛

庄屋伝兵衛下鳥羽村

御奉行様

368

安永九年三月四日

二条城西御門外橋・城中廊下橋掛直しの入札触が出る。

〔京都町触集成〕六―二二二

御城西御門外御橋

以城中御廊下橋

人召連参、 右御掛直入札有之候間、 根帳ニ付、 帳面写取 望之者ハ来ル七日八日之内、 直段相考、 同十日四つ時於市小屋札披有 中井主水方江家持請

子三月四日

之候間、

此旨可相触者也

369 天明の大火で二条城が延焼する。 天明八年一月三十日

[花紅葉都噺]

の御屋敷方、二条千本辺の数多の御役屋敷残らず焼失すと、 筋ハ堀川辺より壬生寺あたり迄、 此火勢誠に強くしはしに西北をさして二条堀川の方へ焼ゆく、 千本通を限りに北の方へ焼のぼり、 西の方の一

(中略)

の方へ吹廻り、 其後又風戌亥の方より吹きて、 洛中洛外御所辺を始奉り御城辺及び神社仏閣町家残る方な 禁庭の御方忽あやうし、 夫より次第に亥子

く焼き尽して、

一同下刻、堀 (正月晦日辰) (花の都覗唐操]

堀川辺より壬生の野まで焼ぬける、

一同下刻、(正月晦日午) 三条通の西の方諸々焼広がり、 それより神泉苑その辺の御屋

へ火移る、

梅忠町文書

別条、 御城内の御事ハ知る事なし、噂計の事にて書印、 聞に候ハ、御本丸ハ皆炎上、御小屋も焼候由噂なり、二の御丸ハ無御別条由 御役屋敷、同御組屋敷、 壬生辺の火ハ北へ焼、 して火の移るべき、 たる所、北東角御矢倉、 金城御城内之御事ハ知る人もなく、 方御米蔵無別条**、** に天のなす所、 御高塀所々焼、 時節到来なり、 夫より北の方御役屋敷別条なく、 町方とは遥に隔、 西御門の屋ね焼、是ハ外より見へ渡り所なり、又風 御牢屋敷、 西北の角御矢倉何れも炎上、御門、 小堀家の御屋敷、 未曽有の大火恐入事共なり、 此辺の寺々、 又恐入而咄致事も無之、 殊更堅固の御金城へ火走移る事、偏 御所司代様御屋敷不残焼、 神泉苑も焼、 さしも堅固の御名城如何 千本火の見矢倉無別条、 然共見へ渡り 御城より西の 御太鼓矢倉無 東西御奉行 様

京都大火

伊藤

(浚) 家文書] 京都大火記録

御城内之御殿二ヶ所但し是ハ翌朔日夜焼ル、 夕七ツ時ニハ二条迄焼ぬけ、二条御城北東角矢倉北西、 同大手之矢倉も焼、

[天明大変実録]

(前略)

諸司代御屋敷、 (所) 四ケ所焼残、御 別条、夫より御城御本丸・西ノ御門・乾巽角櫓弐つ、此の方ニて堀壱弐間宛其外千本通より西ハ無別条、二軒屋敷・八軒屋敷・御蔵屋敷・出世稲荷抔無 御城馬場之番所不残焼る、幷に馬場乾の角屋敷壱軒焼、 堀川より日暮通まて不残焼、 (後略) 夫より

370 天明八年二月

天明の大火に関して、 江戸幕府内の対応を収録する。

二月五日 (天明八年) (江戸幕府日記] (中略)

高家

武田安芸守(信明)

右京都出火 御所向其外炎上二付、

禁裏 仙洞 御所方江為 御見廻被遣候間、 明日中可有発足旨、於芙蓉之

間老中列座、 丹波守申渡之、

一明六日

御前髮可被為 執旨被 仰出候処、 京都

御所方幷二条 御城 御本丸其外炎上二付、 御延引被 仰出候、

被相触候、

(中略)

一京都

御所向幷二条 御城 御本丸其外炎上付、明六日惣出仕有之候間、其段向々

江可被達候、

二月

右御書付丹波守・大屋遠江守江相渡之、 向々江達之、

(中略)

二月六日

去月晦日、京都

御所向幷二条 御城 御本丸其外炎上二付、 為伺御機嫌惣出仕有之、

於

席々謁老中、

(中略)

武田安芸守

高家

金拾五枚

時服三羽織 同人申渡之、(丹波守=鳥居忠意)

於芙蓉之間老中列座、

右京都江就御暇被下旨、

右京都 金五枚 御所方幷 条 御城御本丸其外炎上二付、 御使番 松平左門 為見分被遣候二付被下

二月七日

旨、

於御右筆部屋緣頬若年寄中出座、

安藤対馬守申渡之、(中略)

御座之間

京都江御暇

金廿枚

松平和泉守

時服五羽織

御馬被下

御刀備前国家助 代金廿枚

(中略)

此段可

二月九日

(中略)

御勘定奉行

根岸肥前守

禁裏・院中炎上、二条御城焼失ニ付、 京都江為御用被遣候旨、 於芙

蓉之間老中列座、 丹波守申渡之、

(中略)

大御番

永井伊予守組

加藤主斗

同

酒井隠岐守組

右者京都より到着ニ付、 於御黒書院溜老中列座江罷出ル、 小長谷十郎右衛門

御勘定奉行

二月十日

根岸肥前守

金五枚

時服三羽織

右京都江御暇二付被下旨、於芙蓉之間老中列座、 丹波守申渡之、(中略)

二月十五日

御勝手より

二条在番御暇

大御番頭 大久保能登守

時服三羽織ツヽ 朽木和泉守

金五枚

同

両組頭

銀拾枚

時服弐ツヽ

(中略)

二月十六日

若林市左衛門

御勘定組頭

名代横屋幸之進

時服弐 金三枚

御勘定吟味方改役

金弐枚

加藤左市

時服弐

名代堀内小膳

同

高橋八郎右衛門

御勘定

名代重田猪十郎

右者京都出火ニ付被遣候間被下旨、 於御右筆部屋縁頼備後守申渡之、本多

弾正少弼待座、

(中略)

二月二十二日

永井伊予守組

大御番

金壱枚

加藤主斗

時服弐

酒井隠岐守組

同

小長谷十郎右衛門

右二条 御城御本丸其外炎上二付罷下候付、彼地江就御暇被下旨、於躑躅

之間同人申渡之、

371 天明八年二月一日

禁裏御所方・二条城炎上に付人足の供出を命じる。

禁裏御所方、二条御城炎上ニ付人足入用候間、山城国中御料私領寺社領共、[京都町触集成]六―一五〇二 村高百石ニ付四人宛之割を以可差出候、町奉行御役宅焼失之儀ニ付、二条

御城御門番之頭御役宅江向テ罷出候ハヽ、猶又可及差図候、尤此触書相達

次第、早々右人数可差出候、

両町奉行御役宅焼失二付、当分御城御門番之頭御役宅と町奉行御役宅相兼

候間、 諸訴其心得二而可申出候、

右之趣山城国中江早々可相触者也

申二月朔日

144

372 天明八年二月二十三日

二条城仮番所取建に付その刻限を報じる。

[京都町触集成] 六—一五三九

嵯峨口、 得共、 町代より早々可申通 御城番場六番所焼失跡仮番所取建、 差懸り候儀ハ是迄之通夜分ニ而も可申出候、 諸訴届駈込願等、 竹屋町口之内、 [旨被仰渡 最寄之柵外江罷越、 差懸り両御役所へ罷出候ものハ、三条口、 候事、 暮六つ時限柵〆切、 案内いたし候ハヽ相通シ候間、 此旨洛中洛外寺社在町江雑色 夜分往来不相成候 大宮口、

申二月廿三日

〔山中与八郎

373 天明八年三月四日

救助米銭を二条城蔵下で渡す。

[京都町触集成] 六—一五六〇

明五日、 御組之内御壱人印形御持参御出可被下候、尤米持て御用意可被下候、 定而八つ時前後二者当町江着可申候、 意得度、 つ時前後ニ者当町江着可申侯、左得者早速御案内可申侯間、御米幷御銀共二条於御蔵被下置侯間、請取ニ参申筈ニ而 早々已上、 請取二参申筈二而御 御年寄 座 右御

御米壱丁ニ付八斗三升壱合〇弐四九

但

御銀

四拾壱匁五分五り壱毛

三月四日

蛸薬師町

二条城炎上灰燼人足の差し出しを命じる。 374 天明八年三月十二日

禁裏御所より二条御城内炎上ニ付、 西公事方 〔京都町触集成〕六—一五七〇 引続右割を以人足可為差出事ニ候処、麦作手入之時節ニ而其上遠方之村方 追々人足差出、 社領共高百石ニ付四人宛之割を以可差出旨、 御場所次第二相片付候得共、 灰掻人足御入用有之、 今以過半相残り候御場所有之、 山城国中江先月朔日相触候付、 御料私領寺

> 足を雇入、 ハ往返之失却、 人足差出ニ不及候、 右雇料追而山 旁別而可及難儀事二候、 此旨山城国中江早々可相触者也 .城国中御領私領寺社領村高江可令割賦候間、 依之右人足ハ於奉行所手達者成 後 人

申三月十二日

[山中与八郎]

[蛸薬師町]

375 天明八年三月二十五日

二条城上使屋敷等普請請負の入札触が出る。

[京都町触集成] 六—一五八〇

小揚長屋 御鉄砲奉行屋敷

御蔵奉行仮役屋敷

御城外側木柵木戸門

外側破損方作事小屋幷竹置場

辻番所六ケ所

堀川二条橋

堀川竹屋町橋

来ル廿八日同人於御役所札披候間、其旨可相触者也 之内、筑後御役所江家持請人召連参、 右之所々新建物御普請受負入札有之候間、 根帳二付、 望之もの者明廿六日廿七日 仕様帳写取、 直段相考、 両日

申三月廿五日

376 天明八年四月六日

二条城西御門・外御櫓太鼓塀等の新建修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕六—一五九三

相触者也 根帳二付、 之候間、 二条御城西御門幷外御櫓太鞁塀、 入札望之もの者来ル八日迄之内、 仕様帳写取、 直段相考、 其外御櫓練塀新建御修復共、 同九日同人於御役所札披候間、 大隅御役所江家持請人召連参、 右御普請有 其旨可

申四月六日

377 天明八年五月二十二日

松平定信、所司代同道にて二条城入城に付道筋での不法等を禁じる。

〔京都町触集成〕六—一六三二

不致、見苦敷儀無之様可致候、尤火災後之儀ニも候間、掃除いたし手桶箒明廿三日、松平越中守殿所司代御同道御城入被成候間、御道筋ニ而不作法

右之通御道筋町々江可相触者也、

等差出間敷、

盛砂等いたし候ニ不及候

申五月廿二日

松平越中守殿御道筋

場西江、北之御門より御城入、西御門より御城出、夫より御巡見、御旅館より河原町通北江、三条通西江、西堀川通北江、東番場北江、北番

松平定信が京都に至り、二条城の城内を巡見する。378 天明八年五月二十二日

[公事余筆] 亨

松平越中守殿御上京御用向御日割覚書

申五月廿二日晴

②中守殿河原町へ御着、松平土佐守屋敷へ御着、当日ハ御休息被成候?

同廿三日晴

御城中不残御巡見被遊、昼時より大徳寺御見分、

379 天明八年五月

二条城西門等の破損修復の入札触が出る。

二条御城西御門之内升形仮御門幷両脇塀札番所共、| 西公事方御用懸りより出ル| [京都町触集成] 六――一六三五

扉仕足、二之丸御台所屋根御破損、小屋高麗御門外米見番所御取建之分、同所大番所北御門、大番所下番所二之御門、同所外足軽番所、高麗御門二条御城西御門之内升形仮御門幷両脇塀札番所共、同南折廻り目板瓦塀、

同所御本丸大番御番所、高麗御門内与力同心番所御取建之分、

同所二丸御納戸蔵之内御取繕、(中略)

申五月

380 天明八年七月二十八日

二条城外米蔵修復の入札触が出る。

〔京都町触集成〕六—一六六六

[朔日]

二条御城外御米蔵之内

拾八番 拾九番 弐拾番 弐拾壱番

廿四番 廿五番 廿六番 廿七番

三拾番 三拾壱番 三拾弐番 三拾三番

御蔵幷惣高塀之内所々破損、

右御修復入札有之候間、(中略)

申七月廿八日

381 天明八年八月八日

幕府、仮御所及び二条城などの仮造営を賞し、勘定奉行根岸鎮衛らに物を給う。

〔天明年録〕

八月八日

金五枚 勘定奉行 根岸肥前守

時ふく二

右者当春京都出火ニ付、仮御所向、幷二条御城、其外仮御取立御用相勤候ニー・・・・

金三枚 御勘定組頭 若林市左衛門

付被下旨、

於芙蓉之間

御老中御列座、

鳥居丹波守殿被仰渡之

同弐枚 御吟味方改役 加藤左市

御勘定 高橋八郎右衛門

別段銀七枚右同断御用相務候ニ付被下旨、御祐筆部屋縁頬おゐて松平越中守

殿被仰渡之、若年寄衆侍座、

382 寛政元年十二月二十五日

二条在番衆に洛中洛外の見廻りを命じる。

[京都町触集成] 七一一九二

左之面々廻り被仰付候間、 此度町々為取ど二御造営中大番頭花房因幡守組、 其旨可存候、 白須甲斐守組御番衆、

花房因幡守組

佐野次郎兵衛

永田源蔵

前田八右衛門

玉井四郎五郎

白須甲斐守組

桜井源右衛門

三浦藤左衛門

朝比奈政之助

中嶋卯右衛門

逃候様手当致置、断書ニ不及、右御番衆之書付持参御役所へ訴出候ハヽ、 相添御役所へ訴出候様申渡可相渡候間、 弥怪敷趣候得者其所々町役人呼出し、 右之面々、洛中洛外町々仮御所近辺相廻り、怪敷もの見当り候へ者相 縄掛ケ候侭ニ而御番衆より書付 其旨相心得、 受取候ハヽ不取

右捕もの相渡候ニ付、 付失脚等相掛り不申候様可致候 町々ニ而日々手当いたし置候ニハ不及候間、 右ニ

早速組之もの為請取可差遣候、

召捕候もの相渡候節、 取 書前文之通り可取斗候、 町役之もの在宿不致候ハヽ、平町人之内罷出、 受

御番衆相廻り候節、 心を付候筈ニ候、 武士屋敷幷寺社町方とも火之元不念成義見受候ハヽ、

右之通洛中洛外寺社町々江不洩様可相触もの也

酉十二月〔廿五日〕

383 寛政二年二月十七日

二条城内小屋普請等の取繕請負の入札触が出る。

[京都町触集成]七―二三〇

帳二付、 二条御城内小屋之普請幷二建足取繕請負入札申付候間、 可相触もの也、 より同廿八日迄之内、 仕様帳へ写取、 勝手次第御所御普請御用会所へ家持請人召連参、 直段相考、 来月四日ニ右同所ニ而札披候間 望之もの来ル廿日 根

戌二月十七日

山与八

384 寛政二年四月一日

二条城外米蔵破損等修復の入札触が出る。

[京都町触集成] 七—二四八

二条御城外御米蔵破損修復幷番所壱ケ所取建共

所へ罷出、 披候間、此旨可相触もの也 右請切入札望之もの来ル四日より六日迄之内、 家持請人相立、 根帳二付、 仕様帳写取、 内藤重三郎、 同七日美濃於御役所札 小堀縫殿御役

戌四月朔日

385 寛政六年五月十四日

二条城中廊下橋掛直の入札触が出る。

[京都町触集成] 七—九一六

二条御城中御廊下橋御掛直入札有之候間、 直段相考、同廿六日於市小屋札披有之候間、此旨可相触者也 寺町丸太町上ル所中井藤三郎方へ家持受人召連参、 望之者者来ル廿三日廿四日之内、 根帳ニ付、 帳面写取

寅五月十四日

386 寛政九年十月二十九日

二条城の金蔵が破られ、犯人は御用職人の飾り師と判明する。

[梅翁随筆] 巻五

二条御金蔵盗賊之事

二条御城中二丸御金蔵の方板塀損じ有、 たる事を、 もの承り出して、 もとは他国より来て、 条へ近ごろ引移りたる御堀内御用職人かざり師藤田大助といふものあり、 右の御金盗賊をとらへたるに依て、 手 たゞ与力の具足櫃には、 崩しねだをはなし、 る 達しける、 に れば、 甥分に成て、 に御番衆の小屋迄改んと差図有しは、 大輔病気とて退役有しも、 · 懸りの種に成ものなし、 様になればとて、 . 百両包! 十郎立合、 ,政九丁巳年十月廿九日、 かゞしてか多くの貯 此 両組の与力同心の小屋は、 としも暮て明れば未の年三月晦日、 大助陳ずるにことばなく白状しけり 一ツ御蔵の内に取落し置しゆへ、 よつて同晦日町奉行三浦伊勢守も見分に罷越し吟味せり、 近隣にてもいぶかしくおもひ取沙汰せしを、 御金蔵見分ある所、 御用職人の株を譲り受たり、 極印のなき御用意金なるを、 当未三月晦日大助をめし取り、 諸道具の錠前を打放しあらたむれども疑敷ものなく 遠藤備前守与力同心の小屋を吟味せんとて、 甚貧しく暮して、按摩などとりて世を渡りけるが、 へ出来て、金銭自由に遣ひしより、 島原、 御番頭堀田内蔵頭· (中略) 実は与力同心の小屋々々やさがしいたさせ、 祇園町の遊女の文多く出たるばかりにて、 御金蔵へも程ちかく、 二千両入の御金蔵ふたつ紛失せり、 その子細ををたづぬるに、 午四月交代すみ、 その様はなはだ怪敷見えける故、 以の外の誤なりとぞ沙汰しあへ 此旨所司代堀田大蔵大輔 京町奉行松原信濃守組の者、 (中略) されば俄に金持と成 炬燵のすびつの下に隠し置 遠藤備前守、 家財吟 其後所司代堀田大 其方より忍び入た 松平信濃守組の 味しける、 先の藤田大助 御殿番三 新町筋三 皆新 内

387 寛政十一年正月十九日

二条城蔵米売払の入札触が出る。

八—一〇

右 ハ二条御蔵米御売払入札有之候間 望之者者来廿三日朝五つ時二条御蔵

> 尤見せ米ハ不遣候、 江家持受人召連参、 名前根帳付書記、 少々ニ而も持帰間敷 御米見請、 候 翌廿四日右於御蔵 札披之様

一入札披之節ハ、 朝五つ時過二条御蔵江可 罷出 候、 尤同直 3 設ニ候 ハ、、 入

追札幷引替札等致間敷候

札持参先順之もの江落札申付候事

御蔵出し廻し立之儀、 廻し立現銀御払ニ候、 尤夫々廉落之積を以、 弐拾俵拼立鬮を入、 当り候壱拼不残貫目掛ケ、 壱石ニ付何程と入札可 目

違之分ハ幾口ニ而も斗立、 場廻し五勺留ニ而可相渡侯

鼠喰乱俵等有之候ハヽ、 立相渡候付、 元石之内可相減事 御蔵出之節除置、 御米出切之上当日之廻シニ 斗

廻シ立現銀御払ニ付、 前日御蔵江仮上納二致置、 不及敷銀落札之者ハ、 御米出切之上減石相立候ハヽ、 元石高ニ而 代銀 過銀之分ハ相 御米請 取

此旨可相触者也、 右之通り一 切掛り物無之候間、 無益之失脚積込心得違無之様相心得可申

候

未正月十九日

388 享和三年三月二十八日

二条城西門外橋懸直しの入札触が出る。

〔京都町触集成〕八—八四三

二条御城西御門外御橋

城外於市小屋札披有之候間、 三郎方江家持受人召連参、 右御懸直入札有之候間、 望之者者来月二日三日、 根帳ニ 此旨可相触者也 付 帳面写1 取 寺 直 段相考、 町丸太町上 同四 ル が 所中井 日五

亥三月廿八日

389 享和三年五月十五日

一条城外米蔵内廻り床下共掃除幷取繕共請切の入札触が出る。

[京都町触集成] 八 —八五六 候間、

駄賃米之儀者買人より可差遣候事

一二条御城外御米蔵廿六番、 卅四番、 卅五番御蔵共、 内廻り床下共掃除幷取繕共、 弐拾七番、 廿八番、 廿九番、 三拾番、 卅壱番、

右請切入札望之もの者、 人召連参、 根帳ニ付、 仕様帳写取、翌廿一日越前御役所ニおゐて札披候間、 来ル十九日廿日両日之内、 小堀縫殿方江家持請

亥五月十五日

旨可相触もの也、

390 文化元年十一月十五日

二条城蔵痛米の入札触が出る。

[京都町触集成]八—一一三四

一米四拾四石五斗 拾番亥河州

米弐百七拾六石

拾四番亥摂州

拾壱番亥河州

米弐百六拾七石

拾五番亥河州

米九拾七石五斗 米百弐石外御蔵

一米百弐拾八石五斗 セ候事 右者受痛米御払ニ付、 来ル十九日札主家持受人名前根帳ニ付候上、 米百三石 御米見

廿五番亥摂州

三拾壱番亥城州河州泉州

拾三番亥河州

一米四百八拾石

見セ米者不遣候間、 少々ニ而も持帰申間敷事、

入札之儀者御蔵於役所有之候間、 直段二候ハヽ、入札持参先順之ものへ落札申付候事、 翌廿日朝五つ時入札持参可致候、 尤も同

追札引替札等致間敷候事

廻シ立御払ニ相成候、 御蔵出シ廻シ立之儀、 弐拾俵拼二拼置、鬮を入当り候壱拼不残貫目掛ケ、 尤夫々廉落之積を以、 壱石ニ付何程ト入札可認候

目違之分者幾口ニ而も斗立、平均廻シ五勺留ニて相渡候事

御城内御蔵より外御蔵場江取出之義者、 御蔵之提札を以御門出為致

鼠喰乱俵等有之候ハヽ、御蔵出シ之節除置、 斗立相渡候二付、 元石之内可相減事、 御米出切之上、 当日之廻シ

> 御払代銀上納方之儀者、 上納いたし置、 御米出切之上、 元石之高ニて御米受取候前日まて御蔵役所江 減石相立候ハヽ、 過銀之分相返候事、 .仮

但、 三十日限り可引取候事

此旨可相触もの也、 右之通御開札之上、 書損算違等申立候共、 取上ケ不申候間、 入札入念可致候

子十一月十五日

文化元年十一月十五日

二条城破損方桶方勤方に付触が出る。

二条御城中御破損方、御用桶方之儀、東勘[京都町触集成] 八——三五一 支無之様一同申合置候様可致旨、 尤作料差出吉左衛門方二而雇入相頼候儀等決而致間敷、 シ、御定直段銀六分五厘之作料ニ而順々早速罷越、 多之節者吉左衛門より桶職之もの共江引合可罷越間、 又者職人雇入相勤来候得共、 屋吉左衛門儀、 御用之節々当地桶職之者共江役差致候得者、 之内可罷出、 其後右嘉兵衛故障有之節より、 、若病気差支等有之節者、 右嘉兵衛相勤候節之通、 御用多之節者差支候義茂有之候間、 当地桶職之者共江可申通事 右御用本途請負人二条通堺町東入町樽 職人雇入候而成共人夫二而差出、 寛政十一未年迄者桶師嘉兵衛相 御定直段を以是迄御用之節々手人 順々罷出御用相勤来候趣ニ候 御用差支不相成様可致候、 嘉兵衛相勤候節二准 銘々当人幷弟子共 此後御用

右之通被仰渡候、 以上、

辰三月廿九日

[町代

392 文政四年九月

二条城西門外橋掛け直しの入札触が出る。

〔京都町触集成〕一〇—一八三

一条御城西御門外御橋

家持請人召連参、 右御掛直入札有之候間、望之者ハ来月二日三日両日之内、 根帳ニ付、帳面写取、 直段相考、 同四日五時御城外於市 中井岡次郎方へ

小屋札披有之候間、此旨可相触者也?

1

393 文政七年六月

二条城米売払の入札触が出る。

一米拾石 此俵廿俵 ^{未城州} [京都町触集成] 一〇—四七五

石積ヲ以入札可致旨可相触者也、候上、日数五十日之間代銀納次第御米相渡シ可申候、勿論廻し立ニ付、壱於二条御蔵場米怔見届、翌廿四日於備後御役所札披之積、尤御払直段相極右御払相成候間、入札望之者来ル廿三日五時、小堀主税方へ家持請人召連参、

申六月

二条城松・煤払いに付触が出る。39 文政十年十二月

〔京都町触集成〕一〇—八八四

見廻 り候 市中 組村々十ケ年之間休役被仰付候、 其余京都より差立之宿次御用物、 受候様被仰付候而ハ双方可及難渋ニ付、 非常人足ハ勿論、 山城国御土居内組合十二ケ村之儀、 九貫匁相懸り候ニ付、 人足役被仰付候より外無之候間、 人足相勤候村方無之様ニも成行可申ニ付、 勤来候処、 心らせ、 人足役之内、二条御城松錺、 へ申付候、 追々及困窮候上、 人足賃諸入用等厳密ニ為相糺 成丈ケ入用不相掛候様取締之ため、 尤右人足役之儀伝馬御用相勤候当地馬借所熊谷仁左衛門江 京都より差立候宿次御用物、 右之分当亥年より来酉年之間迄中十ケ年之間、 過分之借財ニ相成、 御煤払、 右体村方及潰候期ニ至り、 右之分是迄拾ケ年平均壱ケ年之間凡銀拾 其外都而持出し人足之分者、 古来より二条御城松餝幷御煤払、 右御土居内組合村々古来より勤来 非常人足等之分ハ村々ニて相勤、 江戸、大坂之振合ヲ以町方懸り 右入用銀洛中洛外軒役江割賦 其外都而持出し御用人足相 此上捨置候而ハ往々御用 馬借所 へ町奉行組之物 町方江不残引 右御土居内 当地

取集方之儀ハ追而可触知候間、其旨可相心得候、

右之趣洛中洛外へ不洩様可相触者也

亥十二月

395 文政十三年七月

大坂目付が、文政地震直後、二条城の被害状況を幕府に届け出る。

[宝暦現来集] 巻之十九

京都大地震の事

て出水、又は山崩れ川流れ、 悪敷両日共大雨故、 れぬ事共なり、 之ける、既に類例はすゑにしるし置、 ○文政十三庚寅年七月二日より、 何さま捨置がたく、 先々御当地は何事もなく有りがたき事なり、 震損所も多かりし、家土蔵に至る迄、 扨々歎ケ敷事なりと沙汰申ける、 水死怪我人等も夥多なれば、 京都大地震之儀、 此度程の事老父も聞及ばず、 往古より京都は度々 中々眼も当てら 追々大破とはな 其上彼大雨に 其上折

一文政十三年七月二日より、京都大地震に付、七月十七日、御目付代間部

主殿頭、

木下左兵衛より、

御届け左之通、二条御城御破損所、

の内所に孕出、四方御土居武者走りの内、所々地形割損じ申候、石垣共御堀え崩込、西外側西御門南所御堀倒、御堀え木道具落込、石垣四方外側太鼓御櫓、其外所々倒損掛候内、北之外側北御門西之方、御塀

の方崩掛り、危く相成申候、腰堀石垣共損申候、北御門屋根下通り共所々損じ、二階御櫓東面庇し落損じ、御門台石垣西

御門番所廻り附物共、屋根廻り高塀所々損じ、西の方登り塀倒損申婦

(番ヵ) 一北二の御門傾き損申候、

屋根地廻共所々損申候、東音頭小屋玄関廻り潰、小書院床の間壁落損、台所廻り大破損、其外(番ヵ)

同長屋向与力同心小屋共所々損じ、幷高塀竹垣共倒損申候

(デーリー)に、 番小屋中の間潰損じ、其外小屋々々屋根下廻り共大破、同構之高塀竹垣共、 東御番衆小屋四十九軒の内、三番小屋上の間潰、下陣大破、十三番二十七

二の丸入口御門屋根廻り損じ、 同内与力番所、 向附物等損申 候

同 大番所屋根廻り共損じ、 同巡り高塀傾き、 壁落損申候

鳴 子御門傾き、 屋根下廻り共損申候

御廊下橋番所、 廻り屋根下廻共損申候、

御本丸出 丸御門屋根下廻共損申候

南御門傾き損、 御門台地形割損申候、

御 .本丸御堀側外石垣の内崩損、 所々孕出、 木柵! 損、 御堀端通総体地 形 割

損幷沈み、 不陸相成申候

北中切御門損、 両脇太皷塀の内倒損、 石垣幷石雁規共之内崩損申

西番頭小屋、 本家向屋根下廻共所々損じ、 雪隠二ヶ所壊損申

同長屋向屋根下廻共所々損、 同構仕切の高塀竹垣共倒損、 井戸屋形共内

西御番所小屋四十九軒の内、 下潰 上の間天井落損、 + 番、 二十番二十七番両小屋共不残潰、 十二番、 十三番、 十四番、十五番、十六番、 十九番小屋

几 十七番、 [十九番小屋共下陣潰損じ、 十八番、 二十一番、二十八番、 上之間大破、 二十九番、三十五番、 其外小屋々々屋根下廻大破 三十六番、

||構高塀竹垣所々損申候、

南中仕切御門大破、 両脇御塀之内倒れ損、 幷石垣石雁規共之内崩損孕出

申 · 候

稲荷曲輪与力小屋五軒の内、 一棟潰、 其外総体倒掛り、 同心小屋不残潰損

廻 竹垣之内倒損、 高塀之内損申候、

御門外御橋高欄の廻り、 其外所々損申候

御破損小屋廻り総体損、 湯沸小屋潰、 高塀の内倒損申候

御 本丸御天守台廻り、 御塀幷石垣損申候

同 所井戸屋形幷井筒損申候

同 所高麗御門倒掛り、 左右御塀石垣崩申候

二丸御金蔵屋根大破、 其外壁落、 廻り切出葛石木柵総体損申

候

御 台所家根瓦総体壁抜、 羽目竈損申候、

御 一台所より八番御米蔵え続御塀倒掛り、

大破相成申候

八番御米蔵前竹垣損申 候

御金蔵東南西え折廻し御塀倒申候

元御車 寄 口御塀損申候

御米蔵より御唐門え続築地所々崩、 総体所々破損に相成申候

御唐門貫抜折、 御屋根瓦掛戸外竹垣損申候

同所より埋御門え続き、 御築地崩損申候、

御車寄南北壁落、 御屋根瓦其外総体壁落、 **幷押土葛石左右竹** 垣損申

埋御門より西南御門え折廻し、 御塀所々倒損申候

南御門より溜御蔵え続 御堀幷切戸口皆倒損申候

溜御蔵総体傾き二階危、 幷南東竹垣倒損申候,

鳴子御米蔵前竹垣損申候

同所御米蔵北の手御塀、 并切戸口倒損申

同所より二の丸御門え続、 御塀幷御黒門倒損申候

御納戸前蔵傾き、 総体御屋根瓦壁損 附 庇崩申候

御玄関遠侍殿上の間、 御式台の内 同裏の間 同 大広間、 同 所溜の 間

欄間羽目御張附雨戸壁等迄損申候

蘇鉄の間

御黒書院、

御座の間

同所東溜

御雪隠総体傾き、

御屋根天井

同所定番香盤台落損申候

御太鼓櫓総体大傾き相成申候

同所四方壁板羽目損申候

東 御門櫓北御定口瓦落損申候

同 所御腋の内通金物落申候

同所家根瓦落損、 南登り塀大破、 幷北登り塀瓦落損申候、

御番所出口切戸屋根大破相成申候、

西 御築地出口、 南の方角廻り大破成申候

中仕切御門続き高塀、 北南共大破相成申候

御番裏高塀大破仕候

御番所雪隠大破相成申候

西冠木御門総体屋根大破、 并続袖塀大破成候

外側高塀北之方倒、 幷南の方屋根総体大破相 成申 候

御門総体捻、 幷東袖塀打倒申候,

門櫓台東西石垣崩申

奥御番所裏廻り塀落、 幷屋根廻り破損仕

同 同 所 所雪隠東の方壁落倒掛 東の方出口高塀、 瓦落幷倒申 西の方雪隠破 負相 成 申 候

升形番所総体破損申候、

二の丸御台所前、 番戸 土瓦脇板共、 前庇倒掛り、 前庇倒、 其外瓦所々、 三番の戸前庇倒壁大破、 腰板共、 御蔵一 幷に米見所総体大破相成申候 番戸前庇倒 六番戸前庇倒、 掛、 腰板共、二十四番屋根瓦所々、 二番の御蔵棟落込、 北之方軒壁所々、 八番壁総体、 前通軒波 五.

鳴子御門内御蔵、 十番前通壁所々土落、 十三番戸前庇倒掛申 九番前通北え折廻し壁、 外十一番戸前庇倒、 壁所々土落、 幷下地落大破、 十二番前通壁所 裏通 腰板

高麗橋前御蔵、 南流屋根板落申候 居葺迄落、 同壁下地共落、 十四番戸前より北の方軒より棟迄抜落、 十五番裏壁下地共落大破、幷米見所東の方壁落、 裏通り 屋根瓦 土

御天守台下御蔵、 六番戸前庇倒掛り、 裏通り軒より棟迄落掛り、 十七

:通屋根瓦落戸前開、

南の方壁落申候

、難被置御座候 御門台渡り御櫓柱 典 西え傾き、 石垣所々損じ孕出、 総体壁 破、 御 道

御櫓北の方戸前明不申候、 同所壁落、 追々大破に相成申

(ター ツ同 南の方御窓下壁大破相成申 候

巽 御き 櫓 壁不残響、 破目土落損 別 て 北 0 方 戸 前 左 右 幷北 東 角 は 不

八土落、 裏板計りに相成申候

残

御焔硝蔵総体崩損申候

(駄御蔵) 三ケ所、 屋根瓦落総体落損、 其外内通り総体損申

数手桶不 残、 幷留覆大破に相成申候、

右之 通 去 一る二 日 地 震にて致 破 損 此 上 損 相 増 可 申 哉 難 計 奉 存

> 以紙面私共方迄申聞 えも申 怪 達 我

依之此段申上候、

七月十六日

間部主殿頭 木下左兵衛

但し怪我人死人の儀も有之候得共、 ては怪我人死人数多く有之候得共、 不被申上候、 御届けには不被申上 以 候 御 断城内に

は、 京都大地震にて、 二条御城御破損御届け、 百日御目付より 御 届 け

京都町奉行勝平伊予守殿より、 御子息左金吾殿え書状之写

令啓達候、 る二日書状差出候後、 御孫弥御障無之珍重に存候、 左之通大地震に候得共、 自分儀も無異今在京候、 御役所一同怪我等も無之 扨又去

致安心候、

心易可被存候

七ツ時過怪き地震二つ、引続丑寅の方と覚申候、 倒候様に、鴨居などはずれ、壁を落し、 寸位にひゞわれ泥を吹出し、 昔咄には承り候得共、 棚の物は不残震落し、庭え出候処、 震動も不致唯 誠に此度右体の 度に

倒落、 御役所玄関脇当番所と唱、 潰不申と計の体に成申候、 与力同 心の詰所張番所有之、 右之天井落

白洲御障子抔破れ、 七寸程いがみ、 是も潰不申と申計に成申候

同役の方は白洲は震潰し、 迄も昼夜百度余も震申候、 先安心致候 大破致し、又夫々少々宛震り始り候て、二日より今以止み不申候、 四十九度計と存候、乍去今日は大に間遠に相成候儘、 家内の役所天井落、 昨夜抔泊之もの、 暮六ツ半時比より書付 其外御役所共土蔵は不 追々治り可申候、 昨 日 残

今日は雷気有之候得共、 此上大風雨にても可成哉と被存候 発急殊の外空もめ、 地震と入り交り雷鳴有之、

愛宕山幷嵯峨は鳴候て、 今以地震の如 \langle 土: 砂ころげ落候 由 今朝 角

右の山々、焼泥にても吹出可申哉と致心痛候、帯刀忰鍋次郎、地震の安否承に参、右之趣語申候、右様子にては、若哉

二条御城四方の土居裾廻り壁落、 右に准じ、 北御門脇より西の方、 皆震出申候、 一両と申事に成居申候 御城内殊の外破損有之、 明き御門もいがみ、 土居五六十間計倒れ、 西御門は南の方三十間計御城内 東御門口石垣、 誠に大造の御修復等にて、 御石垣二十間計御堀え喰込 つ五十人持位 御入用 一の大石、 | え倒掛、

分も往来にて凌ぎ居候仕合、火事同様の事御座候、之候得共、昼の内故と見得申候、昼夜震詰にて、町家にては宅を出、夜市中抔は潰家夥敷、死人怪我人は存の外少く、夜中ならば怪我人も可有

御役所の御用向取調草臥、荒々申遣侯、以上、座侯、種々申遣度侯得共、日々御修復所え出、八ツ時迄に帰宅、夫より常御殿余程の御損の由、御修復申立も可有之、誠にあきれ果たる計に御御所にては御築地抔大造の御破損、其内仙洞之御構別て御損強く、禁裡

寅七月五日

巳の事と見得申候、別の儀も無之、損所も無之旨申越候、南部にても同様の由、先当地而別の儀も無之、損所も無之旨申越候、南部にても同様の由、先当地格計地震と申候、此節瀬田之橋御修復にて、組の者詰切居、右よりは格先日其地え下り組与力草川吉右衛門、去二日には石部に泊申候由、少々猶又折角秋暑凌可被申候、前文地震、大坂は常体之地震二つにて済候由、

明日には実否分可申候、其地は定て別条無之儀と令遠察候、海に成候由書上候得ども、取留候事には無之、僅十八里隔り候事故、今唯今御目付方より風聞書差出候処、若狭国名所不知、十八ケ村程津波にて、

追啓、 がみ一向明不申、 六ツ時の御太皷、 合にて、 の珍事と被存候、 去る二日御修復所、 右之通損じも有之候に付め カケヤにて打明、 四ツ時過迄打廻し申候、 以上、 御小屋場見廻等に罷出可申と存候処、 漸々出候仕合、 伯耆守殿御城入にて御見分有之、 二日の晩は 誠に前代未聞の仕 一向に伏り不申 門

一諸司代松平伯耆守殿御届左之通、

以下は御所や洛中・大津などの破損状況、中略

一二条御番衆大木市左衛門殿宅状、左之通、

比より、 木崩落、 上塀、 押に打れ漸々助出し候由、 但鳥居三本、 尺程の石落有之候、 御堀端は不残、 銅 に合兼候ものは、 中々御小屋に被居不申、 七月二日夕七ツ時打候と程なく地震、 は 両三人有之、 往来も甚だ気遣敷、稲荷曲輪同心は不残小屋潰、 東御門台石垣等に孕出、 に倒れ、東御門大番所後の土塀、 来危き故、 方へ今にも倒落候様に、 \mathcal{O} 如く落、 大小を抱御小屋御蔵前、 申候事に候、 地え集り、 住居成兼候御小屋余程有之、 巣の如くひゞわれ、 0 分有之由 一御櫓、 御門、 十間二十間程宛崩、 御小屋内押に打れ候者有之、 地震間遠に相成候得共、 上の土塀も倒かゝり、 又元の御小屋え引居候処、 此上いか程強く地震可有之哉と心易からず、 其外白土鉢巻等皆へげ落、 一人立にて急ぎ通り、 是は内の方へ倒かゝり、 是も一命には拘り不申、 燈籠十七本倒、 御破損奉行其外御在役之者、 高灯燈箱など付て、 両御番頭も御出 其外二三寸程宛ひゞわれ、 多く打れ申侯、 西御焼失跡御門台石垣所々崩、 西御門脇御小屋脇裏、 はだしにて欠出候処益募り、 堀等も損所多、 ふらく致候所も御座候、 又は広き場所え走り出候処 御厩曲輪通り二筋塀不残ひらきとれ、 先 稲荷曲輪入口の御門棟廻落、 命には拘申間敷哉と申事に候、 上下の置所なく、 中切御門台つゞき石垣二間程抜落、 是は大概倒申候、 寄こぞり申候、 御殿幷御金蔵其外御櫓等、 時々地響致し、 米計少々宛運候由、 損所は高麗御門と申、 住居幷下棟暫時に震潰、 続御櫓御土塀、 初は少々震 稲荷石垣石鳥居石燈籠も大体倒 戸板に乗せ舁運候体、 助に参度も、 御道具外箱等は不残乱れ、 持場々々見廻り、 御城中幷御小屋内、 高土居に候得共、 同心三人程遁出間に合兼、 御破損定小屋一ケ所潰、 各々色を失ひ十方に募 所々壁瓦落、 六ツ時比俄に所司代御 直に烈敷震出候に付 歩行の出来ざるもの 御橋御門ねじれ、 其外御太皷櫓石垣 御天守蔵所々大破、 鴨居天井壁落候故 西御門続き御土居 御米蔵屋根瓦 御小屋の者不残 御本丸え入口総 石垣崩れ落 火事場より 遁出候も間 不残損所御 外御 潰ぬと申 七ツ半時 所々抜々 面 三四 辰巳 往 雁

様子、 等落損、 相 覚悟致居申候、 抔と申候事、 土 共敷物致し、三日終日外にて暮申候、 屋えも参兼候様に、 暑堪兼申候、 皆々外に夜を明し、 人死人等も余程有之由噂申侯、 申候、 成申 にて三日二夜野陣致居申候、 |御門陰陽頭より所司代え、此上も強地震可有之候由、 御城入、 分有之に付、 いまだ大坂の左右は承不申、 御金蔵御車屋も瓦落申候、 御殿向は御天井、 御門番も夫々御門に詰め、 西御小屋内御通り抜有之、 大坂御城中抔は、 各膽を冷し居申候、 先荒増此段申上候、 六つ時の御太皷打延候得共、 暑気強との事、 今に至夜中震動致し、 幷御襖御張付絵、 是迄に覚ぬ大暑にて、 堀川通り其外御城外御構内番場え、 矢張地震動は止み不申故、 御番衆は東西共少も怪我無御座候、 以上、 此上は何事も静に致度而已祈居申候、 御城外市中は別て家蔵も多損、 又此六七日は暑気甚々敷、 誠に上下とも堪兼候由、 夜中も度々地響致、 御城入に付、 御小屋に居候も相 多くさけ損申候、 所司代御城入は五ツ時 地役も不残組の者召 昼の内は隣の 上下共安心無之、 御用心可有之哉 今晩も野陣の 扨又地 夜中も蒸 兼 欄間彫物 女子 怪我 過

月十四日

堤中務小輔殿女中迄、 日江戸着、 大地震之御機嫌伺ひの文さし上候処、 返書八月十

(中略)

京都地震の 儀、 七月四日出に申来る、

(中略)

二条御城北側の塀悉く大破、 蔵も二三ケ所倒申候 御築地内御摂家方、 御城え打倒、 宮方、 西の方御門共塀も崩れ、 堂上方、 損所筆に難尽候

一二条御城中も、 悉く地割申候

淀の御城矢倉潰申候、

尤地の割候所

町

々夥敷御座候

大坂より七月四 日 出に申来る、

七月二十五日出 左之通申来る、

略

京都より 、幸便又々申来る、

先達て申 合地震三百七十余度震申候、 上候大変、 中々相分不申候 誠に大周章仕候、 何卒早々相納り候様奉祈候、 今にごろくく日々勘考申候に、 怪我人又は 即 都

宮城内は目も当られぬ大破損に御座候、 塀共に御堀え落込申候 言語に絶候位にて、 ゆがみ、 も御座候 先塀も崩不申候得共、 外形石垣崩申候、 堀の土抔は御見分相待、 中々言語に難述候、 御城石垣西の方多損 御城内は猶甚敷、 大破に御座候、 西の方御門柱戸計遺り、 (中略) 今に其儘に御座候、 北大手の西の方、 且. 迚も御修復計にては相済がたき 南の方も追々崩申候、 御所は大破損にて、 屋根は落散申候、 二条の御城は尚又 内外共石垣 御殿 東の方 其内

此度は定て御伺の御使可有之沙汰仕候、 一条御城御見分、 宮中御破損の御見分可有之と沙汰仕候、 大彦先生御上京にても有之候 (中略)

趣

は

二三十間計石垣も崩、 噂而已承り無覚束、 ゆがみ、 り多崩申候、 に致有之由 も傾申候、 御要害には相成間敷由申候 御城内は格別大破に御座候、 西之方御門は屋根落て戸計相成、 御城外米蔵大分倒、 東一方は塀も先落不申候得共、 御城外見物仕候処、 外側も御堀え崩落、 迚も修復は難調、 扨々御物入恐入候事に御座候 死人も三十人計有之由、 誠に大破にて、 板囲ひ致し有之候、 大破に御座候、 其内外形之石垣は崩、 何 も御築替ども無之 北の方大手西え 都て石垣 御太皷櫓 至て密々 北よ

396 天保二年十二月

二条城内外・外米蔵とも修復に付入札触が出る。

〔京都町触集成〕一〇—一二七四

大工方

木挽方

壱口

鍛冶方

餝方

154

屋根方 財木方 瓦方 壱口 壱口

塗師方

壁方

畳方 小買物方

壱

П

壱

П

石方

損料物方

土砂方

音羽谷より石切出シ運送居手間共

壱

 \Box

中日雇方

一手伝方

壱口

右者二条御城内外幷外御米蔵とも御修復ニ付、 家持受人召連、 右口々入札申付候間、 家持

二而望之者者来辰正月八日より十日迄之内、

(中略)

397 天保三年七月四日

二条城内外地震破損所修復に付触が出る。

[京都町触集成]別―補一一六六

元入念、町役之者繁々相廻り、 今度二条御城内外地震二而破損所御修復二附、 無油断様左之町々江可申触候、 御城近辺之町々別而火之

右御修復中若出火有之候節者、 挑燈持壱人差添、明五日より普請場竹屋町口御柵外へ早速欠附可申候、 右場所江雑色町代罷出居候様申附置候間、 左之町々より人足壱人宛、尤夜分ハ外ニ 其旨可相心得候、勿論右御用

差図可請候、

但し、下立売より新町より東、 (北脱カ) 懸り与力同心取斗可申候間、差図 三条より南之出火ニ者不及其儀候、

北椹

木町通迄、南姉小路通迄、 東油小路通迄

右之通申附候条、洛中洛外裏借家二至迄、火之元入念候様可相触者也

辰七月四

398 天保三年七月

二条城内外地震破損所修復に付触が出る。

[京都町触集成]一〇—一三一四

今度二条御城内外地震二而破損所御修復二付、 元入念、 町役之者繁々相廻り無油断様可申触候 御城近辺之町々 [別而] 之

右之通洛中洛外裏借家ニ至迄、 火之元入念候様可相触者也

辰七月

399 天保九年一月

飢饉に際し、二条御蔵御囲米を町単位で借用する。

〔筋違橋町文書〕 天保九年一月

預申御米代銀之事

者之無違背為引請可申候、 相立可申候、 一条御蔵御囲米代銀之内一銀弐貫八百目也 町中就要用、連印を以慥預申処実正也、 万一及遅滞候ハヽ、 若、 連印之内、 犬 町役相退候歟、故障品替等出来候ハヽ、跡役之 町中軒役取集、 先役之もの一同相遁申間敷候、 来ル二月廿五日限、 但、 元利都合無難渋、 利足月九朱定右は、御米代 仍如件、 急度御上納 無相違御上

大宮通安居院筋違橋町

天保九年戌正月

預り町中

年寄 壺屋茂兵衛 (印)

五人組 河内屋市兵衛(印)

町総代 矢代屋五兵衛 (印)

吉田屋政右衛門(印)

同同

岡田屋利兵衛(印)

日野屋新助 -野屋七右衛門 印 印

同

鍵屋その 印

400 天保九年五月

二条城松飾り・煤払い人足に付触が出る。

〔京都町触集成〕一一―二七四

り者先前之通右拾弐ケ村ニ而相勤候条、 用物其外都而持出人足之分ハ、右御土居内組村々拾ケ年之間休役被仰付、 常人足者勿論、 不及候条、 十二月相触、 右休役中去ル亥年より去酉年迄中拾ケ年之間当地市中江被付候段 城松錺煤払非常人足等之分ハ右村々ニ而相勤、 相勤候村方無之様ニも成行可申ニ付、 山城国御土居内組合拾弐ケ村之義、古来より二条御城松錺幷御煤払其 連々及困窮ニ候上、 其旨可相心得候 右以来年々右御入用銀差出来候处、 京都より差立之宿次御用物其外都而持出御用人足相勤来候 過分之借財ニ相成、 古来より相勤候人足役之内、 右御入用銀去酉十二月限二而出銀 此上捨置候而者往々御用人足 其余京都より差立之宿次御 年限相満候付、 当正月よ

右之趣洛中洛へ不洩様可相触者也

戍五月

401 天保十三年十二月

一条在番の面々借財に付触が出る。

[京都町触集成]一一—六八二

趣相聞 共より訴出候様可致候 中之直段二見合、 及延引候より追々当地ニ借財相増、 而掛ケ買致間敷筈ニ候間、 価を引上ケ候ニ至り、借財無之輩も無拠高価之品を買もとめ、要用相弁候 二条在番之面々在番中雑費多候歟、 、も懸ケ売決而致間敷、 右商人共不埒之事ニ侯、 高直之品候ハヽ、 御城中ニ而買求候品、 万一 払方滞候ものも候ハヽ、 以来在番之面々聊之買物いたし候共、 日用之品掛ケ買いたし、連年払方をも 仍而ハ御城中江立入候商人とも自然物 其趣御番衆より頭々江申聞候積候間、 高価之売買致間敷、 其段頭々江商人 若市 決

> 洛中洛外へ不漏様可申通事 右之趣申通候間、 当地商人共聊心得違之儀有之候ハヽ厳重申付 候 間 此

天保十四年十二月

二条城米運送の車が減少し、 人力大八車での運送が行われる。

[海老名家文書]

御所御米・二条御城米運送之儀は、 大八車を以二条通筋より御米運送仕、 窮二及、追々車数相減シ、 永久相続仕度段御願奉申上候二付、 右両御米運送手支迷惑難渋仕ニ付、 其御村方え御頼申入候処、右人力通 従往古車持共相勤来り候処、 其余売荷之儀も運送致シ、 此度人力 車持共

御廻見之節幷御通行筋ニ付、 ^(巡ヵ) 行之儀御承知被下忝存候、 右人力車ニ而損所在之候ハヽ、

早速

取

仕 御村方不行届無之様可仕候事、

田畑ハ勿論、 屋敷地之内え少シも牽通り為致申間敷候事

橋幷二溝縁等損所出来候節、 各々方御差図之通早速取繕ひ仕候事

御用米運送之節ニ而も御用辺を申立、猥ニ我儘之儀為致申間敷 人車往

来人牛馬行違、

空荷之者より為伝合可申候事、

右之通相違致間敷候、 繕ひ入用代銀私共より持参可仕候、 而如件、 万一道筋取繕ひ不仕候節ハ、 材木屋薪屋ニおいても右之趣承知致シ、 為後日売荷惣代證印致シ差入申一札、 其御村方より取繕ひ被成候ハヽ、取 心得違為致

天保十四年卯十二月

下嵯峨車方

年寄 与惣兵衛 印

理右衛門 印

材木屋惣代

四郎兵衛 印

木屋惣代

旨

和助 印

御役人中

生田村

嘉永三年

403

二条城御城入御順路書。

中井家文書

松 和泉守殿 (老中松平乗全)

御同道

内 紀伊守殿 (京都所司代内藤信親)

「本文幸田金一郎儀御老中御刀持之御送り之上御跡より御城入仕候、^(貼紙) 番頭衆御出迎、夫れより、 損奉行御出迎、 北御門櫓右御見分、二之御門内江御門番之頭・御蔵奉行御出迎、其末江御破 リ)・中井小膳御出迎御先立仕候、 御城入御順路北御門より御城入、 代与力之段紀伊守殿江嘉之助申上侯、 此所より御破損奉行御先立仕候、足軽番所前石橋之辺迄大御 御門外江三輪嘉之助・幸田金一郎(二条鉄砲奉行) 御門内江所司代与力不残罷出平伏、 同所南之方江町奉行衆御出迎、 夫より (貼紙ア 所司

但御老中方二条御屋敷江御立寄無之節者御出迎後引続御跡より候、

一丸御門より御入 御台所前御米蔵御台所

座相定上意和泉守殿被仰渡、 者御台所前之辺より御先江被相越組頭敷出簿辺迄御出迎申上御上り、 同所小部屋三ヶ所右御見分、 大御番頭衆より御礼被申上、 夫より大御番所江被成御越候付、 紀伊守殿御取合二 大御番頭衆ニ 組頭着

御金蔵欠所

而御立被成、

夫れより、

大御番所前

金銀幷所司代

同所二階御城金 与力御預金銀

元御車家口より御入

御唐門

東御門

同所御門櫓

元江御帰

御玄関より御上り

御式台間

同所中之御蔵御道具

溜御蔵

御庭廻り

右御見分相済御廊下橋脇切戸口江御出、 夫より、

御焔硝蔵

南御門通

足駄蔵

元江御帰御本丸江御入

御天守台幷御本丸御焼失跡

157

同御弓矢

辰巳隅御櫓

御車家三ヶ所

御殿遠侍殿上之間

大広間

蘇鉄間

御黒書院 御納戸内蔵後藤縫殿允御預御道具

此所於三之間御休息

同所二階御祈祷之御札幷巻数

同所西之御蔵御召御装束其外

御座間

御花畑前御米蔵

溜御蔵御鎗

鳴子御門通

御太皷櫓

西御番頭御小屋前御 米蔵

御天守台下御米蔵

送御出迎之通仕候 御蔵奉行御出迎、 橋上二而御喉乞申上候、 御門当番之御門番之頭者御番所前ニ而御喉乞申上、其外地役之面々西御門御 右御見分相済西御門江御城出被成候付、 御城出、 同所前二而御破損奉行御喉乞、 夫より外御米蔵御門下ニ而御下乗御門内江嘉之助・金一郎 其上江町奉行衆御出迎、 町奉行衆御蔵奉行ニ者外御米蔵御見分ニ付、 夫より嘉之助・小膳御先立仕候、 大御番頭衆ニ者与力番所角之辺ニ而 夫より御米蔵順々御見分相済、 御先江 · 小膳 西

右之通御座候、 以上、

戌十一月

一輪嘉之助

404 安政二年六月

大津蔵納米の二条蔵へ移替に付触が出る。

〔京都町触集成〕一二―六一〇

候間、 罷出非常手当可致候 方其所役人江宰領之ものより申談候ハヽ、無差支様可致候、 迄之間、 大津御蔵納米之内千三百石急速二二条御蔵江移替二付、 差支等無之様可致候、 其外大雨急出水等有之無拠次第二而運送方差支、 自然道筋ニ而足折車等出来いたし、代り車着 左之道筋牛車牽通 差掛り御米預り 尤非常之節早々

大津海道、三条通、北江東堀川、 西 江御池姉小路之間、 東橋牽通、 西堀 Щ

,小路西江、猪熊北江、 番場

右之趣支配所境より右道筋町々村々江不洩様可申通

卯六月

二日夜、 承知印形仕候

405 安政六年十一月

二条城御番衆の寄宿町が、 再度寄宿町の増加を歎願する。

[沖田家文書]

乍恐奉歎願口上書

一二条御城御番衆様、 候処、 内二而、 深御仁恵之程難有奉存候間、 此上相応之町柄にて、 懸二而失費取賄侯儀二御座候得共、 其上相応之町柄ニも、 内ニも、 柄御高察被成下、 成御役宿之儀、 自然麁末之儀出来仕、 論 積年之借財不少、 二町分仕順番相立、 拾四町え、 も相成候趣を以、 より神泉苑町、 統取続罷在候儀二而、 々とも申談候処、増町被仰付年数も不相立内、 つれも間遠ニ相成、 一統実々心配仕、 年頭每参府仕御拝礼仕来、 以上、 右場所追々及衰微、 御宿可相勤家建無之町、 古来より之御公用等も多く、 右御寄宿増町被仰付奉畏候、 奉対御公儀様深奉恐入候儀と、 御池北より南松原迄之町々ニ而、 御歎願 一体先年増町被仰付候場所は、 願之通場広之増町被仰付被下候様、 何卒永世御差支之儀無御座様仕度、 例年四月御交代之節御寄宿之儀、 御寄宿相勤来候儀二御座候、 私共町 場広ニ増町被仰付被下候得ハ、 祇園山鉾取扱候町分抔は、 礑と差支候節ニ至り、 右御寄宿相勤候は四ケ年目毎順番相廻り、 奉申上候付、 自然御宿可相勤家建之向無数罷成、 何卒格別御慈憐之御思召を以、 々は勿論、 其外臨時諸雑費も不少、 具 何分右之通難渋之上之儀ニ付、 就中、 借財多二而難渋之町分も数多有之、 去ル丑年三月、 川西共難渋之町々尚更取凌相成 其以来川西町々申合、 彼是奉願上候而は、 右八組之内より御代替は勿 恐多御願ニハ御座候得 役前之もの共は勿論、 年々莫太之入用相懸り、 何れも古町下京八組之 引請相勤来候儀二御 然ル処、 御寄宿相勤候順番 私共町々都合百九 往古より西堀 一統幾重ニも奉願 種々勘考仕川 漸、 増町被仰付候 前書之次第 融通合を以 都而四 御差支ニ 御太切 Ш 町

寄宿増町

百九拾四町惣代

(中略)

407 文久二年十月

安政六未年十一月

川西町々惣代

(中略)

私共為惣代奉願上候、 右連印之もの罷出、 御願可申上筈ニ候得共、 (五町年寄連署略) 余り多人数奉恐入候ニ付、 尚又、

御奉行様

406 文久二年閏八月

二条御城米問屋について、 下鳥羽村と横大路村で一札を取り交わす。

藤田田 (権) 家文書]

一二条御城米問屋之儀は、 及対談、 卯年より拾ケ年、 年 年 存寄次第取計可申候、 不正路之義仕間敷候、 村二而可相勤処、 · 延相勤罷在候処、 -限相満候付、 被仰渡候付、 横大路村を差加へ、両村申合年限歩通候而も相定、 諸事文政四巳年為取替置候一札之通堅相守、 応談之上、 対談之上一札為取替、 同十二丑年より拾ケ年、 又々去酉年より拾ケ年之間年延之儀段々御頼ニ付、 去々申年切候而、 右年限相満候上、年季切延之義、 為後日 享保年中以来於当村相勤来候処、 年限歩通相定運送罷在候処、 札 依而如件 年限相満候付、 翌巳年より拾ケ年、 嘉永四亥年より拾ケ年之間、 、無滞相勤候様御利 (型) 候処、享和元酉年よ 被相頼候は、其時々 古来之通、 正路之渡世仕、 文政三辰年限之 尚又、 当村一 天保二 追々 則

城州紀伊郡下鳥羽村

問屋 又左衛門

(印

文久二戌年閏八月

忠次郎

横大路村 問屋中

同

印

右御書附従江戸到来候条、 洛中洛外不洩様早々可相触候もの也

二条城修復材木運送に付触が出る。

〔京都町触集成〕 | 二—| 二三九

御上洛二付二条御城其外御修復二付、 西へ堀川東橋ヲ北へ、西堀川通、 原町通三条下町より河原町通、 西へ三条通、 番場、 御用材木高瀬川筋三条下ル 北へ油小路通、 西へ姉小路、 が町より 河

同川筋二条下町より河原町通 西へ二条通、 南 へ油· 小路通、 西へ堀川中橋

右両様之道筋要害いたし、 ヲ北へ、西堀川通、 番場、 牛車地車等ヲ以運送候間、 其旨相心得、 右道筋差

支無之様夫々可申通事.

408 文久二年十月

二条城修復に付火の用心触が出る。

[京都町触集成] 一二—一二四〇

二条御城御修復二付、御城近辺之町々別而火之元入念、 り無油断様町々へ可申触候、 町役之者繁々相 廻

右之通申付候条、 洛中洛外裏借屋ニ至迄火之元入念候様可相触もの也

戌十月

409 文久三年二月

将軍徳川家茂の上洛に付、 洛中洛外に触が出る。

[三条衣棚文書] 御触留帳

今度御上洛之節、下々不及難儀様との厚キ御趣意ニ付、 御上洛二付而屋敷々々町々等一切取飾ケ間敷候、但し御通行筋人留二不及 坂御在城中も市中商売等相休候ニ不及、 御通行筋屋敷々々窓蓋等ニ不及、 町屋其外都而平常之通相心得、二条・大 , 御警衛筋之外諸事常之通相心得、 大坂・伏見・京都

亥二月

正月

410

元治元年九月

御所・二条御城近辺八丁四方出火の節の対応に付触が出る。

〔京都町触集成〕一三―七五

成候間、 御所幷二条御城近辺八丁四方出火之節ハ、一橋殿御手消防御人数御差出相 此旨為心得洛中洛外へ早々可申通事

慶応元年三月

二条城中での鉄砲火入調練に付触が出る。

〔京都町触集成〕 | 三—| 三二

二条御城中ニ而鉄砲火入調練一六三八五十ノ日ニ稽古有之候間、 寄村々町々江早々可申通事 為心得最

412

慶応元年閏五月二十二日

将軍、上洛して参内の後、夜七つ時に出て、二条城に入る。

[作庵町文書]

慶応元乙丑年閏五月廿二日御着

将軍御入洛、

尤、施薬院え、夫より御参内、 夜七ツ時御下り、夫より二条御城え御入、翌々

日廿四日、大坂え御入城

越せい殿家ニ相成候 町分座敷之儀ハ、 見廻組竹内善二殿旅宿二相成候故、 越後屋せい殿家ニ而、 此度ハ無拠、 右

(中略)

犬 将軍様御供之内、御書院番平井主計様当町内に御下宿、

413 慶応元年九月十四日

三十三町組が、二条城替地の由緒により洛中並み格式を要望する。

[鍵屋町文書]

乍恐奉願口上書

私共 寄同様、 儀ニ而、 三ケー通御赦免被成下難有奉畏候、 奉恐入侯、以上、 亥年並子年御上洛之節可奉願候処、 悲を以右之趣御聞届被為成下候ハヽ、 何共恐多御願二御座候得共、 冥加至極難有仕合奉存候、 年始御初入御礼無滞相勤、 数百本持運ヒ候人数弐千余人御用相勤候旧記も在之、 奉願上候、 右は妙法院宮様ニ被進候ニ付、 洛中勤町々之儀付、 柳生但馬守様ヲ以、 組町之儀は、 私共組町二而年寄壱人組町為惣代御出迎二罷出申度、 寬永度御上洛之節大仏三拾三町組年寄共一同結構御目見被仰付、 尤右二付洛中町年寄えも右之趣申談候処承知之儀ニ付、 元々二条御城御替地御由緒町々ニ而、 御年貢地え所替被仰付候、 訴訟之儀も在之候ハヽ、 然ル処此度御上洛被為遊候趣奉承知候、 年々上下京拝礼其外諸入用等洛中同様出銀仕 右之通御由緒も御座候訳を以、 右御年貢かはりとして、 其後寬永年中右御城え日吉山松之木 旧記取調罷在候間、 如何計歟難有仕合可奉存候、 御年貢御赦免奉願上候处、 可申上旨蒙仰侯付、 前々より御所司様 御願延引仕候段 御公用出銀之内 寛永度御上洛之 洛中町人年 乍恐此段 依之

大仏三拾三丁組惣中代

五条東橋詰町

慶応元丑年九月十四日

問屋丁五条下ル二丁目上人町

年寄嘉兵衛

御奉行様

慶応四年一月

二条城を太政官代とする。

〔京都町触集成〕一三―四一六

太政官代是迄被用九条家候得共、 今廿七日より以二条城太政官代ニ可被

参与役所同城内に被設候間、 惣而是迄通取扱候事

右之通被仰出候間、 洛中洛外へ不洩様可相触もの也、

正月

415 慶応四年閏四月二十二日

京師還幸の節は、二条城に玉座を移すとの布令が出される。

[日日新聞

被為移、 先般御誠誓の旨に被為基、 被仰出候、 万機親しく被為聞召、 弥以公卿諸侯士民に至る迄、可有勉励沙汰候事、 此度還幸之上は、思召を以不日二条城へ玉座を 猶余暇を以、 文武御講究をも彼為遊候旨

閏四月

416 明治三年八月

二条城の古瓦を拾った者は届けるように命じる。

〔京都町触集成〕||三|||一||四〇

一恭明宮御造営ニ付、二条城より古瓦運送として人足出入いたし候ニ付、 右城門通行別紙雛形鑑札十一、十五、十六、十九番、 右拾ひ取候ものハ早々当府へ可訴出候事、 都合四枚紛失いたし候

右之通洛中洛外へ無洩様相達るもの也

庚午八月廿三日

京都府

「二条城門出入雛形

表之分

表焼ニ而押形

裏

同断

裏之分

此所ニ朱ニ而番数認メ 二条城門

出入鑑札

417 明治三年八月二十五日

二条城の御時太鼓が廃止される。

〔京都町触集成〕一三—一一四四

今般二条城時太鼓御廃止被仰出候事

右之趣市中江無洩相達るもの也、

同八月廿五日

418 明治四年六月

京都府庁が二条城に移される。

〔京都町触集成〕一三—一三九七

来ル廿六日、当府庁を二条城江相移候条、 此旨可相心得事

但、二条城外郭東西北三ケ所之惣門、 以来庶人一般各便宜ニ依り、 何れの

急訴急願之節者、 夜中深更たり共通行不苦候事、

尤穢多非人等者小潜り門より通行可致候且又

門二而茂勝手二通行可致、

右之通山城国中江無洩相達るもの也

辛未六月

京都府

明治四年六月二十九日

大蔵省各司出張所・弾正台巡察出張所が二条城中旧本丸跡に移される。

〔京都町触集成〕一三—一四一〇

大蔵省各司出張所当月廿七日、 弾正台巡察出張所来月三日より、二条城中

旧本丸跡江引移候事

右之趣為心得山城国中へ無洩相達者也

辛未六月廿九日

京都府

420 年月日未詳

二条城御殿番の役屋敷と同組屋敷(東南地区)。

[京都御役所向大概覚書]

役屋鋪 東西八拾間、南北弐拾壱間

此坪数千六百八拾坪 三輪七之助 御殿番

此坪数七百九拾八坪東西三拾八間、南北弐拾壱間

1. 壱間 組屋敷

二 部類わけ史料

細目次

Ι

『中井家文書』

_	12	₹ <i>J</i>] (11	14	10		9		8		7		6		5		4		3		2		1
	2 (寛永二年)七月二四日		1 (寛永二年)七月二二日		? (寛永二年)七月九日		› (寛永二年) 六月二九日) (寛永二年)六月二六日		- (年未詳)五月一〇日) (寛永元年)一〇月四日) (寛永元年)九月三日) (慶長一九年)四月二二日		à (慶長一九年) 四月一二日		(慶長一一年) 六月一〇日
戸幕府西丸老中連署奉書。	二之丸行幸の差図に秀忠の上意を付した江	板倉重宗書状。	二之丸作事や将軍御座所について指示した	状。	二之丸奥の御座間建設に関する鈴木遠江書	との板倉重宗書状。	二之丸北に将軍の御座間御殿を建設する、	向を伝える板倉重宗書状。	二条城の作事を奇麗にせよ、との秀忠の意	よ、との土井利勝書状。	二条城・大坂城の作事について油断なくせ	幕府西丸老中連署奉書。	二条城の差図を受け取った旨を記した江戸	久貝正俊連署書状。	二条城作事の材木値段に関する嶋田直時・	井利次書状。	(慶長一九年) 一○月一一日 二条城に弓鉄砲の者を送った旨を伝える中	衆との相談を求めた板倉勝重書状。	二条城破損個所修復について、重ねて年寄	う求めた板倉勝重書状。	二条城破損個所修復ついて年寄衆に伺うよ	との家康の意向を伝える後藤光次書状。	江戸御殿の金物値段は二条城を参考にせよ、
				23		22			21		20		19		18	17 年		16	15		14		13
				(年未詳) 五月二一日		(元文二年) 一二月四日			(元文二年) 一二月三日		(元文二年) 一二月一日		(元禄一一年) 一一月七日		(寛永五年ヵ)	年月日未詳		(寛永三年) 六月二〇日	(年未詳) 七月二四日		(寛永二年ヵ) 八月一八日		(寛永二年) 七月二五日
		田宮源之丞・佃市左衛門書状写。	わせについて、吟味した上で返答するとの	慶長年間の二条城修理の年号などの問い合	せた先例に関しての町口美濃守書状。	二条城の番衆が御所への御使に際し問合わ	書状案。	番組頭の問い合わせに対する中井主水(ヵ)	女御御産に当たり御使役となった二条城在	番組頭の問い合わせに対する返答書。	女御御産に当たり御使役となった二条城在	の普請奉行に加えるとの江戸幕府老中覚書。	二条城の城内普請の節、中井主水を大番方	時の先例を問合わせた中井大和守書状。	院御所と中宮様両作事に当たり二条城行幸	二之丸御殿行幸之間に関する覚書。	した、との江戸幕府本丸老中連署奉書。	二之丸行幸御殿の建設が順調との旨を了解	二条城作事手伝人足に関する松平正綱書状。	平正綱・伊丹康勝連署書状。	二条城作事の材木入札や薄之儀に関する松	た土井利勝書状。	二之丸行幸の差図と大工を送った旨を述べ

3 文政一三年 文政十三年京都	害状況を記す。	めた書面で、文	2 文政一三年 二条城在番衆が	状況を幕府に届け出る。	1 文政一三年七月 大坂目付が、立	(B) 文政地震		書き留める。	人と京都町奉行	後に二条城の修	11 天明八年 破損奉行差加の中井正紀が、	10 寛政元年一二月二五日 二条城在番衆に	9 天明八年七月二八日 二条城外米蔵修	8 天明八年五月 二条城西門等の	道筋での不法等を禁じる。	7 天明八年五月二二日 松平定信、所司	入札触が出る。	6 天明八年四月六日 二条城西御門·	5 天明八年三月二五日 二条城上使屋敷	4 天明八年三月四日 救助米銭を二条	3 天明八年二月二三日 二条城仮番所取	命じる。	2 天明八年二月一日 禁裏御所方・二	収録する。	1 天明八年二月 天明の大火に関	(A) 天明大火		
文政十三年京都大地震の被害状況を記す。		文政十三年の京都大地震の被	二条城在番衆が文政十三年七月十二日に認	僧け出る。	文政地震直後、二条城の被害				人と京都町奉行所の役人が折衝した様子を	後に二条城の修復に関わって、二条城の役	の中井正紀が、天明の大火直	二条城在番衆に洛中洛外の見廻りを命じる。	二条城外米蔵修復の入札触が出る。	二条城西門等の破損修復の入札触が出る。	すを禁じる。	所司代同道にて二条城入城に付		・外御櫓太鼓塀等新建修復の	二条城上使屋敷等普請請負の入札触が出る。	救助米銭を二条城蔵下で渡す。	二条城仮番所取建に付その刻限を報じる。		禁裏御所方・二条城炎上に付人足の供出を		天明の大火に関して、江戸幕府内の対応を			
6 年月日未詳		5 年月日未詳	4 年月日未詳	3 年月日未詳	2 年月日未詳	1 年月日未詳	Ⅳ 『京都御役所向大概覚書』			7 年月日未詳		6 年月日未詳	5 年月日未詳	4 年月日未詳		3 年月日未詳	2 年月日未詳	1 年月日未詳	Ⅲ 『京都役所方覚書』		9 天保一三年一二月	8 天保三年七月	7 天保三年七月四日		6 天保二年一二月	5 文政一三年		4 文政一三年
二条城内外の御蔵手代御蔵番小揚書上。	御扶持方定渡方覚書。	二条城内外の御蔵詰米大豆幷御役料御切米	二条城内外の御蔵内銭座運上金銀書上。	二条城内外の御蔵数幷糒大銭銅所蔵高書上。	二条城の城郭・本丸・二之丸など間数書上。	二条城諸役人御役屋敷・組屋敷間数書上。	_		覚書。	二条城の御蔵手代・御蔵番・小上ケにつき	用銀割方の覚書。	二条城御蔵入用に懸る国および御蔵修復入	二条城御蔵詰米および渡り方の覚書。	二条城内外御蔵数書上。	所蔵高書上。	二条城の城郭・天守の間数および銀銭銅鉄	下村勝助支配の二条城内掃除役六ヵ村書上。	石清水八幡宮の御造営についての覚書。			二条在番の面々借財に付触が出る。	二条城内外地震破損所修復に付触が出る。	二条城内外地震破損所修復に付触が出る。	出る。	二条城内外・外米蔵とも修復に付入札触が	文政十三年京都大地震の詳細な地震記録。	録する。	文政十三年の京都大地震に関する記事を収

_	部	類分	けり	2料																								
11 宝永三年	10 元禄一七年	9 元禄二年	8 貞享三年		7 貞享三年		6 貞享元年	5 延宝七年		4 延宝六年		3 延宝五年		2 延宝四年		1 明暦四年	Ⅴ地誌		14 年月日未詳	13 年月日未詳	12 年月日未詳	11 年月日未詳	10 年月日未詳		9 年月日未詳		8 年月日未詳	7 年月日未詳
三条大橋より二条城までの距離の記載があ	二条城の挿図がある。	挿図に二条城についての記載がある。	二条城の挿絵がある。	隅櫓を描かれる。	上京より北を描いた図中に二条城の天守・	の記載がある。	二条城の範囲および寛永行幸を詠んだ和歌	二条城の来歴についての記載がある。	న <u>్</u>	二条城築城以前の状況についての記載があ	記載がある。	二条城の挿図および二条城を詠んだ和歌の	ある。	二条在番の大番頭の交代についての記載が	記載がある。	二条城の挿図および二条城を詠んだ和歌の			大坂・二条・大津御蔵詰米大豆覚書。	二条城御堀の身抛者の節対応覚書。	二条城内外掃除覚書。	二条城の門松鬼割木杭木覚書。	二条城大番頭幷大坂目付交代覚書。	覚書。	二条城詰大番頭・大番衆幷目付衆御合力米	入用銀覚書。	二条城内外の御蔵御入用銀および御修復御	二条城内外の御蔵詰米御入用覚書。
										22 文久三年		21 嘉永五年		20 天保一二年		19 天保一〇年		18 天保二年	17 安永九年		16 宝曆七年	15 宝曆七年	14 正徳元年		13 宝永五年以降数年内		12 宝永五年	
									いての記載がある。	二条城の挿絵および二条城関係諸役人につ	ある。	神泉苑と北野天満宮の間に二条城の記載が	る。	三条大橋より二条城までの距離の記載があ	での距離の記載がある。	二条城の挿絵および三条大橋より二条城ま	の距離の記載がある。	二条城の挿絵および本圀寺より二条城まで	神泉苑の図中に二条城が描かれる。	がある。	二条在番および築城の来歴についての記載	二条城の所在地、築城年などの記載がある。	二条城の所在、来歴についての記載がある。	ある。	二条城の挿図および来歴についての記載が	る。	二条城東の堀川の宿所についての記載があ	ప ్ట

Ι 中井家文書』

1 (慶長十一年)六月十日

江戸御殿の金物値段は二条城を参考にせよ、との家康の意向を伝える後藤光次

[中井家文書]

申可被成候、 御金物之注文越申候間、 高様ニつもらせ候へ之由、 所藤右衛門ニ見せ候而、 五三日者我等も相煩、 高直ニも無之様御積可被成候、 猶々、此衆急罷下候間、 惣積を以も御申可被成候、 御前へも不罷出候、今日始而致出仕候、 貴殿ニ而二条之御金物と御引合候てねたん高候と御 ねたん積させ候而、 早々御急候て可被遣候、 御諚候間其御心得候而餝屋衆も不致迷惑様ニ又ハ 恐々謹言、 貴殿へ可申入之由、 京伏見之ねたんニ少駄賃以下程 以上、 御前へも申上候 仍江戸御殿之

-藤右様

六月十日(慶長十一年)

光次(花押)

2 (慶長十九年)四月十二日

二条城破損箇所修復について年寄衆に伺うよう求めた板倉勝重書状。

来候、 御年寄衆へ御伺候而御作事被仰付候様ニ可被得御意候、 御心易候、 俄二八難成存候間為御意得如此 急度次飛脚二而申候、 中来候、 猶々、御作事之義御年寄衆御相談次第二信州迄具可承候、 然処二条 恐々謹言 定而其元へも片市正殿より可被仰越候、 S而御作事被仰付候様ニ可被得御意候、従前庵不被仰付候者御所御殿其方如存知ニ何も破損候所多在之事ニ候間、其許 大御所様八月二ハ被成 二候、 将亦大仏鐘鋳当十六日ニ在之由大坂よ 御上洛由駿府御年寄衆より申 猶爰元相替義無之候間可 以上、

板伊賀守

卯月十二日(慶長十九年)

勝重 (花押)

中大和守殿

3 (慶長十九年)四月二十二日

二条城破損箇所修復について、重ねて年寄衆との相談を求めた板倉勝重書状。

板を調申事候、 申候哉、 条之御殿破損之所ふき直候儀如何候ハん哉、くれ木なとも従大津も取寄せ可 申候間重而申入候、 先日者二条御作事之儀付而駿府迄以書状申入候、 猶々、其元御年寄衆御相談候而、 其地御年寄衆御相談候而次飛脚ニ而具可承候、箱棟なとも損候所ハ 猶従信州具可被申入候条不能詳候、 八月者 大御所様御上洛可被成由従駿府被 早々次飛脚二而可承候、 于今其元御逗留之由信濃被(中井利次) 恐々謹言 以上、 仰下候間二

「いたくらとのふみ」 (異筆) (要長+九年)

勝重

(花押)

中井大和守殿

4 (慶長十九年) 十月十一日

二条城に弓鉄砲の者を送った旨を伝える中井利次書状

[中井家文書]

おゝくまいり、 とも仕、事のほかやういつかまつり候ていノよし申候、 いよ惣まわりのかわはたへい出、てんわうじくちニもほりをほりせいらうなたし申候、こゝもと御ぢん道具何もゆたんなく仕候、将亦大坂のやうすいよ ほうニも御おきなされ候よしニ御座候へとも、ちふん御用ニも候ハんと存く ゆみてつほうのもの、まつまつ御用ニ御座候かと存弐拾人くたし申候、 猶々、二条の御城之小やも弐百六七十間ほと北西ニ仕侯、 こゝもと御るすのぎかたく申つけ候、 もはや御城之人数もしたいしたいニかさみ三万余も御座候よ 恐惶謹言、 方々よりらう人衆も 以上

十月四日(寛永元年)

十月十一日(慶長十九年)

中信濃

利次 (花押)

中藤右さま

貴報

5 (寛永元年) 九月三日

二条城作事の材木値段に関する嶋田直時・久貝正俊連署書状。

〔中井家文書〕

九月三日(寛永元年)

昨日者御飛札披見申候、 恐々謹言、 ね段過分二違候間成間敷由申候間可有其御心得候、 材木屋共寄候てもくろみ、 仍二条御作事之御材木壱本付之目録御越候、 京之材木屋ね段ニ可致者候者可申付由申候へ共 替御用候者可被仰越候、 当町

久貝忠左衛門尉

正俊 (花押)

嶋田清左衛門尉

直時 (花押)

中井大和様

(寛永元年) 十月四日

一条城の差図を受け取った旨を記した江戸幕府西丸老中連署奉書。

[中井家文書]

書状之趣令披見候、 油断之通尤之儀候、 二条御殿御差図被差上候則到来候、 弥可被入精候、 恐々謹言 京大坂御作事不被存

永信濃

井主計

尚政

(花押)

正就 (花押)

中井大和殿

7 (年未詳) 五月十日

二条城・大坂城の作事について油断なくせよ、との土井利勝書状

[中井家文書]

此候、其元御普請之儀ニ付而万事倉の文尤候、委細ハ二兵へ可申付候、猶以、後源左罷登候之時可申と存候、かやうニ源左早々のほり申間只今如

条大坂御城御作事無油断御稼候由得其意尤候、 御状殊更為端午之嘉兆諸白両樽贈給候、 誠遠路御悃慮之段令祝着候、 恐々謹言、 将又二

土大炊

五月十日

利勝 (花押)

中井大和殿

(寛永二年) 六月二十六日

二条城の作事を奇麗にせよ、との秀忠の意向を伝える板倉重宗書状

[中井家文書

猶々、遠江守殿へも可然様ニ御心得頼入候、(鈴木) 以上、

思食候様子二御座候間内々可有御心得候、 御作事御座候、 先度者御懇書祝着申候、 尚重而可申入候間不能詳候、 可有其御心得候、 得其意存候、将亦絵書衆も近日罷上候間可有其御心得候、 定而軈而御指図可被遣候、 最前如申入大坂より二条御作事奇麗ニ出来仕候様ニと被 御作事之様子御心得候之由尤候、 恐々謹言、 只今之御殿ニ構申儀ニ而ハ無之候 爰許相易儀無之候間可御心易候 次二二丸二重而少 無由断被仰付候由

板周防守

重宗(花押

中井大和殿

六月廿六日

9 (寛永二年) 六月二十九日

二之丸北に将軍の御座間御殿を建設する、との板倉重宗書状。

有之間敷候へ共用水之溝差図越候間為御心得申入候、 左衛門殿おもてのかわ山城殿下やしきの通ニ可有御渡候、 下やしきより西へおり候て指図仕越候、 図参候間可有其御心得候、 猶々、二丸御座之間北之方二 将又百姓共井溝之指図いたし越申候か、 将軍様御座間小キ御殿壱立申候、 不及申候へ共山城殿・三丞・春日 不及申左様ニハ 軈而御指 山城殿

謹言 、ミッン) 先日御作事之儀申入候処何も御心得之由委御報祝着申候、 亦絵書共やかて罷上候而可有其御心得候、尚追而可申入候間不能巨細候、恐々 裏の方へほり候て於可然者其通ニ可被仰渡候、 而も用水之溝程あけ屋敷可有御渡候、 | 三丞屋しきの間ニ用水之溝つけ度由百姓共申之由、 只今堀不申候者山城殿やしき北之方西 於不罷成者右之通可然候、 田地之為二於能事者方二 佚、山城殿屋敷・柘植 (_{渡辺茂)} 以上、

板周防守

重宗 (花押)

中井大和殿

六月廿九日(寛永二年)

御宿所

10 (寛永二年) 七月九日

二之丸奥の御座間建設に関する鈴木遠江書状

〔中井家文書〕

猶々、大さしつニかき付致候、 此文御城ニてかき申候所早々申候、 万事詳しく儀ハ角太参候時具可申入候、 以

両度之御書中拝見申候、 致進候ニさしつニてしれかね申候間大さしつ致進候、 然者二条二ノ丸おくの御座之間御このみ之間さしつ 委細者角太参候時可

七月九日 (寛永二年) 中入候、恐惶謹言、

長 (花押)

(寛永二年) 七月二十二日

11

二之丸作事や将軍御座所について指示した板倉重宗書状。

[中井家文書]

去十六日之御状同廿一日二参着申候

山城殿下屋敷ニ用水之儀絵図三給候、 地過分二損不申候様二可被仰付候、 御門の向ニハ不入義候間絵図残置候、 弐ツ返進之候、 用水之為ニ能様ニ田

将軍様御座所鈴木遠江所より参候差図のことく被仰付之由尤ニ存候,

一二丸御作事も過半出来申之由得其意存候、 不苦候間其御心得尤候 当年中ニさへ出来仕候へハ何も

絵書とも此比罷上候、

其元御作事之儀大坂よりはれかましき様ニ被 いまた爰元不得隙候間可然様ニ御心得頼入候、 無之候、 申入候、 爰元相易儀無之候間可御心安候、 今以可有其御心得候、 御好無御座所をむさと結構ニと申儀ニ而 小遠州へも以書状申度候へ共 思召候而最前より為御心得 恐々謹言、

中井大和殿

七月廿二日(寛永二年)

重宗(花押)

板周防守

御返報

(寛永二年) 七月二十四日

二之丸行幸の差図に秀忠の上意を付した江戸幕府西丸老中連署奉書。

[中井家文書]

越候、 度可被申付候由得其意候、 其意無油断御作事可被申付候、 防州被申談伝奏衆へ内々ニ而様子相窺御住居究候付而差図をもたせ大工被差(重宗) (重宗) 右之段達 上聞御意之趣御差図ニ付紙を記委大工ニ申含相上候間、 恐々謹言、 将又其元御本丸御作事之儀 御材木寄次第急

永井信濃守

七月廿四日(寛永二年)

尚政 (花押)

井上主計頭

正就

(花押)

土井大炊頭

利勝

(花押)

[中井家文書]

13

(寛永二年) 七月二十五日

中井大和殿

御書中令披見候、

仍二条二之丸行幸之間依被

仰付差図被致大工久右衛門被

恐々謹言

指下候、猶御好之通御差図之趣久右衛門可申候、

二之丸行幸の差図と大工を送った旨を述べた土井利勝書状

土大炊頭

利勝 (花押)

中井大和守殿

七月廿五日(寛永二年)

御返報

14 (寛永二年ヵ) 八月十八日

二条城作事の材木入札や薄之儀に関する松平正綱・伊丹康勝連署書状。

[中井家文書]

可有御遣候、其外者今度やすく仕候ものに可被申付候、 尚以、はくの義銀座衆御相談候ていま迄出来候薄之分うけ取、二条御殿ニ 左様ニ候者重而は

くうち候事無用之由、 銀座衆へ可被申渡候、 以上、

奈良薄屋へも右之通貴船より断可被申候、

以上、

又申候、

二条方之入札申付候へ共、高ちきニ候て銀座之者薄ねやすく請申候付前かね 義承候、 用之由被仰候間可有御心得候、 去十日之御状令披見候、 御書中之趣年寄衆へ致相談候へハ大方之義候者諸大名へ折紙之義無 然者二条御殿御材木入札被相極候二付山々へ折紙之 次二条御殿薄之儀承候、其方如御存候去年於

> 座之薄出来候て御座候者是迄可有御遣候、 渡し申付候、 銀座衆へ被相尋出来候薄無之候者今度之者二可被申付候 恐々謹言、

伊喜之助

八月十八日 (寛永二年ヵ)

康勝 (花押)

松右衛門佐

正綱 (花押)

中井大和殿

15 (年未詳) 七月二十四日

二条城作事手伝人足に関する松平正綱書状。

猶々、伊喜一所不被罷有候間不及加判候、〔伊丹喜之助〕 以上、

仰付候之間、 御状幷二条御作事手伝人足之書立何も具令披見侯、 其節各へ申談様子可申入候、 将又貴殿御上候てより痎病御煩之 近日御作事御奉行可被

松平右衛門佐

正綱

(花押)

由候、雖然通仙院之療治ニて被得験之由珍重候、

弥御養生専一候、

、恐々謹言、

七月廿四

中井大和殿

御報

16 (寛永三年) 六月二十日

二之丸行幸御殿の建設が順調との旨を了解した、との江戸幕府本丸老中連署奉

〔中井家文書〕

御本丸御殿端々御内造作仕まてニ罷成候旨仰越令得其意候、右之趣具達 上則棟上仕之由尤候、将又最前建申候御殿共板敷天井迄大形出来申候由、其上 恐々謹言、 聞候間可御心易候、 去月廿三日之御状参着令披見候、 不及申候个共弥万事入念可被申付候、 仍而二条二之丸行幸之御殿同廿一日御柱立 猶期後音之時候,

中井大和守殿

同たて具之事

これもかってのよきよう

西之次ノ間御すまい之事

御ゆとの御せつちん之事

(寛永五年ヵ)

院御所と中宮様両作事に当たり二条城行幸時の先例を問合わせた中井大和守書

[中井家文書]

行幸之御殿引立申候分者前之ことくに可仕候哉之事

御殿之大小御家数御位之御所と無相違様ニ可仕候哉之事

而可仕候哉之事

院御所中宮様両御作事御位之御所ニ御家之大小幷御作事之様子も無相違様ニ 然者天井はり付前のをもちひ御住居替り候所者仕たし可申哉之事、

御座御殿之御住居御絵様以下者御好相究候之間窺申ニ不及ぶ候、 家引申分者只今御住居替り候所も前之ことく仕たし御絵様も其分ニ可仕候哉 同二条之御

右之通伝 奏衆 〈御窺可被成候

小堀遠江守殿

中井大和守

そハ御殿ノ□北ノ殿ノ事ニて然者上段なし

内伊賀守

六月廿日(寛永三年)

正勝 (花押)

忠重 (花押)

二之丸御殿行幸之間に関する覚書 [中井家文書]

年月日未詳

御行幸ノ間ノ

御から門之事

御上段中断之事

以下ハ同板敷

御帳□上段中ノ間西口ニ

御なんとかまへ之事

くミいれふ口ぬりてなりとも

天井はり付之事

何もぬり物之事 れんしいろいろのもんさいしきなしはぬりてなりとも かいノひろさ之事 紫容殿ノ程可然也二間斗也

のほりらんの事也

同きさむしとりおきに可仕候か

御ほうれん之事

つま戸折戸に可仕候

中宮様御座之間之事

上段あるへし

西の方可然也

上段「

上段の方がくハかって次第

次ノ間御上段幷天井之事 天井いかやうにも可然也

小壁天井御位之御所之ことくに可仕候哉之事

中宮様常々御殿東之方内之御立具はり付天井二条行幸之時之御殿之内ニ

中宮様御対面所二条行幸之時之御殿之内立可申候哉之事

院御所舞台之前之御座敷二条行幸之時之御家之内結構成所を引可申事

可仕候哉、絵天井小壁之張付なとハ御位之御殿ニ無御座候ニ付得御意申候、

是又得御意申候事に御座候、 以上、

(寛永五年ヵ)

19 (元禄十一年) 十一月七日

中覚書 二条城の城内普請の節、 中井主水を大番方の普請奉行に加えるとの江戸幕府老

[中井家文書]

中井主水

常々 遊 候間可被申渡候、 御奉公精出相勤候付而弐拾人扶持新規役扶持被下之、 於当地御作事奉行江も申聞候 且又刀御免被

主水儀向後者二条御城内御普請之節大番方より出候御普請奉行ニ差加諸事 頭江も可被申聞候事 可 相勤候、 其外御普請方之儀弥念入勤候様二可被申付候、 其地在番之大番

女候姫宮御両方様江

(ヵ) 御口上何レ江申上候哉

口上取次乗り候

相渡候哉尤御目録台二載候哉 御進献物幷御目録何レ江

御目録台ニ乗リ候」

御口上何レ江申上候哉

姫宮御両方様江

御太刀御目録台ニ載候哉 是又何レ江御渡候哉

「御附之武家承り候」 (付箋) (付箋) (付箋) (付箋) (対箋)

相替致中座候哉 被進物御取次御銘々

大工より上まへ等之儀当地ニ而鈴木修理通りニ諸事可心得旨可被申聞候

以上

十一月七日

阿那是他 (平) 小笠原佐度 (平) 小笠原佐度 (平) (平) (本) (本) (長重)

松平紀伊守殿(信庸)

元文二年十二月一日

女御御産に当たり御使役となった二条城在番組頭の問い合わせに対する返答

由ニ而御□様奉行大久保八左衛門様より此別紙之通御聞会之儀御頼ニ付町 口美濃守様江御尋候処付札ニ而来候付本文直ニ八左衛門様へ被遣候、 元文

右衛門督様・刑部卿様御使二条在番組頭衆御勤候

「女御御産為御悦従〔中井家文書〕

二巳年十二月五日

御進献物何レ江相渡候哉

「御附之武家請取所被申候」(付箋)

右之外心得ニモ罷成候義御座候ハヽ御聞合可被下候、以上、 御殿二而右御進献物上候哉 十二月朔日 「女御御本殿江納リ申候」(付箋)

21 (元文二年) 十二月三日

女院御産に当たり御使役となった二条城在番組頭の問い合わせに対する中井主

水(カ)書状案。

「町口様へ御手紙扣(ウワ書) [中井家文書] 巳十二月三日」

被成 御座候付断をも難申候間申上候、 内々二而別紙之趣承置度由二御座候、 樣御使二条在番御番衆之上內組頭衆両人被相勤候由就夫無拠被相頼候者御 座珍重御儀奉存候、一昨日者御出被成被下忝御事奉存候、 以手紙啓上仕候、其後者御物遠ニ奉存候、 之儀ニ御座候メハ沙汰仕候儀ニ而者無御座候間奉頼候、 左様之儀も承度由被申付候、 二而成共被仰聞可被下候、 御残多奉存候、然者此度 右御使ハ御所ニ而何方へ向被参候事ニ御座候哉 乍御面倒被仰聞被下候ハト奉忝候、 女院御産之為御悦、右衛門督様・刑部 近比乍御六ケ敷別紙之趣相知候分御付札 於 御城内毎々心易参会仕候衆中ニ 寒気甚御座候処弥御堅勝被成 右之段為可申上如 被仰置候而御帰 光御内 々

此御座候、 以上、

十二月三日

保養仕罷在候、 々私儀も一両日以前より寒熱差出其上持病之稔気強差込胸痛仕候付引籠 依之以他筆申上候、 以上、

間 此度之御様子未相知候ハヽ近年御番衆之内組頭衆御使被相勤候儀も御座候 其年之御様子ニ而も委曲被仰聞可被下候

22 (元文二年) 十二月四日

二条城の番衆が御所への御使に際し問い合わせた先例に関しての町口美濃守書

[中井家文書] 「中井主水様

町口美濃守

元文二巳年十二月五日

候、 気之由御難儀察入申候、 昨日者預御手紙候、 人御使被相勤候二付別紙之趣御聞合之段致承知候、 御使者 御所ニ而諸大夫間江向ケ被参候事ニ御座候間左様御心得可被成 如来意其以後者不得御意候、 折角可被成御保養候、 然者此度二条御番衆組頭衆両 甚寒之節候一両日者御持病 則先規之例格付札致進申

十二月四日

右御報早々申入候、

以上、

「町口大判事様美濃守様御事、 十二月九日御手紙来候、 内ニ如左有之

先日御尋之御三家幷両徳川家之御使者於 申候処、此度之場所者奏者所二相定申候、 比 御附衆御請取候、 相極申候間乍序申進候 其外之儀者先規之通二而候、場所者致相違候、 尤来ル十二日之御沙汰相成申候、 御所場所之儀先格之趣致付札進 漸一昨日

十二月九日

23 (年未詳) 五月二十一日

慶長年間の二条城修理の年号などの問い合わせについて、吟味した上で返答す

るとの田宮源之丞・佃市左衛門書状写。

[中井家文書]

慶長十二三年之比 女院御所様御普請年号之事

慶長十七年より以前 駿府江戸御城御普請年号之事

慶長之年 二条御殿之御修理度々年号之事

大坂御陣之御事に付何そ書付等御座候ハヽ可申上之事

間宜御申上可被下候 右御書付被遊被下候趣相考可申上之旨委細奉畏候、 吟味仕追而書付可差上候

五月廿一日

佃市左衛門

田宮源之丞

災害関係史料

瀬川加右衛門殿

 \blacksquare

(A) 天明大火

天明八年二月

天明の大火に関して、 江戸幕府内の対応を収録する。

(江戸幕府日記)

(中略)

武田安芸守(信明)

右京都出火 御所向其外炎上ニ付、

禁裏 仙洞 御所方江為 御見廻被遣候間、 明日中可有発足旨、 於芙蓉

之間老中列座、 丹波守申渡之、

一明六日

御前髮可被為 執旨被 仰出候処、 京都

御所方幷二条 御城 御本丸其外炎上二付、 御延引被 仰出候、

被相触候

(中略)

一京都

御所向幷二条 御城 御本丸其外炎上付、 明六日惣出仕有之候間、 其段

向々江可被達候、

二月

右御書付丹波守・大屋遠江守江相渡之、向々江達之、

(中略)

二月六日

去月晦日、京都

御所向幷二条 御城 御本丸其外炎上二付、 為伺御機嫌惣出仕有之、

於

席々謁老中、

(中略)

高家

武田安芸守

金拾五枚

右京都江就御暇被下旨、於芙蓉之間老中列座、 時服三羽織 同人申渡之、(丹波守=鳥居忠意)

松平左門

右京都 金五枚 御所方幷二条 御城御本丸其外炎上二付、 為見分被遣候二付被

御使番

下旨、於御右筆部屋緣頬若年寄中出座、安藤対馬守申渡之、(中略)

二月七日

御座之間

京都江御暇

松平和泉守

時服五羽織

金廿枚

御馬被下

御刀備前国家助 代金廿枚

(中略)

二月九日

(中略)

御勘定奉行

根岸肥前守

禁裏・院中炎上、二条御城焼失ニ付、 京都江為御用被遣候旨、 於

大御番

加藤主斗

小長谷十郎右衛門

右者京都より到着ニ付、 於御黒書院溜老中列座江罷出ル、

二月十日

金五枚

時服三羽織 丹波守申渡之、(中略)

二月十五日

(中略)

御勝手より

大久保能登守

時服三羽織ツヽ

朽木和泉守

金五枚

両組頭

銀拾枚

時服弐ツヽ

二月十六日

(中略)

173

芙蓉之間老中列座、丹波守申渡之、(中略)

永井伊予守組

同

酒井隠岐守組

御勘定奉行

根岸肥前守

右京都江御暇二付被下旨、 於芙蓉之間老中列座、

二条在番御暇

大御番頭

御勘定組頭

金三枚 若林市左衛門

御勘定吟味方改役

名代堀內小膳加藤左市

時 服 弐 枚

御勘定

高橋八郎右衛門

同

名代重田猪十郎

多弾正少弼待座、右者京都出火二付被遣候間被下旨、於御右筆部屋縁頬備後守申渡之、本右者京都出火二付被遣候間被下旨、於御右筆部屋縁頬備後守申渡之、本

大御番

二月二十二日

(中略)

永井伊予守組

加寨主十

加藤主斗

時服弐

金壱枚

同

酒井隠岐守組

小長谷十郎右衛門

右二条 御城御本丸其外炎上ニ付罷下候付、彼地江就御暇被下旨、於躑

躅之間同人申渡之、

∠ 天明八年二月一日

禁裏御所方・二条城炎上に付人足の供出を命じる。

「京都町触集成」六―一五〇二

二条御城御門番之頭御役宅江向テ罷出候ハヽ、猶又可及差図候、尤此触共、村高百石ニ付四人宛之割を以可差出候、町奉行御役宅焼失之儀ニ付、禁裏御所方、二条御城炎上ニ付人足入用候間、山城国中御料私領寺社領歴公

書相達次第、早々右人数可差出候、

両町奉行御役宅焼失ニ付、当分御城御門番之頭御役宅と町奉行御役宅相

兼候間、諸訴其心得二而可申出候

右之趣山城国中江早々可相触者也、

申二月朔日

3 天明八年二月二十三日

二条城仮番所取建に付その刻限を報じる。

[京都町触集成] 六——五三九

町代より早々可申通〔旨被仰渡〕候事、差懸り候儀ハ是迄之通夜分ニ而も可申出候、此旨洛中洛外寺社在町江雑色嵯峨口、竹屋町口之内、最寄之柵外江罷越、案内いたし候ハヽ相通シ候間、得共、諸訴届駈込願等、差懸り両御役所へ罷出候ものハ、三条口、大宮口、御城番場六番所焼失跡仮番所取建、暮六つ時限柵〆切、夜分往来不相成候

申二月廿三日

〔山中与八郎〕

天明八年三月四日

救助米銭を二条城蔵下で渡す。

〔京都町触集成〕六─一五六○

御意得度、早々已上、寄御組之内御壱人印形御持参御出可被下候、尤米持て御用意可被下候、右寄御組之内御壱人印形御持参御出可被下候、尤米持て御用意可被下候、右定而八つ時前後ニ者当町江着可申候、左得者早速御案内可申候間、御年明五日、御米幷御銀共二条於御蔵被下置候間、請取ニ参申筈ニ而御座候、明五日、御米幷御銀共二条於御蔵被下置候間、請取ニ参申筈ニ而御座候、

但シ、御米壱丁ニ付八斗三升壱合〇弐四九、

四拾壱匁五分五り壱毛弐

御銀

申三月四日

.

蛸薬師町

5 天明八年三月二十五日

二条城上使屋敷等普請請負の入札触が出る。

[京都町触集成] 六一一五八〇

上使屋敷・・・・東御用懸りより出

御城外側木柵木戸門 御蔵奉行仮役屋敷

> 御鉄砲奉行屋敷 小揚長屋

堀川竹屋町橋 辻番所六ケ所

外側破損方作事小屋幷竹置場

堀川二条橋

筑後御役所江家持請人召連参、 其旨可相触者也 根帳付、 仕様帳写取、

右之所々新建物御普請受負入札有之候間、

望之もの者明廿六日廿七日両日

直段考、

来ル

廿八日同人於御役所札披候間、

申三月廿五日

天明八年四月六日

二条城西御門・外御櫓太鼓塀等の新建修復の入札触が出る。

[京都町触集成] 六—一五九三

二条御城西御門幷外御櫓太鞁塀、 其外御櫓練塀新建御修復共

召連参、 右御普請有之候間、 根帳二付、 仕様帳写取、 入札望之もの者来八日迄之内、大隅御役所江家持請人 直段相考、同九日同人於御役所札披候間,

其旨可相触者也、

-四月六日

7 天明八年五月二十二日

松平定信、所司代同道にて二条城入城に付道筋での不法等を禁じる。

〔京都町触集成〕 六—一六三二

明廿三日、 不致、見苦敷儀無之様可致候、尤火災後之儀ニも候間 松平越中守殿所司代御同道御城入被成候間、 掃除いたし手桶箒 御道筋二而不作法

等差出間敷、 盛砂等いたし候ニ不及候

右之通御道筋町々江可相触者也!

松平越中守殿御道筋

申五月廿二日

御旅館より河原町通北江、三条通西江、 番場西江、 北之御門より御城入、 西御門より御城出、 西堀川通北江、 夫より御巡見、 東番場北江、

北

天明八年五月

二条城西門等の破損修理の入札触が出る。

二条御城西御門之内升形仮御門幷両脇塀札番所共、西公事方御用懸りより出ル (京都町触集成) 六―一六三五 同所大番所北御門、 扉仕足、二之丸御台所屋根御破損! 大番所下番所二之御門、 小屋高麗御門外米見番所御取建之分、 同所外足軽番所、 同南折廻り目板瓦塀

同所御本丸大番御番所、 高麗御門内与力同心番所御取建之分、

同所二丸御納戸蔵之内御取繕

(中略)

申五月

天明八年七月二十八日

二条城外米蔵修復の入札触が出る。

前 [京都町触集成] 六——六六六

拾八番 二条御城外御米蔵之内 拾九番 弐拾番

廿五番 廿六番 廿七番

御蔵幷惣高塀之内所々破損、 三拾壱番 三拾弐番

三拾番 廿四番

右御修復入札有之候間、 (中略)

申七月廿八日

寛政元年十二月二十五日

二条在番衆に洛中洛外の見廻りを命じる。

〔京都町触集成〕七—一九二

2.面々回)皮卬寸癸引、其言可异癸、此度町々為/二御造営中大番頭花房因幡守組、白須甲斐守組御番衆、左

之面々廻り被仰付候間、其旨可存候

花房因幡守組

佐野次郎兵衛

永田源蔵

前田八右衛門

玉井四郎五郎

白須甲斐守組

桜井源右衛門

三浦藤左衛門

朝比奈正之助

中嶋卯右衛門

弥怪敷趣候得者其所々町役人呼出し、縄掛ケ候侭ニ而御番衆より書付相右之面々、洛中洛外町々仮御所近辺相廻り、怪敷もの見当り候へ者相糾、

様手当致置、断書ニ不及、右御番衆之書付持参御役所へ訴出候ハヽ、早添御役所へ訴出候様申渡可相渡候間、其旨相心得、受取候ハヽ不取逃候

速組之もの為請取可差遣候、

右捕もの相渡候ニ付、町々ニ而日々手当いたし置候ニハ不及候間、右ニ

付失脚等相掛り不申候様可致候、

召捕候もの相渡候節、町役之もの在宿不致候ハヽ、平町人之内罷出、受

取書前文之通り可取斗候、

御番衆相廻り候節、武士屋敷幷寺社町方とも火之元不念成義見受候ハヽ、

心を付候筈ニ候、

右之通洛中洛外寺社町々江不洩様可相触もの也、

酉十二月〔廿五日〕

11 天明八年

城の役人と京都町奉行所の役人が折衝した様子を書き留める。破損奉行差加の中井正紀が、天明の大火直後に二条城の修復に関わって、二条

(海城内定式

其外

御普請場

附込

~

御城内乾御櫓跡角石垣われ有之候旨、七郎次申聞候、何い正紀」

石屋召連相尋候事、御城内乾御櫓跡角石垣われ有之候旨、七郎次申聞候、何分見分致シ候上、

五月廿日

御目附小屋住居向棟上り東御門木柵北側、今日中出来之積、請負人舟屋辰

右衛門申之候、

東卸門木冊、五月廿一日

東御門木柵、山崎大隅守殿御見廻り、

一作事方下役

山本藤十郎

一大書院切組幷取合せ仕居申侯

六月三日

八月七日

 一大工
 三拾五人

一屋根屋 拾人

 一土方
 弐人

八日

一大工三拾五人 木挽六人

一屋根屋拾人 手伝拾五人

候得共、一向人数も相増不申候ニ付、今拾人斗り此方より指人出シ候様取一不破郷左衛門申聞候、西御役所書取不申候付、差人之儀請負人江毎度申付

斗候様申聞候

九日

八月廿日

両橋 一中立売橋 下立売橋 中立売橋 中立売、前同断増板厚同断ニ而 一下立売、元積より五尺増ニ而板厚三寸、 一戸、尾州江請負人より申付置、 畳手本、大坂より伏見迄着、 障子手本、大坂より差登ス、右仕立人大和や鶴松 中立売下立売橋、明十日より取掛り、 候間、 浅賀条右衛門申聞候由、政右衛門申聞候、御目付小屋段々出来前ニも御座 候間、相知レ申候由、申聞候 銀拾四貫目 銀壱貫目増願出、 八月十五日 八月十一日 長七間三尺五寸 長七間三尺五寸 巾弐間三尺 高サ前同断 反り壱尺 巾弐間壱尺反り壱尺欄造 角井佐五郎忌明之儀早ク差免致し候様申候、 両側平高棟高サ壱尺八寸 舟や辰右衛門差出ス、 為見申候 夫より六右衛門と申者、 今日大坂より登り 上竹之間浦間仕切之事 堀田千右衛門江申聞候、 襖数七拾六本凡弐百六本 まいら戸六本 杉戸七本 大小障子数百弐拾三本 畳数弐百八拾五帖 山崎大隅守殿、明廿四日発足候得共、御普請場被見廻候、 木品為吟味東西組同心罷下り候間、 山崎大隅守殿昨日御奉書到来御参府 も罷出居哉ニ申置候間、 根岸肥前守殿・高橋八郎右衛門両人従皇居積り状等出来仕候節、 八月廿三日 八月廿八日 八月廿一日 御普請役 東公事方 下役 御扶持人棟梁 平塚表十郎 長持武兵衛 福井忠右衛門 矢倉直之丞 今日木村周蔵江内々承合せ候事、

昨日御城内外側太鼓御塀白土掛り候付、 先見及候而宜分ハ足代取候積

西公事方

手伝

拾弐人 五人 八人 三拾五人

木挽 屋根屋 大工

真野八郎兵衛

大東次郎右衛門罷越候事

木村周蔵

辻番所 八月中壁差塗迄出来、

九月十日迄中塗白土皆出来、

一中立壳下立壳橋 九月廿五日限皆出来、 一外側木戸木柵 九月五日

一所司代屋敷

九月廿五日迄 本家向皆出来、

十月七日迄 長屋向皆出来、

九月朔日

九月朔日

一掛板、式台板見分

所司代屋敷

立会

中井藤三郎

見分方

御破損下奉行両人

御城内詰棟梁

安田又右衛門

御目附小屋皆出来二付、見分之上仮引渡、 池田筑後守殿

御城内御破損所見分

伊藤三右衛門 服部富蔵

木村周蔵

四方田重丞

添田只右衛門

下役両人

見分方棟梁

角井三郎右衛門

辻八五郎

八月晦日

棟梁

矢倉直之丞

角井左五郎 大東次郎右衛門

仲屋喜兵衛

請負人

代矢兵衛

仮引渡シ

渡シ方 木村周蔵

西尾新太郎 真野八郎兵衛

下役

浅賀条右衛門

御扶持人棟梁 藤井源之進

平棟梁 矢倉直之丞

角井佐五郎

佐合五郎右衛門 木村周蔵

西尾新太郎

下役 真野八郎兵衛

大野三右衛門 阿川源大夫

藤井源之進 浅賀条右衛門

広瀬正左衛門

請取方 大東次郎右衛門

佐倉五郎右衛門

広瀬正左衛門

阿川源大夫

大野三右衛門

九月廿日廿一日(ママ)一明日番場六番所見分之上仮引渡、

一外側作事小屋出来ニ付、見分之上仮引渡シ、

立会

佐合五郎右衛 木村周蔵

手嶋郷右衛門 西尾新太郎

永持武兵衛 阿川源大夫

福井忠右衛門

矢倉直之丞

角井佐五郎 堀内政右衛門

御普請役代り

所司代上屋敷

岡野勇右衛門

白引御殿向

弐百九拾弐帖

一畳

一弐百九拾三八本(ママ) 建具

但七帖之ま黄引之処仕増シ共

七·六 本·本

鏡≿長戸と□戸

六本 弐拾八本

まいら戸

百五拾六本 九拾弐本

大口障子 大□襖

八本

白引

長屋向

畳 百七拾八帖

一建具 九拾五本

内

弐拾本 障子

七拾五本 戸

九本 板戸

四百七拾帖

建具 三百九拾七本

御殿向 黄引

一畳

五百六帖半

長屋

三百三拾九帖

八百四拾五帖半

真野嘉右衛門申聞候、此度出来之御蔵、只今ニ而ハ今村七郎次兼帯致し相 迄之七郎次付置候樣、猶又達有之趣申聞候、 動居候処、東役所も御普請出来ニ候得ハ、御蔵ハ跡々残り候ニ付、右只今

十月三日

御城内番所御門場所等御取建之見分直之丞立会二罷越候、

一御城内西御仮門両脇高塀長四間半

仮御門ま **弐間半**、 扣柱栗木、扣貫長壱間弐通り、 仮御門惣柵

内升形札番所四間弐間切手番所壱間壱間半 此建坪 拾弐坪

屋根坪 拾六坪四分壱厘

算瓦葺

下役

真野八郎兵衛 手嶋郷右衛門 西公事方

妻木市之進

同勘定方

西尾新太郎

御普請役

浅賀条太郎

北御門大番所三間八間下番所壱間半三間 此建坪 三拾弐坪六分六厘

屋根 四拾弐坪弐分八厘

算瓦葺

同所南東打廻り目板瓦塀(カ)

高サ壱間

長延三拾壱間

木品一式柵

同所二之御門明

弐間

柳番所壱間弐間一高麗御門明弐間、 同両側太鼓御塀長八間

高麗御門外米見番所桁行弐間梁行壱間半幷続布仮塀長拾壱間

西御門大御番所八間弐間

此建坪 弐拾弐坪三分八厘

屋根弐拾六坪三分壱厘

算瓦葺

銀合

十月九日

東公事方

中井藤三郎

弐拾七貫五百目

東西役所牢屋敷出来ニ付、見分之上仮引渡シ、

木村周蔵

棟梁

岡野勇右衛門 添田只右衛門

東西役所見分之上一流立会欠所方へ相渡ス、(統カ) 堀内政右衛門

西役所請取方

野村彦三郎

真野治作

鵜飼喜一郎

東役所請取方

木村八十郎

田中八右衛門

十月八日

御城内御門其外番所今日より取掛り

御城内普請二付、木品柵相遣候儀者、 大坂表ニ而難相調候付、 相渡候様致

度旨相願、 相済候事、

高麗御門扣柱木替沢栗二仕度願相済候事、 則吉野や彦兵衛江申渡ス、

同日

一二丸御納戸蔵内仕切、 此度出来致シ候ニ付、先為見分立会、

御殿番

(B) 文政地

三輪市十郎

御蔵奉行

藤沢弥三郎

御破損奉行

服部富蔵

伊藤三右衛門

東西公事方(ママ) 中井藤三郎

下役 真野八郎兵衛

大塚太右衛門

柴田升右衛門

御破損下奉行両人

一二丸大御番所天井大火之節損候付、 御修復之積り、 尤立会前同断

十月十九日

西御門奥番所之儀ニ付、 小林弥兵衛江申談候事、

御門番頭申立候通、

一月朔日

西奥御門脇潜り二相成候事、

一月十四日

二丸大御番所天井取掛り候事

小林弥兵衛被申聞候西奧御門番所御道具建、 去形之通取置二相成候樣、 尤

東御門二有之候通出来致度旨被申聞候事

十一月十七日

御城内御普請場今日迄御用掛り一 流見廻り候得共、今日より四方田重丞、(統カ)

川猶右衛門、 附切、 太田又左衛門、 芝田増右衛門、

文政十三年七月

1

大坂目付が、 文政地震直後、 二条城の被害状況を幕府に届け出る。

[近世風俗見聞集七]

京都大地震の事

りぬ、 れぬ事共なり、 悪敷両日共大雨故、 て出水、 之ける、 ○文政十三庚寅年七月二日より、 何さま捨置がたく、 既に類例はすゑにしるし置、 又は山崩れ川流れ、 先々御当地は何事もなく有りがたき事なり 震損所も多かりし、 扨々歎ケ敷事なりと沙汰申ける、 水死怪我人等も夥多なれば、 京都大地震之儀、 此度程の事老父も聞及ばず、 家土蔵に至る迄、 往古より京都は度々有 中々眼も当てら 追々大破とはな 其上彼大雨に 其上折

文政十三年七月二日より、 京都大地震に付、 七月十七日、 御目付代 間

部主殿頭、

木下左兵衛より、

御届け左之通、

二条御城御破損所

四方外側太鼓御櫓、 塀石垣共御堀え崩込、 其外所々倒損掛候内、 西外側西御門南所御堀倒、 北之外側北御門西之方、 御堀え木道具落込、 御

北御門屋根下通り共所々損じ、 西の方崩掛り、 危く相成申候、 腰堀石垣共損申候 二階御櫓東面庇し落損じ、 御門台石垣

石垣の内所に孕出、

四方御土居武者走りの内、

所々地形割損じ申候、

北御門番所廻り附物共、 屋根廻り高塀所々損じ、西の方登り塀倒損申候、

東音頭小屋玄関廻り潰、(番ヵ) 北二の御門傾き損申候、 小書院床の間壁落損、 台所廻り大破損、

外

屋根地廻共所々損申候

同長屋向与力同心小屋共所々損じ、 幷高塀竹垣共倒損申候

東御番衆小屋四十九軒の内、 三番小屋上の間潰、 下陣大破、

其外小屋々々屋根下廻り共大破

同構之

高塀竹垣共、 所々倒損申候、

二十七番小屋中の間潰損じ、

二の丸入口御門屋根廻り損じ、 同内与力番所、 向附物等損申候

同大番所屋根廻り共損じ、 同巡り高塀傾き、 壁落損申候

鳴子御門傾き、 屋根下廻り共損申候

御廊下橋番所、 廻り屋根下廻共損申候

本丸出丸御門屋根下廻共損申候

南御門傾き損 御門台地形割損 申

御 (ママ) (ママ) (本丸御堀側外石垣の内崩損、 所々孕出、 木柵損、 御 堀端通総体地

形

割損幷沈み、 不陸相成申

北中切御門損 両脇太皷塀の内倒損、 石垣幷石雁規共之内崩損

西番頭小屋、 本家向屋根下廻共所々損じ、 雪隠二ヶ所壊損申候

同長屋向屋根下廻共所々損、 同構仕切の高塀竹垣共倒損、 井戸屋形共

内損申候

西御番所小屋四十九軒の内、 二十番二十七番両小屋共不残潰、 十九

小屋下潰、 上の間天井落損、 十一番、 十二番、 十三番、 十四番、 十五

十八番、二十一番、二十八番、

二十九番、

三十五

番

十六番、

十七番、

三十六番、 四十九番小屋共下陣潰損じ、 上之間大破、 其外小屋々々屋

根下廻大破、 同構高塀竹垣所々損申候

南中仕切御門大破、 両脇御塀之内倒れ損、 幷石垣石雁規共之内崩

孕出申候

稲荷曲輪与力小屋五軒の 內 棟潰、 其外総体倒掛り、 同 心小屋不残

潰損、 廻竹垣之内倒損、 高塀之内損申候

西御門外御橋高欄の廻り、 其外所々損申候

破損小屋廻り総体損、 湯沸小屋潰、 高塀の内倒損申候

本丸御天守台廻り、 御塀幷石垣損申候

同 ...所井戸屋形幷井筒損申候

所高麗御門倒掛り、 左右御塀石垣崩申候

二丸御金蔵屋根大破、 其外壁落、 廻り切出葛石木柵総体損申候

御台所家根瓦総体壁抜、 羽目竈損申候、

台所より八番御米蔵え続御塀倒掛り、 大破相成申候

番御米蔵前竹垣損申候、

.金蔵東南西え折廻し御塀倒申候

元御車寄口御塀損申

御米蔵より御唐門え続築地所々崩、 総体所々破 損に相成申

御唐門貫抜折 御屋根瓦掛戸外竹垣損申候

> 所より埋御門え続き、 御築地崩損申 候

御車寄南北壁落 御屋根瓦其外総体壁落、 幷押土葛石左右竹垣損申候

埋御門 より西南御門え折廻し、 御塀所々倒損申候

南御門 より溜御蔵え続 御堀幷切戸口皆倒損申候

溜御蔵総体傾き二階危 幷南東竹垣倒損申候,

鳴子御米蔵前竹垣損申候

同所御米蔵北の手御塀、 并切戸口倒損申候

同所より二の丸御門え続、 御塀幷御黒門倒損申候、

御納戸前蔵傾き、 総体御屋根瓦壁損附 庇崩申候

御玄関遠侍殿上の間 御式台の内 同裏の間、 同大広間、 同 所溜の間

欄間羽目御張附雨戸壁等迄損申候

蘇鉄の間

御黒書院

御座の間、

同所東溜、

御雪隠総体傾き、御屋根天井

御太鼓櫓総体大傾き相成申

同所定番香盤台落損申候、

同所四方壁板羽目損申候、

東御門櫓北御定口瓦落損申候、

所御腋の内通金物落申候

所家根瓦落損、 南登り塀大破、 幷北登り塀瓦落損申候

御番所出口切戸屋根大破相成申候

南の方角廻り大破成申候

西御築地出口、

中 -仕切御門続き高塀、 北南共大破相成申候

[番裏高塀大破仕候

御番所雪隠大破相成申候、

西冠木御門総体屋根大破、 幷続袖塀大破成候

外側高塀北之方倒、 幷南の 方屋根総体大破相成申候

奥御門総体捻、 幷東袖塀打倒申候

御門櫓台東西石垣崩申候

奥御 番 所裏廻り塀落、 幷屋根廻り破損仕候

||所雪隠東の方壁落倒掛、 西の方雪隠破損相成申

一同所東の方出口高塀、瓦落幷倒申候、

一升形番所総体破損申候、

二の丸御台所前 五. 形土瓦脇板共、 前庇倒掛り、 番戸前庇倒 其外瓦所々、 腰板共、 三番の戸前庇倒壁大破、 御蔵一 幷に米見所総体大破相成申候 番戸前庇倒掛、 一六番戸前庇倒、 腰板共、 二番の御蔵棟落込、 北之方軒壁所々、 二十四番屋根瓦所々、 八番壁総体、 前通軒

十番前通壁所々土落、外十一番戸前庇倒、壁所々土落、十二番前通壁所々鳴子御門内御蔵、 九番前通北え折廻し壁、 幷下地落大破、 裏通腰板共、

落、十三番戸前庇倒掛申候、

方壁落、南流屋根板落申候、土居葺迄落、同壁下地共落、十五番裏壁下地共落大破、幷米見所東の土居葺迄落、同壁下地共落、十五番裏壁下地共落大破、幷米見所東の高麗橋前御蔵、十四番戸前より北の方軒より棟迄抜落、裏通り屋根瓦

番前通屋根瓦落戸前開、南の方壁落申候、一御天守台下御蔵、六番戸前庇倒掛り、裏通り軒より棟迄落掛り、十七

道具難被置御座候、東御門台渡り御櫓柱曲、西え傾き、石垣所々損じ孕出、総体壁破、御東御門台渡り御櫓柱曲、西え傾き、石垣所々損じ孕出、総体壁破、御

押御櫓北の方戸前明不申候、同所壁落、追々大破に相成申候

| 巽御櫓壁不残響、破目土落損、同南の方御窓下壁大破相成申候、

巽御櫓壁不残響、破目土落損、別て北の方戸前左右、幷北東角は不

残土落、裏板計りに相成申候、

御焔硝蔵総体崩損申候、

足駄御蔵三ケ所、屋根瓦落総体落損、其外内通り総体損申候

数手桶不残、幷留覆大破に相成申候、

新(候、主) 右之通、 候旨申越候段、 去る二日 堀近江守、加納備中守より、(大坂城在番の大番頭) 地震に 追 々手当申付、 て致破損 次に与力同心下々に至迄、 此 松 平京上 平伯耆守殿えも中京都所司代) 以紙面私共方迄申聞候、 難 怪我無 申達 計 奉 候、 依

七月十六日之此段申上候、

間部主殿頭

木下左兵衛

怪我人死人数多く有之候得共、不被申上候、以上、但し怪我人死人の儀も有之候得共、御届けには不被申上候、御城内にては

一京都町奉行勝平伊予守殿より、御子息左金吾殿え書状之写、右は、京都大地震にて、二条御城御破損御届け、百日御目付より御届け写也、

る二日書状差出候後、左之通大地震に候得共、御役所一同怪我等も無令啓達候、御孫弥御障無之珍重に存候、自分儀も無異今在京候、扨又去

之致安心候、

心易可被存候、

度右体の仕合に候、出候処、一寸位にひゞわれ泥を吹出し、昔咄には承り候得共、誠に此出候処、一寸位にひゞわれ泥を吹出し、昔咄には承り候得共、誠に此突倒候様に、鴨居などはずれ、壁を落し、棚の物は不残震落し、庭え 七ツ時過怪き地震二つ、引続丑寅の方と覚申候、震動も不致唯一度に

も倒落、潰不申と計の体に成申候、御役所玄関脇当番所と唱、与力同心の詰所張番所有之、右之天井落壁

白洲御障子抔破れ、七寸程いがみ、是も潰不申と申計に成申候

治り可申候、先安心致候、書付候処、四十九度計と存候、乍去今日は大に間遠に相成候儘、追々昨日迄も昼夜百度余も震申候、一昨夜抔泊之もの、暮六ツ半時比より残大破致し、又夫々少々宛震り始り候て、二日より今以止み不申候、残大破致し、又夫々少々宛震り始り候て、二日より今以止み不申候、

此上大風雨にても可成哉と被存候、一今日は雷気有之候得共、発急殊の外空もめ、地震と入り交り雷鳴有之、

若哉右の山々、焼泥にても吹出可申哉と致心痛候、倉帯刀忰鍋次郎、地震の安否承に参、右之趣語申候、右様子にては、愛宕山幷嵯峨は鳴候て、今以地震の如く、土砂ころげ落候由、今朝角

右に准じ、御城内殊の外破損有之、誠に大造の御修復等にて、御入用北御門脇より西の方、土居五六十間計倒れ、御石垣二十間計御堀え喰込、皆震出申候、明き御門もいがみ、西御門は南の方三十間計御城内え倒掛、二条御城四方の土居裾廻り壁落、東御門口石垣、一つ五十人持位の大石、

何万両と申事に成居申侯、

夜分も往来にて凌ぎ居候仕合、火事同様の事御座候、有之候得共、昼の内故と見得申候、昼夜震詰にて、町家にては宅を出、市中抔は潰家夥敷、死人怪我人は存の外少く、夜中ならば怪我人も可

御所にては御築地 夫より御役所の 裡常御殿余程の御損の由、 御座候、 種々申遣度候得共、 御用向取調草臥、 抔大造の御破損、 御修復申立も可有之、 日々御修復所え出 荒々申遣候、 其内仙洞之御構別て御損 以上、 誠 にあきれ果たる計 八ツ時迄に帰 強強く、 禁

寅七月五日

巴の事と見得申候、別の儀も無之、損所も無之旨申越候、南部にても同様の由、先当地而別の儀も無之、損所も無之旨申越候、南部にても同様の由、先当地而計地震と申候、此節瀬田之橋御修復にて、組の者詰切居、右よりは格先日其地え下り組与力草川吉右衛門、去二日には石部に泊申候由、少々猶又折角秋暑凌可被申候、前文地震、大坂は常体之地震二つにて済候由、

事故、 にて、 唯今御目付方より風聞書差出候処、 六ツ時の御太皷、四ツ時過迄打廻し申候、 がみ一向明不申、 今明日には実否分可申候、 海に成候由書上候得ども、 去る二日御修復所、 右之通損じも有之候に付、 カケヤにて打明、 御小屋場見廻等に罷出可申と存候処、 其地は定て別条無之儀と令遠察候 取留候事には無之、 若狭国名所不知、 伯耆守殿御城入にて御見分有之、 漸々出候仕合、 二日の晩は一向に伏り不申 誠に前代未聞の 僅十八里隔り 十八ケ村程 門 津

諸司代松平伯耆守殿御届左之通、

余程の珍事と被存候、

(以下は御所や洛中・大津などの破損状況、中略

二条御番衆大木市左衛門殿宅状、左之通、

七月二日夕七ツ時 中 小屋に被居不申、 又元の御 小屋御蔵前、 打候と程なく地震、 小屋え引居候処、 はだしにて欠出候処益募り、 又は広き場所え走り出候 初は 住居幷下棟 少々 震 直に烈敷震出 暫時 処 鴨 居天井壁落 潰 屋根

候次第、 比より、 と申 等落損 居申 明地え集り、 に倒れ、 居上塀、 三四尺程の石落有之候、 押に打れ漸々助出し候由、 連御城入、 見分有之に付、 見分有之由、 は物凄く、 両三人有之、 計住居成兼候御小屋余程有之、 往来も甚だ気遣敷、稲荷曲輪同心は不残小屋潰、 東御門台石垣等に孕出、 往来危き故、 御堀の方へ今にも倒落候様に、 成申候、 申候事に候、 鳥居三本、 垣 外に 一御櫓、 一雁木崩落、 間に合兼候も 御堀端は不残、 の巣の如くひゞわれ 十間二十間程宛崩、 東御門大番所後の土塀、 御小屋内押に打れ候者有之、 調の御門、 夜 地震間遠に相成候得共、 此上いか程強く地震可有之哉と心易からず、 御門番も夫々御門に詰め、 其外白土鉢巻等皆へげ落、 金蔵 殿向は御天井、 を明し、 是も一命には拘り不申、 燈籠十七本倒、 一人立にて急ぎ通り、 御破損奉行其外御在役之者、 高灯燈箱など付て、 上の土塀も倒かゝり、 御車屋も瓦 一小屋内御通り抜有之、 六つ時の御太皷打延候得共、 両御番頭も御出、 是は内の方へ倒かゝり、 のは、 今に至夜中震動致 其外二三寸程宛ひゞわれ、 西御焼失跡御門台石垣所々崩 堀等も損所多、 多く打れ 先 御厩曲輪通り二筋塀不残ひらきとれ、 幷御襖御張付絵、 落申候、 西御門脇 稲荷曲輪入口の御門棟廻落、 上下の置所なく、 命には拘申間敷哉と申事に候、 是は大概倒申候、 ふらく致候所も御座候、 寄こぞり申候、 御殿幷御金蔵其外御櫓等、 時々地響致し、 神候、 米計少々宛運候由 又此六七日は暑気甚々敷 夜中も度々地響致、 稲荷石垣石鳥居石燈籠も大体倒 中切御門台つゞき石垣二間程抜 助に参度も、 御城入に付、 戸板に乗せ昇運候体、 御小屋脇裏、 御道具外箱等は不残乱れ、 損 持場々々見廻り、 御 続御櫓御 所は高麗御門と申、 所司代御城入は五ツ時 多くさけ損申 小屋に居候も相休 同心三人程遁出間に合兼、 御破損定小屋 各々色を失ひ十方に募 所々壁瓦落、 御城中幷御 六ツ時比俄に所司代御 地役も不残組の者召 歩行の出来ざるもの 高土居に候得共、 御橋御門ねじ 御小屋の者不残 西御門続き御土 候 御 其外御太皷 石垣崩れ落 不残損 火事場より 東西に走り 七ツ半時 潰ぬと申 夜中も蒸 所々抜々 御 本丸 辰巳 過に

覚悟致居申候、 日にて三日二夜野陣致居申侯、 抔と申候事、 土御門陰陽頭より所司代え、 共敷物致し、三日終日外にて暮申候、 屋えも参兼候様に、暑気強との事、 人死人等も余程有之由噂申侯、 暑堪兼申候、 いまだ大坂の左右は承不申、 大坂御城中抔は、是迄に覚ぬ大暑にて、 各膽を冷し居申候、 先荒増此段申上候、 此上も強地震可有之候由、 堀川通り其外御城外御構内番場え、 矢張地震動は止み不申故、 御番衆は東西共少も怪我無御座候、 以上、 御城外市中は別て家蔵も多損、 此上は何事も静に致度而已祈居申侯、 誠に上下とも堪兼候由、 昼の内は隣の御小 御用心可有之哉 今晩も野陣の 扨又地震の 女子 怪我 今

堤中務小輔殿女中迄、 十日江戸着、 大地震之御機嫌伺ひの文さし上候処、 返書八月

七月十四日

(中略)

京都地震の儀 七月四日出に申来る、

二条御城北側の塀悉く大破、 米蔵も二三ケ所倒申候、 御築地内御摂家方、 御城え打倒、 西の方御門共塀も崩 宮方、 堂上方、 損所筆に 御

淀の御城矢倉潰申候、 尤地の割候 所 町 々夥敷御座候

二条御城中も、 悉く地割申候

大坂より七月四日出に申来る、

(中略)

七月二十五日出、 左之通申来る、

京都より幸便又々申来る、

先達て申上候大変、 合地震三百七十余度震申候、 誠に大周章仕候、 何卒早々相納り候様奉祈候、 今にごろく日々勘考申候に、 怪我人又

は即死人等多く、

中々相分不申候

宮城内は目も当られぬ大破損に御座候、 東の方は先塀も崩不申候得共、 尚又言語 もゆがみ、 済がたき趣も御座候、 崩 其内の外形石垣崩申候、 塀共に御堀え落込申候、 に絶候位にて、 堀の土抔は御見分相待、 中々言語に難述候、 御城内は猶甚敷、 御城石垣西の方多損、 西の方御門柱戸計遺り、 大破に御座候、 今に其儘に御座候、 且御所は大破損にて、 北大手の西の方、 迚も御修復計にては相 南の方も追々崩申候、 二条の御城は 屋根は落散申 内外共石 御殿向

垣

此度は定て御伺の御使可有之沙汰仕候、 一条御城御見分、 宮中御破損の御見分可有之と沙汰仕候 大彦先生御上京にても有之候

御座候 噂而已承り無覚束、 北より多崩申候、 皷櫓も傾申候、 替ども無之ては、御要害には相成間敷由申候、 至て密々に致有之由、 石垣はゆがみ、 え二三十間計石垣も崩、 西之方御門は屋根落て戸計相成、 御城内は格別大破に御座侯、 東一方は塀も先落不申候得共、 御城外見物仕候処、 御城外米蔵大分倒、 外側も御堀え崩落、 誠に大破にて、 迚も修復は難調、 板囲ひ致し有之候、 死人も三十人計有之由、 扨々御物入恐入候事に 其内外形之石垣は崩、 大破に御座候、 北の方大手西 何も御築 都て 御太

文政十三年

震の被害状況を記す。 二条城在番衆が文政十三年七月十二日に認めた書面で、 文政十三年の京都大地

[文政雑記]

文政十三寅年七月二日七ツ時頃、 京都大地震荒増書取覚

文政十三寅年七月二日申ノ刻、 居壁等落候故、 ゆり出し次第に強相成、 石二而も落候様成ル地響いたし申候処、 大小を抱へ御小屋内御蔵前其外高麗御門前広き場所へ 御小屋内ニ堪兼庭へ馳出候処、 御太皷打切間もなく地震、 夫より二足程も歩行申候間 番□ハ勿論鴨 先最初者大

候 世 小屋く 日之間始終地響いたし、 サくをれ申侯、 社 押に打れ漸く助け出し候由、 曲 御 立 台 来兼候位之事、 堀江たを 迄大手御門通用二相成候、 五升宛持入り候様 出 跡 段 平 続 屋 七夜之間御 中仕切り たをれ .櫓も内外土落体巻等かけ落申候、 雁木上り落ち 地 出 0) 輪与力小屋三 物御道具外箱等不残乱崩れ、 石垣所々はらみ、 御門台石垣所々 入留り、 候所、 滅し候時節かと各色を失ひ居事ニ候、 ·御土塀幷御天守台塀所々 住居幷下陣等一 命ニハ別条有間敷、 打れ候し者を助け出し候得共、 ゆり潰し、 かゝり 御門棟通り落、 れ 御蔵 重荷抔者中々通路 小屋内空地寄り集り居申候 水溢れ出候ニ付、 |軒潰れ、 七ツ半時より地震ハ先々軽く相成候へとも、 石鳥居五本燈籠七八本も可有之哉不残ゆりたおし、 御廊下橋入口御門双土塀四五拾間ほどたをれ、 屋根瓦 崩れ落、 中仕切御門台続き石垣四五間程抜落、 位ニ割れ、 こと申事ニ候、 其度くに黒煙相立候ゆえ、 東御門大手後土塀大体たをれ、 時にゆり潰し、 者瀧 同心小屋ハ不残ゆり潰し、 其度く二所々壁瓦等ハ勿論潰れ、 石垣も抜落、 扨北御門続き御土居土塀石垣共百間程 西御門橋ねちれ往来も危く候間 先 たをれ損し、 如ク落、 いたし兼候得共 夜分抔ハ足をはさみ候 、板二のせ寝させ置候、 辰巳未申之御櫓江御移し替に相成、 諸司代屋敷前通り満水ニ相成、 一命二ハ拘り不申と申事ニ候、 夫より日増にねぢ 御焔硝御蔵屋根瓦不残落、 高麗御門惣銅 壱番弐番三番 往来も気遣敷体ニ御座候、 歩行出来兼候もの両 御堀端通り御 且御小屋くの内下々の者 飯米ハ無拠品御座候 上下身を置候所無之 同心ハ三人間ニ合兼、 ノ御門内へたをれ 御門台ニ有之候 れ申候ニ 位 其外上下共七日 土居多分破 西 御太皷櫓脇石 今日迄七 残り候御 付 おりく 三人有之 又稲荷 東 往来出 稲荷

相 御 六時頃諸司代御見廻り 右 延ニハ ニ付六ツ 台御櫓等不残御見分有之候ニ付、 、候得共、 御太皷 諸司 有之候ニ付、 ハ八ツ 代五ツ時過ニ御城入ニ相成 特迄打の 両御 番 二相成候折者 頭 も御出ニ而 御城入り有之候、 九ツ時 御殿御 強地震有之 過漸 六ツ 金蔵

> 成事ニ御 代御番頭 而 御太皷坊主共大難儀 一相詰候 (共御通り御見廻り 座候、 尤諸司代 电 夜中も不絶地響、 ニ而御座 御城入二付、 何茂覚悟仕人心無之由 不残野陣いたし居候処江、 地役も不残 跡 御城 三而 申 聞候、 御 門番 諸 尤

屋も瓦等落損し申候、御殿向御天井幷御襖等不残損し、御欄間御彫物等も落損し候由、御車

即死弐百八十人と申事 損し申候由 く御座候、 :城外地役不残住居幷門塀等ゆり潰 怪我人町奉行江書ケ候由 御城外市中も住居土蔵等多 一御座候、 町 諸司代屋敷 人共申聞候、 くゆり潰 し申 -候由、 怪我人千三百人 旂 怪我人多 至迄余程

広き所へ 宿いたし居申候 候間用心いたし候様ニとの事ニ御座 |御門より諸司代江申上 、出居、 今以夜も竹藪或は 一候由、 風聞仕候ニ 上候由、 御城外御柵內番 右 二付、 まだ是程の変事可 場と申所 城外市中多く 二、

座候、 今八日迄七日七夜ゆり居候間、 二居候事ニ御座候、 兀 日々潰れ残り居候御小屋く 実ニあわれ成事中々筆紙認兼候事ニ御座 時頃より八ツ半時頃迄之内は何茂御土居松の 其上誠ニ両三日は炎暑強御座候而堪兼候事ニ御 統 は崩れ、 人心地なく、 其度く黒煙立 変事を待居 下ニ 而し 候様

座候処、 扨誠ニ理外之事と申は に分り不申 居候は、 地 近国之山 中々吞候様ニは無之候処、 震後俄二清 候、 ニ而も焼候事与存候、 右之地震一通り之事ニハ無之、 『水に相 御小屋内に井戸四ツ有之内三ツハ 成、 其上水十分ニふへ 残り一ツは常々水悪敷井戸 然共今日迄十日相成候へ者、 今日迄地響きいた 、申候、 地震後どろ

御城内両御番頭両組頭幷両御番衆両与力衆迄ニ少シも別条無御座候 坂は 左も無之事と被 事 辺三四里之間沼ニ相成、 し候、 迄強くゆ しゆり出 主税土山宿止宿ニ 城下共 七月十二日認メル Щ 通り之地 上焼候沙汰も無之分り兼申候、 又若狭辺大つなミにて今以波おさまり兼候哉と申事ニ候、 近国 り候様子二御座候、 候間、 山荒之沙汰茂十日余二相成候得共 二而 存候、今十二 震与申事二候、 越中立山丹波亀山辺 御座候所、 ハ一番強く当て申候由、 人家夥敷潰申候沙汰 一日迄日々地震致居候間、 何れ京地よりは 彼地も一 道中筋は本番取手返し二登り候 大坂よりハ早速便り御座候所、 通り之地震と申事ニ候、 ニ而も山荒ニ哉与一 続キ候而ハ二条 西北ニ当り日 二御座候、 慥成事も知れ不申候間、 何れ変事与奉存候 丹波亀山之城 統推察いた 々地響いた 御城与申 若州 山角 大

廿一日夜、 右は二条在番之御番衆より認越候書面借り写もの也、于時文政庚寅八月

丹波園部藩江戸表書状差越候趣抜品

当月二日老人も不覚大地震 後略 差事無之、 長提之上十二三間之所地上裂割申候、其外在町無(堤力)村御茶屋瓦屋新普請丈夫二七八年以前出来候故、 成手弱き建前麁末成ル普請之仕方、 潰 御 弐人と申御届ニ而、 番所高塀共倒レ、 所御破 :城内ニも少々宛は破損有有之候得共、為差義なし、町東之入口月二日老人も不覚大地震、亀山ハ園部よりハ強ク坂部之玄関庇損; れ 都合瓦五千枚損 微塵二相成、 損所多、 請所 柏原三宅町中二而廿五 兼而之損家古家等ハ却而破損軽く相済由、 堂社仏閣入念候普請新敷丈夫成ル建前程別而大破倒 京地ハ上京外京伏見辺愛宕山別而厳敷、 建前向少々宛之損曲りニて御家中無別条致安心候 二而御館内等瓦屋根之向 地震之為ニハ宜敷事由 其外在町無別条御館內御家中為 軒倒家有之、 御焔硝蔵屋根瓦弐百枚程 余程損候由、 死亡四人怪我人 町東之入口 [三候、 江戸 御城内外 宝河原 の様

文政十三年

文政十三年京都大地震の被害状況を記す。

(朱筆) 〔文政十三寅京都地震之記〕

文政十三寅京都地震之記

旨而于今消滅不仕候、取分キ去ル十六日より昼夜之大雨ニ付、(ママ) (ママ) 又右地震ハ七月二日夕方より始り夫より連綿と日々夜々ニゆり! 割込、 候へ共、 京都ハ去ル二日夕七時大地震 間敷と被申聞候付、 伯耆守殿被承之、 之百騎惣出馬候処、 代として警固ニ指出、 敷大崩ニ 郭内建家土蔵ハ不及申石垣櫓門悉崩れ倒 割竹を引 此節夜分 罷出付火いたし候故、 洞院川出水、 大御番頭 宮方其外堂上堂下ニ至迄、 人悉逃出、 土蔵ハ倒レツフレ、家ハ瓦ノワレより雨漏、 一奉行小田切土佐守殿住宅破崩レ、 而崩候由、 一而都合五日降続キ東川原加茂川高野川大洪水、 死骸も不知候付、 仰付との噂御座候、 召捕致入牢候へとも、 御城内以之外之騒動二付、 峺 新庄主殿頭殿・内藤豊後守殿ニも自分ニ走廻り被申候処、 二御座候 ハ町々木戸門を打、 同夜ニ両人帰牢いたし候由、 拍子木を打、 其外京町之建家土蔵ハ地震ニ而ヒドワレ候処江雨入候故 依之右雨気を含 エンシャウ蔵抔崩レ大騒ニ御座候、 右ハ戦場之討死も同様ニ付、 漸安堵いたし候由 右地震二而百騎之内馬取之御旗本両人地中江崩 松平伯耆守殿ニハ城中二而所々相固被申、 夜分両三度ツ、出火有之、 右御旗本之家司大心配、 殊之外夜中騷々敷、 其余百余人逃散候へ共、 堀幷建家土蔵悉破倒、 内二六七人ツ、起番いたし、 二而 二条御城外高塀崩残之分一 跡六七十人斗山野ニ隠レ居毎夜市 牢屋迄不残倒レ候ゆへ、 禁裏仙洞大宮三 御所江ハ家老鞍岡三郎右衛門を名 此分重罪人之者候へ共、 城中之大変筆紙二難尽候、 誠二以家毎之騒動不大形候、 落城之絵図抔より 誠ニ乱世之有様ニ不過と 家督ニおゐて相違有之 家断絶と嘆キ居候 西 就 禁裏守護之所司代ニ 其紛二致盗賊候付 四十人斗ハ此節ニ 中 ハ桂中小川堀川 御所を奉始 昨日不残雨 働候 将 組

甚以御大切御慎と奏 聞申上候由、承り申候、僧都法眼之院家ニ至迄被 仰付候へとも、右之祈祷之護摩燃不申候由、右地震消滅之御祈祷従 禁中 法親王方一統幷門跡方不残僧正法印大

仕宾由、 之ぬさもつれ候而一向しれ不申候由、由々敷御大事と加茂より奏 聞 一右同時ニ日本之大社七社大寺七寺へ御祈祷被 仰付候へとも、加茂明神

比叡山於中堂一 久木玄蕃より直 以之外御祈祷六ケ敷由、 明神南都春日明神江 御子ニ付、 | 御祈祷之護摩木燃不申候故、 成候由、 恐縮申候旨承り申候、 右御内之者何れも懇意ニ候ゆへ承り候処、 山之大衆徒御祈祷仕候へとも、 二慥成義承り申候 御使被遣、 去十日 去九日ニ両度 右法親王方之内 禁庭江被 神力を御添御祈念被為在候へとも、 仰達候由、 御代参として伏見稲荷 是以護摩燃不申御 勧修寺宮ハ伏見殿 於 則御使相勤 御寺宝宮中

出候故、今以水無月之能も出来不申候位ニ御座候、止被の印出、奉能七月四五六日と治定候処、大地震に而御祈祷被の御座候処、六月廿六日よりより七月三日迄徳川兵部卿殿薨去ニ付、停一加茂明神にて水無月之能、六月廿九日晦日七月朔日以上三日、例奉能

院御鬮を上試候処、 事と申居候処、同日 水を入表江指出置候 が候由、 返り候ゆ 野天満宮江七月二日朝御膳備候処クツ返り、 右二付北野辺火水之用意厳重御座候、 三度備候処、 同日夕大地震のよし、 地震之納りハ大火大水之内 三度目当番之社僧怪我仕候由、 仍之北野社神事奉行五百石松梅 依之又々指上 京市中家毎二四斗樽ニ ニ而納り候旨 不思議成 一候処、 御鬮上 ク

| 発甲戻、| | ユカ之侭今ニ不倒相立居候段、神徳之至と感心仕人々見物ニ参り舌を|| ユカ之侭今ニ不倒相立居候段、神徳之至と感心仕人々見物ニ参り舌を|| 北野境内五町之内石灯篭不残崩倒レ候処、石の鳥居の笠木三段ニわれ

北野ニ至まて、神分神座之破損無之哉と御尋被為在候付、右神官之者禁中より大社之内加茂両社貴船河合松尾平野八幡今宮御霊上下社祇園

候由二御 回廊鳥居神灯抔神座之向 御尋之由 と申候、 京中七日之停止二御座候 朝之間ハ 廃朝と申スハ 方始町人共より寄付之品々大破を御尋ニハ無之、 都大仏殿焼失ニ御座候、 何れも大破大崩之由種々申立奏聞仕候処、 入至前表も取々申候、 座候、 三付、 官位昇進 天子御物忌ニ而御慎之儀御座候重キ事ニ御座候、 尚又相改 乍併地震消滅之祈祷六ケ敷ゆへ、 都而 右年回之当日ニ相当申 勅聞休御座候、 心附候処、 一ツも無恙安置之由奏聞ゆへ 此度之大地震ハ伊勢焼失より百日目と相当 又三十三年已前寛政十午年七月二日京 右社之向大破ハ寄付之向斗ニ 当春伊勢焼失之砌 叡慮之趣ハ堂上方武 神座之隙ハ無之哉と 此節廃朝二御座候 天気能被思召 右廃

成候而、 右大地震之先例当時之 過半内証 御先代故、夫迄ハ 平安城之時分ニハ無之候、 度之通と相見申候、 伏見殿旧記之内ニ相見得候ハ、 側江畳ヲ敷幕を打、 堂上方ハ広小路、 月二日より十日迄野宿仕候、 残崩レ申候、 右地震二付万事御推察可被下候、 桓武天皇より以来之事ニ御座侯、 死人千弐百人も御座 ニ而病死之申立葬り申侯、 土蔵之大輪ニ而打レ即死之者都而五六千人有之候へとも、 梨木町辺之向ハ大道之由三十間斗ニ付、 伏見家ニ旧記御座候、 是ハ二千二三百年已前已前之事ニ候へ共、 其内江小屛風を建、 禁中二御記録無御座、 大和国皇居之節と相見申候、 候、 往古天長年中仁和二年両度之地震、 禁裏御付も庭上に畳を敷住居 洛中ニ無事の家一軒も無之、 誠二古今稀成珍事二御座候、 大道又ハ無拠向 後醍醐天皇迄ハ 御住居御座候 右之通誠ニ前代未聞と可申候、 御本家之儀ニ候 公義江御達ニ相 伏見殿御代之 今ノ平城城 二御座候 土蔵不 只今之

可被下候、や市左衛門江も申遣候付、右方より御取寄御覧可被下候、取紛乱書御推覧や市左衛門江も申遣候付、右方より御取寄御覧可被下候、取紛乱書御推覧右之外御咄申上度儀心ニ候へとも、長文ニ相成候ゆへ文略仕候、書様福徳

七月廿日

4 文政十三年

文政十三年の京都大地震に関する記事を収録する。

安き心も無之、 別紙を以申上候、 昨日十四日迄、 何れ大雨に而も無之内は、 然ば当月二日夕七時、(天保元年七月) 日々昼夜震動いたし候ては地震致し、 京都伏見大津辺大地震、 相止申間敷と風聞に御座候、 貴賎上下一向 引続

誠に京洛中洛外とも、

目も当られぬ事どもに御座候

御所内も殊之外大破、 (中略) 社之内には仏光寺門跡は丸々打倒し、 圍土塀之分、不残打倒し、 にても容易不成事に候、 宿同様、 拾間余之場所丸に堀へ打込、 大地十間余、 且御番衆御小屋七十軒余震潰し、 外廻り築地は不残相倒、 幅壹尺余割、 大手御門も震倒し、石垣崩、 洛中洛外土蔵一ヶ所も無難之分は無之、 両御番頭の御小屋不残相潰 泥を吹出し、 中々筆紙に難尽事に御座候 中々二条御城内外の破損許 二条御城御石垣 其外神社仏閣、 通路難成程に有之、 御番頭も野 信崩候て、

御門より牧野伊予守殿嫡子佐渡守へ消息之写

七月二日申刻、大地震、 るぎぬけ出し候よし、 高塀大半破落候よし、 御築地棟瓦大半落、 御所様方、 大仏之釣鐘落候よし、 少々は破損も有之候、二条御城矢倉少々 御殿、 御築地等大破損無之、 石垣大石、所々ゆ

但し御城已下、伝聞風説不慥候、 配 今年の変事は、御安心と存候、 尤御城伊予様御在番中ならば大御 (後略)

[甲子夜話]

此度京地震沙汰、 如例追々御編録候得かしと存候 様々之風聞に候中、 別紙先得実候哉と聞へ候因て上申

城内外圍共崩落、石垣崩れ候場所、西御門崩、其外御番衆御長屋向等悉大破、 当月二日七ツ半時頃、 (外堂上方にも、 其外堂上方、 園筋塀過半崩倒、禁裏仙洞内びさし総体、物置等は崩落、 玄関座敷向、 京地一体大地震に而、 天井落候場所も有之、 御所向、 寺町御役宅、 御築地屋根石垣迄破 二条御

> 組之者
>
> 園
>
> れは、 崩倒候場所も有之候、其外諸司代屋敷組共、 八百間余も崩候処有之趣に御座候 何れも外圍土塀抔過半崩倒

文政十三寅年七月四

京都詰御普請役大木三七郎より申越候由

其文、

七月二日、

座候、 勿論大損じ、 御所、二条御城抔者、 是より十年不致候而は、 不怪御破損に御座候、 元之京都には相成不申と申風聞に御 御所司代御屋敷、 町御奉行所等、

(中略)

其文、

上京、下京共、 当七月二日、 申之刻頃、 殊之外所々破損に而御座候、 京都大地震に而御座候処、 御 断辺、 幷二条御城辺、

町奉行松平氏書状写

み、一向明不申、 之珍事と存候、 六ツ之御太鼓は、四ツ時過迄打延し、二日之晩は、一向伏り不申、余程 合に而御座候、右之通損じ有之に付、俄に伯耆殿、御城入に而御見分有之、 去る二日、御修覆所小屋場為見廻、 かけやにて打明け、漸漸出候仕合、 直に罷出可申と存候処、 誠に前代未聞の仕

翰令啓上候

(中略)

○二条御城、四方之御土居襟通り壁落、 石、皆震出し口明き、 御門はゆがみ、 西御門は御屋根落、 東御門御石垣、 一ツ五十人持位之大 北手御土居五間

誠に大造之御修覆所に而、 南之方三十間許、 れ 御石垣廿間許御堀江くへ込、 御城内江倒掛り、 御入用何万と申事にも成可申哉、 右に準じ御城内、 北御門脇より西之方御土居五六十間 殊之外御破損有之、

京地在番先より同苗半七郎江到来書状写

御座候間、 行々は全快可申と申事に御座候 此外野辺安之助家来両人、是又埋られ申候処、 尋出し掘出申候、 長田亀吉親方、 草一ぷく程之間に、 以別紙申上候、 朝より残暑難凌候処、 御安心可被下候、 其御地 下陣みぢんに相成、 先々今日之様子に而は、 御城内大半ゆりこわし申候、 弥御機嫌能被成御座、 相番共も同様、 夕七時打候節、 梁に足をしかれ、 一命に無恙御座候と申事に御座 掘出し申候、是は余り痛不申 一人も怪我無御座候、 辰巳之方より地震いたし、 目出度御儀奉存候、 私儀は上下共、 其上江壁落埋れ候を 然者当 下々 煙 月

下陣みぢん成候相番

長田亀吉 杉浦八次郎 伊東源之丞 高橋平吉 山崎権之助

右九人也、

大久保久六郎

永井廉八郎

岩下又四郎

野辺安之助

自分住居つぶれ候相番

木部長次郎 下陣不残 堀江新三郎 断

伏屋吉十郎 右四人也、 同

> 平 八郎 同 断

大破に御座候、 右之外、久保、桂山両伴頭も、(番) 先かなりに被住候者は、 住居成がたく、 天井皆落申 候 外相番不残

赤井次兵衛 南条太郎兵衛 西山繁兵衛 松平次郎左衛門 長崎金左衛門 福井小 **上郎** 岡部小野右衛門 宮重傳六郎 向 . 井伊織

Ш 口四郎左衛門 柴山十兵衛

右十一人に御座侯

誠に私 儀は仕合に而、 夫に而も下駄はき候間無御座候、 七時打、 余り暑さ凌がたき故支度仕、 家来昼寝候を引起し召連 大小差居候 は 処

> 其御地に而も、 等も私許少しも痛み不申 に而、 しだに而木戸 主従共 際迄出候と、 一命失ひ可申程之怪我仕候事に御座候、 神酒成共御上げ可被成候、 誠に神仏之冥助と、 直に床の間瓦屋根壁共、 難有仕合、 度に崩れ落候、 其上不思議に而□□ 心根にてつし申 足

大半崩れ倒れ申候 御城も西東北御門、 不残致大破候、 高麗橋御門たをれ かゝ り、 兀 堀

座候、 時過迄打延に御座候、 不残、 鳥居、 は大地江ころげ落申候、 御天守台中仕切、 御殿御つひじ、御米蔵、不残むねくじけ申候、 などは、小屋江引取申候、 し申候、 同心小屋も同様に而、 皆崩れ落申候、 御存之通り五ツ大きなる立をり候処、 御米蔵前に野陣をはり、 併一命にかゝり候程之事には無御座候、 夜中震動、 又は入口御門石垣、上中ともはじの所ぬけ出し、 昨夜迄相止不申候、今朝も少々宛ふるひ申候、 赤鉄戸ねぢきれ申候、 諸司代五時登城、 稲荷曲輪などは、おそろしき事に御座候、 同心は三人怪我有之、一人はぬひ候程之事に 右に付、 組頭衆よりかゆをいだし、上下共一夜あか 一昨二日夕六時御太皷、 四半時過退出 与力小屋、 御金蔵屋根、 不残折れ申候、 右に付、一昨二日夜、 不残みぢんたをれ 皆ふるひ 御焔硝蔵石だる 打延にて四半 乍去私 れ申 御堀又

座候、 早々申上候、 先は無難御案事被下間敷候、 之由、 御殿御城幷御櫓、 敷儀は跡より可申上候 昨朝は番頭、 大地皆五六寸程づゝわれ申候、 以上、 不残見分、 小屋見分御座候、 御所中も大破之由、其外共昨今承り候ひま無御座候、 御小屋大破に相番共私方へおしこみ、(てか、付か) 小屋々々同断、 斯様之地震は、 御堀端は地三四寸もくぼみ申候、 昨暁七時、 実に当地に昔より無 江戸早飛脚出立に 大取込故

七月四日

半七郎様

長崎金左衛門

座候由 其 外市中倒家、 西門幷石垣、 小田切土州家来より、 幷損所数多、 ゆりこわ 差越候書状之内、 御城内余程損じ、 怪我人死亡も、 昨日迄十弐三人許訴 八九人も怪我人御 件書抜、

出候、扨々珍事に御座候

(中略)

月匹日

忠右衛門

要右衛門様

大御番与力渡辺久右衛門宅状写、忰新七郎も在番也、

御座候、 扨此 りこん夜、外江戸板出し、 りこん夜、外江戸板出し、 し別而強もなく存候得共、 あり候而、 御座候得共、 無別条にげ出 くわしく可申進候 方に無御座、 り出し、 早速外江にげ出し申候、 二日七時過 文したゝめ候ても折々ゆり候故、 少々づゝゆり申 外にては御小屋ゆりつぶし、 目出度存候、 此方御仲間同心中共、 夜食たべ候而、 しかし夫よりたばこ五六ぷくたべ候ほどづゝ間 夫故又々大ゆりも参り候半とあんじ、二日晩よ みなく外へ出居申侯、 候、 今日迄三日三晚、 両 人初、 新七郎両人 亥之助、 けが人もおほく御座候 扨々心おちつきなく、又々追々 少しも怪我いたし候ものは おりくゆり申候、 鍵次郎、 同に居候節、 京都中右之通と申 亀吉、 しか

大坂御目付代木下左兵衛来書写

外塀、 座候、 其後も地震治り不申、 次に申上候、 番衆より其表江も被申上候由に而、 力同心小屋小屋、 入御覧候、 所由緒柄三条殿雑掌森寺長門守と申者より、 日 内には軽輩之者、 石垣等所々倒候処有之、 に帰坂之処、 当月二日申刻過、 尤二条御城内外、殊之外大破相成申候、 至而細字に認、 潰倒等多く、 其頃迄も昼夜には度々震候由、 先達而より家来ども問合事に而、 怪我等も御座候哉に承候、 京都大地震、 三間程も御座候、 御城内大番頭衆御小屋初、 外御堀廻り、 箇所書附御差越、 定而追々御承知被成候と奉存候、 地面裂割、 地震に付書状差越候間、 夥敷御破損に御座候、 御殿向も所々傾き、 此間御破損ケ所、 此節は最早治にも相成 八日より京都江差遣、 私共よりも十六日宿 損ケ所夥敷事に御 御番衆小屋、 兎角 右写

七月廿一日

木下左兵衛利亮(花

間宮庄五郎様

水御用達町人笹屋七郎兵衛書状

当月二日申刻、 寺社幷町屋土蔵損じ候事、 門落候由に付、 角之御櫓御入置御座候御武具も、 三十間許落崩れ、 所江御参殿と申事 煙に相成 **Z**様御出馬 其外石垣所々響破、 京都大地震に付、 実に恐敷事に御座候、 御本丸、 御地役御糺に付、 御城内御見分相済、 御城内怪我人多、 御金蔵、 中々難申上、 洛中洛外騒動、 一尺許地破、 御蔵、 殊之外騒動、 西御門、 追々御取除に相成候由に候、 有増御注進左に申上候、 角櫓、 湯焚下男一人即死と申事に御座候、 直に御所司代始、 其われより砂吹出、 大破、 北御門、 御所向、二条御城、 御所司代様御入城、 御番頭御百騎諸御小屋 崩れ込、西手石垣塀 (追脱カ) (追脱カ) 両町奉行様、 以上、 御所司

二条御米蔵、 座候哉と申立、二日夜より六日迄、 別而人気逆立、 残り無御座候様損じ申候、 鳴動仕候て相鎮り不申候、 人も家内に居候もの無御座候、 不残開、 四方火柱立と申触候、 又は其儘倒 右混雑仕候処江、 れ 昼夜昨晚迄何度と申無限、 家内不残片付、 大抵無残損申候、 何時出火に罷成、 色々悪風聞異説申候に付 大道に莚、 市中建屋土 又は大地震御 地中時々

(中略)

七月五日

田安御用達両替町日野屋市右衛門店、道中荷物宰領致し候もの、

|し候、其者見聞の次第、承り候まゝを記し候、||之者、当六月中京本店江相越居、七月十四日、彼地出立、江戸着い||三河屋金次郎

中略)

崩れ、往来難成、二条御城北御門西側石垣十九間余、堀の中へ崩れ込み、西石垣御門総

御役人御番衆之屋敷、 不残大破、 総体御城内之塀柱、 れ候 様子、

上るは不落、同心に(な脱ヵ) に少 頃 小 少々薄らぎ候儘、 て明し申候、 れ申候得ども、 葉蘭殊之外茂り候まん中江、 鉢 小壁 候位之事に而相済候、 番士小屋は不残壁落、 番頭小屋玄関、 傾 御櫓々々、 侍 0 び 几 遣 のごとく飛散し、 成 前 追わんとせし処、(は) 概に大地震鉄砲の 中より 屋内より 死怪我人多く御座候由 方を見るともなくゆめのごとく、 は半死半生、 しやくぐわらくと、 台の高さ三尺程、 大地震鉄砲の如く、 一ケ所、 大変之珍敷事に候、 西 日残暑難凌いきれ、 掘出し、 追手御門両 幷石垣、 怪我致し候ものも数不知、 能ぞ出火不仕候事に候、 御城程は当て不申候由なれども、 翌日に成候而も震動猶止み不申候処、 其外已に打ひしがれんとせしものゝ数をしらず、 下陣二ケ所、 同心に怪我人、 夫より時々折々震動にて、 震ひ崩し、 生の程無覚束、 此方のかたには、戸板に荷ひ中間二人をほり出 小屋々々江引取申候、 浴衣も無之儘、思はず最早六七間飛出し、 所ろく 幷外に石垣四尺四方位之石、 御堀石垣 頬の石垣 其上江置候水も一杯入候を、 瓦も落、 私小屋は、 見ゆる向小屋はひしなりの如く見ゆる故、 七月二 即時 地震最中出火御座候得共、 少々床の間凹み、 ・たをれるやと見る内に、 夕七ツ時過頃 程もなく静し処に、 飛込有之候程の事に候、 東西にて四五人、 住居不相成、 ·諸司代登城、 崩 所 中間二人は介り可申候哉の気色、 日 万々大破、 仕合と近頃御修復有之候小屋に而、 れ落ち、 1朝晴天、 翌日四ツ時頃より 御土居通土べい土瓦、 禁裏御所も如此強く当り候よし 実に最中は筆紙に尽し 人々も驚き、 高麗御門とか申候、 おなじく橋ねぢれ、 夫より間もなく薄雲に(曇ヵ) 寄代の事は擂鉢形の手水 於得共、即に取鎮め候. (時脱ヵ) 土蔵三四五ケ所潰ぶ. 侍 化し飛んで下にお 即 響ぞと思ふ間もなく、 1候、真に十死をのが (九ヵ) 、五六尺も間有之候、 御番士小屋五六軒、 死一人有之由、 五ツ時過る頃より 雨降出、 つぶれし壁土 馬場通 ト夜中外に みなく 難き大変 河潰ぶし、 八ツ 其 顔 江 其

> 不残皆々必死の気色に見へ申候、 間だく御座 瓦の落る音、 け んまく、 土煙天をこがし、 大地の震動鳴渡り、 候、 略図アレ ド略セリ、 城外の老若男女のなきさけぶ声、 私も迚も助り不申と覚悟極め居申 所々の地のひぐわれ裂候所、 几 五. 石

六七ケ所、 根の瓦の間より、 御城際に而 -より照続、 (外稲荷曲に有之候石鳥居三ケ所之内、 (輪脱ヵ) は城際に而は一尺四五寸、大さ凹地の総体も れ候所を御さつし、 不残くだけ、 不残崩、 炎暑強故か、 物を掘出し居候所見分仕候、 与力同心の小屋、 手 大変に思召可被下、 前より不残小屋中の損毛多かたならず、 斯様の奇変御座候 大さ凹地の総体之三尺程も有之所も 半分はびしやくとつぶし、 其外水道具、 一ケ所こなく、 京地の大丈夫地面で 荒増申上候、 焼物類、 御 石灯篭 雑 座 具 家 苚

日

六七人、 張居候、 上候、 無恙罷在申候、 尺間に有之候処、 住居江痛入べくと存申候 左候はゞ御土居上之松大木も落入可申気色に相見へ申候、 度に押 通 出 日 今夕土居へ上り見候所、 候事に申合、 外御米蔵三四ヶ所大崩 大怪我有之候、 今西御門台石垣崩かゝり 人居、 時 打れ候由、 御土居石垣大崩れ、 候由承り申候、 其口より水流れ込候はゞ、 々震動ある故に候、 日遠雷のごとく時々 御覧後、 狭き所に下々打込、 ひゞわれて口明き、 其同夜野宿同様、 都合能方へ各三四 即死両三人も有之候由、 近所の 地震とも不分響に御座 私方小屋へ相組岩下又四郎相 御堀江崩入、 人々江御見せ可 震動致 不残石垣より六七尺或は三四尺、 其外風說種々様々御座候得共 怪我人三四人御座候、 扨々混雑仕申 度に押崩し可申体に相見江申 石垣土とはなれ候様にて、 中には駕籠取出し是に し候間、 人づゝ出 取崩し申候音に而、 詰 被下候 是はねり 候、 各強成候上 居候、 所司代家来小性 候 其外承候、 先今日 少々震動の様に 今日承り 塀の際を通 小屋に致 は、 地類御 (桔梗カ) り候説、 外 巨上 0

御隠居様 碇之助 三十日乙酉暮時一度; 二十八日癸末夜大雨大雷時時地震

四日己丑寅刻午刻各一度、

申刻三度、 後大震一度

八月三日戌子夜微震六度、

五日庚寅暮一度、

六日辛卯丑時強震一度亦微

午時申時各一

度、

小動二戌半刻一度

文政十三年京都大地震時の詳細な地震記録。 [地震日記] 文政十三年

5

(表紙) 地震紀事

清渚文藁

地震日記

梅川重高 記

連日地震国典所記皆為祥悉而爾来諸書所記概多疎漏為可憾耳、 震予親詳記載在左記、 今更刪其繁作地震日記云 去年大

天保二年正月元日梅川重高

文政十三年秋七月二日丁巳申下刻地大震従西北来、 其響如雷自申迄卯十八

自四日己未至六日庚酉凡毎時震或微或甚

三日戌午辰刻大震二度、

至夜六度、

至旦四五度、

官舎民屋破壊頗仆或有圧死者

七日壬戌五度

八日癸亥午刻末刻子刻各一度、(ママ) 寅刻大震一度中震一度、

十一日丙寅夜四度、初一度甚 此時亦処処破損、六月下浣以来至今日初雨

十五日庚午亥半刻一度、

十六日辛未申刻一度

十八日壬酉暴雨、

十九日甲戌暴雨洪水、 音羽川崩溢、 酉半刻大震

二十日乙亥卯半刻強震、 雨未止、 此日清水寺廊廡顚倒七間二尺五寸、

一十二日丁丑未刻一度、

一十五日庚辰三度

七日壬戌、丑刻一度、 九月朔丙辰、 寅時一度、 今日三度

十四日己亥丑時震 十三日戊戌巳時震雷声、 十日乙未夜二度、 八日癸巳旦二度、

十一日丙寅戌刻一度

十三日戊辰、夜二度

十四日己巳、三度、夜一度

十七日壬申、申刻一度、戌刻二度

一十五日庚辰、 四度、或小或大、

二十六日辛巳、 深霧、辰刻三度、巳刻I 度、

冬十月十七日辛丑、二度、夜自酉至戌小震三度、後又二度 十一月六日庚申戌、下刻大震、後小動三度、 亥上刻一度、後至旦三度、

十二月四日戌子、 暁一度、 二十六日庚辰、

夜五度、昨今雪降、

十日甲午、

詔書改文政十三年為天保元年、 依地震也

二十八日壬子、 酉時強震一度、 至旦四度

一十九日癸丑、 午剋強震一度、

岡崎元軌 記

以十数、上自文政十三年歳次康寅秋七月二日丁巳晡時─京師地大震□□而止、及夜復震

化闕

也、 不震、 洶洶不得、 方今承平数百年民情日渝怠惰遊戲浮靡奢侈不期然而然、 恐不遍亦惟震余所及而事不可緩也、 行道之人殆為之阻運送、 比比有之、 于外者連夜闔 則毀傷是懼扶老携幼東奔西走秖恐其後、 無静者、 良賎雑処雖貧富不同華質異制乎、 方広寺前首塚上石墖其首輪転堕平地而巳、 浮圖及感神院石華表南禅寺大燈籠、 武 南宮及王公邸第列卿搢紳館舎下至武弁吏卒廨署莫不陁、 %殷阜四-自是時俗改奢即倹人懐寧固今也 ?殆不免凍餒矣、 一震之咒也、 有帰者亦闚其戸閴無人未審其状也、 〈響也山鳴谷応岸頹水渾樹為之撓石為之転鱗、 |門墻藩溷悉皆傾側圮毀即時顚倒亦不為不多矣、 +表石燈或折或踣不可枚挙、 (騎士瓜期交承更番警衛棨戟森厳備豫不虞重門襲固姦宄是防所謂金湯不啻 尋以戊申之春 然為所頹者数十丈鉄門亦殆壊、 斯時也黒烟覆空妖気募地如簸如篩如旋如踊、 安其所 至今再閱月尚未止、 少長男女驚愕周章虩虩皆有灰色、 方輻輳繁華雑踏風流溷淆楽而無節者乎、 既倒者撤之将顛者支之家家事土木人人苦拮据街頭累土路傍砕尾 安息桴鼓擊柝徹夜無已坊正里胥為之労悴、 蓋取矯世俗流弊之義也歟、 都人士女袨服靚粧華侈是務奢麗相高貴弄物賤用物珍玩奇貨 都皆然、 尚幸 京師大災宮闕及市井 竹木者相望于路工師匠人日弗暇給、 加旃丙王是戒暴客是禦流言方興巷説紛紜是以人心 東府新政号令厳明除弊事卹民隠道之、 嗚呼何其震之暴一至此也、 墳墓碑銘則或仆或砕亦不忍視、 参差遷迤棊布櫛比俄而蠕蠕揺揺及其倉廩府 皆 他如紳祠仏寺殿堂門廡罕有完者、 則否業已経四十余年而万戸千門漸復旧 毎震人輒為之唱曰、 狐疑不敢入居、 一朝灰塵物皆帰烏有、 或曰、 京洛一壮観、 或入竹林或遯荒野而昏暮尚未還、 若夫街衢洞達閭閻数千惟民所止、 及榱崩瓦墜柱傾墻倒壁破竈摧焉 夫人由倹入奢易由奢入倹難、 不得潜羽不得翔耳日所触 其条也如鼓如戞如破如裂 吾猶及記天明之末凶飢荐 至湫隘陋巷負郭狭斜莫不 人或危之而歸然無故 其室且畏屡震故露次 若土庫板屋以漸壊者 自而後日日夜夜無時 至若二 何况 與奈越之乃 一条城塁是 人不得燕居下 但八坂東寺両 雖積年塁歳猶 以徳示之以 辇轂之下万 邦俗 東

> 惟求惟 今也 然也、 八十一年矣、 宝曆紀元 有九年之水、 移人也其夫為所移者幾希奢之弊也、 至 分知足者小人常情也、 若曰、天変不足畏則君子所不取也、 古云、 都人遭此変懼斯患誠可愍而可惻也、 尚 京師地震距今八十年而今秋大震十倍之、 下至裨販傭夫奴婢童僕服美自悦浸淫陵遅日甚 又倍蓰于前蓋数之所極天運或然歟、 成湯有七年之旱 震者陽伏陰迫不得升故也 天譴神怒今遭斯変不亦宜乎、 聖賢治世猶所不免、 害亦不細桂玉之嘆職、 是歲季秋月朔岡崎元軌稿 且夫天災流行国家代有、 是故雖不能究其詳粗記梗概如 以為天神譴怒不亦已甚 吾儕小生何議之為先是 戊申大災上距宝永戊子 余謂雖非無此 一日痛 是之由夫不能安 乎、 理亦未必 風

天保二年十二月

条城内外・外米蔵とも修復に付入札触が出る。

[京都町触集成]十—一二七四

一畳方	塗師方	一壁方	瓦方	一屋根方	一財木方	餝方	鍛冶方	一木挽方
壱口		壱口		壱口	壱口			壱口

手伝方

壱口

土砂方

音羽谷より石切出シ運送居手間共

壱口

石方 小買物方

中日雇方

右者二条御城内外幷外御米蔵とも御修復ニ付、 二而望之者者来辰正月八日より十日迄之内、 家持受人召連、 右口々入札申付候間 (後略) 家持

卯十二月

7 天保三年七月四日

一条城内外地震破損所修復に付触が出る。

(京都町触集成) 別巻二 —補一一六六

今度二条御城内外地震二而破損所御修復二附、 元入念、町役之者繁々相廻り、 無油断様左之町々江可申触候、 御城近辺之町々別而火之

右御修復中若出火有之候節者、 挑燈持壱人差添、 右場所江雜色町代罷出居候様申附置候間、 明五日より普請場所竹屋町口御柵外へ早速欠附可申候、 左之町々より人足壱人宛、尤夜分ハ外ニ 其旨可相心得候、 勿論右御用

北椹木町通迄、 但 し、下立売より新町より東、(北脱カ) 南姉小路通迄、 東油小路通迄、 三条より南之出火ニ者不及其儀

懸り与力同心取斗可申候間、

差図可請候、

右之通申附候条、 洛中洛外裏借家二至迄、 火之元入念候様可相触者也

天保三年七月

辰七月四日

二条城内外地震破損所修復に付触が出る。 8

(京都町触集成) <u>-</u> <u>=</u> 四四

今度二条御城内外地震二而破損所御修復二付、 御城近辺之町々 〔別而〕

火

之元入念、 町役之者繁々相廻り無油断様可申触候

右之通洛中洛外裏借家二至迄、 火之元入念候様可相触者也

天保十三年十二月

二条在番の面々借財に付触が出る。

〔京都町触集成〕十一—六八二

二条在番之面々在番中雑費多候歟、 共より訴出候様可致候、 商人共も懸ケ売決而致間敷、 中之直段二見合、 趣相聞、 価を引上ケ候ニ至り、借財無之輩も無拠高価之品を買もとめ、 及延引候より追々当地ニ借財相増、 而掛ケ買致間敷筈ニ候間、 右商人共不埒之事二侯、 高直之品候ハヽ、 御城中二而買求候品、 万一払方滞候ものも候ハヽ、 以来在番之面々聊之買物いたし候共、 仍而 日用之品掛ケ買いたし、 其趣御番衆より頭々江申聞候積候間、 ハ御城中江立入候商人とも自然物 高価之売買致間敷、 其段頭々江商人 連年払方をも 要用相弁候 若市 決

洛中洛外へ不漏様可申通事 右之趣申通候間、 当地商人共聊心得違之儀有之候ハヽ厳重申付候 間 此 旨

寅十二月

Ш 京都役所方覚書』

年月日未詳

石清水八幡宮の御造営についての覚書

[京都役所方覚書]

村市兵衛(林堂恩造営、 寛永十三子年、 奉行松平越中守、 御代官藤

日出来、 同御修復、 御入用銀四百七拾五貫五貫目余、復、寛文四辰年九月卅日より、同 同五巳年 但金ニ五両大 ·極月十五

御番鈴木九左衛門、 永田孫次郎

岩清水八幡宮 御本社御修復、 金ニシテ千四百三九両弐歩余、 迄ニ出来、 (後略) 御入用銀八拾六貫三百三匁八分一厘三毛、 元禄五申年五月廿六日より、 奉行小笠原佐渡守与力同 九月廿六日 但

2 年月日未詳

下村勝助支配の二条城内掃除役六ヵ村書上。

一知行百九石七斗七升余 下村勝介[京都役所方覚書]

三条天部村

六条中嶋村

田中川崎村

東山滝ケロ村

蓮台野村 北小路村

右六ケ所之穢多幷洛中青や共、勝助支配致し候ハ掃除申付候

(京都役所方覚書)

東

御城郭

高サ十四間程

但、 三輪市十郎幷御蔵衆三人預り、

但、 御蔵衆三人之預り、

銅六千八百四拾七貫目

鉄三百拾三貫目

4 年月日未詳

二条城内外御蔵数書上。

一三間梁廿弐間「京都役所方覚書」

米高三千三百石程相詰候、

七七八 間間間 三戸前

一条城の城郭・天守の間数および銀銭銅鉄所蔵高書上。 年月日未詳

3

西南ニ而弐百四十九間半

ニ而闕廿間

南北東にて百六拾五間半

行十一間弐尺五寸 架行十間壱尺六寸桁

一御天守

但、

城州葛野郡

白銀千貫目 御本丸御蔵ニ有之、

年々両御番頭山岡七右衛門、

鈴木市兵衛立合封印、

銭四千百九貫文 二ノ丸御台所前御蔵ニ有之、

同断

断

一三間梁二十七間御城内西御門之内

但、 九八間間 弐戸 前

壱棟

米高弐千四百石程相詰り候、

三間梁二拾八 間 但、 九九 間間 弐戸 前

壱

棟

一三間梁ニ弐拾間つゝ 但、御城外御蔵 米高弐千六百石程相詰り

米高弐万弐千五百石程相詰り候 拾四戸前

> 七 棟

御城内外御蔵数十棟廿一戸前

此米高三万八百石程相詰り候、

一三間梁二十間卿城外

弐戸前

是ハ小堀藤三郎御預り之処、天和三亥年断有之半分仕切、 壱戸前御

蔵衆被請取候、 但、 大豆入置候由

一弐間梁二廿間 但、 弐戸前

壱棟

是ハ縄藁等入置候

壱間半梁ニ弐間 壱ケ所

是ハ手形帳面等入置候、

5 年月日未詳

|条城御蔵詰米および渡り方の覚書。

[京都役所方覚書]

| 四千日|| 冬吉 | 相詰候儀も在之候、米弐万弐千三百石余江州米五 畿 内 米 少 々 年 ニ よ り 増 減、

内西千石 冬詰 春詰

一二条御蔵詰

大豆五百石程江州大豆

年ニより増減有之

右渡り方

公家衆役料御合刀米

京都火消被 仰付候大名御扶持方、 九月朔日より三月卅日迄之分被下候、

三百人ふち

所司代組同心御切米御扶持方

両町奉行役料幷同両組与力同心御切米御扶持方

禁裏御所附之面々与力同心御切米御ふち方

山岡七右衛門役料幷与力御切米御扶持方

鈴木市兵衛役料、 同与力同心御切米御扶持方

都筑惣兵衛御切米、 同同心御切米御扶持方

隠岐五郎大夫同心御切米御扶持方

武田吉仙御切米

御城内時之太鼓御用抹香幷鈴京等之代三輪市十郎 但、坊主御切米御ふち方 一三輪市十郎

女五宮附田中筑後御切米

鷹峯御薬園預り両人御切米、 同荒子御切米御ふち方

連歌師里村昌陸御扶持方

高橋彦八郎御切米御ふち方

中井源八郎御ふち方 中井主水御扶持方

三宅新十郎御切米御扶持方

後藤縫殿御切米

二条御蔵手代御切米御ふち方

同御蔵番御切米御ふち米

同小上ケ御ふち方

御城内御蔵詰米外御蔵場より駄賃

右之分定渡り 但、 米高壱万五千四百六拾五石九斗程

年ニより少々増減有之、

外二賀茂葵祭御下行米七百九拾石、 元禄七戌年より渡

二条御目付両人御扶持方

大御番衆之内御破損奉行御ふち方

大御番頭両人御合力米之内五分一米幷大豆

同 両組御番衆同断

同両組与力同断

同同心御ふち方

右之分高ニ応し多少有之年ニより不同、

此外不意之渡り方有之、大豆四百五拾石程、 年ニより不同

城銀ニ而相渡り候、 者百姓ニ懸り候得共、 右御詰米大豆於御蔵場東横内拵拼出日用人足賃幷莚諸道具損料共、 且又御蔵場入用墨筆紙代銀、 元禄二巳年之御納米より公儀御払ニ罷成、 同年より大坂御城銀ニ 大坂御

而相渡り候

ニシテ卅三両壱歩余、 右大坂御城銀にて相渡候銀高壱ケ年ニ弐貫目、 尤年ニより不同有之、 金

年月日未詳

二条城御蔵入用に懸る国および御蔵修復入用銀割方の覚書

[京都役所方覚書]

一山城 足代銀役高ニ応し出之候、 大和 丹波 御蔵入之村々より御城外御蔵入用銀之内、 但、 人足壱人ニー日五合宛御ふち方被下之候、 竹縄藁人

御城内外御蔵御修復御入用銀小堀藤三郎より相渡り、 奉行之儀御城内ハ

御番衆被相勤候、 御城外ハ小堀藤三郎相勤候

一二条御城外御蔵四ヶ所、 元禄六酉年御修復落札御入用銀高拾貫六百八拾

金ニシテ百七十八両余

三匁余、奉行小堀藤三郎、

年月日未詳

一条城の御蔵手代・御蔵番・小上ケにつき覚書。

[京都役所方覚書]

御蔵衆壱人ニ手代弐人つゝ、御切米壱人ニ七石弐人ふちつゝ手代六人 米高六拾三石六斗程 但、 ふちきり米共

同所御蔵番

御蔵番弐人、御切米壱人ニ三石五斗壱人ふちつゝ

米高拾石六斗程 但、 扶持切米共

同所小上ケ

元録三午正月新規召抱、 (^{禄)} 小上之儀、先年ハ頭四-願ニ付、 金二而相渡り候、 ニ弐人ふちつゝ、 御蔵御用相勤候節、 頭三人者大坂御蔵小上頭並二刀帯候様ニ致度旨御蔵衆 平ハ金三両ニ壱人半ふちつゝ被下候、 人 頭三人、平三拾五人二人数極り 平六拾人在之、 又者御蔵衆用事被申付候時ハ刀可帯候、 賃銀ハ百姓より出之候へ共 給金ハ大坂御城 候 頭ハ金五 常々

IV 京都御役所向大概覚書』

一条城諸役人御役屋敷·組屋敷間数書上。

1

年月日未詳

(京都御役所向大概覚書)

東御番頭幷与力・同心小屋共一構番頭名不記之、(朱書)「酒井飛騨守」

東西平均三拾八間

南北平均四拾四間半

東組御番衆小屋惣構 東西平均三拾八間余南北平均九拾五間半

毎年交代ニ付御番 (朱書)「松平志摩守」 西御番頭小屋構 東西平均五拾三間南北平均拾九間

御番頭名不記之

西組御番衆小屋構 東西平均拾六間半南北平均九拾九間半

同南横手之小屋構 東西平均六拾六間南北平均弐拾五間半

西御番頭之与力・同心小屋構三ヶ所

壱ヶ所七間半八間半

壱ヶ所八間拾六間

者無用之由申付候 同御ふち方 小上給金 百廿両 百五石三斗程

> 役屋敷 此坪弐千坪

> > 曲淵十左衛門 駒井庄助

上使屋敷

壱ヶ所五間弐拾壱間

六百坪 居屋敷

内

-四百坪 同 心弐拾人分、 壱人二七拾坪宛

役屋敷

東西八拾間南北七拾間

小宮山伝右衛門

此坪五千六百坪 千坪 居屋敷

千四百坪 三千弐百坪 与力弐拾人分平均壱人ニ百六 同心弐拾人分壱人二七拾坪宛

拾坪之積、

但、曲淵十左衛門与力壱拾人

役屋敷

役屋敷

組屋敷 東南北三治治間東西土三治治間東西共三治治間

組屋敷江之往来道、 梶助右衛門 富田平右衛門 富田平右衛門 南北拾間程之所、 右弐人 年貢地壱ヶ年二米壱斗宛

者水口飛騨方江相渡候由 北弐拾壱間南 三輪七之助

組中より正徳四午年迄土屋町勘兵衛と申者方江為年貢相渡、其已後

此坪数千六百八拾間

役屋敷

南北弐拾壱間組屋敷東西三拾間組屋敷

此坪七百九拾八坪

役屋敷

役屋敷

御

役屋敷 役屋敷

奈佐清太夫 同豑平右衛門

手代屋 敷 敷 南北三拾間弐尺余南北三拾間五尺余南北三拾間 田 拾 間 東西拾弐間五尺余

右四人

之所、 味候処、 年十二月追放ニ成り、 両 一条御蔵手代屋敷北之方拾間、 右道之地代壱斗六升宛取来候処、 正徳二辰年より聚楽新シ町年寄勘兵衛と申者御蔵手代と相対 右御蔵手代屋敷北側之道、 今度持家并家屋敷闕所二罷成、 屋敷之境道東西長九間南北幅壱間余 場所ハ北野境内真盛之図子ニ在

右勘兵衛不届有之正徳四午 御払ニ付遂吟

之、 者之持地ニ無紛候、 本光院寺領ニ而六軒町通一条上ル若松町百姓伏見屋藤十郎と申 右道之義勘兵衛闕所二成、 御取上ヶ地ニ罷成候

兵衛相対二而徒二取米候壱斗六升之年貢可出道理二不相聞候、 之伏見屋藤十郎・勘兵衛召呼、 ヽ、手代共屋敷地之内江附ヶ申度之旨、 道二罷成候場所者荒地二而候間、 御蔵奉行四人相願候、 自今 勘 依

已後壱斗六升之道代ハ請取不申、 其儘ニ而道ニ致置候様ニと藤十郎

江申渡、 右之通申渡候、 為後証 札申付候、 尤御蔵奉行江も正徳五未年九月廿三日

2 年月日未詳

一条城の城郭・本丸・二之丸など間数書上。

(京都御役所向大概覚書)

申候由、

同 御城ニ御天守・御殿・御家・ 御長屋・御門・御築地之御普請、 慶長

同 御城江 行幸ニ付、 寛永元年より御普請今之御本丸新規ニ御 築 足

城郭 東西南ニテ弐百四拾九間半

二条 御城有来り候所、 慶長七年之比迄新御屋敷と申、 又ハ二条御 旂

七 年より同拾一年迄ニ御造営、

|天守・御櫓・御多門・御殿等御造営御座候

- 北東ニテ百六拾五間半

但、

城州葛野

郡

西ニテ欠弐拾間

一御天守

一三階御櫓 附天守 五四六五八弐拾拾 間間間間間間壱間 半半間

一二階御櫓 壱ケ所 壱ケ所

御多門 四ケ所

一間梁ニ五拾四間半ヨリ六拾三間迄、

御座之間 御書院

御広間 御遠侍所

東御番頭幷与力・同心小屋共一構番頭名不記之

毎年交代ニ付御番(朱書)「松平志摩守」西御番頭小屋構 東西平均五拾三間南北平均拾九間

御番頭名不記之

同南横手之小屋構 西組御番衆小屋構 東西平均六拾六間南北平均弐拾五間半 東西平均拾六間半南北平均九拾九間半

西御番頭之与力・同心小屋構三ヶ所

壱ヶ所七間半八間半

壱ヶ所八間拾六間

壱ヶ所五間弐拾壱間

役屋敷 上使屋敷

駒井庄助

曲淵十左衛門

六百坪 居屋敷 此坪弐千坪

内

役屋敷 東西八拾間南北七拾間 -四百坪 同心弐拾人分、 壱人二七拾坪宛 小宮山伝右衛門

此坪五千六百坪

御門

二階御門共

九ケ所

居屋敷

内 千四百坪 同心弐拾人分壱人二七拾坪宛

三千弐百坪 与力弐拾人分平均壱人二百六

拾坪之積

之屋敷共

三間梁ニ五拾四間半ヨリ六拾三間迄、

御遠侍所

御年寄衆部屋

御玄関 折廻御蔵

御門橋

御蔵大小 三ケ所

附り 会所三ケ所

車之御土蔵 壱ケ所

土屋相模守殿御所司之時よりたゝミ取候様ニ被仰付、只今残り候所々、(攻直) 御本丸・二之御丸ニ有来り候御蔵部屋々々廊下等末々御家ハ、貞享年中

御門櫓 東北西ニ有、 三ケ所

御座之間 御書院

御台所 御広間

此外御廊下所々御番所有之、

一御米蔵 弐ケ所

御

御焰硝蔵 四ケ所

御番所大小 八ケ所

大御番頭・同御番衆幷与力・同心小屋東西ニ御座候、

二階御櫓四ケーニを御丸之分

四ケ所

隅 隅 六五五四 間間間間

太鼓櫓 間間 坤 昼

> 但、 曲淵十左衛門与力壱拾人

御玄関 御式台

御台所

蘇鉄之間 御小広間

御料理之間

御座之間 御遠侍所

御大広間

二之御丸所々ニ有

此外御廊下溜り之間

年月日未詳

一条城内外の御蔵数幷糒大銭銅所蔵高書上。

[京都御役所向大概覚書]

一三間梁二四拾八間 七戸前御城内二/御丸御台所前 工条御城内外御蔵数幷糒大銭銅之事 壱棟

御詰米七千三百石程相詰り候、 但千百石程入入

一三間梁 二拾七間 弐戸前御本丸高麗橋前 右七戸前之内売戸前者六間蔵 壱棟

一三間梁ニ拾八間御天守下 御詰米弐千五百石程相詰り候、但壱戸前千弐百五拾石程宛、

御詰米弐千六百石程相詰り候、但壱戸前千三百石程、

弐戸前

壱棟

一三間梁二弐拾間御城外御蔵 拾四戸前

御詰米弐万弐千四百石程相詰り候、 但壱戸前千六百石程宛

七棟

一三間梁ニ弐拾五間同 四戸前 弐棟

御詰米七千石程相詰り候、 但壱戸前千七百五拾石程宛

一三間梁ニ弐拾間同

弐戸前 壱棟

御詰米弐千八百石程相詰り候、 但壱戸前千四百石程宛

一間梁ニ弐拾間

弐戸前

壱棟

是者五間蔵壱戸前、 御詰米弐千四百石程相詰り候、 先年より小堀仁右衛門江借シ置申候!

残拾五間蔵壱戸前ニ而弐千四百石程入

御 :城内三ケ所御蔵拾壱戸前

詰高壱万弐千四百石程

外御蔵拾壱棟弐拾壱戸前

大銭七千百七拾貫五百弐拾八文

御蔵有宝永七寅十二月より正徳六申二月迄

是者二之御丸御米蔵江入置申候、

詰高三万四千六百石程

右御蔵数合三拾弐戸前 詰高合四万七千石程

本丸御多門御糒弐千石 大積

御蔵四戸前ニ納元禄十三辰より同十五午迄

「二条御蔵ニ有之候大銭不残享保元申十月十六日迄ニ呉服師 共江

御蔵有諸御用ニ段々相渡ス残

銅三千百弐拾九貫目

相渡申候」

是者二之御丸御米蔵江入置申候

一二之御丸有之 行幸御賄古御道具、 正徳元卯年朝鮮人来聘之節、 本国寺御賄方辻弥五左衛門・古川武兵衛・ 是ハ朝鮮人来聘之節毎度御用ニ立

古川岡右衛門江相渡、 其外ハ不残御遣捨罷成候、右之外残御道具三輪市十郎幷御蔵衆四 御用ニ相立候品々之内、御屏風七双幷真鍮銚子提ハ

致返納、 人預り、

年月日未詳

一条城内外の御蔵内銭座運上金銀書上。

(京都御役所向大概覚書)

同所御蔵ニ有之銭座運上金銀之事

金合三万千八百八拾八両

銀合五百九拾弐匁壱分六厘七毛五弗

金壱万千八百七拾両弐歩銀八匁七分壱厘 御買米代

是者御買米三万俵、 石高壱万千三百三拾壱石七斗之代、

壱石ニ付平均六拾弐匁八分五厘四毛内

金四百三拾九両三歩銀六匁弐分

是者御買米三万俵大坂二而相調、 江戸廻被仰付候ニ付、

弐口金都合壱万弐千三百拾両壱歩銀拾四匁九分壱厘

而諸色御入用幷右御用相勤候町人両人江被下候御金共如此、

銀ニシテ七百三拾八貫六百弐拾九匁九分壱厘

六拾目替

不残三輪市十郎方より請取、 (量久) 之諸色入用金、町人共差出 右者当春御買米為御用芳野屋惣左衛門·中川清三郎代乾忠右衛門大坂江 調上候御米代幷御米廻船ニ積立、 , 町人共差出候勘定目録吟味之上相違無之ニ付、 次行)(勝久)右町人江相渡り候、 大坂表出船江戸着浅草御蔵詰迄 此度御金

三輪市十郎・松平紀伊守殿与力両人宛所ニ而、(信庸) 紀伊守殿裏書、銭座運上金を以可相渡旨、右裏印ニ而相渡り候: 宝永二酉年七月安藤駿河守・水谷信濃守組勘定方役人請取手形ニ、 安藤駿河守奥書二松平

金八千六百拾両壱歩弐朱

銀五百五拾弐匁五分三厘

是者宝永三戌年七月・八月四ケ度ニ江戸上納為替ニ成候ニ付、 惣左衛門・中川清三郎相納、 御金奉行四人より三輪市十郎方江請取証

金五千五百弐拾弐両弐歩銀五匁四分三厘

是者親王大准后御構御築地入用金都合六千拾七両銀拾匁八分八厘之内 江請取、職人共江銘々相渡申候、

伊守殿与力両人宛所二而紀伊守殿裏書、 但松平紀伊守殿組与力・普請奉行両人請取手形二、三輪市十郎幷紀

右裏印ニ而相渡り候、

銭座運上金之内を以て可渡

金四千四百八拾七両 是者牢屋就御普請入用金、 安藤駿河守組公事方与力弐人・中根摂津守

組 公事方与力弐人請取手形ニ而、 三輪市十郎幷松平紀伊守殿組与力弐

人宛所ニ安藤駿河守奧書、松平紀伊守殿裏書、銭座運上金を以可相渡旨、

右裏印ニ而相渡り候、

正徳五未年三輪市十郎より指出候帳面之写」

銀拾九匁弐分九厘七毛五弗金九百五拾七両三歩弐朱

残

5 年月日未詳

一条城内外の御蔵詰米大豆幷御役料御切米御扶持方定渡方覚書。

[京都御役所向大概覚書]

同所御蔵詰米大豆幷御役料御切米御扶持方定渡方之事

自分知行高付之事

附、

二条御蔵詰

春冬 詰詰

内式万四千五拾壱石九斗八升四合内六千石

米三万五拾壱石九斗八升四合正徳四午年割賦

御用米三千石(貼紙)

右者御詰米高之内_

大豆四百石六斗四升壱合

内

米百七拾五石 伝奏料 庭 田前大納言

右者家来手形ニ所司代裏判

右者家来手形ニ所司代裏判

米四拾石

右同断

米四拾石

伝奏料

米百七拾五石

同断 岩倉中納言

一米四拾石

徳大寺右大将

議奏料

中

山前大納言

同

断

鷲尾大納言

右同断

米四拾石 右同断

同断

石野宰相

右同断

同 断

石井右衛門督

米四拾石

右同断

米四拾弐石 右者家来手形二両伝奏家来奧判、所司代裏判 御切米 清閑寺頭

米三拾石 神事料 白川中将

右同断

米七拾石余 右者家来手形二所司代裏判 禁裏御児

弐人御扶持方

水野和泉守組

米五千五百三拾石余

内

四千石 与力五拾人御切米壱人二八拾石宛

千石 同心百人御切米壱人二拾石宛

五百三拾石余 同心百人御扶持方壱人ニ三人扶持宛

右者与力手形ニ所司代裏判

米六百石 御役料

山口安房守自分高弐千石

米弐千三百六拾五石余 同人組

千六百石 与力弐拾人御切米壱人二八拾石宛

内五百石 同心五拾人御切米壱人二拾石宛

弐百六拾五石余 諏訪肥後守 同心五拾人御扶持方壱人二三人扶持宛

米六百石

御役料

米弐千三百六拾五石余

同人組

内五百石 千六百石 同心五拾人御切米壱人二拾石宛 与力弐拾人御切米壱人二八拾石宛

米千弐拾三石余 弐百六拾五石余 久留伊勢守組 自分高千七百石 自分高千七百石 人拱持宛

与力拾人壱人ニ六拾石宛

六百石

六拾四石余

右者伝右衛門手形

米九百六石余 米百弐拾石 米三拾石 米五百三石余 米五百弐石余 米千三拾五石余 内百八拾九石 内百九拾弐石 内弐百九拾石五斗 内弐百八拾石 内弐百弐拾八石八斗 但、 弐百四拾石 弐百四拾石 六百石 百四拾三石余 七拾四石余 右者伊豆守手形 七拾石余 右者丹後守手形 右者伊予守手形 百四拾五石余 右者伊勢守手形 六百拾三石五斗 右者直手形 右者久留伊勢守 ・小宮山丹後守手形 壱人ニ付五石宛 御役料 禁裏御構 同心四拾人御扶持方内宛弐人ハ三人扶持宛同心四拾人御切米内三拾八人ハ弐人扶持同心四拾人御切米内三拾七人ハ七石宛 同心弐拾人御扶持方内弐人ハ三人扶持宛同心弐拾人御切米内宛六人ハ七石宛 同心弐拾人御扶持方壱人二弐人扶持宛同心弐拾人御切米内六 人 ハ 七 石 中 同心四拾人御扶持方内宛壱人八三人扶持 与力四人御切米壱人ニ六拾石宛 与力拾人御切米壱人ニ六拾石宛 同 同心弐拾人御扶持方内八人へ御扶持方無之同心弐拾人御切米内拾弐人ハ三人扶持宛同心弐拾人御切米内拾弐人ハ拾石宛八 心四拾人御切米壱人二七石宛 与力拾人御切米壱人二六拾壱石三斗五升宛 御扶持方無之、 小宮山伝右衛門自分高八百三拾五石 辻番人六人 長崎伊予守組 山田伊豆守組自分高千弐百石 小宮山丹後守組自分高千六百石 人組 石五 中 斗 宛宛

> 米百弐拾石 御役料 曲淵十左衛門自分高四百石

右者直手形

米九百六石余

人組

内弐百拾八石六斗 六百拾三石五斗 七拾四石余 同心弐拾人御扶持方内六人ハ御扶持方無之同心弐拾人御切米内三石六斗宛・老人ハ七石の弐拾人御切米内拾三人ハ拾石宛・六人ハ拾 与力拾人御切米壱人二六拾壱石三斗五升宛

右者十左衛門手形

米三拾五石 御切米 三輪七之助

但、 右三拾五石ハ所司代裏判ニ而二条御蔵米請取 自分高四百石 内三百石ハ地方百俵ハ御加増、 但三斗五升入

米壱石四斗壱升余 同人組

是者 御城時之太鼓打申御入用抹香代、 形二七之助奥判 一日ニ四合宛太鼓坊主手

米弐百弐拾七石余

百七拾七石 坊主拾七人御切米内宛壱人ハ七

六拾石余

坊主拾七人御扶持方壱人二弐人扶持宛

右者七之助手形

米七拾石 御切米 富田平右衛門

右者所司代幷両御番頭裏判

御役料

同

人

右同断

米六拾石

米七拾三石余

四拾七石 同心五人御切米内壱人ハ七石

弐拾六石余 同心五人御扶持方壱人二三人扶持宛

右者平右衛門手形

米七拾石 御切米 梶助右衛門

右者所司代幷両御番頭裏判

内

一米弐百石 米三拾五石余 米六拾壱石余 米五百三拾石余 米三拾五石余 米七拾石余 米三拾五石 米七拾三石余 米六拾石 内三拾五石 弐拾六石余 四拾七石 弐拾壱石弐斗四升程 五石弐斗五升 右同断 右同断 右同断 右同断 在京中三百人扶持壱ケ年分之積 右者道寿手形 右者所司代裏判 右者直手形 右者両奉行裏判 右者助右衛門手形 弐拾人扶持御 扶 持 方 弐拾人扶持御 扶 持 方 四拾人扶持御 扶 持 方 御切米 御役料 同心五人御扶持方壱人二三人扶持宛 同心五人御切米内西人ハ七石 荒子拾壱人御扶持方内拾人ハ壱人扶持宛 荒子拾人御切米壱人ニ三石五斗宛 小頭壱人御切米 里村昌億 中井主水 藤林道寿 角倉甚平 後藤縫殿助 同 同 同 京都火消番 人組 人 [京都御役所向大概覚書] 二条城内外の御蔵手代御蔵番小揚書上。 一米百石 一米百八拾石程 米四拾石 米四拾石 米四拾石 米四拾石 大豆五百石程 米千三百三拾石 米四千三百石程 米百四拾壱石余 年月日未詳 内五百五拾壱石八斗 三百石 右同断 右同断 拾石 御役料 能勢平右衛門是者年々高下有之、但両奉行裏判 四百七拾八石弐斗 右者両奉行裏判 右者両奉行裏判 右者社僧手形二両奉行奧判所司代裏判 右者御番頭手形 同心四拾人壱人ニ付弐人扶持壱ケ年分之積 外不時渡り年々高下有之、 同断 御役料 同断 行所司代裏判 社家手形両奉 所司代裏判 右同断

御番衆五分一米

下鴨 上賀茂

幷馬借駄賃米共 同断拾分一大豆 葵祭御下行米

堂上方

祭礼料西八条六孫王社

御城内両同心

多賀彦八郎御切米百五拾俵

奈佐清太夫 御切米百五拾俵

伏谷久太夫御切米百五拾俵

一米七百石程

り被指出候、

是者御目付衆御扶持方幷御普請方奉行扶持大工木挽飯米所司代組よ

御目付其外加扶持

五.

同所御蔵手代御蔵番小揚之事

米四拾弐石余

二三人扶持宛御扶持方壱人

御蔵手代八人

道中宰領扶持銀吹替御用掛り衆御合力米扶持方等、

其

御給金八拾両 壱人ニ拾両宛大坂ニ而請取

右者御蔵奉行手形両奉行裏判

米拾五石八斗余 拾石五斗

壱人ニ付三石五斗宛 御蔵番三人 御切米

五石三斗余 壱人ニ付壱人扶持宛 御扶持方

米百三石余 御扶持方

右御蔵番手形ニ御蔵奉行奥判

御蔵小揚三拾八人

御給金百弐拾両 大坂ニ而請取

内小揚頭三人 平小揚三拾五人 一 壱人ニ付海給金三両宛壱人ニ付売人半扶持宛一 売人・共持宛

禄三午正月新規召抱頭三人平三拾五人二人数極り候、 小揚之儀先年者頭四人平六拾人在之、賃銀者百姓より出之候得共、 頭者金五両ニ弐

人扶持宛、 平ハ金三両壱人半扶持宛被下候、 給金者大坂御城金二而相

渡り候、 ※二付、 御蔵御用相勤候節、 頭三人者大坂御蔵小揚頭並ニ刀さし候様ニいたし度旨御蔵衆 又者御蔵衆用事被申付時者刀可帯候、 常

ニハ無用之由申付

右之外御法事下行其外不時之渡り方有之、

7 年月日未詳

一条城内外の御蔵詰米御入用覚書。

京都御役所向大概覚書

六 同所御蔵御詰御入用之事

内拵百俵二付銀五匁七分弐厘宛

拼出百俵二付銀五匁弐分宛

人足壱人二付銀壱匁九分五厘宛

右御 : 詰米・大豆於御蔵場車積、 是者正徳元卯九月より当申九月迄請負値段 内拵·拼出日用人足賃幷筵諸道具損料共

> 坂 先年者百姓ニ懸り候得共、 御城銀二而相渡り候 且又御蔵場入用墨・筆・紙代銀同年より大坂 元禄二巳年之御納米より公儀御払ニ罷成、 大

年月日未詳

:城銀ニ而相渡り候

一条城内外の御蔵御入用銀および御修復御入用銀覚書。

(京都御役所向大概覚書)

同所御蔵御入用掛ル国幷御修復之事

一山城 大和

右御蔵入之村々より御城外御蔵入用銀之内、 縄藁人足代銀役高ニ応し出

之、但人足壱人一日五合宛御扶持方被下之、

御城内外御蔵御修復御入用銀小堀仁右衛門より 者御番衆被相勤、 御城外者小堀仁右衛門相勤 相 渡り、 奉行之儀御城内

9 年月日未詳

一条城詰大番頭·大番衆幷目付衆合力米覚書。

(京都御役所向大概覚書)

二条大番御目付衆御合力米之事

仮令

知行高壱万石ニ而者

現米四千石

七百弐拾石 弐千八百八拾石

五五 分分 一四 米米

八拾石 三百弐拾石 五分四大豆

右者御番頭幷御番衆同断、 但与力者三ツ半物成積ニ而右之通請取之、 同

心ハ壱人ニ付三石宛、

但、元禄五申九月二条御番衆御合力米銀渡り二罷成候、 幷同大豆之分ハ二条御蔵ニ而米・大豆ニ而請取、 前年冬御張紙直段、 後半年分ハ其年夏御張紙直段、 五分四米大豆ハ大坂 右之内五分一米 初半年分代金

不相渡候二付 御 金蔵ニ而二条御蔵衆壱枚手形を以代金請取之、 一条御蔵ニ而米を以請取之、 端金之分ハ大坂ニ

一二条大坂半年代り之御目付知行高下ニ不依御合力米百石宛大坂御蔵ニ相渡

但御扶持方分限ニ応シ京・大坂両所ニ而相渡ル、

年月日未詳

|条城大番頭幷大坂目付交代覚書|

[京都御役所向大概覚書]

二条大御番頭幷大坂目付交代之事

一二条大御番頭交代 十六日上着十八日交代、 毎年先登り四月十一日京着十三日交代、 旅宿大方ハ蛸薬師通大宮西江入町正運寺、 跡登り同月 又者

:城近辺大名屋敷江着候も有之、

先登り之御番衆ハ十二日・十三日京着十四日・十五日交代、 八日・九日京着、 ·十五日京着十六日·十七日交代、 江戸下り宿割者三月廿日過京都発足、 但宿割御番衆ハ一組ニ弐人宛四月 跡登りハ十四

御番衆京都宿割之儀者毎年町代田内彦兵衛・竹内助九郎両人江申付 尤旅宿江致案内候

旅宿場所東西者岩上通より大宮西江入町迄、 南北ハ姉小路より仏光寺通

大坂御目付両人宛毎年三月・九月共両度六日於大坂交代、 不時御用有之節者四五日宛大坂より上京之儀も有之、 日ニ京着、 过辺巡見、 三十日程宛逗留日限不定、 翌五日大坂江被罷下六日之朝交代、尤両人共上京之節者京都 大坂ニも三十日程宛被相詰 但 江戸より 应

司代闕幷御在府之内者壱人宛京都二被相詰候

11 年月日未詳

一条城の門松鬼割木杭木覚書。

(京都御役所向大概覚書)

+ 二条御 城松荘之事

> り稲荷村役人方江申遣、 方より市十郎江相渡候由 御城御門松鬼割木杭木、 三輪市十郎江相渡候、 例年十二月廿七八日比小堀仁右衛門方よ 且又葉竹之儀ハ角倉与一

12 年月日未詳

一条城内外掃除覚書。

十二 二条 御城内外掃除之事 但、板倉伊賀守宛所三而可成奉書由御文言有之、「京都御役所向大概覚書」

知行百九石七斗七升余

三条天部村 六条中島村 田中川崎村

右六ケ所之穢多幷洛中青屋共文六致支配 東山龍ケロ村 蓮台野村 北小路村

御城内掃除之儀文六奉之相勤申候

右之通二候処、宝永五子年文六病死、 末期之願ニ付不相叶 御朱印 御 取

御城内掃除相止、六条村・天部村頭分二罷成、

牢屋敷番いたし候様同

上ケ候故、右之穢多共

申渡、

其已後

三輪市十郎より所司代江案内有之候得者、 御城内掃除之儀者、所司代より人足被差出候、二之御丸之内掃除有之節者、 心壱人、此外所司代足軽杖突指添人足被差出候、二之御丸外槨掃除ハ見 壱人白衣ニ而奉行ニ罷出候、 合所司代より被申付候、 外御堀廻り馬場ハ前々より所司代ニ而掃除有之候 其節御城内御番所二相詰罷在候所司代同心之内 尤足軽杖突指添人足被差出候由 所司代組同心小頭壱人、平同

年月日未詳

二条城御堀の身抛者の節対応覚書。

[京都御役所向大概覚書]

十三 二条御堀江身抛者有之時之事

身抛又者往行之者踏落候儀有之節者、

人ぬし不出候得者取かたつけさせ申候、心目付遣之令吟味、様子不相知候時者千本通三条之辻ニ三日さらし置候、所司代之家来令吟味其所江送届候、相果候得者両奉行月番之方江申来、同御城廻五ケ所之番人より所司代江訴、早速取揚存命ニ而住所等相知候得者、

14 年月日未詳

大坂・二条・大津御蔵詰米大豆覚書

(京都御役所向大概覚書)

六十一 大坂・二条・大津御蔵詰米大豆之事

享保弐酉改

一大坂御蔵詰米石高五万八千石

1、五畿内・近江・丹波・播磨より納不足之時、丹波・石見・出羽

越後米等江戸御勘定所より割賦足詰、

右者、五畿内・近江・丹波、年ニより播磨よりも納一二条御蔵詰米石高三万石余より四万石余迄

一大津御蔵詰米石高四千石程

右者、近江

一大坂御蔵詰大豆石高弐千石余

者、摂津・近江・丹波・播磨、年々不同、

一二条御蔵詰大豆石高三百石余より四百石余迄

『者、摂津・近江・丹波・播磨、年々不同、

八豆者、御蔵詰之外余慶過分ニ有之候得者取払銀納ニ申付、

Ⅴ地誌

明暦四年

二条城の挿図および二条城を詠んだ和歌の記載がある

一京童

(挿図あり 門の形が現状と異なる。天守閣を大きく捉える。門・天守閣・御殿

の鯱が目立つ。堀に亀がいる)

○二条の城

下泰平この時也。かゝる折からにこそ発句もざれ歌もたなつものますく、みのれば。民も畔をゆづりあひ。まことに武運長久天いよく、ひれあり。堀のどうがめもなを歳をつげ。国土安穏にして五つの弓は袋にいれ。剣は箱におさまる御代なれば。てんしゆのしやちほこも。

のどけさやかんこの苔も鬚矢倉

なれみてもめでたくなりぬ城郭の堀のどう亀いく代へぬらん

延宝四年

二条在番の大番頭の交代についての記載がある。

[日次記事]

.

(四月十四日)

「人事」 二条御城番替 番頭出京、十九日朝第二番頭交替 今日至十九日、御城番替、今朝第一ノ

ゝ 延宝五年

二条城の挿図および二条城を詠んだ和歌の記載がある。

[出来斎京土産] 巻之二

侍一人とその家来二人がいる。) い。天守閣を大きく捉える。門の鯱が目立つ。堀に亀がいる。堀の前に(挿図あり 門の形が現状と異なる。堀が凸型になっているが位置がおかし

○ 二条城

もあまねくうるほふ御めぐみの有がたさに
むまで、当工会のはし、物堀のどう亀も。いよく、万歳をとなへ。まことにめでたうをのばし。物堀のどう亀も。いよく、万歳をとなへ。まことにめでたうをのばし。物堀のどう亀も。いよく、万歳をとなへ。まことにめでたうがはします。出来齋坊が諸国行脚も道ひろく。関の戸さゝで。千里までおはします。出来齋坊が諸国行脚も道ひろく。関の戸さゝで。千里までおはします。出来齋坊が諸国行脚も道ひろく。関の戸さゝで。千里までおはします。出来齋坊が諸国行脚も道ひろく。関の戸さゝで。千里までおはします。出来齋坊が諸国行脚も道ひろく。関の戸さゝで。千里までおはします。

4

延宝六年

此城の久しかるべきためしには

〔近畿歴覧記〕 二条城築城以前の状況についての記載がある。

「神泉苑略記」のうち

去ル、于茲石上明神ノ社二条冷泉ニアリテ立ノケル其内ナリ、大阪御陣ノ前今ノ二条ノ御城地広クナレリ、此ノ時其ノ辺ノ寺社民家所ヲ

5 延宝七年

二条城の来歴についての記載がある。

[京師巡覧集] 巻之二

〇二 条 世

松樹千年ノ色。葵紋四海ノ光リ。天顔誠二喜ビ有リ。遅日唐王ヲ起ス。京尹、東方自リス。和風刃鋩ヲ戢ム。祥雲瓦屋ニ升リ。平水台墻ヲ遶ル。テ会ス。コレ生民今五袴ヲ喜ビ、其ノ任ヲ去ルトキハ、老幼轅ニ攀ツベシ。ニ投ズルノ意ヲ持ス。其ノ任、苟ニ重シ。附庸ノ朱幡皀、蓋シ間マ来タリニ投ズルノ意ヲ持ス。其ノ任、苟ニ重シ。附庸ノ朱幡皀、蓋シ間マ来タリニ投ズルノ意ヲ持ス。其ノ任、苟ニ重シ。附庸ノ朱幡皀、蓋シ間マ来タリニ投ズルノ意ヲ持ス。其ノ任、苟ニ重シ。附庸ノ朱幡良、蓋シ間マ来タリ是レハ冷泉院ノ跡ナリ、二条堀河ノ西ニ当テ高城天ヲ支ヘツベク、東君ノ是レハ冷泉院ノ跡ナリ、二条堀河ノ西ニ当テ高城天ヲ支ヘツベク、東君ノ

0 貞享元年

二条城の範囲および寛永行幸を詠んだ和歌の記載がある。

〔莵芸泥赴〕二

○二条御城

の儀式古にもためしすくなきけいめいにて記にとゞめ絵にうつして世にめは二条通にみゆ、寛永三年九月六日(後水尾院のみかど行幸あり、其ほど北は大炊御門より南は三条坊門まで、東は堀川より櫛笥のわたりまで、天守

もろこしの鳥も住へき呉竹のすぐなる世こそかぎりしられねで祝ひ奉あへり、明る七日御歌の会有、題は竹契遐年 御製

大御所様于時左大臣御歌

呉竹のよろづ世までもちぎるかなあふぐにあかぬ君か行幸を

大樹様于時右大臣御歌

みゆきする我大君は千世ふべき千ひろの陰をためしとぞ思ふ

猶万歳千秋の治世の声々あまたあり、

貞享三年

上京より北を描いた図中に二条城の天守・隅櫓が描かれる。

(雍州府志)

まりまる) はるおしかほうしこうかのうち あれがまがれる

.形勝門」に「其内中立売橋與下立売橋、毎破損所司令改造之、中立売橋公方

上京より北を描いた図中に「二条城」あり。

天守と隅櫓を描く。

家入洛日、自二条城入禁裏之通衢也」、

城外之塵埃、是出自棄不浄者也」とある。 寰内太平久人民冨庶、是皆金城之庇蔭也」および「斯徒毎日輪次掃除二条・寰内太平久人民冨庶、是皆金城之庇蔭也」および「斯徒毎日輪次掃除二条城、地門」に「二条城 慶長壬寅七年修造之、誠万世之洪基而諸人之所仰也、城池門」に「二条城 慶長壬寅七年修造之、誠万世之洪基而諸人之所仰也、

貞享三年

二条城の挿絵がある。

[京羽二重] 巻六

二条御城の挿絵あり(大きな松、堀にどう亀。侍一人に家来が二人いる。)

元禄二年

挿図に二条城についての記載がある。

[京羽二重織留]

とりかこむ、義昭公これをふせきてかたき退去す、此時織田信長公尾州院義昭公本国寺にありし時三好が一族蜂起し京師にみだれ入、本国寺を〇二条城 伝云 後冷泉院永承五年始て築くと、又云永禄十二年正月霊陽

長壬寅七年に修造ありしと、 同二年行幸、秀忠公修之たまふ、 北を天守町と号す、古へ二条の城此辺なりしが、又今の二条の御城は慶 ともに移り、五月に信長公岐阜の城へ帰りたまふと也、今高倉通二条の 岐阜の城にあり、此よしを聞召ていそぎ上洛し、義昭公に謁し無事を賀 ふぎたてまつるところ也 給ひて、畿内近国の諸士に命じて二条の城を経営し、四月義昭公と相 又 まことに万世の洪基太平安穏諸人のあ 後水尾院寛永元年二条の御城御普請、

10 元禄十七年

二条城の挿図がある

花洛細見図

見開き挿図の文字

一条御城

くハんむ天わう御宇/ゑんりやく年中に/長岡のミやこを/平安城いま / 京に移さる/四つの海/なミしづかに/民のかまどハ/いつもにぎ

くしう/おさまれる/御代とかや

11 宝永三年

三条大橋より二条城までの距離の記載がある。

○二条御城

洛中洛外三条大橋より行程 (中略)

二条御城 十七丁

12 宝永五年

二条城東の堀川の宿所についての記載がある。

〔京内まゐり〕

二条御城

御城の東にながるゝ川は堀河也、 此所て宿の所を尋て帰るべし

宝永五年以降数年内

二条城の挿図および来歴についての記載がある。

〔都すゞめ案内者 〕下

にあり。西門の前に侍一人とその家来二人がいる。) (挿図 一三九頁 南南西側から全体を鳥瞰的に捉える。 所司代屋敷が上方

▲二条御蔵衆

本多十右衛門 杉本善右衛門

長坂新右衛門

上洛し給ひ、よしてる公に謁し無事を賀し給ひて畿内きんごくの諸士にめ とき織田信長公には尾州ぎふの城におはしまし此よしをきこし召、いそき 陽院よしてる公本圀寺にありし時三好一族 まことに万代の洪基太平あんをん諸人のあふぎたてまつる所也 ス、いにしへ二条の御城は慶長壬寅七年ニ修造ありしと也、 ぶなが公ぎふの城へかへりたまふと也、 いじて二条の城を経営し、四月によしてる公と相ともにうつり、五月にの マ)寛永元年に二条の御城御ふしん、同二年行幸、 二条御城●伝云冷泉院永承五年ニはじめてきつく、又云永禄十二年正月霊 本こく寺をとりかこむ、よしてる公是をふせきてかたきを退去す、此 今高くら通二条の北を天守町と号 (ママ) 蜂起し京師ニみだれい 秀忠公これを修したまふ 又後水院(マ

正徳元年

二条城の所在地、 来歴についての記載がある。

〇二条ノ金城 二条堀河 ノ西ニ在リ

静平ノ洪基 御上洛ノ御所/天子行幸ノ玉台 威光無辺 柱礎磐石之固キガ如ク 伝へ云フ。上古此ノ地ニ冷泉 仰望泰山之安キガ如シ。

15 宝暦七年

二条城の所在地、築城年などの記載がある。

[山城名跡巡行志] 第一

穀倉所東二員 〇二条城 (中略)○城番二騎舟後代○番頭二員与力二十口同心四十口○鳥銃所恵二員 在二条堀川西、 門有東北西、慶長七年始築、 以板倉勝重為総宰、

16 宝暦七年

[山城名所寺社物語] 二条在番および築城の来歴についての記載がある。

〇二条御城 与力二十四騎同心三十人 大御番頭御両人づゝ四月代リ

慶長六年に伏見の城を此所にきづく、夫まで御屋形なり、

17 安永九年

神泉苑の図中に二条城が描かれる。

神泉苑の図の左上に二条城を描く。

18 天保二年

二条城の挿図および本圀寺より二条城までの距離の記載がある。

[京都順覧記]

「二条御城」(「〈本圀寺から〉十七丁 神泉苑」の次)

19 天保十年

二条城の挿絵および三条大橋より二条城までの距離の記載がある。

[袖中都名所記]

(挿絵/堀川二条橋が左手前 東大手門より東南隅櫓を臨む)

(巻頭より二丁目・・・内裏の図/平安城)

十九丁「十六丁/二条御城」(「十七丁/神泉苑」の次、「四十一丁/北野天

満宮」の前)

二十丁「二条御城

天保十二年

三条大橋より二条城までの距離の記載がある。

[京名所獨案内]

十五丁「北西の方/三条はしより十六丁/▲二条御城/是より北野へ十八 丁此間に/○立本寺/○下のもり/○東向くハん寺」

嘉永五年

神泉苑と北野天満宮の間に二条城の記載がある。

[京名所寺社細見記]

ちはいけん)(「十七丁/神泉苑」の次、「四十一丁/北野天満宮」の前) 五丁「十六丁/二条御城/御城中拝見ならず」(にでうおんしろ/おしろう

文久三年

二条城の挿絵および二条城関係諸役人についての記載がある。

[花洛羽津根] 八巻

代/町御奉行/二条御城番 五丁目「花洛羽津根巻一目録) 一丁(挿絵 東大手門から東北隅櫓を臨む。 同御門番/同御殿番 /洛外惣図/迁都之次第/内裏略図) 城門は閉じた状態 御蔵奉行/御鉄砲奉行 /御所司